

日本ソーシャルワーク学会 第43回大会 プログラム抄録集

Social Changeと社会正義：
戦後80年を経て、
どのような社会を目指すのか

2026年7月11日(土)
・12日(日)

於 日本社会事業大学
竹丘キャンパス

主催：日本ソーシャルワーク学会第43回大会実行委員会

共催：公益社団法人 日本社会福祉士会

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会

詳細は学会HPを
チェック! ↓



会場：**日本社会事業大学** 竹丘キャンパス(東京都清瀬市竹丘3-1-30)

西武池袋線「清瀬駅」南口より西武バス

「下里団地行」「花小金井駅行」「滝山営業所行」に乗車し、

「社会事業大学前」で下車してください。



目 次

1 大会長あいさつ	1
2 大会概要	2
3 大会プログラム	4
4 大会参加者の皆さまへ.....	6
5 会場平面図	9
【全体プログラム】	
6 開会式	14
7 基調講演	15
8 学会企画シンポジウム.....	41
9 大会校企画シンポジウム	82
10 閉会式	131
【自由研究発表】.....	133
【ポスター報告】.....	207
実行体制・奥付.....	231

大会長あいさつ

日本ソーシャルワーク学会
第 43 回全国大会大会長
小原 眞知子（日本社会事業大学）



日本社会事業大学が創設 80 周年を迎えるこの節目の年に、本学キャンパスにおいて日本ソーシャルワーク学会第 43 回大会を開催できますことを、大変意義深く、心より思っております。本大会では、「**Social Change** と社会正義—戦後 80 年を経て、どのような社会を目指すのか—」を大会テーマとして掲げました。

戦後 80 年を迎えた今日、格差拡大やポピュリズム、社会の分断など社会基盤を揺るがす課題が顕在化しています。これらは社会連帯のあり方とソーシャルワークの価値・役割を問い直し、社会変革と社会正義に向けた理論と実践の再構築を私たちに迫っています。

本大会では、マルコーム・ペイン（Malcolm Payne）氏（マンチェスター・メトロポリタン大学 名誉教授）を基調講演にお迎えし、過去 80 年間のソーシャルワーク思想の変遷を踏まえ、実践の焦点が心理社会的関係からソーシャルネットワークへと広がってきた過程を整理し、ソーシャルメディアや人工知能の発展が今後の実践や社会的つながりに与える影響を展望します。あわせて、学会企画シンポジウムではソーシャルアクション、教育・養成、調査研究の視点からこれからの社会のあり方を多角的に検討し、大会校企画シンポジウムでは職能 4 団体の歩みを振り返りながら、研究と実践の結節点を探ります。困難な時代にソーシャルワークがどのように応答してきたのかを共有し、今後の展望を考えます。

本大会が、分断を乗り越え、人びとの支え合いと社会的連帯を再生するための知的対話と協働の場となることを心より願っております。

大会概要

名称

日本ソーシャルワーク学会第43回大会全国大会

大会テーマ

Social Change と社会正義:

戦後80年を経て、どのような社会を目指すのか

開催日時

2026年7月11日(土)、7月12日(日)

開催場所

日本社会事業大学 竹丘キャンパス

○参加申込:以下の Peatix のサイトからお申込みください。

<https://jsssw43taikai.peatix.com/view>

支払い方法は、クレジットカード、コンビニ決済、PayPal、銀行振込から選択できます。支払方法によって、支払期限および手数料等が異なりますので、Peatix サイトにてご確認ください。直前に申し込みの方は、最終の支払期限が7月7日(火)12:00となります。期限までの入金を確認できない場合、参加登録は無効となりますのでご注意ください。なお、一旦納入された参加費は、不参加であったとしても、払い戻しはいたしません。

○大会及び情報交換会参加費

会員(含共催団体の会員)	7,000 円
非会員	8,000 円
院生	3,000 円
高校生・学生	1,000 円
情報交換会	5,000 円

○問合せ先

日本ソーシャルワーク学会第43回大会事務局

jsssw.seminar2026@gmail.com

大会プログラム 第1日目

12:00- 12:15	開会式 会場:講堂
12:15- 14:45	<p>特別国際企画・基調講演 (逐語通訳付き) 会場:講堂</p> <p>テーマ:「未来と過去を見つめる: ソーシャルワークにおける正義、エンパワメントと共同創造」</p> <p>登壇者:マルコーム・ペイン (Malcolm Payne) (マンチェスター・メトロポリタン大学 名誉教授)</p> <p>コメンテーター:小原真知子(当学会員、日本社会事業大学 教授)</p> <p>モデレーター:ヴィラーク ヴィクトル(当学会理事、日本社会事業大学 准教授)</p> <p>閉会挨拶:和気 純子(当学会副会長、東京都立大学 教授)</p>
15:00- 17:30	<p>学会企画シンポジウム 会場:講堂</p> <p>テーマ:「社会を変えるためのソーシャルワーク ~反ソーシャルワーク的な社会状況において実践・教育・研究に何ができるか~」</p> <p>報告者(発表順):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲葉 剛 (一社 つくろい東京ファンド 代表、認定 NPO 法人 ビッグイシュー日本 共同代表) 「排除と貧困に抗うソーシャルアクション」 ・横山 北斗(NPO 法人 Social Change Agency 代表) 「社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成の課題と期待」 ・高良 麻子(法政大学 教授) 「社会を変えるためのソーシャルワーク調査研究」 <p>司会:志水 幸(当学会理事、北海道医療大学 教授)</p> <p>モデレーター:大島 巖(当学会副会長、東北福祉大学 客員教授)</p> <p>コーディネーター:ヴィラーク ヴィクトル (当学会理事、日本社会事業大学 准教授)</p>
17:45- 19:15	情報交換会 会場:厚生棟 2 階学生食堂「しゃだいにんぐ」

大会プログラム 第2日目

9:00- 11:00	第1分科会:A棟 402 第2分科会:A棟 301 第3分科会:A棟 302 第4分科会:C棟 301 自由研究発表(口頭発表) 第5分科会:C棟 302 第6分科会:C棟 303 第7分科会:A棟 202 第8分科会:C棟 202 第9分科会:C棟 203
11:00-	ポスター報告(研究報告・実践報告) 会場:A棟 101
12:00	当学会研究推進第2委員会主催 会場:A棟 401 「2025年大会の事案をうけた学会活動における多様性尊重のための ワーキンググループ」報告
12:15- 13:30	総会・学会賞授与式 会場:講堂
13:40- 16:10	大会校企画シンポジウム 会場:講堂 テーマ:「職能4団体における研究と実践の歩み」 登壇団体: ・公益社団法人 日本社会福祉士会 山下 康(会長) ・公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 古屋 龍太(相談役) ・公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 野田 智子(副会長) ・特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会 保良 昌徳(会長) コメンテーター: 空閑 浩人(当学会副会長、同志社大学 教授) 小山 隆(当学会会長)、同志社大学 教授) モデレーター: 木村 容子(当学会理事、日本社会事業大学 教授)
16:20- 16:30	閉会式 会場:講堂

大会参加者のみなさまへ

1. 参加受付およびクローク

今大会では、参加受付・クロークの場所が、1日目と2日目で異なります。受付にて、参加証（ネームホルダー）および領収証をお渡しいたします。参加証に氏名ご記入・ネームホルダーに入れたうえで、会場滞在中は身に付けてください。なお、1日目に受付済みの方は、2日目の受付は不要です。また、下記はクロークにおける荷物のお預かり時間です。荷物をお預かりした際には半券をお渡ししますので、受け取りまでなくさないようにしてください。

大会期間	受付開始	受付場所・クローク	クロークの荷物預かり時間
7月11日(土)	11:00~	講堂入口	11:00~18:00
7月12日(日)	8:30~	教学A棟101	8:30~17:00

2. プログラム抄録集（電子配信のみ）

本大会の抄録集は紙媒体の印刷は行わず、学会ホームページに掲載いたします。各自、予めダウンロードのうえ閲覧ください。

3. Wi-fi について

本学には、外部の方にご利用いただける Wi-fi はございません。恐れ入りますが、抄録集は、各自予めダウンロードするなどしてご準備ください。

4. 昼食

1日目につきましては昼食販売がございません。講堂は飲食禁止のため、予めお食事を済ませてお越しいただくことをお勧めします。2日目は教学A棟101にて昼食販売を行いますので、ぜひご利用ください。また、2日目は教学C棟202、203（利用可能時間 11:00~13:00）を休憩室としてご利用いただけます。

5. 書籍販売

1日目は講堂入口付近、2日目は教学A棟101にて書籍販売を行います。お立ち寄りください。

6. 宿泊

宿泊のあっせんはしておりません。各自でご予約ください。なお、西武池袋線沿線（池袋駅～所沢駅）、西武新宿線久米川駅付近にビジネスホテルがありますが、大会期間中の西武ドームのイベント開催に伴い、ホテル予約が取りにくい可能性があります。ご宿泊の方は、早めのご予約をお勧めいたします。

7. 開催場所・交通アクセス

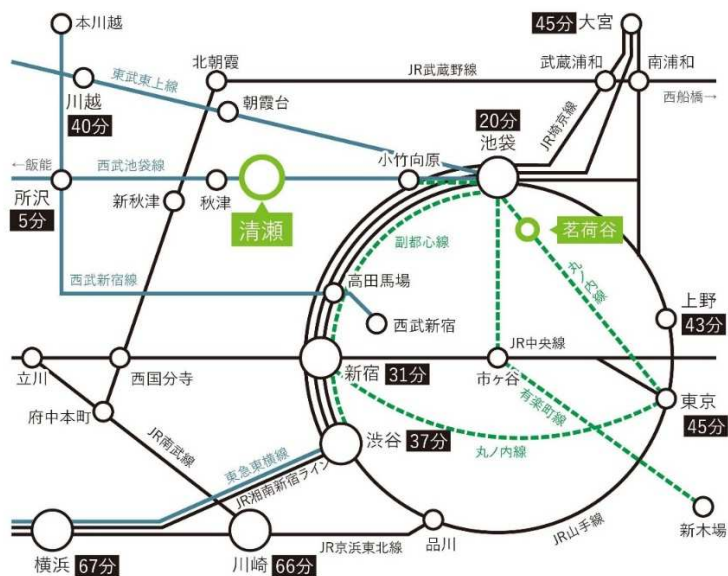
開催場所: 日本社会事業大学竹丘キャンパス(〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30)



交通アクセス:



※下記の時間は、清瀬駅までの所要時間です。
 ※所要時間は目安です。乗り継ぎ時間・交通状況により変化する場合があります。



○西武池袋線「清瀬」駅下車。

・南口バスターミナル2番乗り場より、西武バス(下里団地行、花小金井駅行、滝山営業所行のいずれか)に乗車し、「社会事業大学前」下車、徒歩すぐ。

○西武新宿線「久米川」駅下車

・北口バスターミナル 1 番乗り場より、西武バス(清瀬駅南口行)に乗車し、「東京病院北」下車、徒歩 10 分。

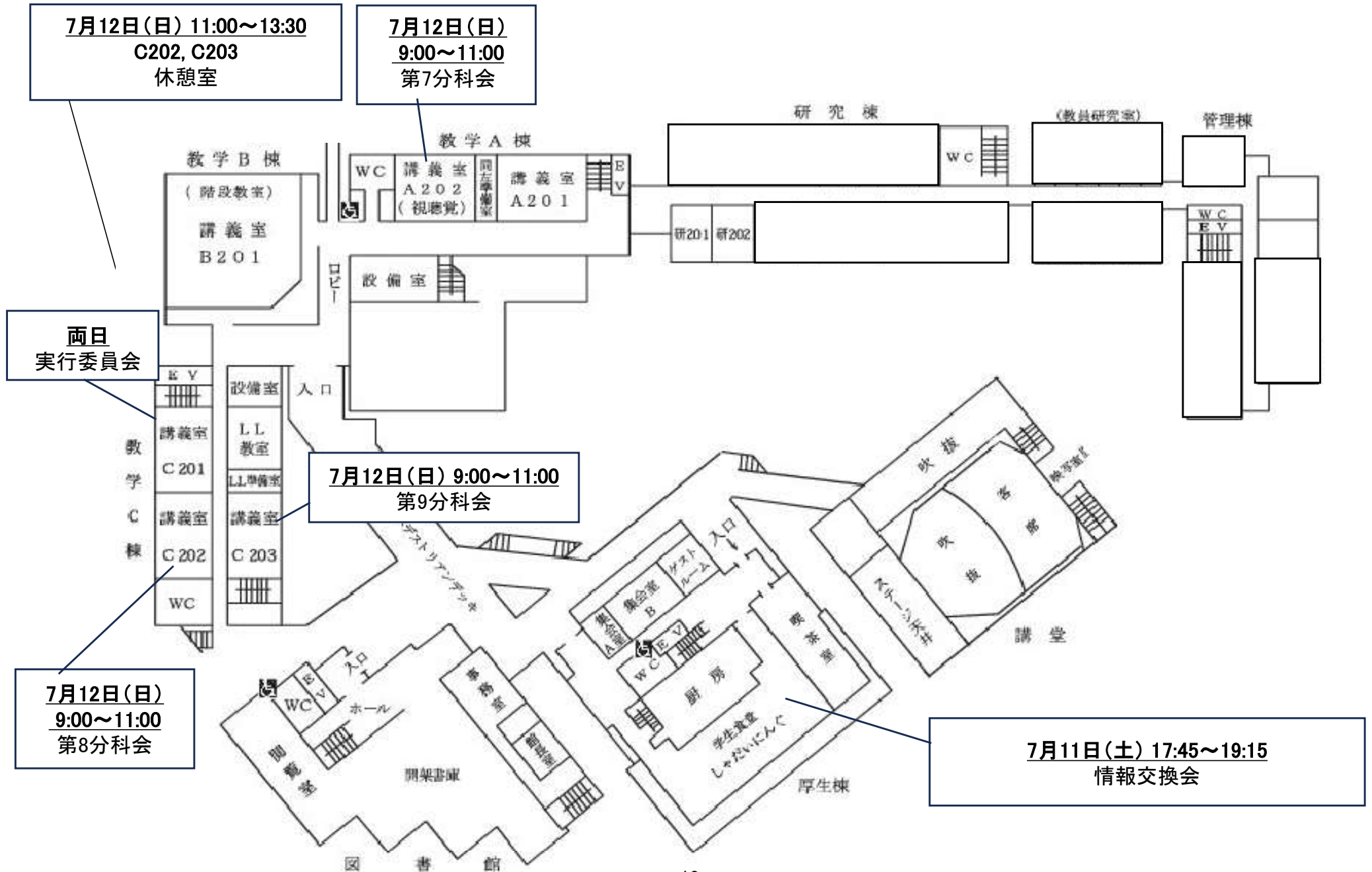
※駐車・駐輪スペースはございませんので、ご来場には公共の交通機関をご利用ください。

8. 問合せ

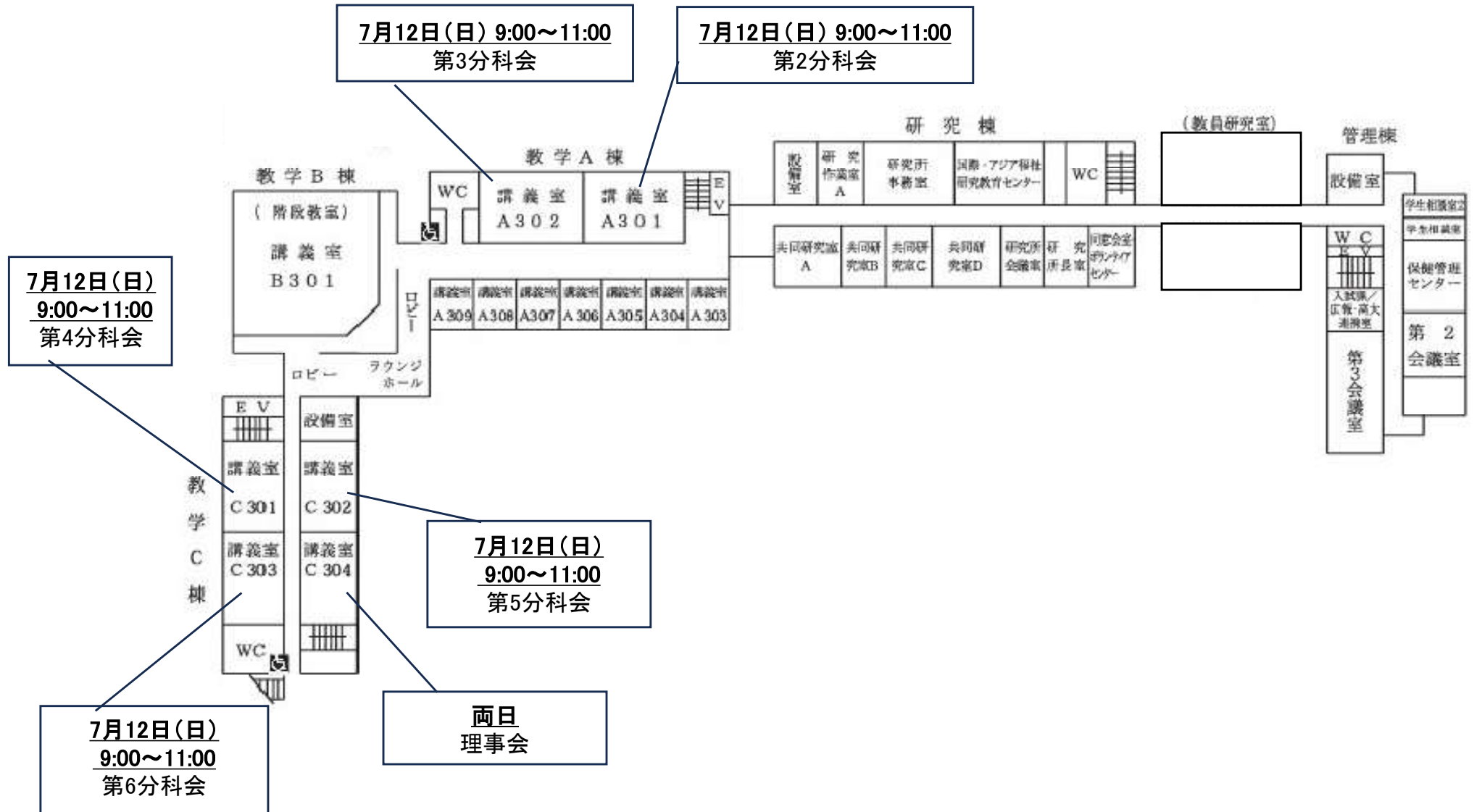
質問等は以下のメールにお問合せください。ただし、すぐにお答えできない場合もございます。
緊急の場合は、受付スタッフにお声がけください。

日本ソーシャルワーク学会第43回大会事務局 jsssw.seminar2026@gmail.com

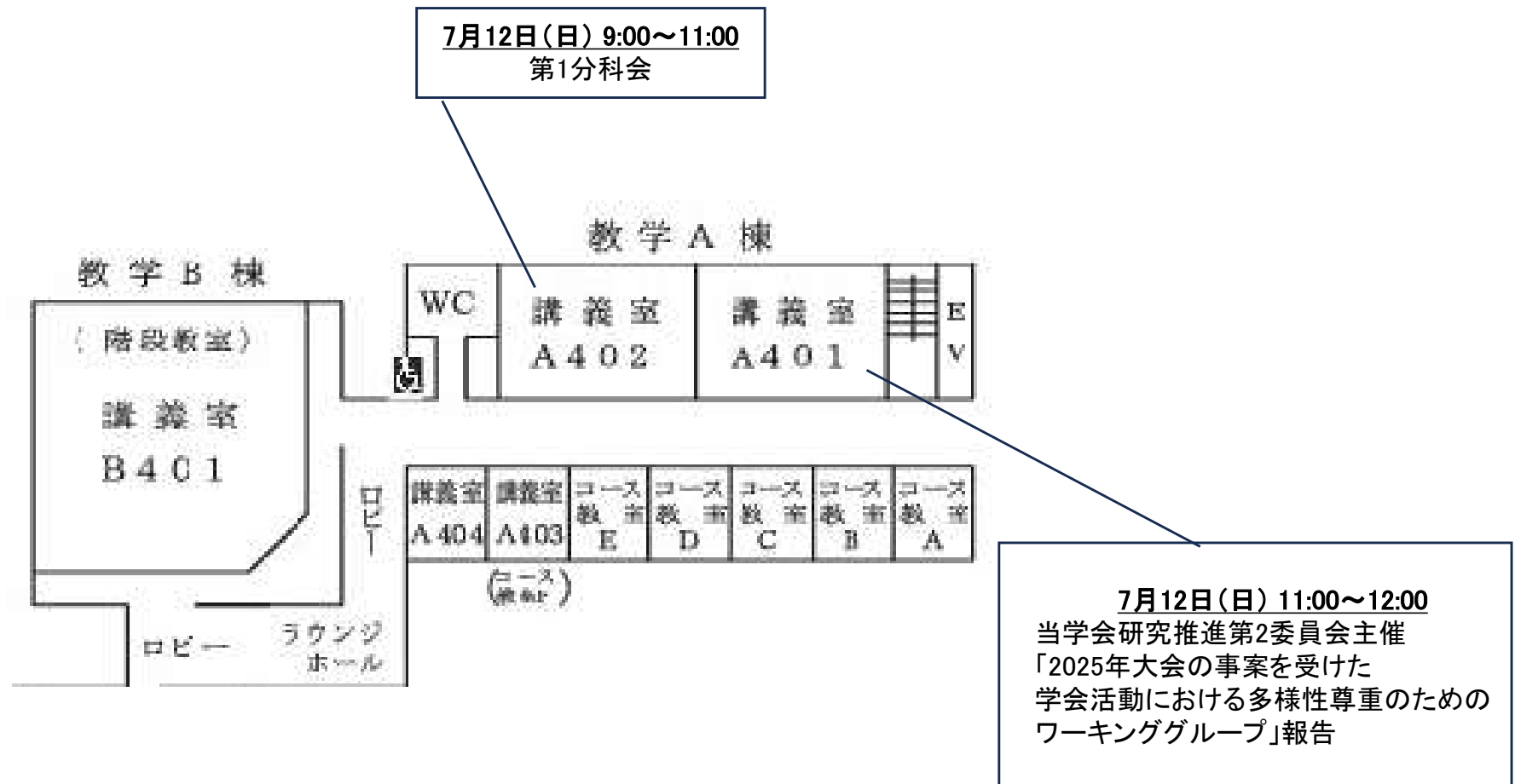
校舎2階 平面図



校舎3階 平面図



校舎4階 平面図



全体プログラム 於 講堂

開会式
基調講演

学会企画シンポジウム
大会校企画シンポジウム
閉会式

開 会 式

開会あいさつ

日本ソーシャルワーク学会 会長

小山 隆(同志社大学)

日本社会事業大学 学長

横山 彰

日本ソーシャルワーク学会第43回大会 大会長

小原 眞知子(日本社会事業大学)

未来と過去を見つめる

ーソーシャルワークにおける正義、エンパワメントと共同創造ー

Looking forward, looking back

Justice, empowerment and co-production in social work

マルコルム ペイン (Malcolm Payne)

マンチェスター・メトロポリタン大学名誉教授

キングストン大学 (ロンドン) 名誉教授

プロフィール

マンチェスター・メトロポリタン大学名誉教授、キングストン大学 (ロンドン) 名誉教授。以前、触法者の他、家族・育児・メンタルヘルスの課題を抱えている幅広い人々と総合的な社会福祉実践に従事。フィンランド、ポーランド、スロバキアで研究職を経験し、全世界にわたって多くの国で論文を発表、セミナーを展開。管理職の立場では、精神保健や緩和ケア、また大都市圏における地域福祉における開発・政策業務に従事。最後の現場役職は、ロンドンにある世界的に著名な聖クリストファー・ホスピスの社会心理的スピリチュアルケア部門の統括者で、同時に保護実践も指導。



著書が 18 か国語に出版され、最も広く翻訳されているソーシャルワーク著者の一人。近年の著書は『An A-Z of social work theory』(Sage, 2021)、『How to use social work theory in practice』(Policy Press, 2020)、『Modern Social Work Theory (第5版)』(Bloomsbury, 2021)、『Why social work is important』(Policy Press, 2024) など。日本では、『地域福祉とケアマネジメント: ソーシャルワーカーの新しい役割』(筒井書房, 1998) と『ソーシャルワークの専門性とは何か』(ゆみる出版, 2019) という訳書が出版。

プログラム

- 12:15 趣旨説明 ヴィラーグ ヴィクトル (当学会理事、日本社会事業大学准教授)
- 12:20 基調講演 マルコルム ペイン
- 13:50 コメント 小原 眞知子 (当学会会員、日本社会事業大学教授、大会長)
- 14:05 レスポンス マルコルム ペイン
- 14:15 質疑応答 モデレーター: ヴィラーグ ヴィクトル
- 14:35 閉会挨拶 和気 純子 (当学会副会長、東京都立大学教授)

要旨

ソーシャルワークの思想の流れは過去 80 年間で変化してきた。実践は心理的・社会的関係からソーシャルネットワークに焦点をおくように移行した。将来、ソーシャルメディアの発展と人工知能の力は、複雑な対人関係とソーシャルネットワークを重視する方向にソーシャルワークのバランスを再調整する可能性がある。地域関係や共有されたアイデンティティを通じたコミュニティや家族の結束は、より拡散し対立的になる可能性があり、社会的なつながりは複雑な形で構築・強化されるであろう。共有された文化的・社会的システムを通じて権力を維持する課題は、競合する優先事項やアイデンティティに入れ代わるかもしれない。個々のソーシャルワークのクライアントの自己決定と自律への歴史的なコミットメントは、権力の乱用による不正義への懸念によって挑戦されてきた。しかし、個人的・社会的なアイデンティティの断片化、競合する社会的利益、そしてソーシャルワーク支援における個別の介入・研究・サービス開発の共同創造を通じた、人々の権利や利益に対する新たな働きかけ方によって、またエンパワメントの概念も新たな挑戦に直面している。

Streams of thinking in social work have changed in the past eighty years. Practice has shifted from a focus on psychological and social relationships towards a focus on social networks. In the future, developments in social media and the capacity of artificial intelligence may rebalance social work in favour of complex interpersonal and social networking. Community and family cohesion through local relationships and shared identities may become more diffuse and conflictual and social links will be constructed and reinforced in complex ways. The shift from concern about sustaining authority through a shared cultural and social system may be displaced in favour of competing priorities and identities. The historic commitment to self-determination and self-direction for individual social work clients, has been challenged by concern about injustice because of misuse of power. But the concept of empowerment is in turn challenged by the fragmentation of personal and social identities, competing social interests and by new ways of engaging the rights and interests of people in social work helping through co-producing personal interventions, research and service developments.



未来と過去を見つめる： ソーシャルワークにおける 正義、エンパワメントと 共同創造

マルコルム・ペイン

キングストン大学(ロンドン)名誉教授

マンチェスター・メトロポリタン大学名誉教授

Malcolm Payne

ソーシャルワークに
おいて未来を見つめる
ことは常に過去を
見つめることも意味する

- ソーシャルワークのアイデンティティからして、過去を見つめることは以下を含む・・・
- ...社会の文化や歴史・・・
- ...と私たちの人間性や関係性

Malcolm Payne



ヤーヌス ローマ神話において二つの顔をもつ、終わり・始まり・移り変わりの神

ソーシャルワークの始まりを見つめる：1850年代まで



ランコーンの旧市街(1968年)

- 産業化、都市化・・・
- ...宗教的及び道徳的な指導...

Malcolm Payne



大英図書館(ロンドン)

- ...実践的な慈善活動...
- ...社会科学

タージ・マハルの
ミナレット
(インド・アグラ)

ソーシャルワークの近代的なアイデンティティ



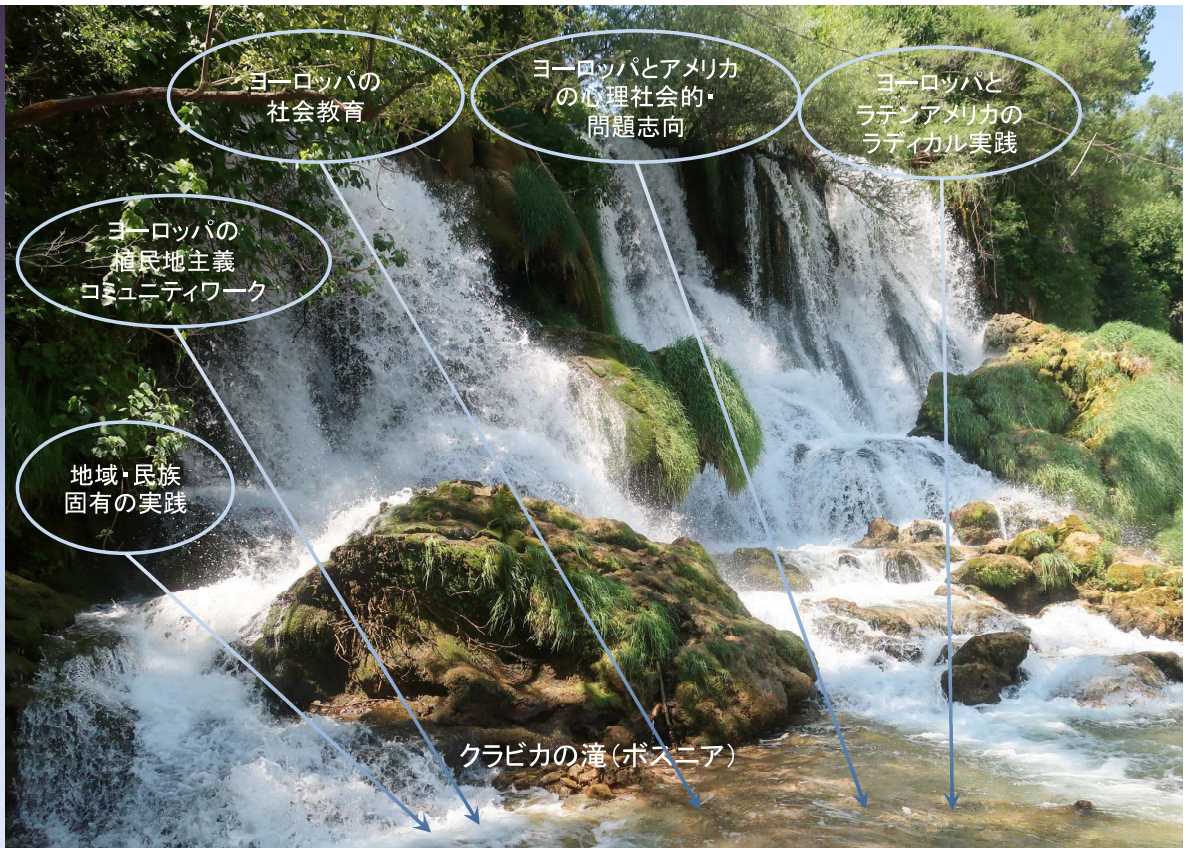
Malcolm Payne

信仰、文化、教育がソーシャルワークの近代的なアイデンティティに影響

ソーシャルワークにおける思想の流れ

- ソーシャルワークのアイデンティティを...
- ...維持し...
- ...変えていく

Malcolm Payne



ソーシャルワークにおける思想の流れ

時代区分

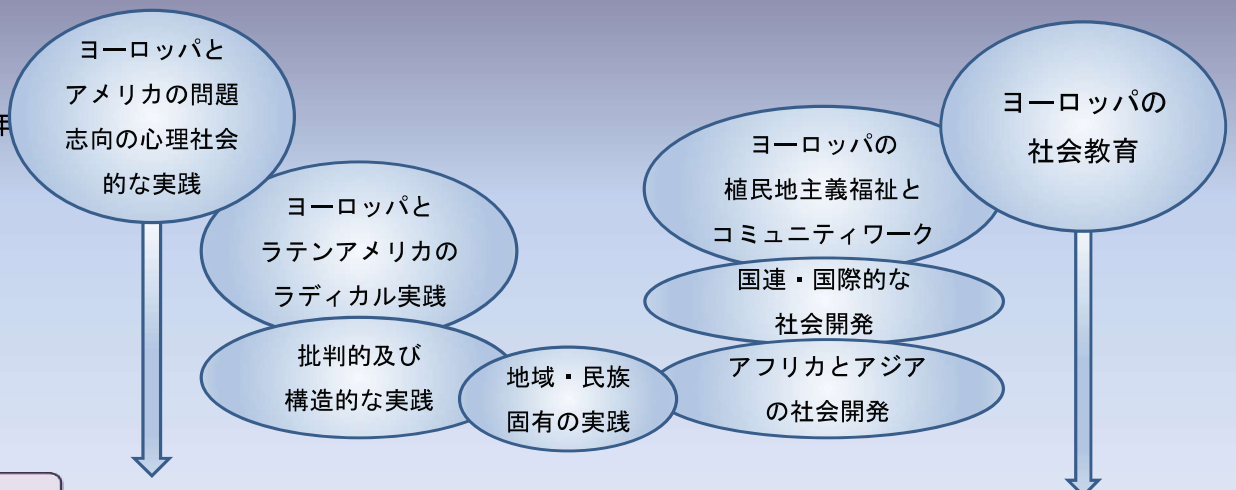
初期

1850年代以降

1880年代～1945年

1945年～2000年

2000年以降



Malcolm Payne

出典 Askeland & Payne, 2017; Payne, 2024.

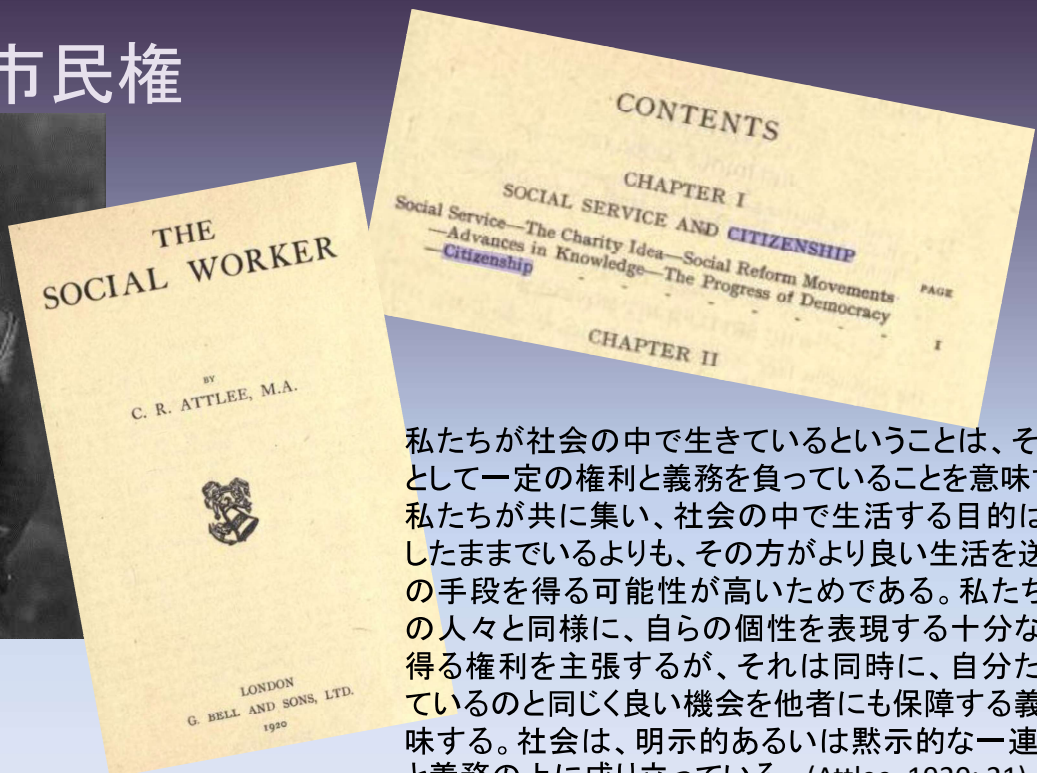
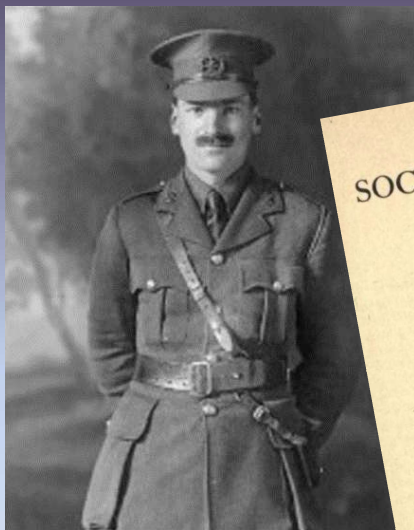
過去を見つめる: 個人と社会をつなげる ソーシャルワークの目標



(Hobhouse, 1924)

Malcolm Payne

アトリーと市民権



私たちが社会の中で生きているということは、その一員として一定の権利と義務を負っていることを意味する・・・私たちが共に集い、社会の中で生活する目的は、孤立したままでいるよりも、その方がより良い生活を送るための手段を得る可能性が高いためである。私たちは、他の人々と同様に、自らの個性を表現する十分な機会を得る権利を主張するが、それは同時に、自分たちが受けているのと同じく良い機会を他者にも保障する義務を意味する。社会は、明示的あるいは黙示的な一連の権利と義務の上に成り立っている。(Attlee, 1920: 21)

Malcolm Payne

より詳細的な市民権の捉え方

- T. H. マーシャル (1949[1992])
 - 自由と平等の法的保護に関する市民的権利
 - 選挙権、被選挙権、政治参加に関する政治的権利
 - 福祉及び他者との社会的関係への参加に関する社会的権利
- 社会的市民権は、社会関係の中で形成
 - 国家との関係における人々の権利だけではない
 - さらに個人的・政治的・社会的アイデンティティ
 - 文化的・経済的・政治的・社会的特徴も含まれる

Malcolm Payne

Payne, M., 2012, 2017.

プロセスとしての市民権

市民化
市民化
市民化

脱
再

ライフコースを通して
人々に起こること

SWのクライアントに
しばしば起こること

私たちが達成しな
ければならないこと

Malcolm Payne

Payne, M. (2017) *Older Citizens and End-of-Life Care*. London: Routledge.

社会正義

- 社会関係への挑戦、その批判と変革

- 利益、資源、権利などの公平で平等な配分の実現

批判的
視点

配分的
権利

参加と
民主主義

自律と
権利

- 意思決定への参加の場の拡大と、公共の議論への包摂

- 尊厳・価値・人権をもつ道徳的主体として人々の支援

Watts, L. & Hodgson, D. (2019). *Social justice theory and practice for social work*. Cham: Springer.

Malcolm Payne

社会正義に向けた介入

- 社会正義に向けた2つのソーシャルワーク介入
 - ミクロのレベルで個人のエンパワメントと支援
 - マクロのレベルで構造的な不利益への気づきとその補充



1. 個人の支援



2. 社会的な不利益の補充

Malcolm Payne

Burt, M. & Worsley, A. (2008)

不平等に関する三種類の行動

- リベラルな平等主義
 - 人生をより公平にすること
 - 普遍的な市民権、マイノリティへの寛容、個人の行動の自由、機会の平等、市民的及び個人的な権利、民主的な制度
- 状況の平等
 - 人々を同じ立場におくこと
- 情緒的な平等？
 - 愛し・愛されること、感情をもち、それを表現すること



1. 公平性

Malcolm Payne



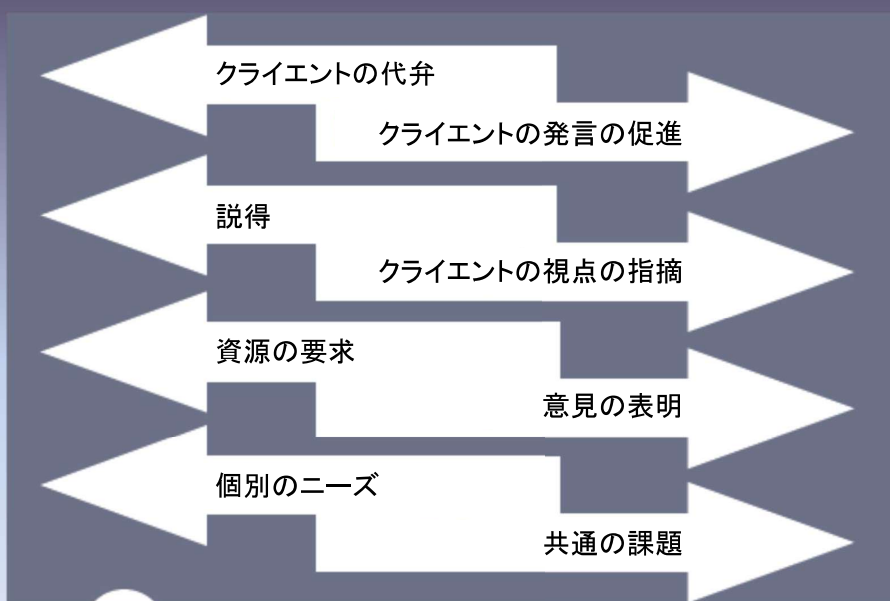
2. 平等な構造



3. 感情の表現

Lynch (2022)

アドボカシーの戦略



Malcolm Payne

出典 Wilks, 2012. Payne, 2020

ソーシャルワーカーを信頼していますか？

■ 信頼に関する北欧の調査2件

- 移民の保護者はソーシャルワークに肯定的であったが、ソーシャルメディアは怖いと述べた
- 信頼の捉え方は様々であった

■ 言語 信頼、疑念と不信

■ 以下が信頼に結びついた

- 人々がもっている資源やスキルの共有を促す相互扶助やソーシャルキャピタルを構築する
- 変化の可能性を示す
- 参加を促し、保護者のスキルを認める
- 文化、仕組み、慣行について共に考える
- プロセスとアウトカムをモニタリングする



Malcolm Payne

共同創造の過去を見つめる

- ソーシャルワークの価値: 自己決定、非指示性、自律性
- 先駆的な概念
 - 機能的な役割・スキル分析 > スキルセット > スキルミックス
 - 組織的連携による協力、コーディネーション
 - パートナーシップ (保健省、1998)
 - 組織的及び専門的な行動を組み合わせる試み
 - 共同創造: 社会開発から
 - 「・・・同じ組織に『所属していない』人々のインプットを、物資やサービスに変換するプロセス」 (Ostrom, 1996, p 1073).

Malcolm Payne

共同創造は以下を含む・・・

- 共同デザイン サービス設計など
- 共同意思決定 資源の配置など
- サービスの共同提供 コミュニティ、家族、ボランティアのサービス提供への参加
- 共同評価 サービスなど



共同デザイン及び意思決定

Malcolm Payne



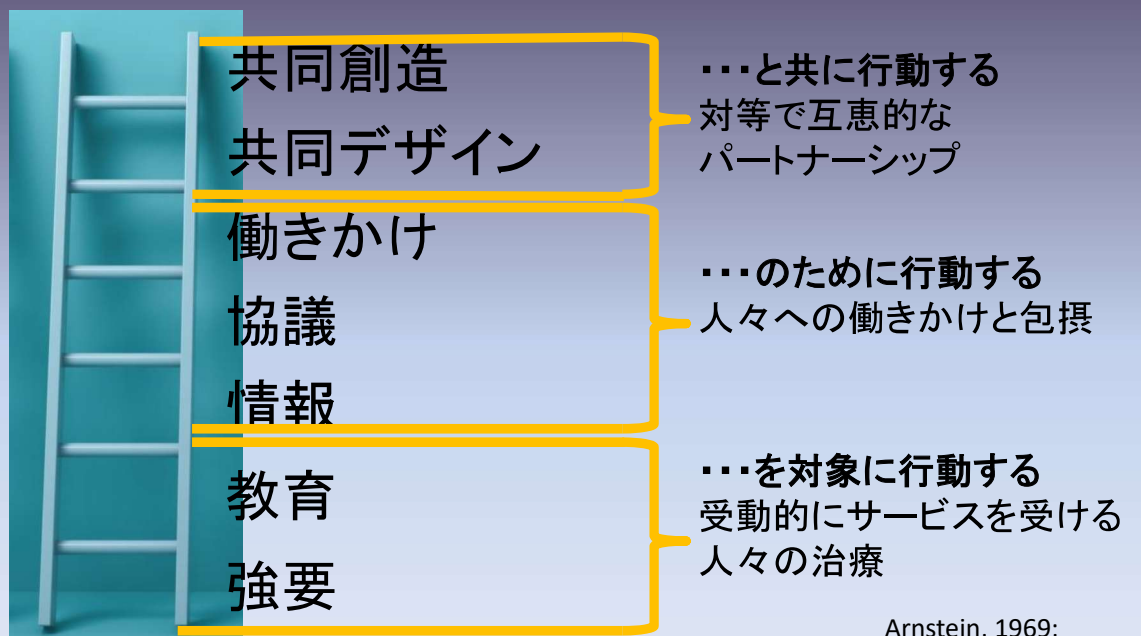
コミュニティで共同提供



共同評価

Social Care Institute for Excellence (2022)

共同創造の梯子

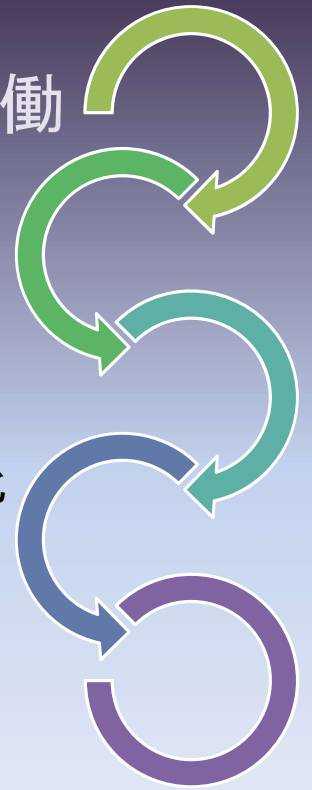


Malcolm Payne

Arnstein, 1969;
Slay and Penny, 2014.

共同創造のプロセス: 以下のための協働

- 共同構築 新しい組織の形成
- 共同実現 新しい実践方法の考案と実施
- 共同ガバナンス サービスの目標と仕組みの決定
- 共同管理運営 目標を達成するためにサービスの組織化
- 共同創造 サービスの変革



Malcolm Payne

共同創造はいつも...

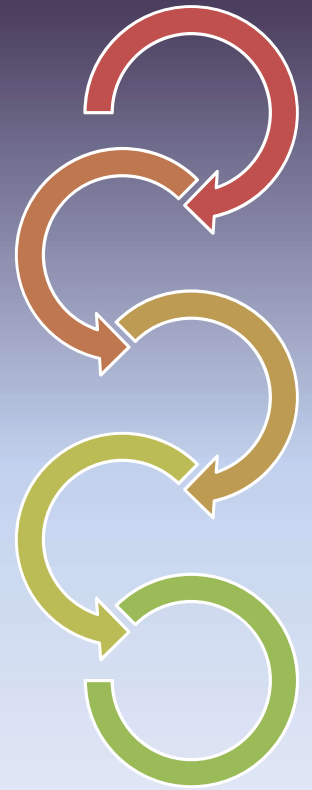
- 多心的である
 - 二つ以上の中心・影響主体
 - プロセスとアウトカムの両方に影響
- 新しいものを実現する
 - 知識、価値、社会関係を
 - 異なる集団の間で共有
- ソーシャルキャピタルをつくる



Malcolm Payne

共同創造のアプローチ

- サービスの提供方法の再設計
- 基準設定とモニタリング
- 排除されたコミュニティや個人を代弁するための戦略
- 当事者のエンパワメント



Malcolm Payne

結論

- ソーシャルワークの多数のアイデンティティ
- 正義、平等は…
- …人々がどのように共に生きるかに関係
- 自然及び社会環境
- 社会的関係と仕組み
- 共同創造は…
- …公正で、平等で、社会的な仕組みと関係をつくる試み
- …これらは私たちの文化、信仰、人間性に強く関連



Malcolm Payne

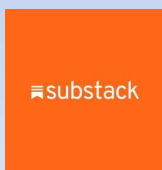
マルコム・ペインのソーシャルメディア



- <https://www.facebook.com/MalcolmPayne47>
 - 個人的



- <https://www.linkedin.com/in/malcolm-payne-90896623>
 - 専門的



- <https://politicsswt.substack.com/>
 - 学術的(過去と未来を見つめて)

Malcolm Payne

参考文献

- Arnstein, S. R. (1969). A ladder of citizen participation. *Journal of the American Institute of Planners*, 35(4), 224. <https://doi.org/10.1080/01944366908977225>. 216–
- Askeland, G. A. & Payne, M. (2017). *Internationalizing social work education: Insights from leading figures across the globe*. Bristol: Policy Press.
- Attlee, C. R. (1920). *The social worker*. London: Bell.
- Department of Health (1998). *Partnership in action: New opportunities for joint working between health and social services: A decision document*. London: DH.
- Dwyer, P. (2010). *Understanding social citizenship*. (2nd Ed.) Bristol: Policy Press.
- Heino, E., Jaakola, A. M., & Lamponen, T. (2026). *Child & Family Social Work*. <https://doi.org/10.1111/cfs.70159>.
- Hobhouse, L. T. (1924). *Social development*. London: Allen and Unwin.
- Marshall, T. H. & Bottomore, T. B. (1992). *Citizenship and social class*. London: Pluto.
- Page, A. G., Chahboun, S., & Moufack, M. F. (2025). *Child & Family Social Work*. <https://doi.org/10.1111/cfs.70105>
- Payne, M. (2012). *Citizenship social work with older people*. Chicago: Lyceum.
- Payne, M. (2017). *Older citizens and end-of-life care*. London: Routledge.
- Payne, M. (2020). *How to use social work theory in practice*. Bristol: Policy Press.
- Payne, M. (2021). *Modern social work theory* (5th Ed.). London: Bloomsbury.
- Payne, M. (2024). *Why social work is important*. Bristol: Policy Press.
- Slay, J. & Penny, J. (2014). *Commissioning for outcomes and co-production: A practical guide for local authorities*. London: New Economics Foundation. <https://neweconomics.org/2014/06/commissioning-outcomes-co-production>
- Watts, L. & Hodgson, D. (2019). *Social justice theory and practice for social work*. Cham: Springer.
- Wilks, T. (2012). *Advocacy and social work practice*. Maidenhead: Open University Press.

Malcolm Payne



Looking forward,
looking back:
justice, empowerment
and co-production
in social work.

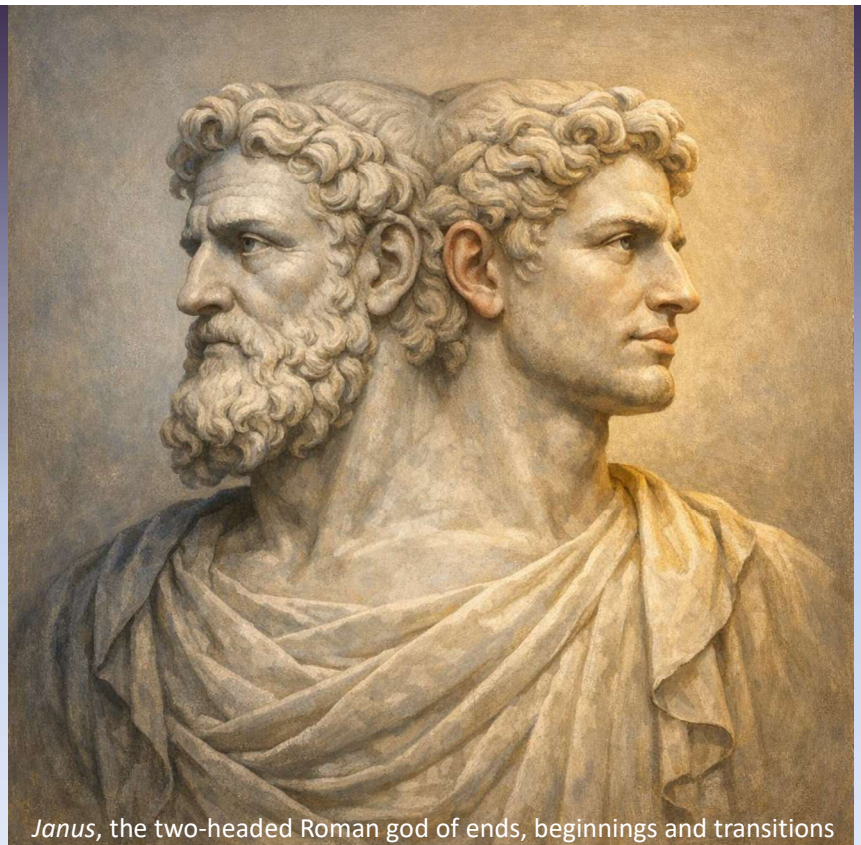
Malcolm Payne
Honorary professor,
Kingston University London
Emeritus professor,
Manchester Metropolitan University

Malcolm Payne

Looking forward in social work always means looking back

- Looking back include, in social work's identity,...
- ...a society's culture and history...
- ...and our humanity and relationships.

Malcolm Payne



Janus, the two-headed Roman god of ends, beginnings and transitions

Looking back at social work's beginnings: 1850s>



Runcorn old town (1968)

- Industrialisation, urbanisation...
- ...religious & moral guidance...



British Library, London

- ...practical philanthropy...
- ...social science

Minaret,
Taj Mahal,
Agra, India

Malcolm Payne

Social work's modern identity



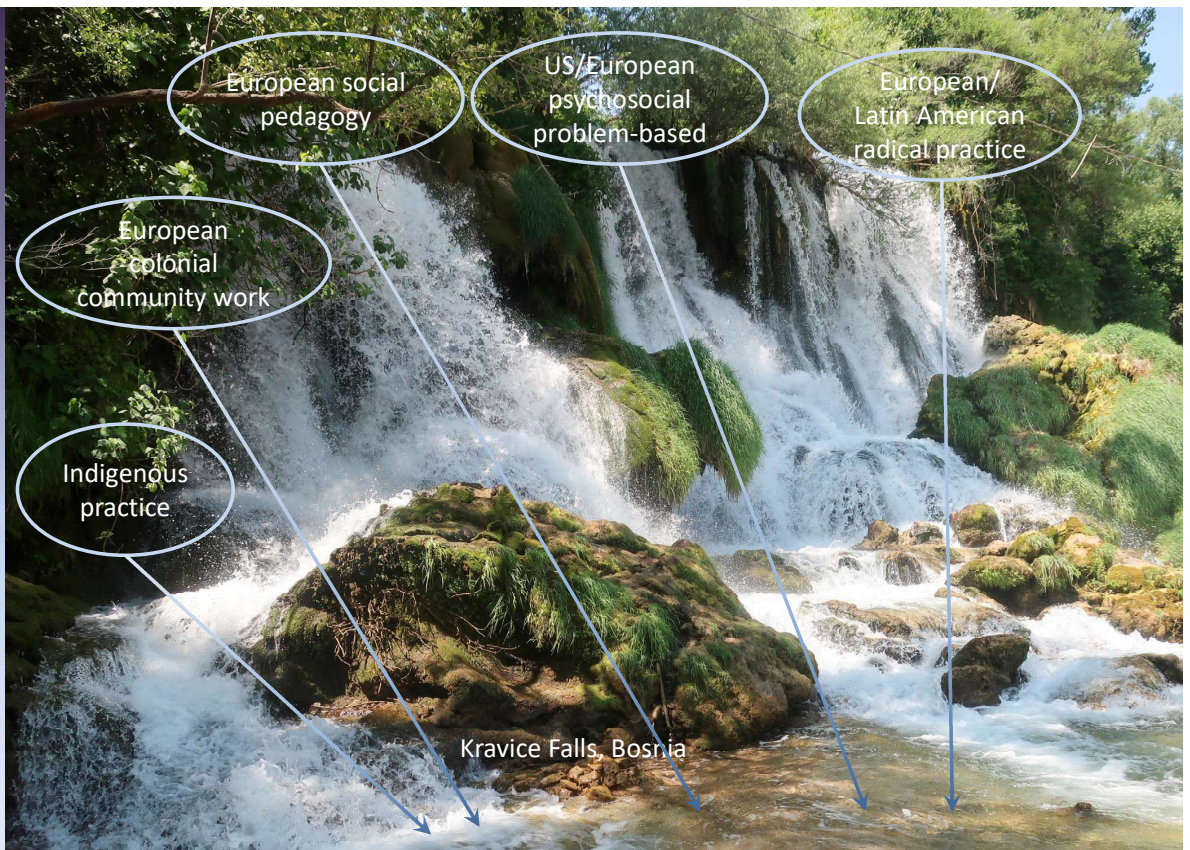
Malcolm Payne

Faith, culture and education influence social work's modern identity

Streams of thought in social work

- Maintain...
- ...and renew...
- ...social work's identity.

Malcolm Payne



Streams of thought in social work

Timescales

Beginnings

1850s onwards

1880s to 1945

1945 to 2000

2000 onwards



Malcolm Payne

Sources: Askeland & Payne, 2017; Payne, 2024.

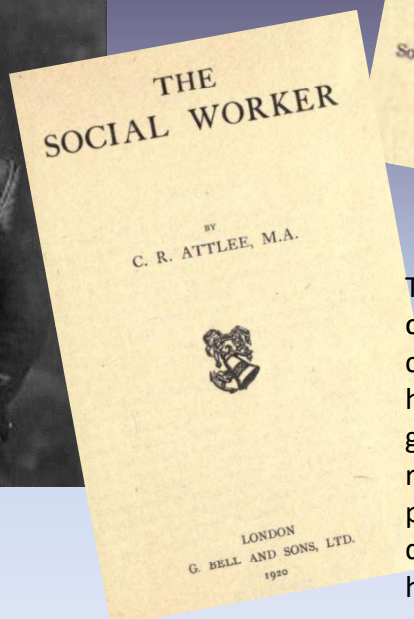
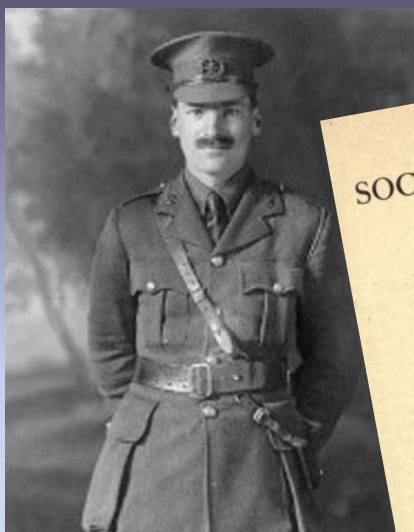
Looking back: social work aims link the *individual* and *social*



(Hobhouse, 1924)

Malcolm Payne

Attlee and citizenship



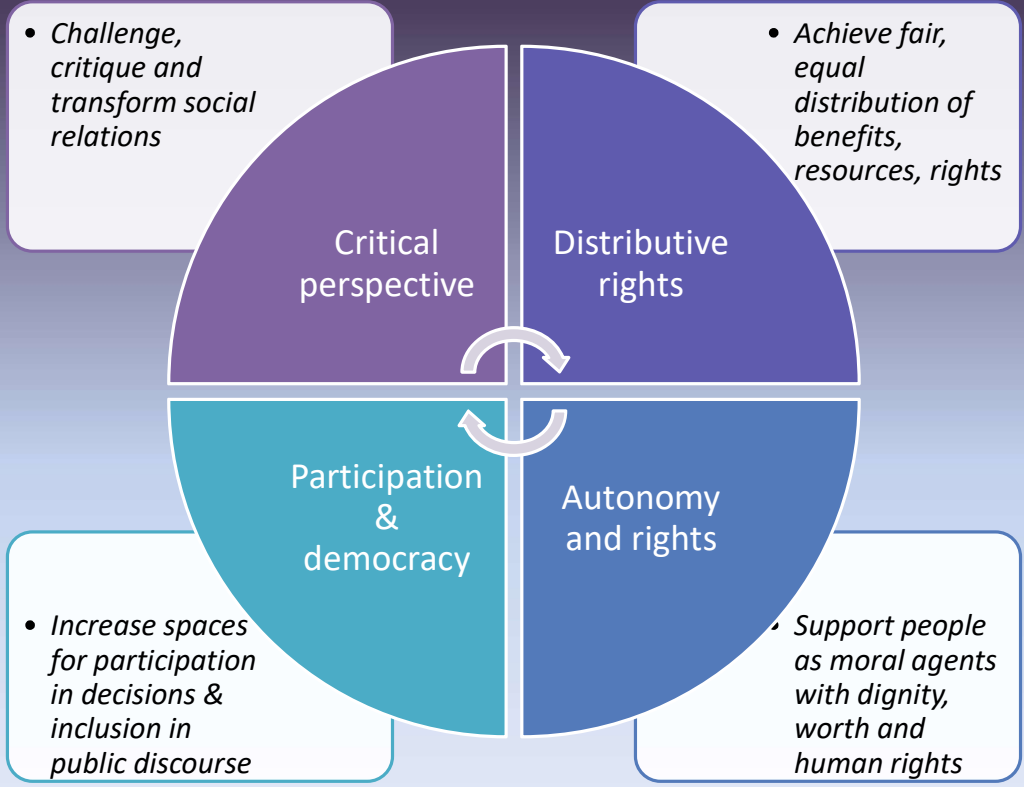
CONTENTS

	PAGE
CHAPTER I	
Social Service—The Charity Idea—Social Reform Movements	
—Advances in Knowledge—The Progress of Democracy	
—Citizenship	I
CHAPTER II	

The fact that we live in societies implies that we have certain rights and duties as members...The object of our coming together and living in a society is that we may have a better chance of obtaining the means to live a good life than if we remained isolated. We claim the right to as full an opportunity of expressing our personalities as has anybody else, and that implies the duty of securing as good an opportunity for others as we have ourselves. Society is built up on a series of rights and duties express or implied. (Attlee, 1920: 21)

Malcolm Payne

Social justice



Watts, L. & Hodgson, D. (2019). *Social justice theory and practice for social work*. Cham: Springer.

Malcolm Payne

Social justice interventions

- 2 Social justice interventions in social work:
 - Empowering and helping individuals at the micro level
 - Recognising & compensating for structural disadvantage at the macro level



1. Helping Individuals



2. Compensating for Social Disadvantages

Malcolm Payne

Burt, M. & Worsley, A. (2008)

Three types of action on inequality

- Liberal egalitarianism
 - Make life fairer
 - Universal citizenship, toleration of minorities, individual freedom of action, equal opportunity, civil and personal rights, democratic institutions.
- Equality of condition
 - Put people in the same position
- Affective equality?
 - To love and be loved, to have emotions and express them



1. Fairness

Malcolm Payne



2. Equal Structures



3. Expressing Emotions

Lynch (2022)

Advocacy strategies



Malcolm Payne

Sources: Wilks, 2012. Payne, 2020

Do you trust your social worker?



- Two Nordic studies on trust
 - Migrant parents said social work is positive, but social media said frightened them
 - How ideas of trust varied
- Language – trust, mistrust and distrust
- What led to trust:
 - Enable people to bring their assets and skills
 - Building reciprocity and social capital
 - Show that change is possible
 - Get participation, recognise parents' skills
 - Jointly think about culture, structures, practices
 - Monitor process and outcomes.

Malcolm Payne

Looking back on co-production

- Social work values: self-determination – non-directiveness – self-direction
- Forerunner concepts:
 - Functional role/skills analysis > skill-sets > skill-mix
 - Cooperation, coordination through organisational linkages
 - Partnership – Department of Health, 1998
 - Attempt to combine organisational and professional actions
 - Co-production: from social development
 - '... a process through which inputs from individuals who are not "in" the same organisation are transformed into goods and services' (Ostrom, 1996, p 1073).

Malcolm Payne

Co-production includes...

- **Co-design**, including planning services;
- **Co-decision making** in allocating resources;
- **Co-delivery of services**, including the communities, families and volunteers in providing the service;
- **Co-evaluation** of the service.



Co-design & decision-making

Malcolm Payne



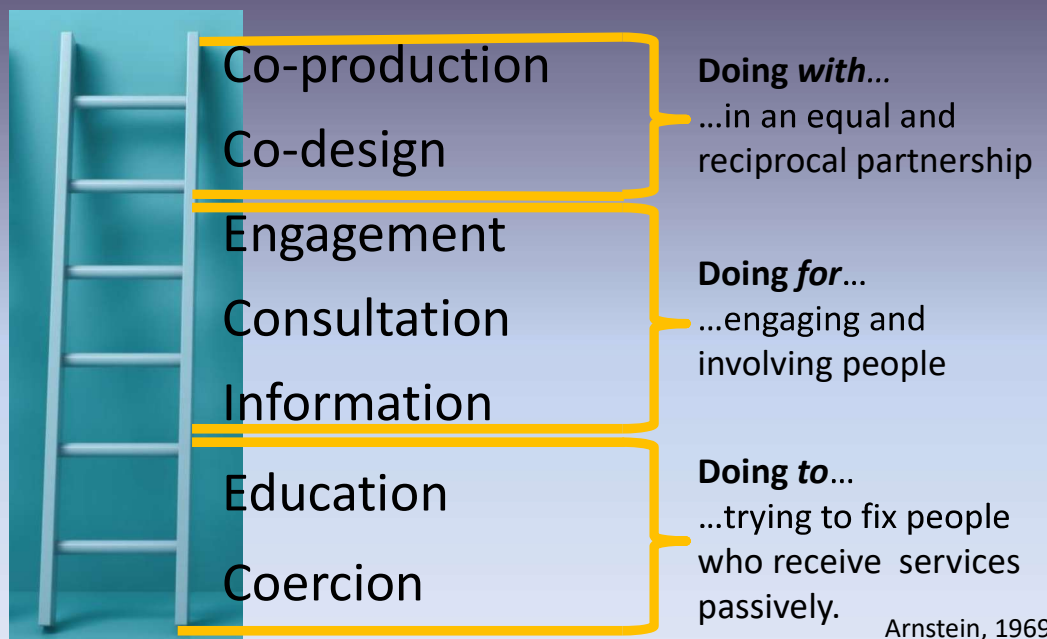
Community co-delivery



Co-evaluation

Social Care Institute for Excellence (2022)

The ladder of co-production

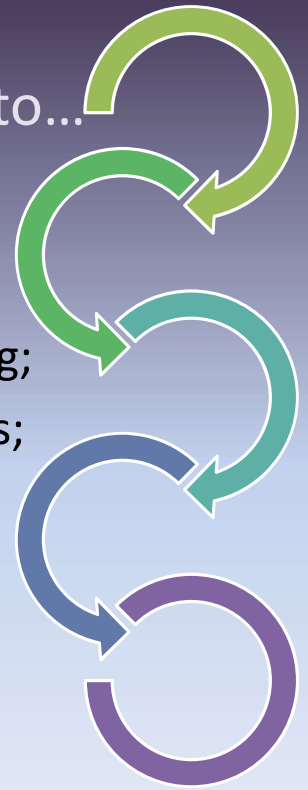


Malcolm Payne

Arnstein, 1969;
Slay and Penny, 2014.

Co-production processes: working together to...

- **Co-building** – build new organisations;
- **Co-creation** – devise, implement new ways of practising;
- **Co-governance** – decide aims and structures in services;
- **Co-management** – organise services to achieve aims;
- **Co-production** – transform services.



Malcolm Payne

Co-production: always...

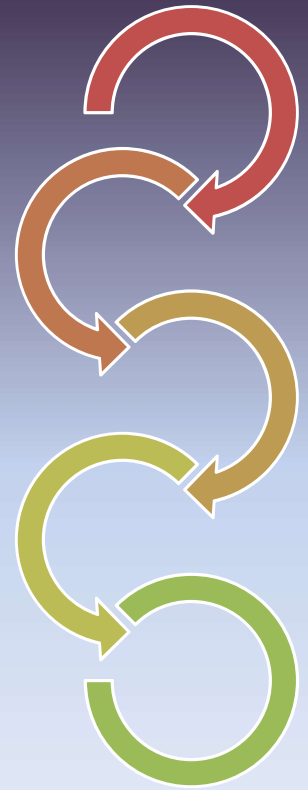
- **Polycentric**
 - two or more centres/sources of influence
 - influence on both *process* & *outcome*
- **Creates new**
 - knowledge, values & social relations
 - *between* different groups of people
- **Builds social capital**



Malcolm Payne

Co-production approaches

- Re-engineer *how* services are delivered
- Standard-setting and monitoring
- Strategies for *representing* excluded communities/individuals
- Consumer *empowerment*



Malcolm Payne

Conclusion

- Social work's many identities
- Justice, equality is about...
- ...how people live together
- Natural and social environments
- Social relations and structures
- Co-production tries to create...
- ...just, equal and *social* structures and relations
- ...relevant to our cultures, faiths and humanity



Malcolm Payne

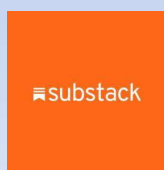
Malcolm Payne on social media



- <https://www.facebook.com/MalcolmPayne47>
 - Personal



- <https://www.linkedin.com/in/malcolm-payne-90896623>
 - Professional



- <https://politicsswt.substack.com/>
 - Academic - looking back and forward

Malcolm Payne

References

- Arnstein, S. R. (1969). A ladder of citizen participation. *Journal of the American Institute of Planners*, 35(4), 216–224. <https://doi.org/10.1080/01944366908977225>.
- Askeland, G. A. & Payne, M. (2017). *Internationalizing social work education: Insights from leading figures across the globe*. Bristol: Policy Press.
- Attlee, C. R. (1920). *The social worker*. London: Bell.
- Department of Health (1998). *Partnership in action: New opportunities for joint working between health and social services: A decision document*. London: DH.
- Dwyer, P. (2010). *Understanding social citizenship*. (2nd Ed.) Bristol: Policy Press.
- Heino, E., Jaakola, A. M., & Lamponen, T. (2026). *Child & Family Social Work*. <https://doi.org/10.1111/cfs.70159>.
- Hobhouse, L. T. (1924). *Social development*. London Allen and Unwin.
- Marshall, T. H. & Bottomore, T. B. (1992). *Citizenship and social class*. London: Pluto.
- Page, A. G., Chahboun, S., & Moufack, M. F. (2025). *Child & Family Social Work*. <https://doi.org/10.1111/cfs.70105>
- Payne, M. (2012). *Citizenship social work with older people*. Chicago: Lyceum.
- Payne, M. (2017). *Older citizens and end-of-life care*. London: Routledge.
- Payne, M. (2020). *How to use social work theory in practice*. Bristol: Policy Press.
- Payne, M. (2021). *Modern social work theory* (5th Ed.). London: Bloomsbury.
- Payne, M. (2024). *Why social work is important*. Bristol: Policy Press.
- Slay, J. & Penny, J. (2014). *Commissioning for outcomes and co-production: A practical guide for local authorities*. London: New Economics Foundation. <https://neweconomics.org/2014/06/commissioning-outcomes-co-production>
- Watts, L. & Hodgson, D. (2019). *Social justice theory and practice for social work*. Cham: Springer.
- Wilks, T. (2012). *Advocacy and social work practice*. Maidenhead: Open University Press.

Malcolm Payne

社会を変えるためのソーシャルワーク

ー反ソーシャルワーク的な社会状況において実践・教育・研究に何ができるかー

趣旨

戦後 80 年を経た今日、我々は思い描いた未来に到達できたのであろうか。ソーシャルワークの課題はサッチャリズムやレーガノミクス以降の「新自由主義」のみならず、トマ・ピケティ（2013=2014）『21 世紀の資本』が提示した「 $r > g$ 」の法則により生み出される「格差」、格差に起因する「ポピュリズム」、ポピュリズムにより生み出された「政治状況」は、世の東西を問わず我々が遵守するソーシャルワークのグローバル定義とは異なる状況が展開されていると言って過言ではない。

具体的には、先に述べた政治的状況が生み出す「分断」は、制度的な社会福祉を含む社会保障の基盤である「社会連帯」や、ソーシャルワークの今日的展開としての「支え合い」にとって、非常に憂慮すべき状況という意味では、現代社会は「反社会福祉」及び「反ソーシャルワーク的」状況にあると言える。

そこで、この学会企画シンポジウムでは、その時代認識に立ったわれわれは、改めてどのような社会を目指すのか、Social Change と社会正義の今日的展開について、ソーシャルアクション、教育・養成、調査研究の観点から問い直してみたい。

プログラム

15:00 趣旨説明 司会：志水 幸(当学会理事、北海道医療大学教授)

15:05 報告(発表順)

- ① 稲葉 剛(つくろい東京ファンド代表、ビッグイシュー日本共同代表)
「排除と貧困に抗うソーシャルアクション」
- ② 横山 北斗(Social Change Agency 代表)
「社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成の課題と期待」
- ③ 高良 麻子(法政大学教授)
「社会を変えるためのソーシャルワーク調査研究」

16:20 休憩

16:30 ディスカッション モデレーター：大島 巖(当学会副会長、東北福祉大学
客員教授・前副学長、日本社会事業大学名誉教授・元学長)

17:25 総括コメント 志水 幸(当学会理事、北海道医療大学教授)

コーディネーター：ヴィラーク ヴィクトル(当学会理事、日本社会事業大学准教授)

報告① 稲葉 剛（いなば つよし）

「排除と貧困に抗うソーシャルアクション」

【プロフィール】

1969年広島県生まれ。1994年より路上生活者支援活動に参加。2001年、自立生活サポートセンター・もやいを設立し、幅広い生活困窮者への相談・支援活動を展開。2014年まで理事長を務める。2014年、つくろい東京ファンドを設立し、ハウジングファースト型の居住支援に取り組んでいる。

現職：一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事、認定NPO法人ビッグイシュー日本共同代表、いのちのとりで裁判全国アクション共同代表、立教大学大学院社会デザイン研究科客員教授など。

著書に『貧困パンデミック』（明石書店 2021年）、『閉ざされた扉をこじ開ける』（朝日新書 2020年）、『ハウジングプア』（山吹書店 2009年）、『コロナ禍の東京を駆ける』（共編著、岩波書店 2020年）、『ハウジングファースト』（共編著、山吹書店 2018年）等。

「稲葉剛のニュースレター」 <https://inabatsuyoshi.theletter.jp/>

【要旨】

報告者は1994年から東京・新宿を中心に路上生活者の支援に取り組んできた。当時は、各自治体の福祉事務所で「水際作戦」が頻発し、住まいのない生活困窮者は生活保護制度にアクセスしにくい状況にあった。2000年代に入り、民間での生活保護申請支援の活動が活発化。制度につながる人が増えたことで2003年をピークに路上生活者数は大きく減少したものの、集団生活の施設になじめない人が路上に取り残される傾向にあった。そこで、2014年にハウジングファースト型の居住支援に取り組む「つくろい東京ファンド」を設立。個室シェルターを経由して地域生活を支える仕組みを構築していった。

2020年以降はコロナ禍の経済的影響により新たに住まいを失う人が増加したことを受け、駆けつけ型の緊急支援や個室シェルターの増設、生活保護の独自の申請支援システムの開発にも着手。再び顕在化した「水際作戦」への抗議や、制度利用のハードルとなっている扶養照会の運用改善を求める申入れなど、国や自治体への働きかけも強化している。

報告② 横山 北斗（よこやま ほとと）

「社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成の課題と期待」

【プロフィール】

NPO 法人 Social Change Agency 代表理事 社会福祉士

神奈川県立保健福祉大学卒業。急性期病院の医療ソーシャルワーカーとして勤務後、NPO 法人 Social Change Agency を設立。

内閣府 孤独・孤立対策担当室 HP 企画委員会(2021年～現在)、厚生労働省 社会保障教育の推進に関する検討会委員 (2023) 令和7年度 厚生労働白書 技術審査委員 (2025) などを歴任。著書に『15歳からの社会保障 (日本評論社)』。

【要旨】

日本のソーシャルワーカーの大多数は、組織に雇用される「福祉労働者」である。本報告は「福祉労働者が社会変革的实践を行うには何が必要か」を問う。各種調査からは、養成課程でメゾ・マクロ実践が体験されにくく、現任者でも機能発揮がミクロからマクロへ段階的に低下する実態がうかがえる。これを阻むのは個人の能力ではなく、裁量・時間・教育機会といった環境の条件である。本報告では、専門職と被雇用者の二重性を前提に、養成では課題を「見る力」を、現任者教育では制約を読み替え組織を動かす「動かす力」を育てること、加えて大学・職能団体・所属組織が、当事者・コミュニティとの共働を根底に「実践を支える環境」を整備することを提起する。スキルの獲得もそれが生きる環境も、個人の意思のみに委ねない設計こそが、社会を変えるソーシャルワークを支えるのではないか。

報告③ 高良 麻子（こうら あさこ）

「社会を変えるためのソーシャルワーク調査研究」

【プロフィール】

法政大学現代福祉学部教授、博士（ソーシャルワーク）

横浜国立大学教育学部教育学科卒業。アパレル企業で勤務した後、渡米し Columbia University School of Social Work で修士課程修了。帰国後、在宅介護支援センター勤務。東京家政学院大学助手、東京学芸大学講師、准教授、教授を経て、現職。その間、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻修了。社会福祉士。

日本社会福祉学会理事、日本学校ソーシャルワーク学会副代表、日本社会福祉士会理事など歴任。現在、日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長、杉並区介護保険運営協議会副会長などつとめる。

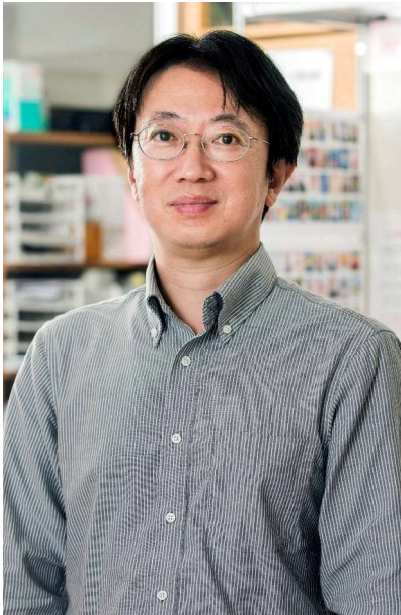
主な著書に、『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル-「制度からの排除」への対処』（単著、中央法規出版）、『ジェネラリスト・ソーシャルワークを实践するために-スクールソーシャルワーカーの事例から-』（編著、かもがわ出版）、『独立型社会福祉士-排除された人びとへの支援を目指して-』（編著、ミネルヴァ書房）など。

【要旨】

ソーシャルワーク調査研究は、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放というソーシャルワーク専門職の中核となる任務の遂行を支えるものでなければならない。その目指すべき社会とは、不平等・差別・搾取・抑圧の永続につながる構造的障壁がなく、すべての人々が Well-being を実現できる社会だと言えるが、現代の日本社会は明らかに乖離している。社会を変える活動プロセスに注目すると、多様な調査研究の必要性が認識されるなか、特にアセスメント（社会的不正義の構造的な理解や変化への構想）、ソーシャルアドミニストレーション、ソーシャルアクション、倫理的ジレンマに関する調査研究の蓄積が浅いと考えられる。これらの調査研究は当事者等と協働することで、エンパワメントのプロセスとすべきであり、CBPR 等のアプローチの活用が期待される。

排除と貧困に抗うソーシャルアクション

一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事
認定NPO法人ビッグイシュー日本共同代表
立教大学大学院 社会デザイン研究科 客員教授
稲葉 剛



撮影：横関一浩

稲葉 剛 プロフィール

1969年、広島県広島市生まれ。

1994年より、新宿において路上生活者支援の活動に取り組む。

2001年、自立生活サポートセンター・もやいを設立。幅広い生活困窮者への相談・支援活動を展開。2014年まで理事長を務める。

2014年、つくろい東京ファンドを設立。代表理事に就任。2019年、認定NPO法人ビッグイシュー基金(現・ビッグイシュー日本)共同代表に就任。

【現職】一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事。認定NPO法人ビッグイシュー日本共同代表。立教大学大学院客員教授。住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人。いのちのとりで裁判全国アクション

【著書】『貧困パンデミック』(明石書店 2021年)、『閉ざされた扉をこじ開ける』(朝日新書 2020年)、『ハウジングプア』(山吹書店 2009年)、『コロナ禍の東京を駆ける』(共編著、岩波書店 2020年)『ハウジングファースト』(共編著、山吹書店 2018年)等

<https://inabatsuyoshi.theletter.jp/>

新宿駅西口地下ダンボール村 (1993年頃～1998年)



『新宿ダンボール村 迫川尚子写真集
1996—1998』より

1994年～路上生活者支援活動



撮影：吉田敬三

【新宿区内の路上死】

2000年度49人、2001年度43人(新宿区「路上生活者死亡者リスト」より)

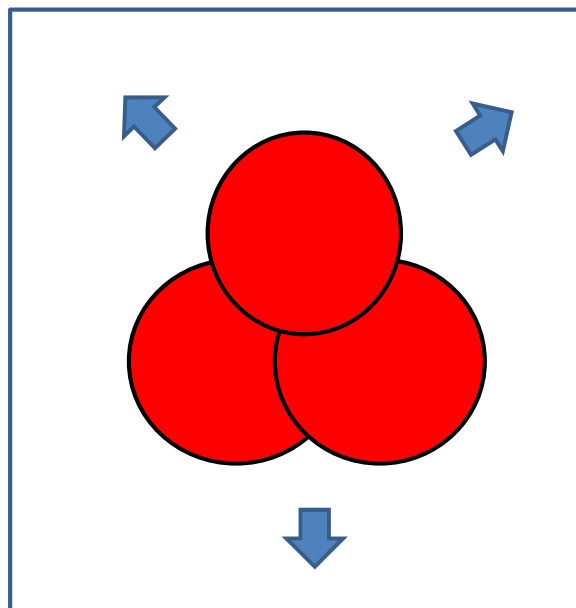
『新宿連絡会医療班報告集 1996年度～2005年度』
<https://www.tokyohomeless.com/pdf/iryouhanhoukoku.pdf>

路上生活者を取り巻く状況

労働市場からの排除
公的福祉からの排除
都市空間からの排除



路上生活の固定化
さらなる困窮化
路上死



「水際作戦」との闘い



1990年代

地方:住まいのない人を一律に排除

大都市:稼働能力のある人を一律に排除。「65歳以上でないとダメ」、「軽労働もできないほどの重病ではないとダメ」等

職員の差別的・侮蔑的言動



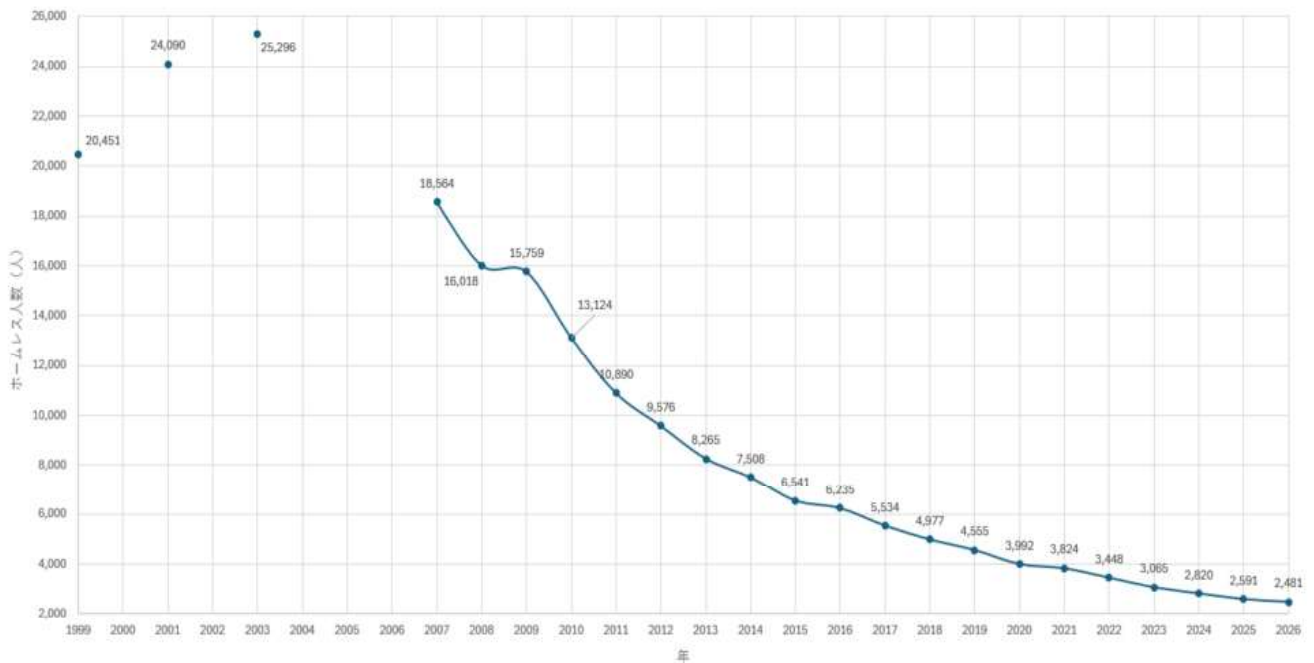
2000年代

法律家・NPO関係者による申請支援活動が広がり、水際作戦を突破できるようになった。生活保護を利用して路上から脱却する人が増え、路上生活者数が激減した。

全体として改善はされてきているが、現在も相談者が一人で窓口に行った際に追い返されることがある。地域間の格差も大きい。

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」より
2003年：25296人→2026年：2481人

日本のホームレス人数の推移（1999年以降）



<https://ja.wikipedia.org/wiki/ファイル:ホームレス人数推移.png>

作者 Fnweirkmnwperojvnu

東京・埼玉の貧困ビジネス施設



http://www.tanteifile.com/diary/2013/10/21_01/



<http://bizmakoto.jp/makoto/articles/1004/23/news008.html>

ホームレスと障害

表 東京都の一地区におけるホームレス者精神疾患有病率調査

診断名	2008年 (%)	2009年 (%)
うつ病	41	15
アルコール依存症	16	19
精神病性障害	16	10
自殺リスクあり	56	15
自殺ハイリスク	24	2
IQ 70 以下	未調査	34
回収率	70	60
人数	80名	168名

※2008年分は、日本公衆衛生学会誌掲載

※2009年分は、現在解析途中にて数値は正確ではない



つくろい東京ファンドによる住宅支援



2014年、一般社団法人つくろい東京ファンド設立。東京都中野区に個室シェルター(7部屋)を開設。12年間で240名以上が利用。

その後、中野区・練馬区を中心にアパートの空き室を借り上げて、シェルターを増設。

ハウジングファースト支援モデル

1990年代初頭にアメリカで提唱され、その後、カナダへ、そして現在はヨーロッパへも広がっている支援モデル。まずは住まいを提供し、その上で、精神・身体的健康、依存症、教育、就労などの分野における支援サービスを包括的に提供する。

「侮辱的な扱いをされ、長年希望を失ってきた方たちに、住まいを提供することによって尊厳を回復し、その人のうちにある希望に火をつける。最も重要なことはホームレス状態からその人自身の住まいへと移る変化が、心と体の回復の始まりとなり、コミュニティから疎外された者から価値あるコミュニティのメンバーへと一気に変えることだ。」

(“Housing First” Sam Tsembris)

- ◆ 住まいは人権である
- ◆ 利用者との繋がり
- ◆ すべての利用者への敬意と共感
- ◆ 地域に分散した住まい、独立したアパート
- ◆ 家は無条件で提供する
- ◆ 住まいと住まい以外の支援を分ける
- ◆ 本人が自分で選択し、決定する
- ◆ リカバリーオリエンテーション
- ◆ 支援者はそれを応援していく
- ◆ ハームリダクション

2020年春～感染拡大と貧困拡大が連動

「生活はギリギリ。コロナになってもならなくても死ぬ」

「派遣でデパートで働いていたが、4月は1日しか仕事がなく、5月はすべてキャンセルになった」

「コロナウイルスに感染し入院していた。退院したが雇い止めになった。最後の給与が手取り7万しかなく支払いができない。昨日も食べてなく、栄養失調になる。お金がない」

「自宅の家賃も店舗の家賃も払えない」

居酒屋の店員、カフェの雇われ店長、性風俗産業従事者、ホテル従業員、タクシー運転手、学習塾講師、マッサージ師、ジムやヨガのインストラクター、デイサービス(通所介護)の職員、ミュージシャン、伝統芸能の担い手、イベントの裏方、理容師、美容師、スーパーの試食販売員、外国人技能実習生、留学生…。

2020年4月～ 駆けつけ型の 緊急支援

2020年4月～7月、約170件のSOSに対応。

感染症リスクを考慮すると、「年越し派遣村」のような大規模な相談会・宿泊支援はできない。

少人数の「緊急出動チーム」によるアウトリーチ型の支援。

相談メールフォームにSOSが届く→メールで状況を聞き取り。公的な支援の情報を伝える。

→交通費がない、路上生活をせざるをえない等、緊急性が高い場合は、最寄りの駅などで待ち合わせ。着ている服の特徴等を聞く。

→自宅待機をしているスタッフや協力団体の関係者に連絡。緊急出動をしてもらう。

→屋外で待ち合わせ。ヒヤリングを行ない、緊急の宿泊費や交通費を渡す。

→その後もメールで状況を知らせてもらう。

→必要に応じて、公的支援の窓口まで同行。

2020年3月～個室シェルターを増設

25室（2020年2月）→53室（2025年12月）



10代～80代が入居。常に満室状態。

稲葉剛・小林美穂子・和田静香 編 『コロナ禍の東京を駆ける』



2020年11月末、岩波書店より刊行。

「ステイホーム」する家がない——。コロナ禍による派遣切りに遭い、ネットカフェなど拠り所を失い、追い詰められ、助けを求める人たち。対する行政の「水際作戦」の横行。緊急事態宣言発出日以降の支援者の日記から浮かび上がる、福祉の貧困と、それに抗い、つながる人たち。この社会の実態を突きつける貴重なドキュメント。

生活保護窓口「水際作戦」の激化

2020年4月 東京23区 生活保護申請2107件(前年比39%増)

※朝日新聞 2020年6月1日付け記事

- ・前泊地主義によるたらい回し
- ・古典的な水際作戦
- 「住民票がないとダメ」「実家に戻れ」「若い人は自立支援センター」
- ・相談者増を口実にした追い返し
- 「もう5時だから、また明日来て」「窓口に来る人みんなを受け入れたらパンクする」
- ・無低(無料低額宿泊所)への依存

2021年2月22日、横浜市神奈川区の水際作戦



住まいを失った20代女性に対して、職員が「生活保護は施設入所が前提」「所持金額(約9万円)が基準オーバー」等の虚偽の説明をおこない、生活保護の申請をさせなかった。

3月9日、抗議・申入れ。区側が謝罪。録音データがあることが決め手になった。



生活保護申請支援システム「フミダン」

申請書作成コーナー
※アイコンをクリックすると説明が表示されます。

あなたの基本情報

お名前を入力してください

お名前
生活世帯

住所をお持ちですか

はい いいえ

市区町村 住所(郵便番号)

東京都 中野区 高田1-1-1

福祉事務所を選択してください

申請場所を選択してください

電話番号をお持ちですか

はい いいえ

電話番号
電話番号

世帯について

生活保護を利用したいのはご本人だけですか

はい いいえ

必要事項を入力すると、申請書をPDF作成できる。

2020年12月29日～東京23区の福祉事務所へのFAX申請が可能に。
→水際作戦を無効化する。

<https://fumidan.org/>

2020年12月15日、「フミダン」開始にあたって、厚生労働省に申入れ



FAX申請が有効であることを確認。
生活保護制度の広報の強化を改めて求める。

ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

Google カスタム検索

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活保護・福祉一般分野のトピックス > 生活

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。

⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

▶ [福祉事務所一覧](#) [PDF形式:1068KB]

生活保護の申請について、よくある誤解

(詳しくは[生活保護制度](#)をご覧ください)

- 扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
- 住むところがない人でも申請できます。
 - ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
 - ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。
- 持ち家がある人でも申請できます。
 - ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。
- 必要な書類が揃っていないでも申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogopage.html

生活保護利用の阻害要因に関するアンケート調査

コロナ禍における生活困窮者支援活動では、生活に困窮している人に支援者が生活保護制度の利用を勧めても、忌避感を示される方が多いことが課題になっています。

2020年12月～2021年1月、つくろい東京ファンドは、生活保護制度の利用を妨げている要因を探り、制度を利用しやすくするための提言につなげるため、年末年始の生活困窮者向け相談会に来られた方々を対象に生活保護利用に関するアンケート調査を実施しました。

・現在、生活保護を利用していますか？

A 現在、利用している 37人(22.4%)

B 現在、利用していないが過去にある 22人(13.3%)

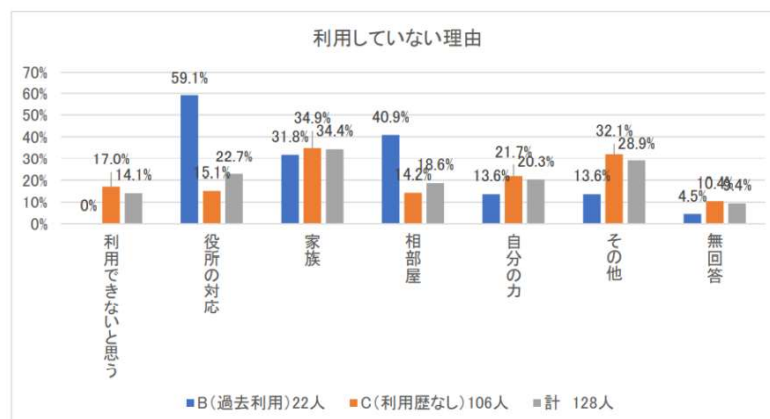
C 一度も利用していない 106人(64.2%)

<https://tsukuroi.tokyo/2021/01/16/1487/>

生活保護を現在、利用していない人への質問

利用していない理由の回答(複数回答可)

	利用できないと思う	過去の役所の対応	家族に知られるのが嫌	相部屋の施設が嫌	自分の力でがんばりたい	その他	無回答
B(過去利用) (%)	0.0	59.1	31.8	40.9	13.6	13.6	4.5
C(利用歴なし) (%)	17.0	15.1	34.9	14.2	21.7	32.1	10.4
計 (%)	14.1	22.7	34.4	18.6	20.3	28.9	9.4



3人に1人が「家族に知られるのが嫌」を選択。20～50代に限定すると42.9%

扶養照会とは

「扶養照会」とは、福祉事務所が生活保護を申請した人の親族に「援助が可能かどうか」と問い合わせること。照会は通常、二親等以内の親族（親・子・きょうだい・祖父母・孫）に対して、援助の可否を問う手紙を郵送することで実施される（過去におじ・おばから援助を受けていた等、特別な事情がある場合は三親等の親族に問い合わせが行くことも）。

民法には親族の扶養義務に関する規定があり、生活保護法の4条2項には「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする」という規定があるが、これは親族が実際に金銭的な援助をした場合、その金額を収入として取り扱い、保護費を減額するということを意味しているにすぎない。

親族への照会（問い合わせ）そのものに関する法的な規定はなく、2021年1月28日の参議院予算委員会でも、田村憲久厚生労働大臣が扶養照会は「義務ではない」ことを認めている。

困窮者を生活保護制度から遠ざける不要で有害な扶養照会をやめてください！

The screenshot shows a Change.org petition page for the Ministry of Health, Labour and Welfare. The petition title is "困窮者を生活保護制度から遠ざける不要で有害な扶養照会をやめてください！" (Please stop unnecessary and harmful family support inquiries that drive people with financial difficulties away from the public protection system!). The page shows 37,306 signatures, with a goal of 50,000. A progress bar is visible. The petition text states: "生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。" (Applying for public protection is a right of citizens. The possibility of needing public protection exists for everyone, so please do not hesitate to consult with us). The page also includes a "Share on Facebook" button and a "Send a Facebook message" link.

<https://www.change.org/FuyoushokaiFuyou>

「ご本人の承諾なしで親族に連絡しない」という運用に変えることを求める。累計約5万7千人分を厚生労働省に提出。

・申請時、父親に扶養照会すると言われ、DVにより逃げているのでやめてほしいと伝えましたが、規則なので扶養照会しなければ申請は受けられないと言われ、仕方なく了承しました。

福祉事務所からの扶養照会により、父親に居場所がバレてしまい家に何度も押しかけられました。こどもの出産手当一時金を父親の口座振込に変更され奪われたり、保護費を奪われたり、家の中の家電等も奪われました。

今は転居し安心して暮らせていますが、あの時の恐怖は忘れられません。DV加害者への扶養照会は禁止にしてもらいたいと願います。

・10年以上前ですが面接相談員とケースワーカーをしていました。面接相談で、扶養照会は住所がわからなくても、戸籍とって附票から住所探して送りますと言うと、申請を躊躇する人を何人も見ました。

ケースワーカーとして扶養照会を送ると、激怒した電話をもらい、二度と連絡してくるなど言われたら、長い長い手紙に相談者からどれだけ迷惑をかけられたか綴ってこられたり、反対にビリビリに破られた扶養照会用紙が返信されたりと非常にストレスでした。扶養、仕送りが実現したことは一度もありません。

監査では、親族構成図がない、扶養照会に漏れがあると厳しくチェックされます。ストレスフルで、手間だけの事務、なくしてほしいです。

2段階にわたる運用改善



2021年2月26日、厚労省が新たな通知を发出。

DV、虐待の場合、直接照会をしないことが明確に。

音信不通期間20年→10年に短縮等、扶養照会不要ケースの例示が追加される。

2021年3月30日、「生活保護手帳別冊問答集」の改訂。

照会は「扶養義務の履行が期待できる」者に限る。申請者が扶養照会を拒んだ場合、その理由について「特に丁寧に聞き取りを行い」、照会をしなくてもよい場合にあたるかどうかを検討する。一定程度、本人の意思が尊重される運用に。



<https://tsukuroi.tokyo/2021/04/20/1551/>

セーフティネットの更なる修繕を求めて

【住まいは人権】

「ハウジングプア」(不安定居住層)の本格的調査の実施。

住居確保給付金を普遍的な家賃補助制度に。

公営住宅の活用・拡充。

【生活保護は権利】

生活保護への偏見・差別をなくし、イメージアップを。

申請の最大のハードルである扶養照会の撤廃を。

物価高騰を踏まえた基準の大幅引上げを。住宅扶助費の増額も。

【誰も取り残さない社会へ】

難民認定制度の抜本的改善。包括的な難民保護法の制定。

外国人の住まいと医療を支えるセーフティネットの整備。

参考文献一覧

『ハウジングプア』 稲葉剛 山吹書店・JRC
2009年

『生活保護から考える』 稲葉剛 岩波新書
2013年

『ハウジングファースト』 稲葉剛・小川芳範・森川すいめい編 山吹書店・JRC 2018年

『閉ざされた扉をこじ開ける』 稲葉剛 朝日新書 2020年

『コロナ禍の東京を駆ける』 稲葉剛・小林美穂子・和田静香編 岩波書店 2020年

『貧困パンデミック』 稲葉剛 明石書店 2021年

『家なき人のとなりで見る社会』 小林美穂子 岩波書店 2023年

『桐生市事件』 小林美穂子・小松田健一 地平社 2025年

『ルポ 支援という生き方』 室谷明津子 ちくま新書 2026年

ルポ 支援という生き方

— 貧困問題の最前線

室谷明津子=著

ちくま新書

26年4月
新刊



なんで、

そんなに楽しそうなんですか？

稲葉剛さんが代表理事をつとめるつくろい東京ファンド。家を失った人に一時的な住まいを提供し、生活を立て直す「ハウジングファースト」に基づく支援を東京・中野区で実践している。本書は、「無関心・無知」であった筆者が、その活動に伴走した2年半の記録である。

「私はつくろい東京ファンドの活動から、人と人が関わり合いながら生きるとはどういうことを教えてもらった。背負っている事情や立場の違いがあっても、お互いに影響を与え合い、ともに生きるにはどうすれば良いのかを」

【目次】

はじめに

第1章 福祉は「貧困ビジネス」に抗えるのか？

応援団① 大角さん（株式会社ネクスト総合企画管理代表）

第2章 ふつうの支援者、大いに悩む

応援団② 岩波孝穂さん（ゆうりんクリニック院長）

第3章 当事者とともに、「曲がりくねった道」を行く

応援団③ 吉水岳彦さん（浄土宗光照院住職）

第4章 アンフェアなこの世界で、私たちはどう生きるか

第5章 「人が人を排除する社会」に抗い続ける

後日談

あとがき

ブックガイド

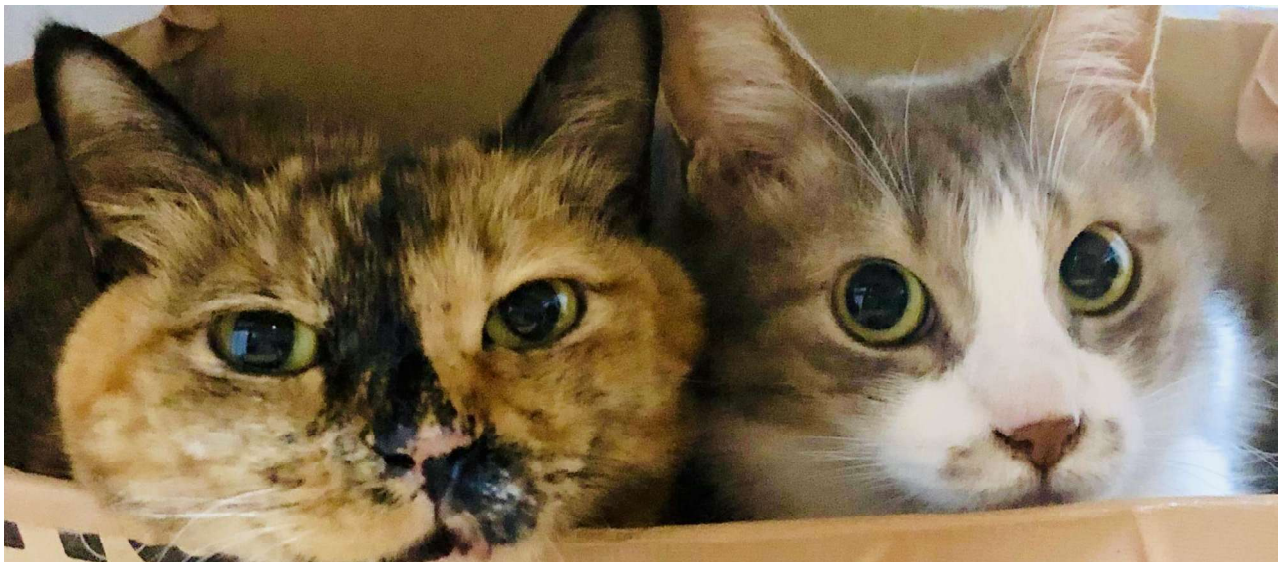
参考文献

【著者プロフィール】

室谷明津子（むろたに・あつこ）

1979年、富山県生まれ。早稲田大学教育学部卒業。財団法人勤務を経て、2005年、みずほ総合研究所（現みずほ銀行）入社。顧客向け雑誌の編集・執筆に携わり、2015年に独立。現在はライターとして、経営者、作家、研究者など幅広い分野のインタビューをウェブ媒体、雑誌で行う。趣味でリトルプレス『大人ごはん』を不定期で刊行。福祉業界の取材は本書が初となる。

【書籍情報】ちくま新書 1914 ISBN:978-4-480-07736-3 ページ数:272頁 定価1056円(税込)



ご清聴ありがとうございました。

社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成の課題と期待

日本ソーシャルワーク学会 第43回大会 学会企画シンポジウム「社会を変えるためのソーシャルワーク」
2026年7月11日（土） 報告者：横山 北斗（NPO法人 Social Change Agency 代表）

1

報告者について

横山 北斗

- 社会福祉士
- 神奈川県立保健福祉大学卒業後、急性期病院の医療ソーシャルワーカーとして勤務後、NPO法人Social Change Agencyを設立
- 著書『15歳からの社会保障』
- 内閣府 孤独・孤立対策担当室HP企画委員会(2021年～現在)
- こども家庭庁 未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究 検討委員会 座長 (2023)
- こども家庭庁 幼児期までのこどもの育ち部会委員 (2023～2024)
- 厚生労働省 社会保障教育の推進に関する検討会委員 (2023)
- 令和7年度 厚生労働白書 技術審査委員 (2025)

NPO法人 Social Change Agency

ビジョン：社会保障を名実ともにセーフティネットにする

- 社会保障ゲーム——中学・高校等での社会保障教育（全国で実施）
- 自治体や社会福祉法人等と連携したAIチャットボット開発/運用・SNS相談



2

本報告の背景としての経験

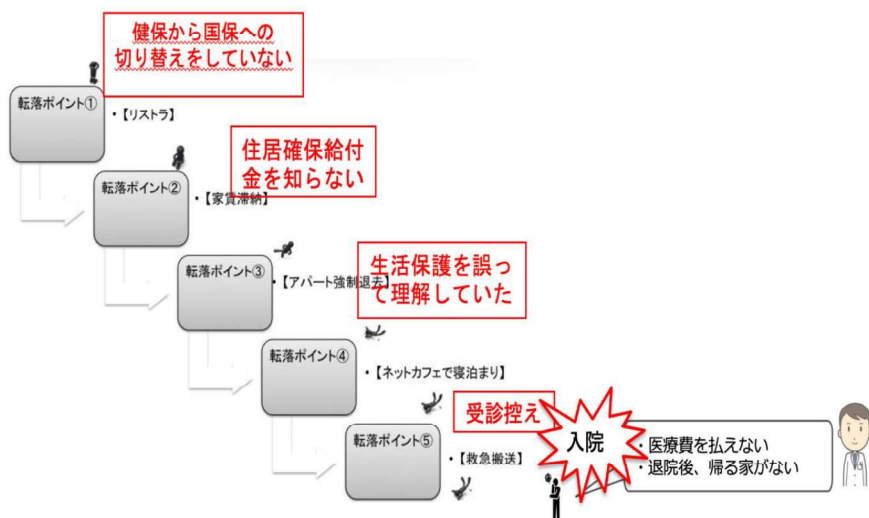
1. 社会福祉士として養成された経験
2. 被雇用者と経営者兼ソーシャルワーカーの双方を経験した立場
3. 学部でSW演習1-5に関わった立場（2023年度-2025年度の3年間）
4. マクロ実践に焦点を当てた研修事業を行った立場（6年間）

半年or通年のゼミ形式のプログラムに49名、講義には延べ1,018名の方がご参加



上記の立場から「社会を変えるソーシャルワーク」の教育・養成の課題と期待について述べさせていただきます。

本報告の背景としての経験——病院勤務時代に出会った患者さんたち



過去、どこかのタイミングで制度やサービスを利用していただければ、ネットカフェでの生活に至ることなく、受診を控え、救急車で病院に運ばれ、ソーシャルワーカーである私と出会うこともなかったのでは？

病院に勤務していた際に得た葛藤

「両方ともに大事にすべき」と考えるとき、葛藤が生まれる。

A | 組織から明示的に求められるミクロ実践

担当している患者さんの退院調整を進めるべき。葛藤
雇用者である医療機関から求められている役割。

B | 専門職価値から要請される構造への実践

「制度からの排除」を引き起こす構造そのものを、実践対象とすべき。
雇用者からは求められていない役割。

なぜ自分は、『ソーシャル』ワーカーなのに、これら2つの間に葛藤を覚えるのだろうか？

※AとBは対立概念ではない。

©2026 NPO法人Social Change Agency

5

本報告の中心的問いと主張

【前提】

日本のソーシャルワーカーの大多数は、組織に雇用されて働く被雇用者＝「福祉労働者」である。この事実を回避して、社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成を論じることは困難。

【問い】

ソーシャルワーカー ≡ 「福祉労働者」が、社会を変える実践を行うためには何が必要か。

【主張】

ソーシャルワーカーと福祉労働者の二重性を前提に、養成では「見る力（アセスメント）」を、現任者教育では「動かす力（プランニング以後）」に力点を置き、大学、職能団体、雇用組織で「実践を支える環境」を整備することが必要ではないか。

©2026 NPO法人Social Change Agency

6

養成後のソーシャルワーカーたちの“社会の変え方”

どこに身を置くかで、社会の変え方は異なるのではないか？
 ——本報告は、最も多数派である「①福祉労働者」に焦点を絞る。

① 福祉労働者として変える

組織の中で、
組織資源を使って変える（民間）

施設・社協・地域包括・相談支援機関、
病院等

制度の中で、
制度を動かして変える（行政）

自治体福祉職・公務員ソーシャルワーカー
—等

② 職能団体等で変える

運動体として変える

職能団体とその会員

③ 経営者として変える

変えるための組織や事業をつくる／制度
の外から動かす

ミッション志向の法人

私の場合——正直なところ

私の場合は、「福祉労働者」としての社会の変え方がわからず、
消去法でなし崩し的に「経営者」になった。

裁量あれども、お金も信頼もほぼゼロからの再スタート（被雇用者として働いていた地域で法定事業を開業する場合は異なると思われるが）で、またこの道を選ぶかと言われれば、「時間がかかりすぎる」ので選ばないとも思います。

**ソーシャルワーカー ≡ 「福祉労働者」が、
社会を変える実践を行うためには何が必要か。**

この問いへの回答が、社会に存在し、見つけられていたならば、
私は今も病院のソーシャルワーカーとして勤務していたと思います。

教育・養成の課題

——データで見る、養成課程と現任者の状況

©2026 NPO法人Social Change Agency

9

データで見る教育・養成の現状① 新カリキュラムの成果

→ SOCIAL CHANGE AGENCY

新カリキュラム下の養成教育には、明確な変化が見られる。

68.8%

講義・指導で「ミクロからメゾ・マクロまで」を意識している（教員調査）

63.6%

実習での学びが「ミクロだけでなくメゾ・マクロまで」含む（実習調査）

「相談援助」から「ソーシャルワーク」へ——教育の射程は、個別支援中心から、地域・制度・社会変革を含むものになっている。

出典：厚生労働省 令和7年度社会福祉推進事業報告書「社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習の標準化と充実等に向けた調査研究」

©2026 NPO法人Social Change Agency

10

データで見る教育・養成の現状② メゾ・マクロ実践は「教えにくい? / 体験しづらい?」

実習で「あまり／全く実施していない」項目

34%

ソーシャル
アクション

32%

ネゴシ
エーション

28%

経営・サービス
管理運営

学生の社会資源理解（経験あり）

74.6%

活用

38.6%

調整

14.3%

開発

- 支援過程の体験は「支援計画の作成まで」が中心——実施・評価まで到達した学生は約2割

では、メゾ・マクロを学びにくいまま現場に出てきたソーシャルワーカーたちは、いま、どうなっているのか。

——資格取得後の現任者のデータを見てみたい。

出典：厚生労働省 令和7年度社会福祉推進事業報告書「社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習の標準化と充実等に向けた調査研究」

データで見る現任者の実態① ミクロ→マクロの階段状の断絶

現任の社会福祉士（有資格者）は、ソーシャルワーク機能をどこまで発揮できているか？

ミクロレベル

側面的援助・代弁・直接支援・教育指導・保護・仲介・調停・ケアマネジメント（8機能平均）

発揮する機会がある

72.9%

知識・技術を有している 73.0%

メゾレベル

管理運営・スーパービジョン・ネットワーキング（3機能平均）

発揮する機会がある

55.8%

知識・技術を有している 51.8%

マクロレベル

代弁・社会変革／組織化／調査・計画（3機能平均）

発揮する機会がある

36.7%

知識・技術を有している 31.6%

養成課程でメゾ・マクロを体験しづらいという課題は、新カリキュラム下でもなお残っている。一方、現任者調査からは、旧来からミクロ・メゾ・マクロの間に機能発揮上の段差が存在してきたことがうかがえる。両者を合わせて見ると、課題は学部で終わらず、現任者教育へと接続して考える必要があるのではないか。

出典：日本社会福祉士会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」報告書（平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業）。会員悉皆調査：回答7,512人（回答率17.8%）※新カリ卒生生の追跡ではなく、ミクロ→マクロの断絶が以前から存在し、いまの現任者に現れていることを示すデータ

ソーシャルワーカー／福祉労働者の二重性によるジレンマ

——葛藤を「個人の能力不足」に回収させないために

ソーシャルワーカー／福祉労働者の二重性によるジレンマ

どちらも大事である。だからこそ、葛藤が生じる。

ソーシャルワーカーとして

- 利用者の権利擁護
- 社会正義・反抑圧
- SWの価値・倫理 etc..

福祉労働者として

- 法定事業・委託仕様
- 組織目的・予算・人員配置・決裁権限
- 人事評価・役割期待 etc..

この葛藤が「個人の能力・熱意不足」に回収されるとき、真面目な人ほど燃え尽きてしまうのでは？ そうさせないために、何が必要だろうか？

——まず、本当に「個人の能力」の問題なのかを、データで確かめたい。

データで見る現任者の実態② 阻害しているのは「個人の能力」なのか？

SW機能発揮の阻害要因（インタビュー調査）

- 「裁量権が与えられていない」
- 「所属組織の上司の理解がない」
- ケースワークに偏った教育—メソ・マクロの知識・技術の習得機会の不足
- 会議の形骸化、連携先の異動、社会資源の不足など、実践環境の未整備

就労実態（悉皆調査）

- 8割超が所定労働時間を超えて勤務。理由の最多は「仕事量が多い」61.9%
- 職場に社会福祉士が自分一人=26.6%（一人職場）
- 非管理職69.0%/年収400万円未満55.1%
- 過去1年にスーパービジョンを受けた人は21.5%

SW機能の発揮を阻んでいるのが、熱意や能力の不足でなく、裁量・理解・時間・教育機会という環境の条件であるとしたならば、葛藤を「個人の能力不足」に回収できないのではないか？

出典：日本社会福祉士会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」報告書（平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業）。会員悉皆調査：回答7,512人（回答率17.8%）

「福祉労働者」としての社会の変え方

—環境の条件は、変えられる

「福祉労働者」としての社会の変え方 — 組織資源を使って変えた3事例

事例1 | 閑散期病床のレスパイト入院

医療機関のMSWが、医療依存度の高い患者のレスパイト先不足を退院患者家族の相談から痛感。自院の病床閑散期にレスパイト入院を受け入れる体制を、院内調整によって構築した。

事例2 | 透析通院の無料バス

町立病院のMSWが、交通アクセスの問題で透析中断の危機に瀕したクライアントへの支援を通じ、自組織（病院）との調整を経て自治体に予算拠出を要請。病院と自治体が費用を分担し、町内に無料バスが走った。

事例3 | 無料低額診療の対象拡大

医療機関のMSWが、無低診利用者が薬局での自己負担により受診中断となる実態を把握。当該患者とともに、無料低額診療事業において、薬代への助成を自治体に働きかけ、実現した。

いずれも雇用された組織の中で社会を変えた（資源開発、制度拡充）事例。

組織を制約ではなく「資源（リソース）」として見立てるアセスメント

「制約」として読む

- 雇用関係・人事評価
- 法定事業・委託仕様
- 予算・人員配置
- 決裁権限・組織階層 etc…

「資源」として読む

- 組織の使命・理念
- 法令、条例
- 記録・データ（課題を提起するための材料がある）
- 会議体・予算（提案の経路）
- 直属の管理職、他職種
- 地域ネットワーク（合意の経路） etc…

組織の実践を阻む「制約」にも実践を推進する「資源」にもなり得る。であるとしたならば、クライアントのアセスメントに加え、所属組織を社会変革のための資源として読み解く「組織アセスメント」“も”必要ではないか？

社会を変えるためのソーシャルワーク 教育・養成

©2026 NPO法人Social Change Agency

19

データで見る現任者の実態③ マクロ機能の発揮を促進する要因

⇨ SOCIAL CHANGE AGENCY

マクロレベル機能の発揮（機会・知識技術）と相関が高い要因（標本調査 N=1,185）

ソーシャルワークの価値・倫理	相関 0.50	価値・倫理は、マクロ機能の発揮と最も高く関連している
地域住民とのかかわり	相関 0.47	住民との接点・共働が機能発揮の機会となる
専門職としての自律性	相関 0.39	裁量権をもって実践を展開できること
専門職ネットワーク	相関 0.32	組織内外の「人脈・協力者・チーム」の存在
職能団体との関係性	相関 0.29	研修等を通じた知識・技術の獲得経路

- SVを受けた経験はマイクロ～マクロの機能発揮機会と関連。大学院教育を受けた層は代弁・社会変革機能等の知識・技術・経験が顕著に高い

価値・裁量・ネットワーク・職能団体・SV—いずれも、個人のセンスや資質に還元せず、教育と環境整備の対象として位置づけられる要因である（※相関であり因果の実証ではない）。

では教育はどうすべきか？

出典：日本社会福祉士会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」報告書（平成30年度 厚生労働省社会福祉推進事業）。会員悉皆調査：回答7,512人（回答率17.8%）

©2026 NPO法人Social Change Agency

20

養成課程と現任教育の役割分担と接続

段階ごとに到達目標を分け、現任者教育との接続を設計すべきではないか？

段階	到達目標	内容
学部・養成段階	アセスメント力（見る力）	ミクロの個別支援を通して、メゾ、マクロの課題を見立てる
実習教育	視点の獲得	プランニング以後は、シミュレーションに留めるのが現実的
現任者教育	実行力（動かす力）	制約のメタ的知覚、組織の資源アセスメント、ネゴシエーション、社会調査 etc…

社会を変えるためのソーシャルワーク現任者教育において注力すべきと考える点【私見】

所属組織の制約と資源を見極め、根拠をもとに交渉し、実践に必要な組織内外のリソースを獲得するための **ベースとなるスキル**

① 制約のメタ的知覚

自分がなぜ動けないのかを、個人の能力ではなく、組織・制度・財源・役割期待から構造的に分析する力。二重性によるジレンマへの自覚は、バーンアウトを防ぐことにも寄与する

② 組織の資源アセスメント

所属組織を「制約」ではなく社会変革の「資源」として捉え直し、理念・使命・役割・決裁権限・会議体・外部機関との関係などを戦略的に読む力

③ 社会調査

組織を動かす根拠をデータで示す力。自分で「わかる・できる」、または職能団体や大学を通して戦略的に「外注できる」こと

④ ネゴシエーション

誰に、いつ、どの言葉で、どの会議体を通じて提案するかを構想する力。SWの価値を組織を動かす言葉へ翻訳する力

事例2「透析通院の無料バス」を、読み解く

① メタ的知覚

患者個人の「通院手段」の課題を、Swerである自分の調整や資源開拓の問題に帰結させず、地域交通の問題×移動に関する資源の空白という構造の問題だと知覚した

② 資源アセスメント

病院の資源を読んだ：透析中断が招く重症化のデータ、院長・事務長という決裁経路、病院と自治体の日常的な関係

③ 社会調査

通院困難による中断危機にある患者数を把握・集計し、個別事例ではなく「地域の課題」としての根拠を示した

④ ネゴシエーション

「患者の権利」のみを掲げず、「中断による重症化は患者・病院・町の三者の損失」という、組織と自治体が動ける言葉に翻訳して交渉した。

※これは権利擁護を放棄することではなく、権利を実現するために、組織や自治体が動ける言葉へ翻訳する実践である。

ただし、(1)ベーススキルの獲得、それを(2)発揮するための実践環境整備も、個人の意思や行動のみに任せるのでは、社会を変えるソーシャルワーク実践は増えないのではないか？

「スキルの獲得」を支える現任者教育

現任者教育は「必要だから受けましょう」の声かけだけでは広がらない。「受ける理由」「受けさせる理由」をどう作るか？

個人

明日から職場で使える技能だ！などの訴求。高度専門職キャリアとのパス接続（認定社会福祉士など？）

所属組織

受講が「組織の利益」になる根拠を、大学の実証と職能団体の働きかけで翻訳・提示する（これが難しいと感じます）

職能団体

基礎研修への組み込み／法定研修への組み込み

大学・研究機関

職能団体のアクションを、根拠・教材化・有効性検証でバックアップする

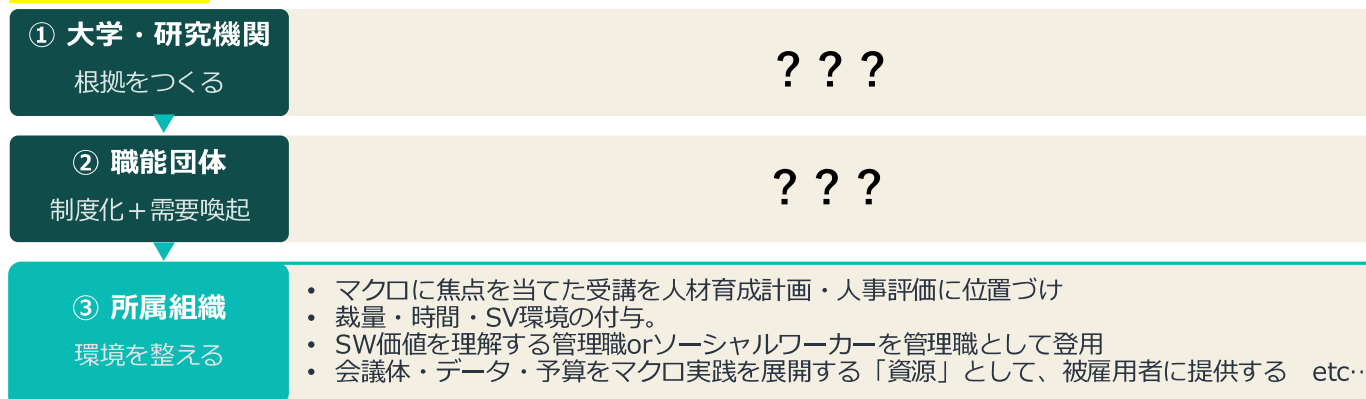
制度

大学の実証と職能団体の働きかけで、委託仕様・事業評価・人材育成計画に位置づける（これも骨が折れると想像します）

特に「所属組織をどう納得させるか」は、SWer一個人に任せておいては難しい。職能団体や大学による、所属組織に必要なと思わせる訴求戦略と、既存の研修への要素の埋め込み等のアクションが必要ではないか。

「実践を支える環境」をどう整備するか？

スキルの獲得のための研修設計とその受講戦略のみでは、片手落ちのように思える。
“所属組織”というソーシャルワーカーの環境を、マクロ実践を展開するためにどのように整備するか？



(1)ベーススキルの獲得、(2)発揮するための実践環境整備の双方がなされることが、社会を変えるソーシャルワーク実践を一部の例外的実践に留めず、各地で再現可能にしていくための条件ではないか。

すべての“変え方”を貫く根底——当事者・コミュニティとの共働

どの“変え方”にも共通して問われるのは、「誰の知を、誰とともに使って変えるのか」。共働を欠くと、各回路は変質してしまう可能性がある。

<p>① 被雇用者として変える（民間）</p>	<p>組織都合の「改善」に終わる</p>
<p>① 被雇用者として変える（行政）</p>	<p>使いにくい制度を再生産する</p>
<p>② 職能団体等で変える</p>	<p>専門職中心主義になる</p>
<p>③ 経営者として変える</p>	<p>支援者側の問題設定を事業化するだけになる</p>

データでも、「地域住民とのかかわり」はマクロ機能発揮との相関が2番目に高かった(0.47)。共働は理念であると同時に、促進要因である。

まとめ—社会を変えるソーシャルワーク教育・養成への提起

Swer/福祉労働者という二重性を前提に、養成と現任者教育で力を育て、実践を後押しする環境を大学・職能団体・所属組織を中心に、当事者・コミュニティとの共働を根底に、整える。

主体	育てる／整える	具体的に必要なこと
大学・養成校	養成：見る力	ミクロの個別支援からメゾ・マクロの課題を見立てる「構造的アセスメント力」を育てる（実習はシミュレーションに留める）
大学・研究機関	根拠をつくる	マクロ実践に必要な知識と技術の有効性を検証・教材化し、現任者教育の効果と「組織にとっての利益」を実証して職能団体・組織を後押しする
職能団体	現任者：動かす力	マクロに関する内容を基礎研修／法定研修に組み込み体系化する
職能団体	制度化＋需要喚起	受講インセンティブを設計し、委託仕様・事業評価・人材育成計画への位置づけを制度に働きかける
所属組織	環境を整える	裁量・時間・SVの付与、SW価値を理解する管理職の登用、会議体・データ・予算をマクロ実践の「資源」として活用できるようにする
当事者・コミュニティ	横断原理	全プロセスに共働を組み込む。これは機能発揮の促進要因でもある（相関0.47）

スキルの獲得も、それが生きる環境整備も—個人の意思や奮闘“のみ”に委ねない設計こそが「社会を変えるソーシャルワーク」を後押しし支えるのではないだろうか

まとめ—（再掲）本報告の中心的問いと主張

【前提】

日本のソーシャルワーカーの大多数は、組織に雇用されて働く被雇用者＝「福祉労働者」である。この事実を回避して、社会を変えるためのソーシャルワーク教育・養成を論じることは困難。

【問い】

ソーシャルワーカー ≡ 「福祉労働者」が、社会を変える実践を行うためには何が必要か。

【主張】

ソーシャルワーカーと福祉労働者の二重性を前提に、養成では「見る力（アセスメント）」を、現任者教育では「動かす力（プランニング以後）」に力点を置き、大学、職能団体、雇用組織で「実践を支える環境」を整備することが必要ではないか。

引用データ・調査報告

- 1.厚生労働省『令和7年度社会福祉推進事業報告書社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習の標準化と充実等に向けた調査研究』
- 2.日本社会福祉士会『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業』報告書

参考文献

3. マイケル・リプスキー 著、田尾雅夫・北大路信郷 訳『行政サービスのディレンマ—ストリート・レベルの官僚制』木鐸社、1986年

日本ソーシャルワーク学会 第43回大会学会企画シンポジウム 「社会を変えるためのソーシャルワーク」

社会を変えるためのソーシャルワーク調査研究

法政大学現代福祉学部
高良 麻子

自己紹介

高良 麻子 Asako KORA

法政大学現代福祉学部教授、博士（ソーシャルワーク）

横浜国立大学教育学部教育学科卒業後、アパレル企業（株式会社BIGI）で勤務した後、渡米しColumbia University School of Social Workで修士課程修了。帰国後、在宅介護支援センター勤務。東京家政学院大学助手、東京学芸大学教育学部講師、准教授、教授を経て、現職。その間、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻修了。社会福祉士。

主な著書

「ソーシャルアクションの意義と方法」『エンサイクロペディア社会福祉学 第2編』分担執筆、中央法規出版、2025年

『ジェネラリスト・ソーシャルワークを实践するために—スクールソーシャルワーカーの事例から—』編著、かもがわ出版、2022年

『地域共生社会に向けたソーシャルワーク—社会福祉士による実践事例から—』編著、中央法規出版、2018年

『日本におけるソーシャルアクションの实践モデル—「制度からの排除」への対処—』単著、中央法規出版、2017年

『独立型社会福祉士—排除された人びとへの支援を目指して—』編著、ミネルヴァ書房、2014年

「社会正義とソーシャルワーク实践」『対論社会福祉学5 ソーシャルワークの理論』日本社会福祉学会編、分担執筆、中央法規出版、2012年

主な論文

「スクールソーシャルワーカーの配置から子どもの課題の軽減・解決までの因果メカニズム」『社会福祉学』66(4)、29-41、2026年

「社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握」『社会福祉学』56(2)、126-140、2015年

「日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と实践」『社会福祉学』53(4)、42-54、2013年

「福祉政策にもとづく制度から排除された人々への支援—独立型社会福祉士の实践を通して—」『社会福祉学』51(1)、3-17、2010年

主な社会的活動

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長、一般社団法人日本社会福祉学会第8期理事、日本学校ソーシャルワーク学会元理事、公益社団法人日本社会福祉士会元理事 など

ソーシャルワーク・リサーチに関する声明

ソーシャルワーク・リサーチの目的は、実践に基づく専門職および科学分野としてのソーシャルワークの使命と目的を支えるため、知識、社会政策論、実践的介入、および評価を発展させることである。具体的には、ソーシャルワーク・リサーチは、この専門職、政策立案者、地域社会、およびソーシャルワークのクライアントの多様な目的に資するために実施され、その目的には以下が含まれる。

- 個人、社会、対人関係、社会経済、および構造的な問題、ならびにそれらから生じる課題や結果に対する理解を促進し、容易にすること。
- 人々が置かれている自然環境、人工環境、社会経済的環境、生態学的環境、文化的環境、宗教的環境、社会政治的環境、および変化し続ける地域的、広域的、地球規模の文脈におけるニーズとリソースの評価を促進すること。
- プログラム、新たな問題解決アプローチ、サービス、および政策（特に、周縁化され、脆弱で、抑圧されている人々を対象としたもの）の開発、実施、評価に情報を提供すること。
- ウェルビーイング、持続可能な開発、生活の質の向上を図り、人権および社会的、経済的、環境的正義を推進すること。
- より広範な国家的社会経済的文脈において、他のサービス提供主体や重点分野との比較の中で、ソーシャルワークサービス組織の現状、組織構成、サービス提供の立場および影響を評価すること。
- ソーシャルワーク理論の発展およびソーシャルワーク・リサーチへの新たなアプローチを促進すること。

国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW: International Association of Schools of Social Work)

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW: International Federation of Social Workers)

国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW: International Association of Schools of Social Work)

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（注釈）

ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放がある。

ソーシャルワークは、相互に結び付いた歴史的・社会経済的・文化的・空間的・政治的・個人的要素が人々のウェルビーイングと発展にとってチャンスにも障壁にもなることを認識している、実践に基づいた専門職であり学問である。構造的障壁は、不平等・差別・搾取・抑圧の永続につながる。人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や、特権の構造的原因の探求を通して批判的意識を養うこと、そして構造的・個人的障壁の問題に取り組む行動戦略を立てることは、人々のエンパワメントと解放をめざす実践の中核をなす。不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、貧困を軽減し、脆弱で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力する。

国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW: International Federation of Social Workers）

国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW: International Association of Schools of Social Work）

目指すべき社会

すべての人びとがWell-beingを実現できる社会

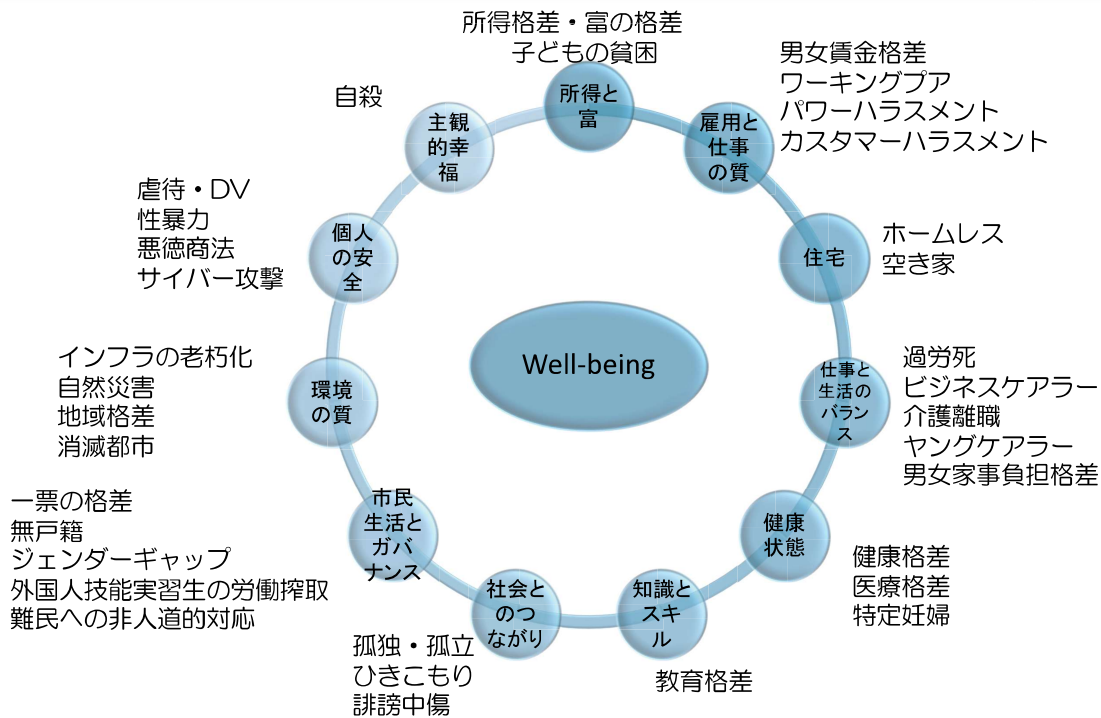
Well-beingとは、個々の人間の尊厳が保持されたうえで、権利を実現し、幸せだと感じられる自分らしい生活を継続できること

不平等・差別・搾取・抑圧の永続につながる構造的障壁のない社会

「階級、人種、性別などに関係なく、生まれつきのスキルや能力を伸ばす機会を誰もが平等に手にするという」「『公正な』機会均等」が実現される社会

Chandler, D. (2024) Free and Equal: A Manifesto for a Just Society, Georgina Capel Associates Ltd. (=2026, 鬼澤忍訳『自由と平等:「正義」のための設計図』早川書房) p57

OECDのWell-beingのフレームワークから見た日本の社会問題例



OECD (2020) How's Life? Measuring Well-being. によって示されたWell-beingを構成する主要要素を図式化して加筆

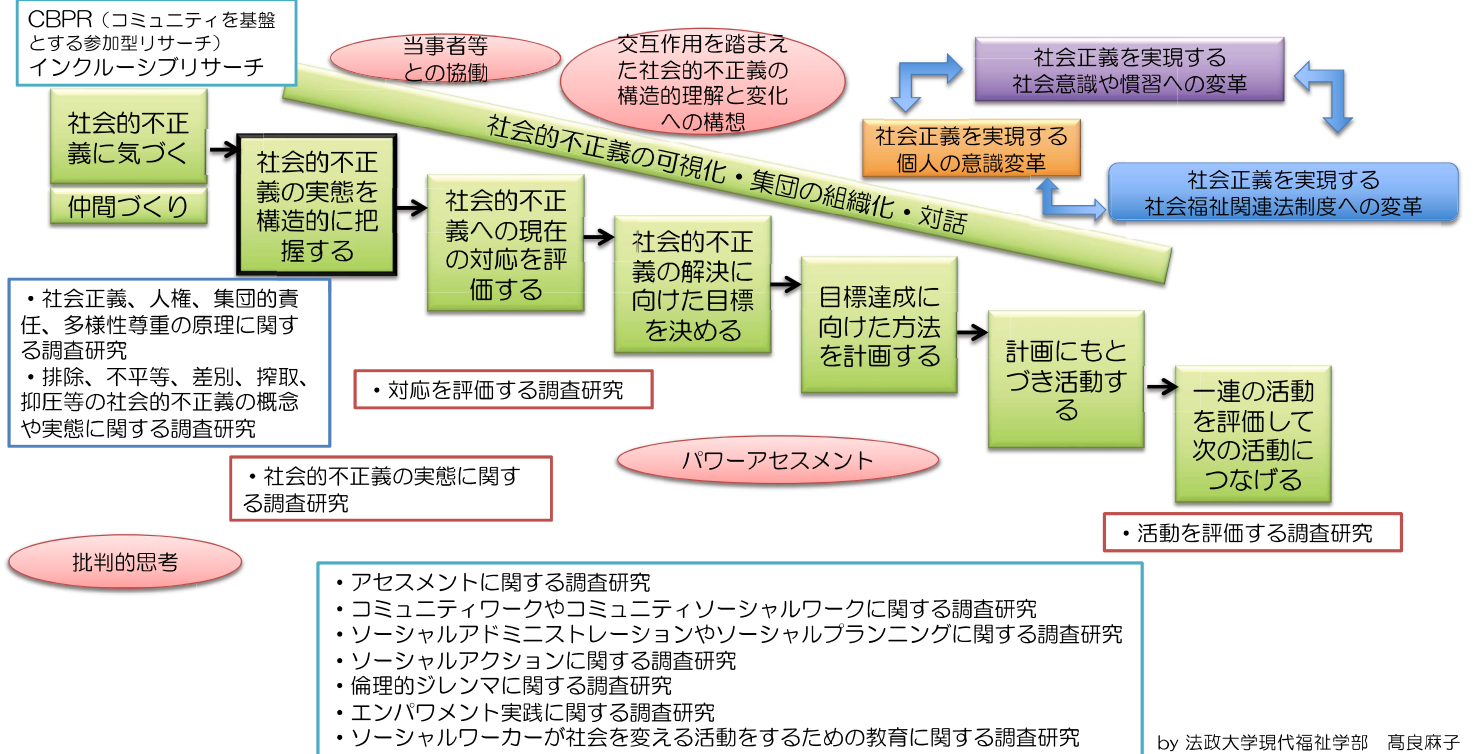
by 法政大学現代福祉学部 高良麻子

社会変革に関する主な書籍

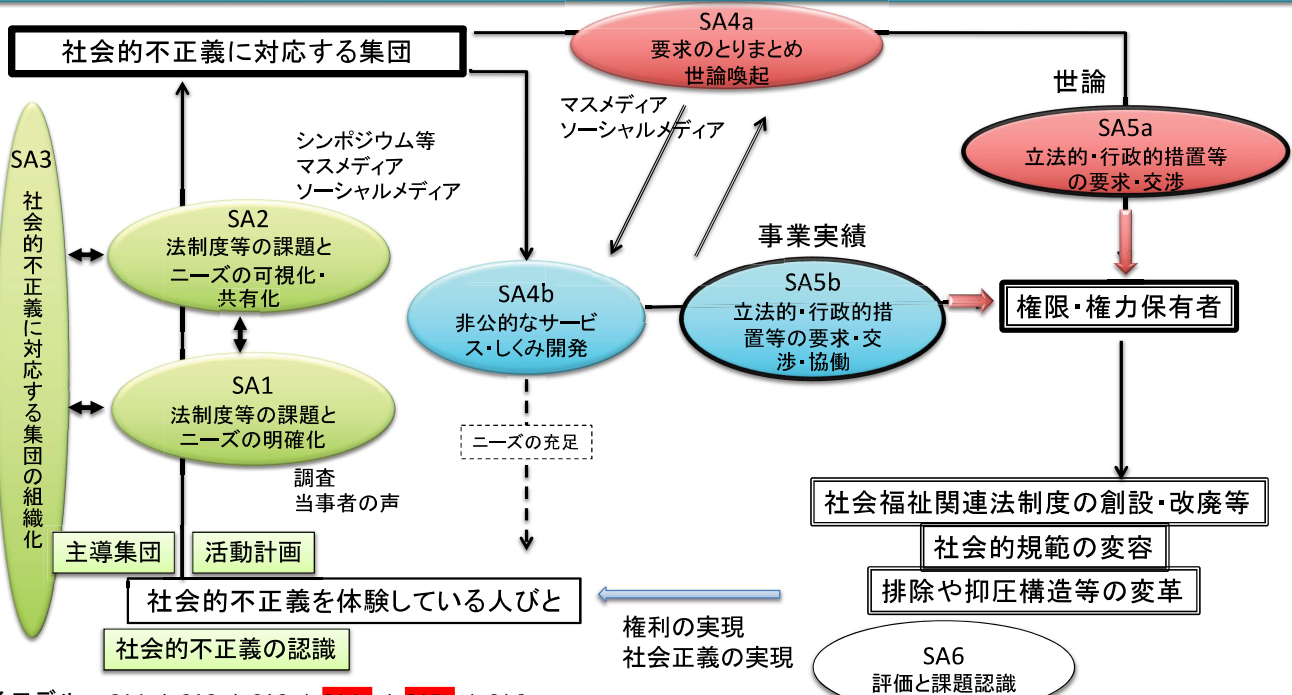
- 荻上チキ (2023) 『社会問題のつくり方-困った世界を直すには?』 翔泳社
- Best, J. (2017) Social Problems (3rd,ed.) , W.W.NORTON & COMPANY, INC. (=2020, 赤川学監訳『社会問題とは何か-なぜ、どのように生じ、なくなるのか?』 筑摩書房)
- Bolton, M (2018) How to Resist: Turn Protest to Power, Bloomsbury Publishing Plc. (=2020, 藤井敦史・大川恵子・坂無淳・走井洋一・松井真理子訳『社会はこうやって変える! -コミュニティ・オーガナイズング入門』 法律文化社)
- Stroh, D.P. (2015) Systems Thinking for Social Change, Chelsea Green Publishing Co. (=2018, 小田理一郎監訳、中小路佳代子訳『社会変革のためのシステム思考実践ガイド-共に解決策を見出し、コレクティブ・インパクトを創造する-』 英治出版)
- Kahane, A. (2012) Transformative Scenario Planning: Working Together to Change the Future, Berrett-Koehler Publishers. (=2014, 小田理一郎監訳、東出顕子訳『社会変革のシナリオ・プランニング-対立を乗り越え、ともに難題を解決する-』 英治出版)
- 寛裕介 (2013) 『ソーシャルデザイン実践ガイド-地域の課題を解決する7つのステップ-』 英治出版

by 法政大学現代福祉学部 高良麻子

社会を変える活動プロセスにおいて必要なSW調査研究



ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程



「闘争モデル」 SA1 → SA2 → SA3 → SA4a → SA5a → SA6

「協働事業開発モデル」 SA1 → SA2 → SA3 → SA4b → SA5b → SA6

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)『社会福祉士・精神保健福祉士養成講座 12 ソーシャルワークの理論と方法』p322一部改変

原理に関する論文・書籍例

- 東洋大学福祉社会開発研究センター編(2020)『社会を変えるソーシャルワーク-制度の枠組みを越え社会正義を実現するために-』ミネルヴァ書房
- 篠原拓也(2017)「社会福祉学における人権の特質と位置」『社会福祉学』57(4)、1-13.
- 三島亜紀子(2016)「ソーシャルワークのグローバル定義における「社会的結束(Social Cohesion)」に関する考察—リスク管理がもたらすジレンマ—」『ソーシャルワーク学会誌』33、1-12.
- 田川佳代子(2015)「社会正義とソーシャルワーク倫理に関する一考察」『社会福祉学』56(2)、1-12.
- 衣笠一茂(2015)『ソーシャルワークにおける「価値」と「原理」:「実践の科学化」とその論理構造』ミネルヴァ書房
- 秋元美世(2010)『社会福祉の利用者と人権-利用関係の多様化と権利保障』有斐閣
- 中村剛(2008)「社会福祉における正義-「仕方ない」から「不正義の経験」へ-」『社会福祉学』49(2)、3-16.
- 舟木紳介(2007)「オーストラリアのクリティカル・ソーシャルワーク理論における社会正義概念とポストモダニズムの影響」『社会福祉学』48(3)、55-65.

批判的思考や構造的障壁の理解に関する論文・書籍例

- 大友秀治(2022)「反抑圧の実践に求められる抑圧を分析する観点—当事者の語りに基づく分析を通して—」『学校ソーシャルワーク研究』17、63-76.
- 坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛・二木泉・市川ヴィヴェカ(2021)『脱「いい子」のソーシャルワーク-反抑圧的な実践と理論』現代書館

by 法政大学現代福祉学部 高良麻子

ソーシャルアクションに関する論文・書籍例

- 岩田千亜紀(2025)「障害のある性暴力被害者に関する刑法性犯罪改正を目指した活動」へのプログラム評価—より効果的なソーシャルアクションの実践方法を検討するために—」『社会福祉学』66(2)、78-94.
- 小沼聖治(2024)『ソーシャルアクション・モデルの形成過程-精神保健福祉士の実践を可視化する-』法律文化社
- 山東愛美(2019)「日本におけるソーシャルアクションの2類型とその背景—ソーシャルワークの統合化とエンパワメントに着目して—」『社会福祉学』60(3)、39-51.
- 高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル-「制度からの排除」への対処-』中央法規出版
- 高良麻子(2015)「社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握」『社会福祉学』56(2)、126-140.
- 高良麻子(2013)「日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践」『社会福祉学』53(4)、42-54.
- 滝口涼子・伊藤富士江(2010)「犯罪被害者遺族の被害者運動参加-エンパワメント・アプローチに着目して-」『社会福祉学』50(4)、55-68.

エンパワメント実践に関する論文・書籍例

- 神林ミユキ(2021)「精神障害者を対象としたエンパワメント実践プロセスの質的研究—ピアサポーターの言語化支援に着目した TEA分析—」『社会福祉学』62(2)、60-75.
- 寺田千栄子(2019)「LGBTQの子ども達へのエンパワメント視点に基づく学校ソーシャルワーク実践の必要性—養護教諭へのアンケート調査結果からの考察—」『社会福祉学』59(4)、67-79.
- 西梅幸治(2013)「社会福祉士養成におけるソーシャルワーク演習教育-エンパワメント実践の思考枠組みとの関連から-」『ソーシャルワーク学会誌』27、17-29.
- 橋本卓也・岡田進一・白澤政和(2008)「障害者のセルフ・エンパワメントの内的生成要因について-自立生活を送る重度障害者に焦点をあてて-」『社会福祉学』48(4)、105-117.
- 小田兼三・杉本敏夫・久田則夫編著(1999)『エンパワメント実践の理論と技法-これからの福祉サービスの具体的指針-』中央法規

by 法政大学現代福祉学部 高良麻子

プログラム評価に関する書籍例

大島巖,源由理子,山野則子,贅川信幸,新藤健太,平岡公一編著(2019)『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法ーCD-TEP法:協働によるEBP効果モデルの構築ー』日本評論社
山野則子(2015)『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーカー現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店

当事者との協働研究に関する論文・書籍例

森口弘美・笠原千絵(制作責任者)『当事者の声が変わるーインクルーシブリサーチの可能性』
木下麗子(2016)「在日コリアン高齢者と日本人高齢者の社会福祉サービスの認知状況等に関する比較調査ー外国籍住民の集住地域におけるCBPRー」『社会福祉学』56(4)、37-51.
武田丈(2015)『参加型アクションリサーチ(CBPR)の理論と実践ー社会変革のための研究方法論』世界思想社

by 法政大学現代福祉学部 高良麻子

職能4団体における研究と実践の歩み

趣旨

本大会校企画シンポジウムでは、大会テーマ「Social Change と社会正義：戦後 80 年を経て、どのような社会を目指すのか」を踏まえ、ソーシャルワーク専門職を支える日本ソーシャルワーカー連盟の4職能団体を迎えて、それぞれの団体が研究と実践をどのように発展させ、社会の変化にどのように応答してきたのかを振り返る。職能団体は、専門職の質の向上を支えるだけでなく、現場で生じる課題を社会的課題として可視化し、政策提言や制度改善、社会への発信につなげる役割も担ってきた。

本シンポジウムでは、各団体の歴史的な歩みや現在の取り組みを踏まえながら、研究と実践がどのように結びつき、社会変革への力となってきたのかを共有する。実践から生まれた問いが研究へと発展し、研究成果が再び実践やソーシャルアクションへと還元されるという循環は、ソーシャルワーク専門職の発展において重要な意味を持つ。

戦後 80 年を迎える現在、社会は人口構造の変化、貧困・格差、孤立、権利擁護、地域共生、多文化化など、複雑で新たな課題に直面している。こうした時代において、職能団体は社会正義の価値をどのように捉え、専門職としてどのような社会を目指していくのかが問われている。

各職能団体の実践・研究と社会変革の歩みを共有しながら、今後のソーシャルワーク専門職の可能性、そして学術研究と実践現場がどのように連携し、社会変革に貢献していけるのかについて議論を深めることを目的とする。

プログラム

13:40 趣旨説明

司会兼モデレーター：木村 容子（当学会理事，日本社会事業大学教授）

13:45 報告（発表順）

- ① 公益社団法人 日本社会福祉士会 山下 康（会長）
- ② 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 古屋 龍太（相談役）
- ③ 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 野田 智子（副会長）
- ④ 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会 保良 昌徳（会長）

15:05 休憩

15:15 コメント

空閑 浩人（当学会副会長，同志社大学教授）

小山 隆（当学会会長，同志社大学教授）

15:35 ディスカッション

モデレーター：木村 容子（当学会理事，日本社会事業大学教授）

日本ソーシャルワーク学会 第43回大会・大会校企画シンポジウム

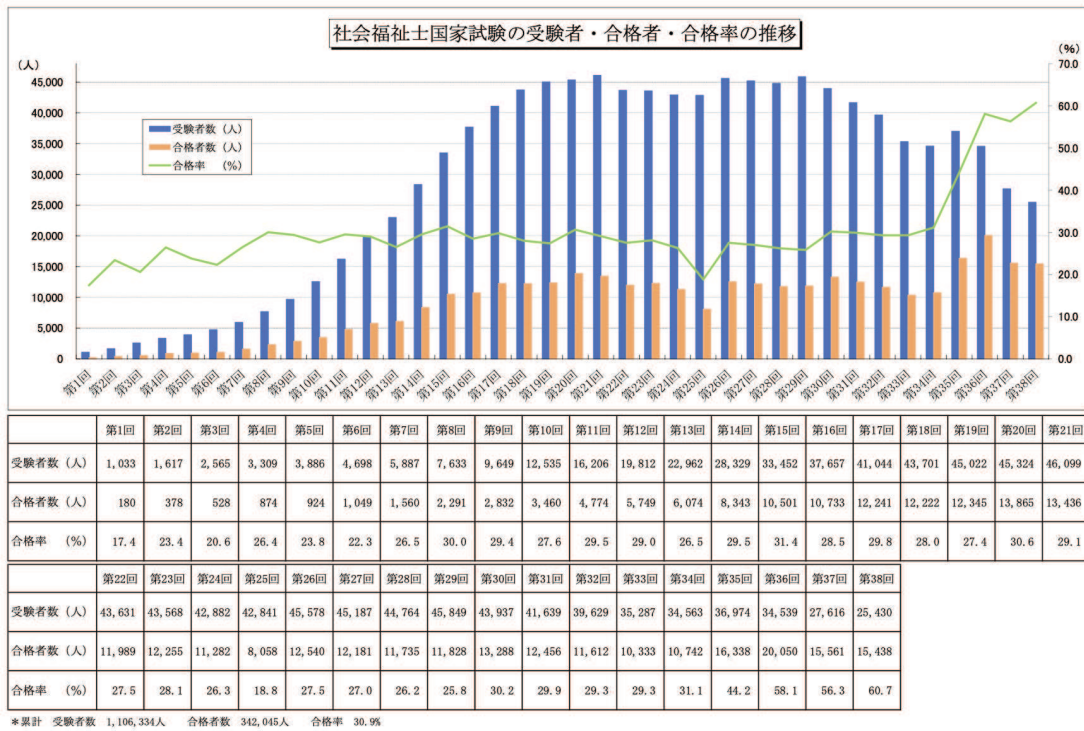
日本社会福祉士会における研究と実践の歩み ～Social Changeと社会正義・日本社会福祉士会の現在地～

2026年7月12日(日)
於: 日本社会事業大学 清瀬キャンパス
公益社団法人 日本社会福祉士会 会長 山下康

日本社会福祉士会の沿革

1987年5月	「社会福祉士及び介護福祉士法」公布
1989年3月	第1回社会福祉士国家試験実施（登録開始）
1993年1月	任意団体日本社会福祉士会の設立
1994年12月	全都道府県に支部を設置
1996年4月	社団法人日本社会福祉士会の設立
1998年7月	国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟
2003年1月	社会福祉士会十周年
2007年12月	「社会福祉士及び介護福祉士法」改正
2012年4月	連合体組織に移行
2013年1月	社会福祉士会二十周年
2014年4月	公益社団法人に移行
2015年6月	公益社団法人日本社会福祉士会憲章制定
2023年1月	社会福祉士会三十周年

社会福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移



3

都道府県社会福祉士会会員情報

2026年5月末現在の会員数→47,113人

(全国登録者 335,433人)

組織率→14,05%

4

日本社会福祉士会の現在地

- 社会福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の動向
- 第四期中期計画(2024年から2028年度)ソーシャルワークの推進・活動基盤の強化・専門性の向上
- 調査研究事業・ぱあとなあ・生涯研修等々……………。
- 予算制度に関する提案書
- 認定社会福祉士7000人達成に向け強化ルートの新ルート設定
- 都道府県士会会員50,000人体制に向けて

5

過去の補助・助成・委託事業 一覧

年度	調査研究テーマ	補助・委託元と事業名
2016	ソーシャルワークの実践現場における自殺予防のアセスメントツール開発 および全国展開にむけた人材養成事業	厚生労働省 社会・援護局 平成28年度 自殺防止対策事業
	ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業	(公財)社会福祉振興・試験センター (社会福祉人材養成・研修助成事業)
2017	西原村及び益城町の被災地住民の生活を支援するための活動	中央共同募金会
	地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究	厚生労働省 社会・援護局
	自殺予防ソーシャルワークに関するテキスト開発およびリーダー養成研修事業	厚生労働省 社会・援護局
2018	滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業	社会福祉法人 中央共同募金会
	認定社会福祉士等の資質向上に資するグループスーパービジョン・モデル構築に関する研究事業	(公財)社会福祉振興・試験センター
	成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
2019	高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	ICTを活用した研修提供体制基盤構築及び試行事業	(公財)社会福祉振興・試験センター
	滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業	中央共同募金会
	認定社会福祉士等の資質向上に資するグループスーパービジョン・モデル構築に関する研究事業	(公財)社会福祉振興・試験センター
2019	障害児者の相談支援を担う主任相談支援専門員養成研修等一式	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
	中核機関の先駆的取組調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省 老健局

6

2020	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省 老健局
2021	地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式	厚生労働省 老健局
	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について (高齢者虐待対応マニュアル)改訂に係る調査等業務	厚生労働省 老健局
2023	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	在留資格を有さない外国人の実態調査研究事業	(国会独自事業)
2024	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
	在留資格を有さない外国人の実態調査研究事業	(国会独自事業)
	中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業	(国会独自事業)
2025	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省 老健局
	災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局
2026	災害時の福祉支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成のあり方に関する調査研究	厚生労働省 社会・援護局
	中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業	厚生労働省 社会・援護局

介護保険施設における 社会福祉士の活用状況と有効性に関する 調査研究事業



介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

【事業の目的】

地域の包括的な支援体制の整備に向けた専門職人材の活用に関する基礎調査として、介護保険施設の支援相談員や生活相談員等として**実践**する社会福祉士の活用状況に関する実態把握をし、有効性を明らかにすることを目的として実施した。

事業の概要

1 フォーカス・グループ・インタビュー調査(FGI)

2 ヒアリング調査(取組事例収集)

3 介護老人保健施設に対する量的調査(悉皆調査)

社会福祉士・支援相談員(全6回 34名)及び生活相談員(全1回 6名)

介護老人保健施設の取組 5事例 / 介護老人福祉施設の取組 1事例

全国老人保健施設協会 3,567施設中1,065施設から回答(29.86%)

結果概要①【定量的な有効性】

1 支援相談員・社会福祉士の有無による統計的な有意差

- ① 在宅復帰・在宅療養支援機能指標のうち「在宅復帰率」「ベッド回転率」「喀痰吸引の実施を要する入所者割合」で統計的な有意差
- ② 算定された加算のうち「入所前後訪問指導加算(Ⅱ)」「退所時情報提供加算」「入退所前連携加算」「かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)」で統計的な有意差
- ③ 支援相談員の取組のうち、「施設内の他の専門職との連絡調整」「退所前後訪問」「地域住民や民生委員等との関わり」「地域貢献活動業務」「利用者の家族への支援等」で統計的な有意差

結果概要②【定性的な有効性】

2 支援相談員・社会福祉士の有効性

- ① 入所前段階からの施設の機能や役割をはじめ、入所する目的の明確化や在宅復帰が難しい利用者への支援等
- ② 入所前後又は退所前後における医療機関や居宅介護支援事業所及び当該施設内の多職種と連絡調整
- ③ 地域や家庭との結びつきを意識した地域貢献活動の展開や施設内の取組に関する情報発信等による地域・関係機関等へ働きかけ

3 生活相談員・社会福祉士の有効性

- ① 特別養護老人ホーム内における看取りケア体制の構築と、看取りケアの向上

令和6年度の介護報酬改定にて、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標で支援相談員として社会福祉士を配置していることを評価されることにつながった



介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

【事業の目的】

地域の包括的な支援体制の整備に向けた専門職人材の活用に関する基礎調査として、介護保険施設の支援相談員や生活相談員等として実践する社会福祉士の活用状況に関する実態把握をし、有効性を明らかにすることを目的として実施

事業の概要

1 フォーカス・グループ・インタビュー調査(FGI)

2 介護老人福祉施設に対する量的調査(悉皆調査)

3 ヒアリング調査(取組事例収集)

特養の生活相談員・老健の支援相談員が対象(全5回 計23名)

介護老人福祉施設 6,779施設中1,434施設から回答(21.15%)

生活相談員の取組 7事例 / 支援相談員の取組 1事例

結果概要①【定量的な有効性】

1 看取り介護とACPへの取組への貢献

介護老人福祉施設の生活相談員において、看取り介護加算の算定と社会福祉士の配置との関係で統計的に有意性を確認できた。また、ACPの理解と推進・看取り介護の質向上に貢献していることも示唆された。

項目	社会福祉士		p値	有意差
	資格者	無資格者		
看取り介護加算の算定者数	平均9.4人	平均7.3人	0.001	あり
ACPの取組数	平均10.9人	平均8.8人	0.069	なし ※有意に近い傾向

結果概要②【定性的な有効性】

2 多様な実践と専門性を発揮した利用者のQOL向上

社会福祉士は諸分野における法制度や支援の実際、地域福祉の基礎理論等の幅広い知識を備えた上で「バイオ・サイコ・ソーシャルな視点」「権利擁護と自己決定の尊重」「ソーシャルワークの価値と理念」等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮しながら利用者1人1人に寄り添った支援を実施している。

3 認知症ケアへの貢献

介護老人福祉施設における認知症のある利用者へのケアの推進において、「意思推定と代弁」「地域資源の活用と関係調整」「多職種連携による支援」「認知症理解の促進」の4つ視点を踏まえて取り組んでいる。

介護老人保健施設において社会福祉士を有する生活相談員は、看取り介護加算において統計的な有意差があることや、ACPへの理解と参加促進・利用者のQOL向上・多角的な支援による認知症のケアの貢献をしていることが明らかとなった



介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業(公益社団法人日本社会福祉士会)

【事業の目的】

特に医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士による相談援助の活動実態や、その有効性等を明らかにするための基礎調査として、介護医療院等における社会福祉士の活用状況に関する実態を把握し、有効性を明らかにすることを目的として実施

事業の概要

1 介護老人福祉施設に対する調査(量的調査)

介護老人福祉施設 10,694施設中2,439施設から回答(22.8%)

2 介護医療院に対する調査(量的調査)

介護医療院 810施設中147施設から回答(18.1%)

3 ヒアリング調査(取組事例収集)

介護医療院における社会福祉士役割・配置等(5事例)

結果概要①【介護老人福祉施設】

1 「看取り介護加算」とACPの実施における社会福祉士の貢献

- 社会福祉士を所有する生活相談員の配置は、介護老人福祉施設における看取り介護の促進に寄与していることが明らかになりました。
- 社会福祉士を所有する生活相談員が配置されている施設は、そうでない施設と比較して「看取り介護加算算定対象者数」および「ACPの実施人数」が統計的に有意に多いという結果が得られました。

2 身寄りのない入居者支援と社会福祉士の有効性

- 社会福祉資格を所有する生活相談員は、そうでない者と比較して、身寄りのない入居者への支援の13項目中9項目で実施が有意に多いことが明らかになりました。

3 「協力医療機関連携加算」算定と社会福祉士の有効性

- 社会福祉資格を所有する生活相談員を配置している施設では、協力医療機関連携加算を算定している施設の割合が有意に高いことが明らかになりました。

結果概要②【介護医療院】

4 介護医療院における社会福祉士の役割

- 介護医療院の人員に関する基準において社会福祉士の配置義務はありませんが、4割の介護医療院に専従または兼務で社会福祉士が配置されていることが判明しました。
- 社会福祉士の配置は、多職種連携の促進、利用者や家族の満足度向上、地域との連携強化、職員の負担軽減といった効果をもたらしていることが明らかになりました。

5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準との関連性

- 社会福祉士の業務内容(療養中の心理的・社会的問題の解決・調整業務、退院援助、経済的問題の解決・調整援助など)は、利用者の生活の質の向上、円滑な入退所、地域との連携強化に貢献する重要な役割を担っていると考えられます。

6 社会福祉士の役割と今後の展望

- ヒアリング調査の結果、介護医療院の社会福祉士は、入所相談から生活相談、退所支援、看取りケアまで多岐にわたる重要な役割を担っていることが示されました。

介護老人福祉施設と介護医療院で社会福祉士の専門性をより一層活用することで、より質の高い、その人らしい生活を支えるケアの提供体制の充実に寄与できる可能性が示唆された



介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業(公益社団法人日本社会福祉士会)

【事業の目的】

医療ニーズ高い高齢者の尊厳ある看取り実現に向け、全国の介護老人福祉施設(11,039施設)と特定施設入居者生活介護(5,926施設)を対象とした調査を通じ、多職種連携や意思決定支援等における社会福祉士の活用状況と有効性を検証し、その専門性を多角的に評価する。

事業の概要

介護老人福祉施設・特定施設入居者生活介護における生活相談員の役割に関する量的調査を実施

調査① 介護老人福祉施設

○生活相談員の役割・専門性の発揮の調査

- 令和6年度の調査では、社会福祉士の資格を有する生活相談員が配置されている介護老人福祉施設では、看取り介護に積極的に取り組む傾向があることが示唆された。
- 社会福祉士の役割、専門的な実践状況、具体的な業務内容、そして、看取り介護への取り組み状況を詳細に調査した。

○調査対象

- ①生活相談員(社会福祉士)
- ②生活相談員(社会福祉士以外)

調査② 特定施設入居者生活介護

○生活相談員の役割・専門性の発揮の調査

- 介護老人福祉施設の調査結果と、特定施設入居者生活介護の生活相談員を対象とした同様の調査結果を比較分析する。
- これにより、施設の種類によって生活相談員の役割等を明確にし、社会福祉士の効果的に活用する方法について検討を進める。

○調査対象

- ③生活相談員(社会福祉士)
- ④生活相談員(社会福祉士以外)

総合的検証(地域共生社会における社会福祉士の活用と有効性)

社会福祉士の役割と看取り介護の関連性を詳細に分析し、その因果関係や相関関係を解明することで、社会福祉士が果たす役割と有効性を明確化し、社会的評価の向上を目指します。特に、令和6年度調査で示唆された配置と看取り介護の関連性に着目し、地域共生社会における社会福祉士の貢献や多職種連携での役割を含め、政策提言に繋がる知見を抽出した。



課題(看取り実践と適正評価の乖離)

- ・ 介護老人福祉施設において、看取り介護の実践と適正な評価の間に大きな乖離が生じている。
- ・ 看取り介護を実施している割合(実施率)47.4%に対して、看取り介護加算を算定している割合(算定率)34.2%と約13%も乖離している現状にある。
- ・ 実際には、看取り介護を行っているものの、本人・家族との「合意形成」といった医療や介護以外の過程の負担があり、適正評価(加算算定)を逸している現状と課題が浮き彫りになった。

社会福祉士の有効性

- ・ 算定率においては、社会福祉士のいる介護老人福祉施設において有意な差(36.1% > 32.1%)が示された。
- ・ 主な要因として、社会福祉士のいる介護老人福祉施設においては、客観的な実績が確認されている。
- ・ アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の実施人数が有意に多い(平均9.6人 > 未配置7.0人)。
- ・ 「本人の意思が確認できず、家族間で意向がずれている」といった最も困難なケースの調整においても、明確な解決力(有意差)が実証されている。

【事業の結果】

看取り介護における最大の課題は「心理的・社会的な調整(プロセス)」であり、本事業により社会福祉士がこの過程を専門的に担うことで、看取りの質が向上し、施設の適正な評価(加算算定)に直結することを客観的に示している。

13



プロセスを評価する「看取り介護加算(Ⅲ)」の創設について

- ・ 介護老人福祉施設における看取り介護を評価する現行の加算(Ⅱ)を土台とし、社会福祉士による「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」を正当に評価する新しい加算の創設を提言する。

新設する加算の算定要件(案)

- ・ 客観的な「記録」を要件とすることで、監査可能な透明性を担保する。
- ・ 看取り介護加算(Ⅱ)の届出を行っている施設であること(医師・看護師による24時間対応等の医療体制が確保されていること)、社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた「対話のプロセス」を継続的に記録し、適切に保存していること。

期待される3つの導入効果(波及的メリット)

- ・ 効果①:【尊厳の保護】専門的な対話と記録の積み重ねにより、本人と家族が納得して最期を迎えられる質の高い看取りの実現が期待できる。
- ・ 効果②: 複雑なプロセス管理を社会福祉士が担うことで、医師・看護師・介護職が本来の専門的ケアに専念できる環境が整うことが期待できる。
- ・ 効果③:【適正な評価と施設の経営安定】これまで評価されなかった現場の隠れた努力(プロセスの完遂)が、適正な介護報酬(加算算定)に結びつくことが期待できる。

【特定施設入居者生活介護における効果】特定施設においても、社会福祉士の配置により「看取り介護における支援の段取り」や「看取りの質の自己評価」において有意に高い実績が確認されており、プロセス管理における専門性の有効性が示されている。

14

「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」における看取り介護加算の要件について

(参考)「看取り介護加算Ⅰ」の要件について

- ・ (1)常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ (2)看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・ (3)医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- ・ (4)看取りに関する職員研修を行っていること。
- ・ (5)看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

(参考)「看取り介護加算Ⅱ」の要件について

- ・ (1)入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間で、具体的な取決めがなされていること。
- ・ (2)複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項本文(指定地域密着型サービス基準第六十九条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ二十四時間対応できる体制を確保していること。
- ・ (3)看取り介護加算Ⅰの(1)から(5)までのいずれにも該当するものであること。

(新設)「看取り介護加算Ⅲ」の要件(案)について

- ・ (1)社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること。
- ・ (2)「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた「対話のプロセス」を継続的に記録し、適切に保存していること。
- ・ (3)看取り介護加算Ⅱの(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

15

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業） 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究 (公益社団法人日本社会福祉士会)

【事業の目的】

災害時の福祉的支援の場面では、被災地域におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動が欠かせない。将来的に発生する災害に対する備えとして、発災時やその前後におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割について、その実態を一連のものとして把握し、課題を整理し、その活動内容を見える化する。

《事業内容》

(1)東日本大震災以降における被災地支援の活動に関する事例集の作成（ヒアリング調査）

これまでに発生した災害時における被災者支援の取り組みにおいて、社会福祉士等ソーシャルワーク専門職がどのような機能を発揮して活動していたかを把握するとともに、ソーシャルワーク専門職が担っていたコーディネーターやスーパーバイザー等の役割について把握するため、図表1のとおりヒアリング調査を実施した。

(2)DWAT事務局及び登録者への福祉専門職に関するアンケート調査

災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究の一環として、発災時の役割や活動、実践者への期待等の実態を把握することを目的に、災害派遣福祉チーム（DWAT）の事務局とその登録者に対し、量的調査を実施した。アンケートの回答状況は図表2を参照。

図表1：ヒアリング調査を実施した災害名、調査先等

	災害名	区分	調査先
1	東日本大震災	社会福祉士会	岩手県社会福祉士会、大槌町役場等
2	熊本地震	社会福祉士会	熊本県社会福祉士会、西原村地域包括支援センター等
3	平成30年7月豪雨	災害ボランティアセンター	総社市社会福祉協議会等
4	令和2年7月豪雨	社会福祉士会	熊本県社会福祉士会、球磨村等
5		社会福祉士会	石川県社会福祉士会、石川県庁等
6		医療ソーシャルワーカー協会	日本医療ソーシャルワーカー協会、珠洲市役所等
7	令和6年能登半島地震	精神保健福祉士協会	日本精神保健福祉士協会、石川県精神保健福祉士協会、珠洲市社会福祉協議会
8		災害派遣福祉チーム（DWAT）	全国社会福祉協議会、石川県庁、静岡県社会福祉士会
9	大船渡市森林火災	社会福祉士会	岩手県社会福祉士会、岩手県庁、岩手県社会福祉協議会等

図表2：各アンケートへの回収状況

	調査先	回収状況（回答率）
1	DWAT事務局	42/47（回収率89.4%）
2	DWAT登録者	1987（回収率18.2%）※参考値

※回収率は「2025年3月31日」時点の登録者数「10,943人」を母数とした参考値

16

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)
災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究

(公益社団法人日本社会福祉士会)

＜事業成果について＞

(1)東日本大震災以降における被災地支援の活動に関する事例集の作成
(ヒアリング調査)の結果の概要

●コーディネート機能

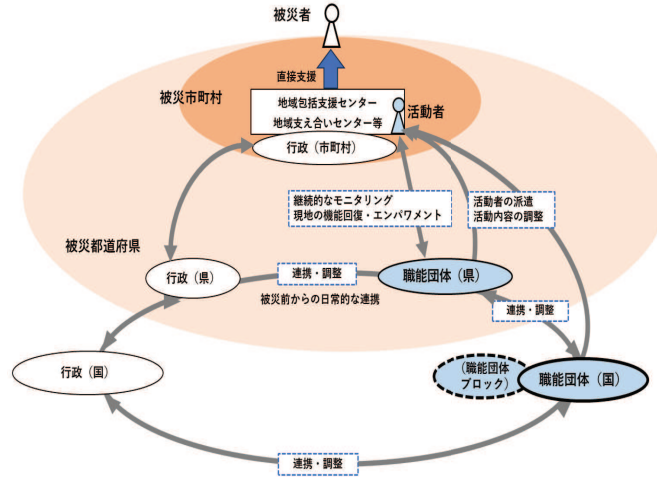
- ・活動準備から開始直後、活動実施中、引継・終結までの一連の災害支援のプロセスにおいて、全ての時期で行われている。
- ・コーディネート機能は、以下の3つに整理できた。

- ①資源(人材や活動資金、拠点、車、情報等)
 - ②組織(災害対策本部、委員会、先遣隊、チームと自治体や関係機関との調整等)
 - ③規範(支援の方針、組織内ルール等)
- ・コーディネートの対象は、各レベルで重層的に展開されていた。
 - ①活動支援者等に対するコーディネート(ミクロレベル)
 - ②グループ、組織、地域社会に対するコーディネート(メゾレベル)
 - ③制度、政策、社会意識に対するコーディネート(マクロレベル)

●スーパービジョン機能

- ・必要な共通認識の形成や契約の締結やルールの確認等の環境整備が困難であることが確認された。
- ・本調査の報告書においては、復興期において、団体内または委託契約等に基づいて行われた事例で、教育的サポートや支持的サポートが示された事例を取り上げた。

図表3:本事業の報告書から「被災地支援活動における福祉専門職(職能団体)のコーディネート機能(関係図)」を抜粋



コーディネートやスーパービジョンの各機能がみられた事例を、災害支援のプロセスに沿って報告書にとりまとめた。

また、被災地支援活動におけるソーシャルワーク専門職によるコーディネート機能について、被災地域や行政、職能団体の関係性を図式化(図表3)するとともに、時期や対象別での整理を試みた(図表4)。

17

図表4:本事業の報告書から「被災地支援活動におけるソーシャルワーク専門職のコーディネート機能(対象別)」の図表を一部改変

時期 対象	1. 活動準備	2. 開始直後	3. 活動中	4. 引継・終結	5. 全期間
個人(活動者) (ミクロレベル)	活動者の募集 活動者への派遣打診、派遣先や日程の調整 オリエンテーション提供による活動目的と情報の共有	活動者への相談対応、フォローアップ(開始時、引継時等)	活動者への相談やフォローアップ 引継への立ち会い(葛藤への寄り添い、価値の再定義等) クレーム対応等のフォローアップ 困難事例における同行や専門的助言	引継や終結に向けた活動者への助言(現地支援機関、職員へのケースの引継等)	活動開始から終結までを通じた活動者への相談対応、フォローアップ 活動のモニタリング、活動者の課題への寄り添い、助言
グループ、組織、地域社会 (メゾレベル)	ガイドライン等に基づき本部を設置 初動方針の決定 先遣隊の派遣(状況把握、今後の支援にむけた見立て) 支援重点地域の決定 活動者募集スキームの決定 活動に必要な資源(拠点、車、資金、ツール等)の調達 活動者の要件確認、ハンドブック提供、オリエンテーション等による活動基準の整備	組織的な意思決定と役割分担 外部からの支援者等と既存組織が有機的に連携した体制の構築 現地職員の負担軽減につながる活動の調整	若手支援者が相談できる経験者を配置する等、適切な支援体制の調整 ICTツール(LINE等)を活用した情報の共有、記録、管理と支援の調整 定期的なモニタリングによる状況把握と調整 活動者や職員の役割分担とローテーション管理 拠点、レンタカーの整備やルールの徹底と活動環境の管理や調整	引継時期を判断する客観的な仕組みの整備 継続支援が必要なケースの地域支援機関への引き継ぎ(支援の断絶を防止)	継続的なモニタリングを行い、活動者の交代による支援方針の認識のズレを修正、支援の質と一貫性を担保(活動者の調整と最適化) 対外交渉や苦情対応の実施(活動者が活動に集中できる環境を整備) 現地の機能回復、エンパワメントを目的とした支援活動の調整 過去の災害支援における知見や参考資料(ガイドライン等)を現場に還元
制度、政策、社会意識 (マクロレベル)	行政や関係機関との連絡調整、情報収集 行政への福祉的支援の必要性の伝達、支援の申し出 行政や関係機関との協定やガイドライン等に基づく支援活動の調整	支援機関の機能回復にむけた活動の連絡調整 関係機関との情報共有、連絡調整(ネットワーク会議等) 行政の依頼等に基づきソーシャルワーク専門職による支援スキームを構築	住民が必要としているサービス(交流の場や専門相談等)の企画 新たな社会資源の創出 行政、活動者、関係機関との情報、認識、展望の共有	復興期の生活再建支援への組織以降を計画、実施 地域の特性や既存組織を尊重し、行政や関係機関と円滑に活動を継承、再委託する調整	被災市町村、都道府県、国レベルの機関間で人的資源の受給を調整 行政や他団体に対する現地職員の代弁、多機関間の意見の調整 行政等との、定期的または継続的な現場状況の共有と活動方針の確認、調整

18

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)
災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究

(公益社団法人日本社会福祉士会)

《事業成果について》

(2) DWAT事務局及び登録者への福祉専門職に関するアンケート調査

◎DWAT事務局向け調査から

・DWATの活動が想定される場所

⇒「一般避難所」(90.5%)だけでなく、「福祉避難所」(90.3%)や「在宅避難者、車中泊避難者」(85.7%)まで広く想定されている。

・支援対象者

⇒高齢者や障害者に加え、乳幼児や児童、精神疾患、外国人、LGBTQなど多岐にわたり想定されている。

◎DWAT登録者向け調査から

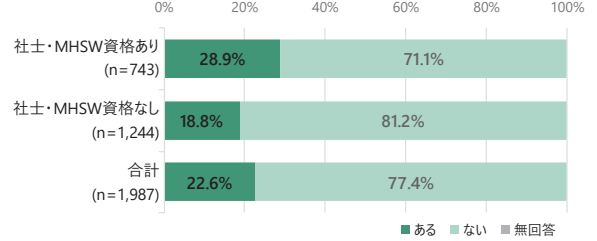
・社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の優位性

⇒社会福祉士等の有資格者と資格を保有していない者を比較した結果、「被災地域への派遣経験」(図表5)や「チームリーダーの経験」(図表6)などで、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の有意性が確認された。

・社会福祉士等がDWATの活動で担った役割

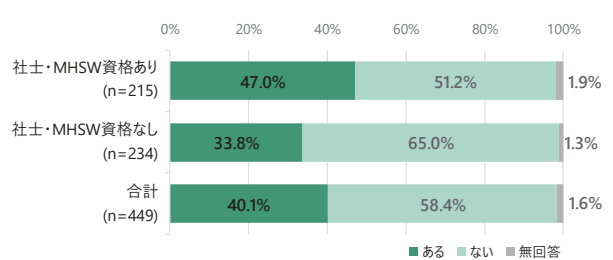
⇒社会福祉士等の有資格者と資格を保有していない者を比較した結果、「相談支援」「本部、都道府県との連絡調整・状況等の報告」「後続チームへの引継ぎ」「被災市区町村や避難所等の管理者等との連携」などの役割に優位性が確認された。

(図表5: DWATによる災害支援活動として、被災地に赴いて支援をした経験の有無)



社会福祉士等のソーシャルワーク専門職とそうでない者を比較すると、社会福祉士等の方が、より被災地に赴いて支援をした経験がある(差は10.1ポイント)ことが確認された。

(図表6: DWATによる災害支援活動として、被災地に赴いて支援をした経験の中で、チームリーダーを担った経験の有無)



DWATによる災害支援活動におけるチームリーダーを担った経験の有無について、社会福祉士等とそうでない者を比較すると、図表5の結果よりもその差(13.2ポイント)がより明らかとなった。

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)
災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割に関する調査研究

(公益社団法人日本社会福祉士会)

《今後の課題について》

本事業の各調査により浮かび上がった課題は以下の3点。

(1)人材育成

被災地の刻々と変化する状況に応じて、ソーシャルワーク支援活動を推進し続けることができるソーシャルワーク専門職の育成が急務。災害支援活動のリーダー等を担うソーシャルワーク専門職によるコーディネーターやスーパーバイザーの機能をより発揮するための環境整備のあり方や、支援のフェーズの移行にも目を向けた切れ目のない(シームレスな)支援の実施、地域の自立を見据えた支援の終結などの要素を含めることが重要。

(2)職能団体による災害支援活動の役割の明確化

法的根拠に基づき緊急対応を担うDWATと、その活動後に地域の行政・福祉機関と連携し、中長期的な生活再建を担う職能団体等との、円滑な「役割分担」と「引き継ぎスキーム」の構築が急務。

(3)平時からの備え

発災時に迅速かつ適切な支援活動を行うためにも、平時から「顔の見える関係」を構築しておくことが重要。

上記の課題は、災害支援活動に限られたものではなく、ソーシャルワーク専門職に求められるもの、ソーシャルワークの専門性が発揮されることで解決や対応が可能なものであった。

より質の高い災害支援活動を提供するためにも、平時からの多職種・多機関連携を基盤とした災害時における福祉支援体制の構築を目指すとともに、質の高い災害支援活動を担うことができるソーシャルワーク専門職を継続的に輩出するための研修等を実施が必要といえる。

《参考:委員会体制》

(1)災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究 本委員会

氏名	所属
1 岡本 達也 ◎	公益社団法人日本社会福祉士会 副会長
2 今尾 顕太郎	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 理事 別府大学 文学部人間関係学科 准教授
3 大島 隆代	文教大学 人間科学部 准教授
4 鹿嶋 隆志	公益社団法人日本社会福祉士会 アドバイザー
5 菅野 直樹	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 災害支援体制整備・復興支援委員会 副委員長 福島赤十字病院 地域医療連携室
6 田村 満子	公益社団法人日本社会福祉士会 アドバイザー
7 蓮子 輝之	社会福祉法人全国社会福祉協議会 総務部 全国災害福祉支援センター 副部長
8 渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授

(2)災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究 作業委員会

氏名	所属
1 岡本 達也 ◎	公益社団法人日本社会福祉士会 副会長
2 鹿嶋 隆志	公益社団法人日本社会福祉士会 アドバイザー
3 田村 満子	公益社団法人日本社会福祉士会 アドバイザー
4 西田 剛	一般社団法人熊本県社会福祉士会 副会長
5 山本 繁樹	社会福祉法人立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長
6 渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 教授

(◎は委員長)

地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ 令和7年5月28日

- 1 地域共生社会の更なる展開
- 2 身寄りのない高齢者等への対応
- 3 成年後見制度の見直しへの対応
- 4 社会福祉法人・社会福祉 連携推進法人の在り方
- 5 社会福祉における災害への対応

21

1. 社会福祉法等の一部を 改正する法律案の概要

22

2 論点

- (1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設について
- (2) 頼れる身寄りがない高齢者等に対する事業について
- (3) 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」について
- (4) 災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録の仕組みの整備について

23

3. ② 平時からの災害福祉支援体制の整備

現状・課題

- 令和6年能登半島地震においては、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性などが指摘され、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和7年7月に施行され、災害時の福祉支援が法定化されたが、**平時からの災害福祉支援の体制整備について法制化を含めた体制整備の推進**が課題。

見直し内容

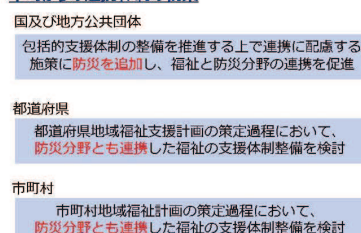
<平時からの連携体制の構築>

- ①国・地方公共団体が、**包括的支援体制の整備等を推進する上で連携に配慮するよう努めることとされている施策に「防災」を追加する**
- ②市町村・都道府県が策定する**地域福祉（支援）計画の記載事項に「防災」を追加する**

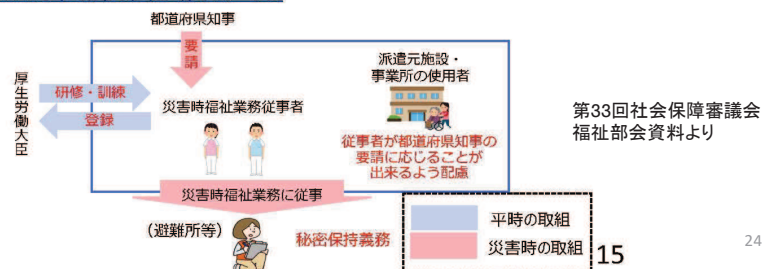
<DWATの平時からの体制づくり・研修等（DWATの法制化）>

- ①**災害時福祉業務従事者（DWATチーム員）の登録事務を国が行うものとする**
- ②災害時福祉業務従事者に対する**研修及び訓練の実施を国の義務とする**
- ③災害時福祉業務従事者の**使用者に対して**、当該従事者が都道府県知事の派遣要請に応じて災害時福祉業務を行うための**配慮義務を課す**
- ④災害時福祉業務に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手・活用できるよう、**災害時福祉業務従事者に秘密保持義務を課す**

平時からの連携体制の構築



DWATの平時からの体制づくりのイメージ図



24

（４）災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する 人材登録の仕組みの整備について

- 令和6年能登半島地震では福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正にて平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うこととされています。
- DWATの法制化は、緊急期・応急期の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するために必要であるといえます。一方、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく復旧期・復興期における福祉的支援の枠組みは、DWATから被災者見守り・相談支援等事業等による支援に移行することとなりますが、移行時の支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等が課題となっています。
- 災害福祉支援において、緊急期・応急期のみならず、復旧期、復興期への切れ目のない支援の構築に向け、人材の配置を含めた体制整備、予算措置が必要と考えます。

25

5月22日衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の 一部を改正する法律案付帯決議

1. 災害時における被災者支援については、個別訪問型支援のみならず、地域住民が自然に集い、交流し、相談や見守り、アウトリーチ支援等が一体的に行われる居場所型支援の重要性を踏まえ、平時には、地域福祉の拠点として、災害時には、被災者支援および災害ケースマネジメントの拠点として機能する地域の居場所、介護、予防と地域の支えを一体的に実施する拠点づくりを推進すること。

26

5月22日衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案付帯決議

地域福祉計画における災害ケースマネジメントの位置づけにあたっては、平時からの相談支援、多機関協働、地域の見守り、つながるつながりづくり等の包括的支援体制を、災害時にも活用する観点を踏まえ、いわゆるフェイスフリーの考え方に基づく支援体制の整備を推進すること。

27

5月22日衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案付帯決議

福祉的な支援の重要性が増大する 災害からの復旧、復興フェーズにおいて、円滑に被災者支援に移行できるよう、災害派遣、福祉チーム DWATをはじめとする福祉支援と保健医療との一体的な連携調整を行う都道府県保健医療福祉調整本部について、平時から災害時まで切れ目なく機能する司令塔として、その組織体制や人員措置の検討、人員配置の検査、関係機関との連携訓練の実施等が円滑に進むよう、保健医療福祉調整本部の位置付けも含め、検討を進めること。合わせて、災害時、福祉業務従事者の、派遣にあたっては、派遣元事業者における人為的負担への配慮を行うこと。

28

5月22日衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案付帯決議

災害ケース、マネジメントについて、避難所、仮設住宅、在宅避難等の各フェーズごとに支援が分断されることのないよう、地域の実情に応じて、重層的支援、体制整備事業及び生活困窮者自立支援制度、その他の平時の包括的支援体制を基盤とした災害時にも、切れ目なく、支援を継続できる体制整備を推進すること。なお、令和6年能登半島地震における福祉支援の初動対応の遅れ、および在宅避難者支援の課題を踏まえ、地域福祉計画への災害ケースマネジメントの位置づけにあたっては、人材育成、関係機関との連携等に配慮すること

29

**ご清聴いただき、
ありがとうございました**

30

日本精神保健福祉士協会は Social Changeを 成し遂げたか？

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 相談役
日本社会事業大学 名誉教授
古屋 龍太

1

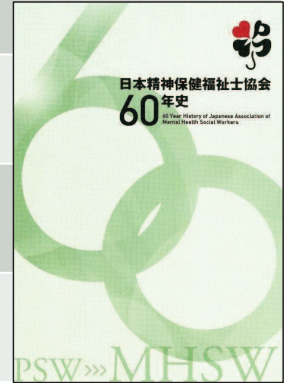
日本ソーシャルワーク学会 COI開示&おことわり 報告者：古屋龍太

- 本シンポジウムの報告に関して、開示すべきCOI（利益相反）関係にある企業等はありません
- なお、報告内容は報告者個人の見解を述べるものであり、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の公式見解ではありません
- 配布資料等の文責は、報告者個人にあります
- 本報告では、歴史的事項を取り上げる為、精神保健福祉士については「PSW」の呼称を使用します

本日の報告の組み立て (20分)

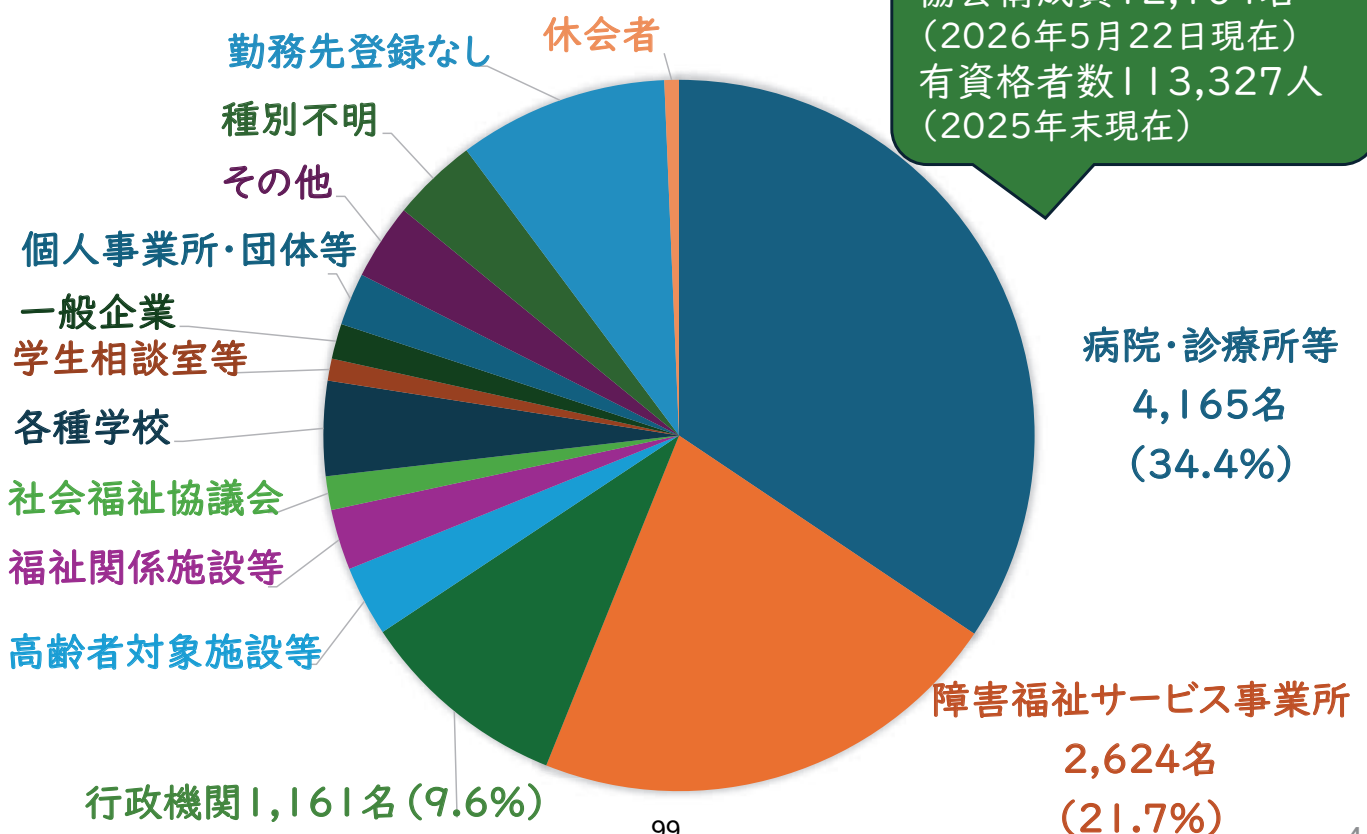
日本PSW協会の歴史を振り返り、PSWのミッションを確認する
日本の精神医療の変遷の中で、PSWのポジショニングを確認する

	「協会60年史」の区分	協会のあゆみー歴史的な事柄
1	草創期 (1964~1972年)	日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会 設立
2	揺動期~再生期 (1973~1988年)	「Y問題」の提起と自己批判 「札幌宣言」による組織再建
3	充実期 (1989~2003年)	PSW国家資格化運動 精神保健福祉士法制定
4	発展期~進化期 (2004年~現在)	社団法人~公益社団法人設立 精神保健福祉士業務指針
5	これから	「将来ビジョン」中期計画と調査研究 医療保護入院廃止に向けた取組



主題: 日本精神保健福祉士協会はSocial Changeを成し遂げたか? 3

協会構成員の勤務先種別割合



日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会 (PSW協会) 設立

(1964年11月)

- ・1950年代～精神医学ソーシャルワーカーとして活動
(PSW:Psychiatric Social Worker)
- ・1964年:日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会を創設
- ・「精神医学ソーシャルワークは学問の体系を社会福祉学に置き
医療チームの一員として精神障害者に対する医学的診断と治療に協力し、その予防および社会復帰過程に寄与する専門職
であります」

(日本PSW協会設立趣意書)

アメリカの機能主義

・診断主義のSW理論

+カ動精神医学の影響

を強く受けた専門性



第1回日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会(東京・日本青年館/1965年)

5

日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会 (PSW協会) 設立時の背景 (1964年11月)

☆1964年3月24日、**ライシャワー米大使刺傷事件**発生

政府与党「異常者施設増強方針」決議

マスコミ「精神病者野放し」報道

福祉新聞第200号(1964年)

☆協会設立は、同年11月(仙台)

事件後の精神衛生法改正に

PSWが位置付けられることを

強く意識した趣意書

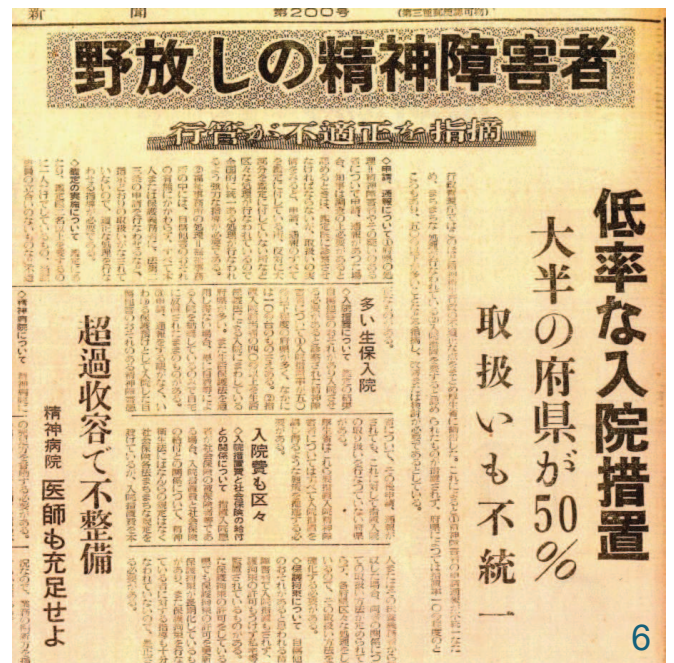
☆設立時会員88名

第1回大会参加者180名

会員は160名に

(約9割は精神病院勤務のPSW)

初代理事長に柏木昭を選出



6

Y問題⇒札幌宣言⇒国家資格化

1969年:川崎で「Y問題」発生

1973年:日本PSW協会横浜大会にYさんが出席

PSWの専門職のあり方を批判・問題提起

以降、協会はY問題への対応をめぐる紛糾、活動停止へ

1982年:札幌宣言

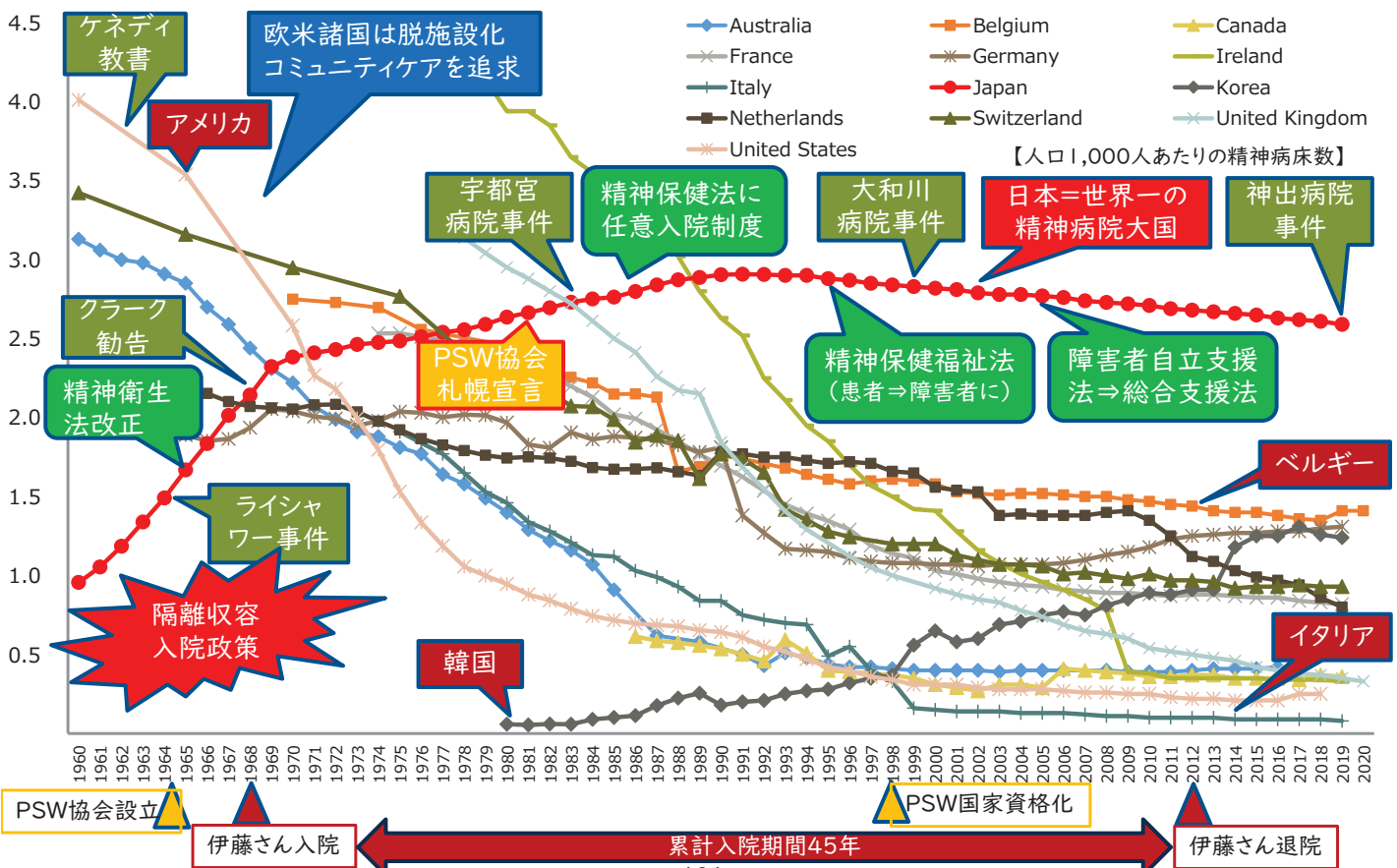
「そして今日、私たちの労働実践の終局目標を精神障害者**社会的復権**の樹立とし、そのため『対象者の**社会的復権**と福祉のための専門的・社会的活動』を推進することを任務とするという結論に達した。

対象者の**社会的復権**と福祉のための専門的・社会的活動は、協会にあっては、現行精神衛生法や精神医療行政、さらに対象者のおかれた現状への取り組みとなって現れ、各会員の日常現場での実践と、その問題性を集約していくべきである」
日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会宣言(1982年6月26日:第18回札幌大会)

1997年:精神保健福祉士法

「社会的入院の解消は喫緊の課題」としてPSW単独立法化(国家資格化)

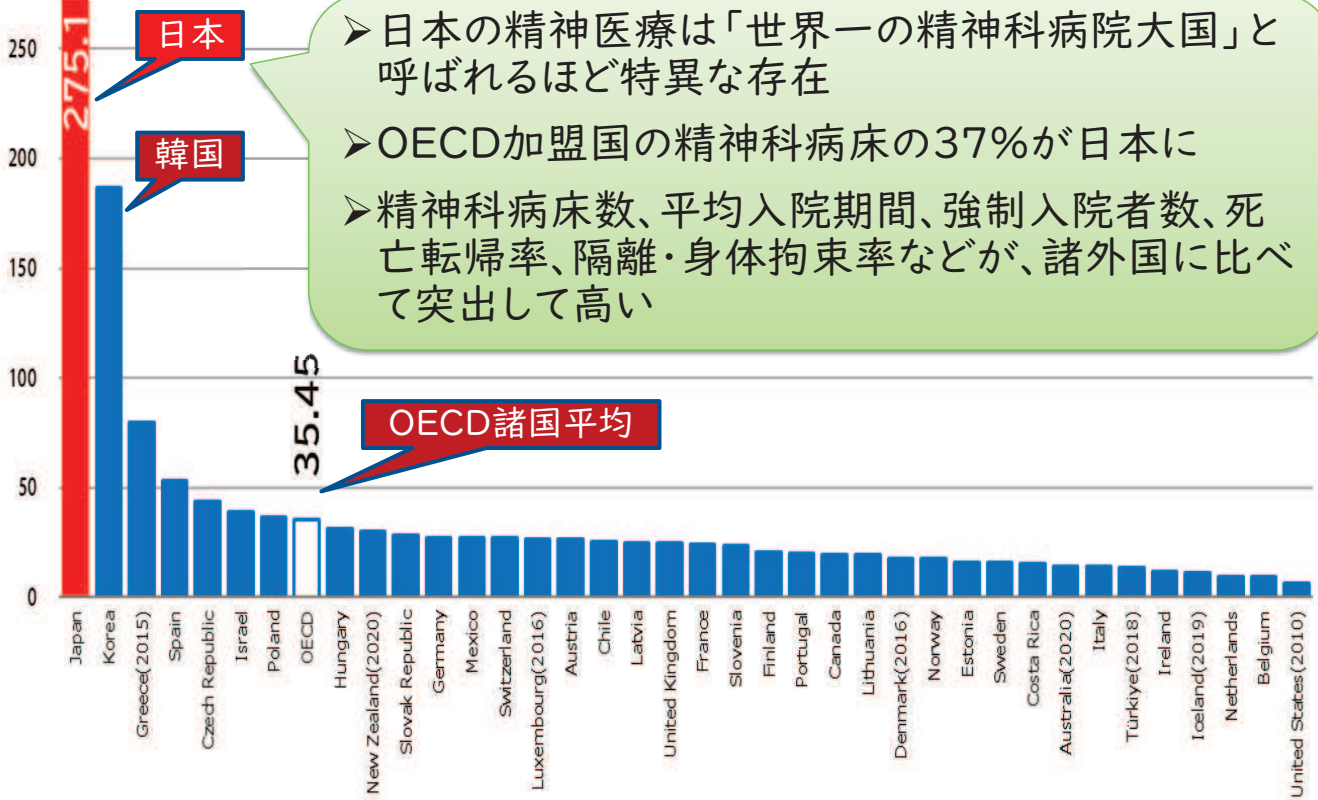
OECD諸国の精神病床の推移 (1960~2020年)



※精神病床の定義は各国により異なる 資料:OECD Health Data / 日本は厚生労働省 医療施設調査

平均在院日数の国際比較 (OECD:2021年)

単位:日

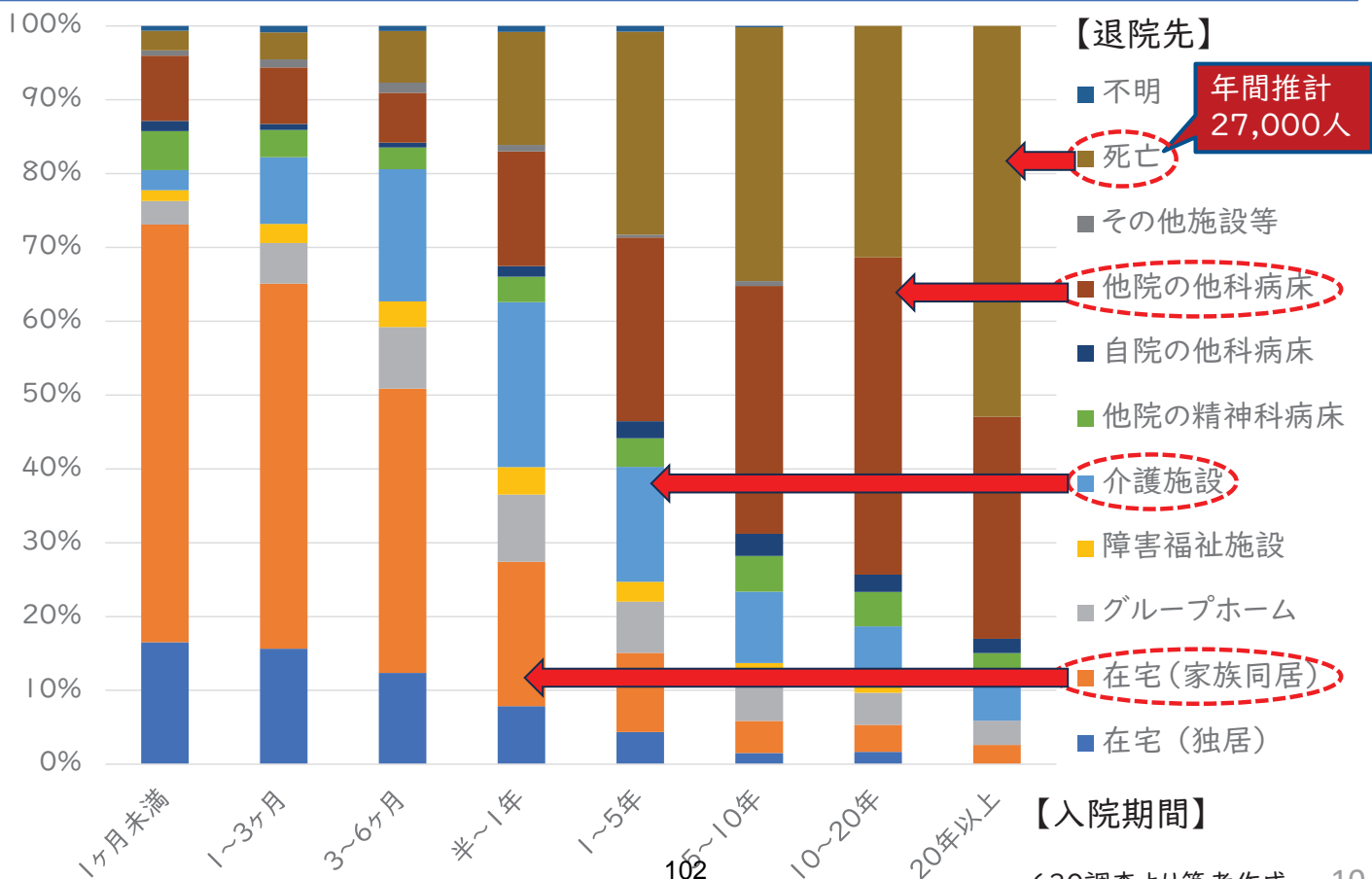


- 日本の精神医療は「世界一の精神科病院大国」と呼ばれるほど特異な存在
- OECD加盟国の精神科病床の37%が日本に
- 精神科病床数、平均入院期間、強制入院者数、死亡転帰率、隔離・身体拘束率などが、諸外国に比べて突出して高い

OECD Health Dataを基に作成 (日本は厚生労働省「病院報告」数値) ※各国により精神病床の定義は異なる

9

在院期間別の退院時転帰割合 (全国) 2024年6月中の退院患者28,936人



年間推計 27,000人

「此邦に生まれたる不幸を重ねる」日本国

➤海外の国際機関等から度々是正の勧告を受けながら、
今なお精神科病院内における**人権侵害事案**が頻回に発生

【問題の背景5点】(私見)

- ①日本の隔離収容政策の**歴史的**負債
- ②欧米諸国のような脱施設化に舵を切らない精神医療**政策**
- ③現行の精神保健福祉法による強制入院**制度**の放置
- ④抜本的改革を阻害する**経営的利害関係**団体の政治力
- ⑤現状を「仕方ない」と追認する関係者の**意識・姿勢**

➤2020年9月

伊藤時男氏を原告とする
精神国賠が提訴される
その後、さまざまな動きが…



11

強制入院(医療保護入院)の廃止・縮小へ

【厚生労働省】

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」(2021年10月～)

・第7回会合(2022年3月16日)では、初めて「**医療保護入院の廃止・縮小**」が議論に

➡徐々にトーンダウン➡法改正には盛り込まれず

【日弁連】第63回人権擁護大会(2021年11月30日)

「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」を採択

・「精神障害のある人に対する人権侵害を根絶するために、現行法制度の抜本的な改革を行い、**強制入院制度を廃止**して、これまでの被害回復を図り尊厳を保障すべく、国に対して法制度の創設及び改正を求める」ことを宣言

・具体的な改革のロードマップを示す

PSWとして恥ずかしい・悔しい

12

国連障害者権利条約の総括所見

(対日勧告)

2022年9月9日



① 第1～4条(一般的原則及び義務): 障害者を人権の主体と認識し、医学モデル+パターナリズムを排し、人権モデルへの転換+優生思想からの脱却を求める

② 第10条(生命):

精神科病院内死亡事例の徹底的かつ独立した調査の実施

逸脱が常態化した日本に厳しい指摘

③ 第14条(身体的自由):

本人同意のない強制治療を認める法令の廃止と監視制度の設置

④ 第19条(自立生活と地域への包摂):

施設収容廃止に向けた迅速な予算措置

国連の勧告は条約締結国にはマスト

精神障害者の無期限の精神科入院をやめるために全ケースを見直すこと

脱施設化と地域自立生活の国家戦略を設け、都道府県に実施義務を課すこと

⑤ 第23条(家族):

精神障害を離婚事由とする民法の廃止

⑥ 第25条(健康):

精神保健を一般医療と分離する精神保健福祉法の廃止



13

PSW→MHSWへの呼称変更

- 「精神障害者の社会的復権」を中核に掲げてきた職能団体
- 協会は精神疾患のある人の自己決定尊重と権利擁護・自己実現を追求+すべての人の精神保健福祉の増進→共生社会の実現
- 退院や地域移行・地域生活支援を中心的業務として展開
- メンタルヘルス課題の拡大→PSWに求められる役割も拡大
- 協会構成員の職場職域の多様化→政策・制度の課題は拡散
- 2020年: 定時総会で協会の英語表記・略称を「MHSW」に変更
(MHSW: Mental Health Social Worker)



- 何を目的に組織で取組むのか、言語化・可視化
- 2021年9月: 「精神保健医療福祉の将来ビジョン」制定
+ビジョンの実現に向けた9つの実践課題
- 2022年6月: 長期目標・中期計画の策定、随時見直し取組む

14



私たち精神保健福祉士は、一人ひとりの「想い」に寄り添い、
誰もが自分らしく生きることのできる社会をともに創ります
【スローガン】

“すべての人に、「コノ邦ニ生キル幸セ」を。”



～ビジョンを具現化するために必要な9つの実践～
(2040年までの実現を目指す)

主体性の尊重

(ミクロ)

多様性の尊重

(メゾ)

包摂性の追求

(マクロ)



毎年6月：社会的復権を語ろう月間

- 権利擁護部の合同プロジェクト(2019~2021年度)
- 原点回帰:「札幌宣言」公表の6月を「社会的復権を語ろう月間」に
- 毎年6月は、精神障害者の社会的復権を成し遂げていくために、各地で精神障害のある方々の権利擁護について継続的に語り合い、各自の実践や立ち位置の点検を呼びかけ



【具体的取組】

- コラム連載「社会的復権について～私の実践」
- 「社会的復権を語ろう運動オンライン」開催
- 「協会理事からの社会的復権に対するメッセージ」配信
- 全国大会で「社会的復権の樹」を育てる・ゲストと対話する
(2023愛媛~2024兵庫~2025福岡と継続実施)

社会的復権の樹 (2023年愛媛大会)



大会開会時には寂しい枯れ木状態だが、徐々にメッセージを記した葉が増える



「あの人と語ろう」コーナーを開設
ゲストと共に車座で対話を重ねる
「精神障害者の社会的復権」を言葉にする

あの人と語ろう

ゲストを囲んで語り合う輪が広がる
車座の外側に立見の観客が増える
もやもやした葛藤と熱い志を交わす



2024年兵庫大会～2025年福岡大会へ引き継がれる

社会福祉法人日本精神科医療協会 愛媛大会 開催要綱

講演文化会館 | 伊予市アライズ (10F) | 2023年12月

社会的復権の樹を一緒に育てましょう!

精神障害者福祉としてみなさんが知る「社会的復権」。まだ知らないですか? その「社会的復権」の大切さをみんなで学びあいたいと思いませんか? 全国から集った仲間と語りあう機会をぜひご活用ください。お話を聞いたり、自分自身の思いを「葉」に書き込んで、「社会的復権の樹」をさらに育てていきましょう。また、ゲストと語りあう機会もご活用ください。ぜひお気軽に参加してください。

(ゲストと語りあう機会の申し込みはこちら)

1. 講演文化会館

12月10日(土) 12:10～13:00
あの人と語ろう PART 1
ゲストが Michiyo

12月11日(日) 12:10～13:00
あの人と語ろう PART 2
ゲストが Michiyo

2. 伊予市アライズ

12月10日(土) 12:10～13:00
あの人と語ろう PART 1
ゲストが Michiyo

12月11日(日) 12:10～13:00
あの人と語ろう PART 2
ゲストが Michiyo

※本大会の開催場所は、お申し込みの際に「社会的復権の樹」の案内を必ずご確認ください。

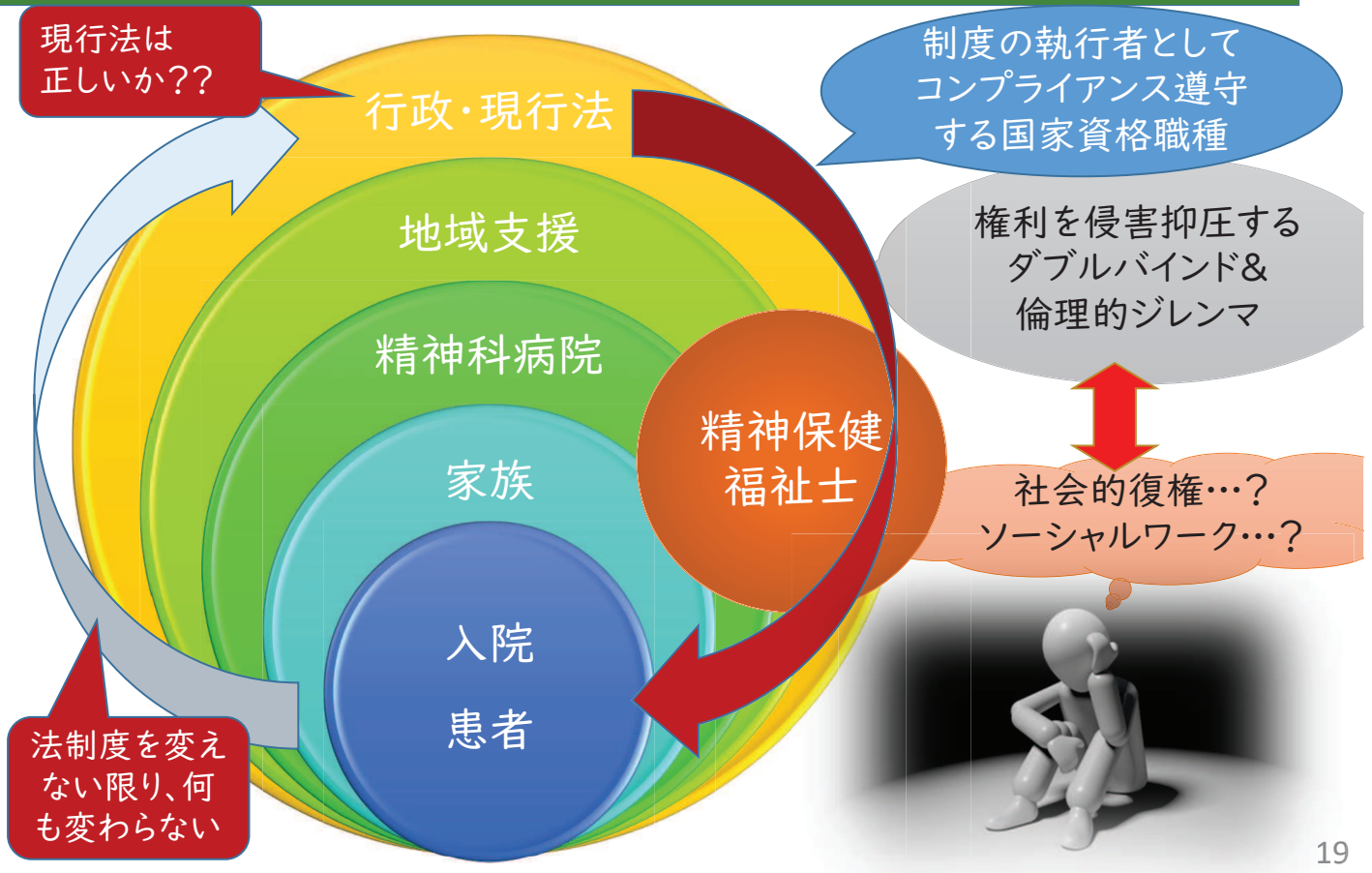
<https://www.jshpa.or.jp/qa/2023/12/10/20231210shpa.html>

※本大会の開催場所は、お申し込みの際に「社会的復権の樹」の案内を必ずご確認ください。

<https://www.jshpa.or.jp/qa/2023/12/10/20231210shpa.html>

社会福祉法人日本精神科医療協会

全体状況の中の精神保健福祉士



「医療保護入院の廃止」に向けて、精神保健福祉士としてどう考え、どう動くか?

- 第5回企画・政策会議 2026年3月14日～15日
 - 「医療保護入院の廃止」を中核に据えた精神医療改革の実現
 - 協会として取組む具体的なロードマップと今後の取組み方針
 - これまでの実践と調査研究をベースに
 - 『精神保健医療福祉の将来ビジョン』
 - ビジョン達成に向けた中期計画
 - 「非自発的入院の在り方に関する調査研究」
 - 「精神科医療における人員配置基準を一般医療に近づける提言」
 - 「精神障害者の社会的復権の実現に向けた精神保健福祉法改正への提言」等
 - のべ8時間以上にわたり集中的に議論
 - 役員等各自が意思表示メッセージをホームページにアップ
- 20



医療保護入院廃止
に特化した理事等
の役員合宿による
ワークショップ討議
(ホームページ公開中)



理事等役員
それぞれの
意思表示
メッセージ

PSWとしてめざすSocial Change

日本精神保健福祉士協会はSocial Changeを成し遂げていない

【取り組み課題5点】(私見)

- ① 精神衛生法(1950年制定)以来の強制入院手続き法
 - ➡入れやすく出にくい法制度構造
- ② 長期社会的入院の死亡転帰患者数の増加
 - ➡虐待等人権侵害事案の通報が必須
- ③ 入院患者数を確保する精神科病院の経営
 - ➡ダウンサイジングによる雇用の危機
- ④ 全入院患者の半数の医療保護入院の廃止
 - ➡精神科病院経営サイドとの葛藤・軋轢
- ⑤ 医療保護入院廃止に向けたロードマップ
 - ➡広範な関係者との対話と連携・共創へ



RED CARD

一部改正ではなく
解体的見直しを!

Social Changeを成し遂げるために

- 同調圧力の強い日本社会、異論反論を差し控える風潮
戦後80年を経て、見て見ぬふりで口を閉ざすミュート現象の蔓延
- 個人では成し遂げられないSocial Changeこそ、職能団体たる協会の使命
- 協会が厚労行政や経営団体に忖度して口を閉ざせば、もはや何も変わらない
- 日本国が「この国に生まれた不幸を重ねる」「世界一の精神科病院大国」でなくなるために…
- 日本精神保健福祉士協会は「医療保護入院廃止に向けたプロジェクト」に着手することを公言
- ソーシャルワーカーとして、どのような社会を目指すのか
精神保健福祉医療との行く末を厳しく見守って頂きたい

23

参考文献：協会の60年史



- 日本精神保健福祉士協会60周年記念誌編集委員会(委員長:古屋龍太)『日本精神保健福祉士協会60年史』45-84, 2024年11月発行
- <https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/20241119jamhsw-60th/index.html>
- **電子ブック版:どなたでも無料ダウンロード可**
- PR動画・関連インタビュー動画も公開中➡➡



ご清聴ありがとうございました
それぞれの場で頑張りましょう

2026年7月12日 古屋 龍太

医療ソーシャルワーク「変わらないもの」

ー70年の歴史をふりかえり「今」を考えるー

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
副会長 野田 智子 (JA愛知厚生連 江南厚生病院)



本日の内容

- 当協会の概要
- 協会活動のあゆみ
- 地域・社会で潜在化した課題は医療現場で顕在化する
- 医療ソーシャルワークの「今」ー変わらないもの

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 Japanese Association of Social Workers in Health Services

【目的】 医療ソーシャルワークの実践と研究を通して、社会福祉の増進と保健・医療・福祉の連携に貢献する

【沿革】・1953年 日本医療社会事業家協会設立(会員197名)

- ・1957年 日本医療社会事業協会に改称
- ・1961年 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」採択
- ・1964年 社団法人認可
- ・1989年 「医療ソーシャルワーカー業務指針」策定(厚生省局長通知)
- ・2002年 「医療ソーシャルワーカー業務指針」策定(厚生労働省局長通知)
- ・2011年 公益社団法人認定、日本医療社会福祉協会に改称
- ・2020年 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改正の採択
- ・2021年 日本医療ソーシャルワーカー協会に改称
- ・2022年 「医療ソーシャルワーカー行動基準ガイドライン」策定
- ・2026年 「医療ソーシャルワーカー業務指針」策定(厚生労働省局長通知)
- 「医療ソーシャルワーカー業務基準」策定(当協会発出)

【公益事業】 ①調査研究事業 ②研修統括事業 ③認定事業 ④社会貢献事業



会員状況

●会員数 5,336名(2026年6月現在)

●会員データベース2024年より

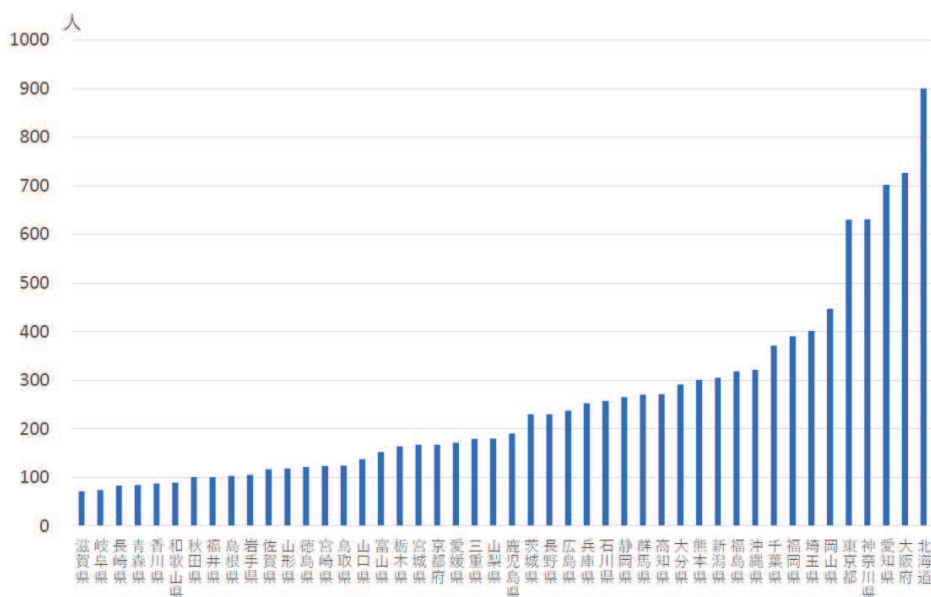
- ・正会員の基礎資格は社会福祉士
- ・社会福祉士は、会員の96%が取得
- ・精神保健福祉士は34%が取得



資格別	件数
社会福祉士	4960
精神保健福祉士	1748
介護支援専門員	1382
両立支援コーディネーター	527
認定医療ソーシャルワーカー	376
実習指導者	320
がん専門相談員	110
脳卒中療養相談士	100
認定社会福祉士	98
救急認定ソーシャルワーカー	76
スーパーバイザー登録	68
公認心理士	74
在宅医療インテグレーター	15
臨床倫理認定士	8



都道府県協会の会員数



合計17,000人 + α

都道府県協会の会員
2024年8月時点調査

11,718人

+

当協会会員: 5,336人

+

医療機関で働くMSWのうち
職能団体未加入者

SW HS JASWHS 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

協会活動のあゆみ

1953年 初代：浅賀ふさ会長の就任あいさつの言葉より

…我が国の立ち遅れは医学そのものにあるのではなく、国民を疾病の危機から護るために必要な医療と国民との結びつきにあることを痛感致します

…病める人は先ず人間であり、家族の一員であり、感情を持つ人間であることを医療チームの誰かが配慮せねばなりません。

…ソーシャルワーカーは（医療の）専門家たちと密接な関係をもって、患者の社会心理的側面から、人間患者の再適応への援助をして参ります。
このような重要な役割を果たして参りますために、現在私たちの陣営はまだまだ強化されなくてはなりません

協会活動のあゆみ

1972年 児島美都子氏の言葉より

ミネルヴァ書房/浦辺竹代著「患者とともに」この事例集に寄せて一より

戦後MSWの仕事は制度化も立ち遅れているため、なかなか定着することが困難で、少数の理解者と従事者の善意と献身によって支えられている。営利的色彩を強めつつある医療制度の下で真に患者の権利を守ろうとすればするほど、各所でぶつからざるを得ない状況にある。

…だれでもが病気や怪我をしたとき、生活の心配もなく安心してよい医療を受けられる医療制度の確立、そして、病気や怪我がなおったとき、労働者としてのほこりをもって労働戦線に復帰できるような社会保障制度の実現を誰よりもつよくもとめている。

協会活動のあゆみ【創設期】

患者を取り巻く処遇改善に向けた活動 医療社会事業の普及啓発と身分法の確立に向けた活動

	活動	達成目標
1954	原爆被害者調査・医療扶助一部負担調査	社会保障予算削減に向けて
	結核自宅療養者の会づくり	医療社会事業の普及 医療保障制度の確立
	結核予防法国庫補助率の引き上げ	結核患者の公費負担の実現
1960	生活保護基準の引き上げ	生活保護受給者の生活水準の向上
	精神保健福祉法、結核予防法の国家補助率の引き上げ	公費負担の増額の実現
	MSWの身分法の制定に向けた活動	医療機関の中での国家資格の実現

福祉職であるMSWが医療現場に存在する意味 1

- 近代医学の進歩による弊害への対応
- 医療提供体制の再編・整備による弊害への対応

近代医学の進歩による弊害

- 患者と疾患を分離、疾患の原因を取り除き治療を行う医学
- 科学的根拠に基づく精度の高い予後予測、治療方法が選択可能に
一方で、病気や治療に対する不安
医療費や生活費等の経済的問題、仕事や育児、介護等の
疾病の発症に伴う生活課題は置き去り



- 生活課題への対処の必要性=MSWの支援**
- 患者の生活者としての暮らしぶりや生き方を理解し、患者にとって最適な医療を自ら選択し、その意思決定を支える=**個人の尊厳の保持**

協会活動のあゆみ【近年】

ソーシャルワーク団体での支援活動の拡大・被災地支援・診療報酬での評価

活動	達成目標
1991 患者の権利法をつくる会の世話人会活動への参加	医療基本法制定の実現
2003 ハンセン病回復者及び家族の地域生活を支える活動	ハート相談センターの運営協力
2008 医療ソーシャルワーカー支援事例の退院困難要因調査	診療報酬「退院調整加算」新設 社会福祉士の退院支援の評価
2010 介護支援専門員との連携	診療報酬「介護支援連携指導料」新設
2011 東日本大震災被災者支援活動 認定医療ソーシャルワーカーの協会認定開始	石巻市からの委託事業として2024年3月まで 認定医療ソーシャルワーカー制度開始
2012 回復期リハビリテーション病棟での評価	診療報酬「施設基準に社会福祉士」配置
2014 厚生労働省医政局への研修生の出向	厚生労働省への政策協力
2016 退院支援の社会福祉士の評価/熊本地震の災害支援	診療報酬「退院支援加算1」新設
2017 HIV感染症の医療体制の整備に関する研究	人権擁護とソーシャルワーク研修の実施
2018 治療と仕事の両立支援/西日本豪雨災害支援	診療報酬での評価
2020 医療的ケア児への支援	診療報酬での評価

医療提供体制の再編・整備

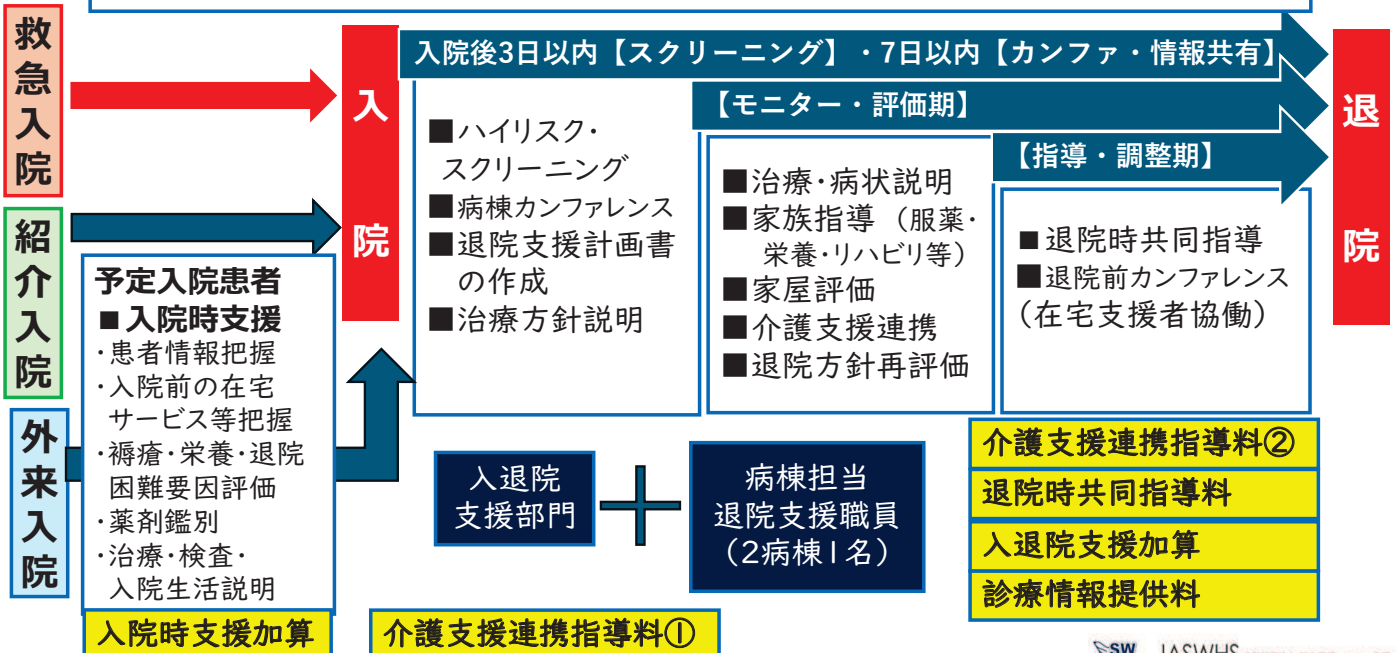
- 病期（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに標準化された質の高い医療の提供



SW HS JASWHS 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

医療提供体制の整備・体制化（例：退院支援）

診療報酬制度に位置づき、すすむ体制化 → 標準化される支援

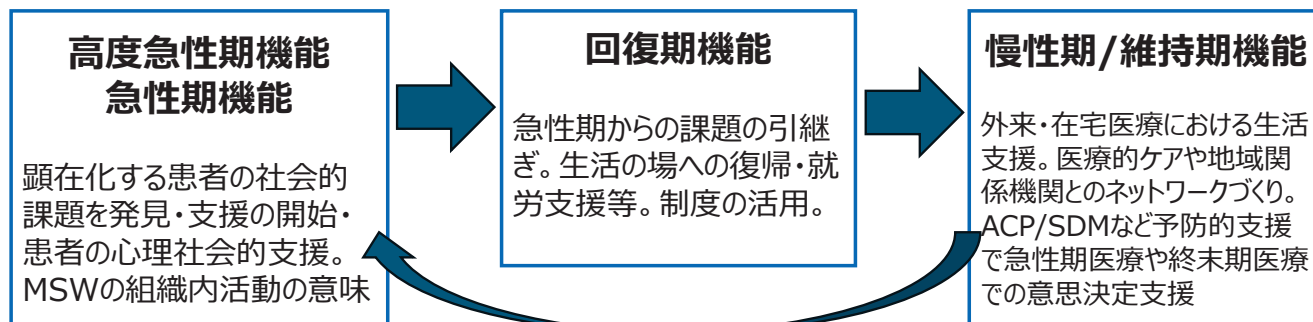


SW HS JASWHS 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

福祉職であるMSWが医療現場に存在する意味 2

■ 取り残される社会的課題のある患者の最善を考える存在

SWの倫理綱領、行動基準ガイドラインに基づく実践の意味を問う



クライアントの意思決定支援・心理社会的支援と同時に支援をつなぐ役割
組織内活動・地域活動をととして個別の課題をどう支援していくかにつなぐ

協会活動のあゆみ【最近】

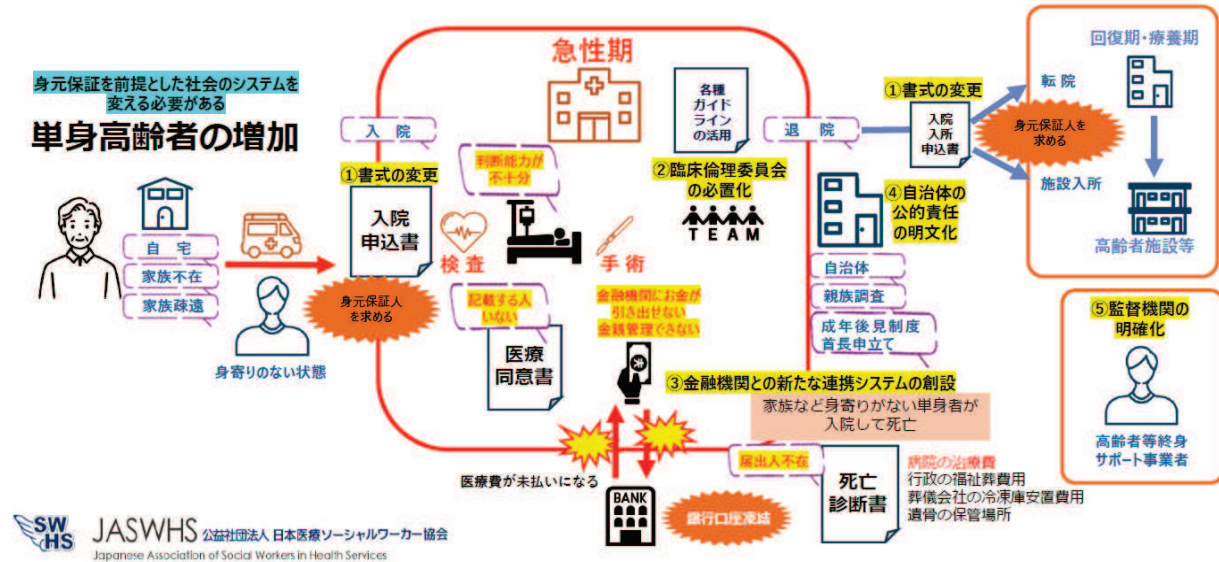
こども家庭・頼れる身寄りのいない患者・被災者支援などでの活動

活動	達成目標
2019 厚生労働省「身寄りのない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の作成協力	ガイドラインの普及啓発
2020 MSWにおける依存症支援意識・実態調査の実施	一般医療機関での早期の治療や支援
2021 日本脳卒中医療ケア従事者連合 全国展開への協力	一般社団法人日本脳卒中医療ケア従事者連合の設立
2022 こども家庭ソーシャルワーカー認定資格運動	こども家庭ソーシャルワーカー認定資格
2024 「身寄りのない状態で意思決定が困難な人に生じる社会的課題」要望書を厚生労働省に提出	要望書の提出による政策提言
令和6年石川県能登半島地震での被災者支援活動	1.5次避難所支援に関する報告書
2025 「身寄りのない患者を取り巻く社会的課題に関する調査研究」(全国3000医療機関調査)	調査報告書
朝日新聞問題をうけて会員調査の実施	
MSWの業務指針の改定	厚生労働省からの改正の発出

厚生労働省への要望書の提出

身寄りのない状態で意思決定が困難な人に生じる社会的課題

2024.03.22



社会の変化に伴うクライアント・MSWを取り巻く環境の変化

●ライフサイクルの変化

- 一少子化であるが、ハイリスク妊産婦支援や医療的ケア児への支援重要
- 一就労者支援としての「治療と仕事の両立支援」
- 一高齢者の増加、単身者の増加

●人口の減少は「家族」といえるつながりの減少

- 一頼れる身寄りのいない人の増加。身元保証を求める社会の課題の中で行き場を失う人たち

●医療現場での判断能力の不十分またはない人たちへの支援の重要性

- 一意思決定支援にかかわる意味、情報連携のしくみづくり

●医療の機能分化の促進と地域包括ケアシステムの構築

- 一入退院支援ルール的重要性、医療機関・福祉施設・在宅支援機関との連携
- 一小児・障がい者・高齢者の分野横断的な地域連携体制の重要性

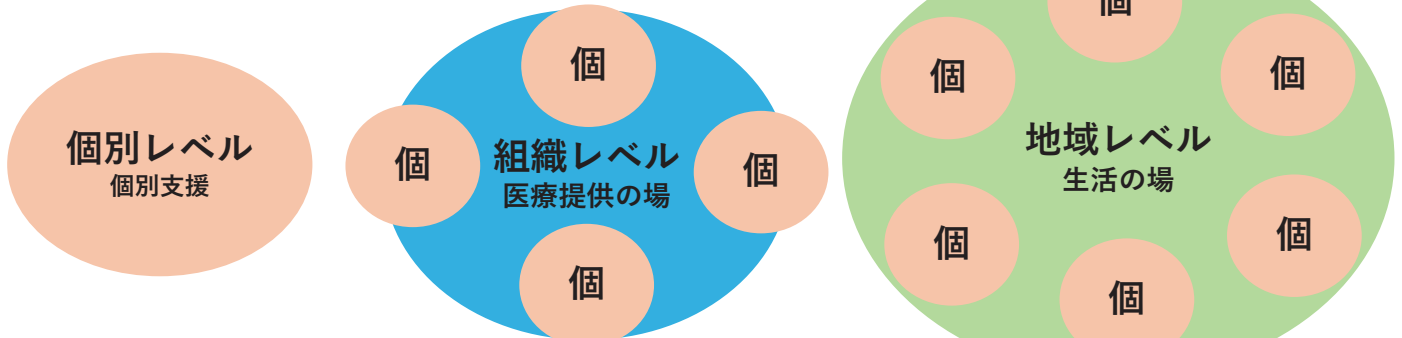
●高齢者を取り巻く民間事業と医療機関およびMSWを取り巻く環境認識

- 一倫理的視点やSWの倫理綱領に基づく対応が必要

地域・社会で潜在化した課題は、医療現場で顕在化する

なぜ、医療現場で顕在化するのか

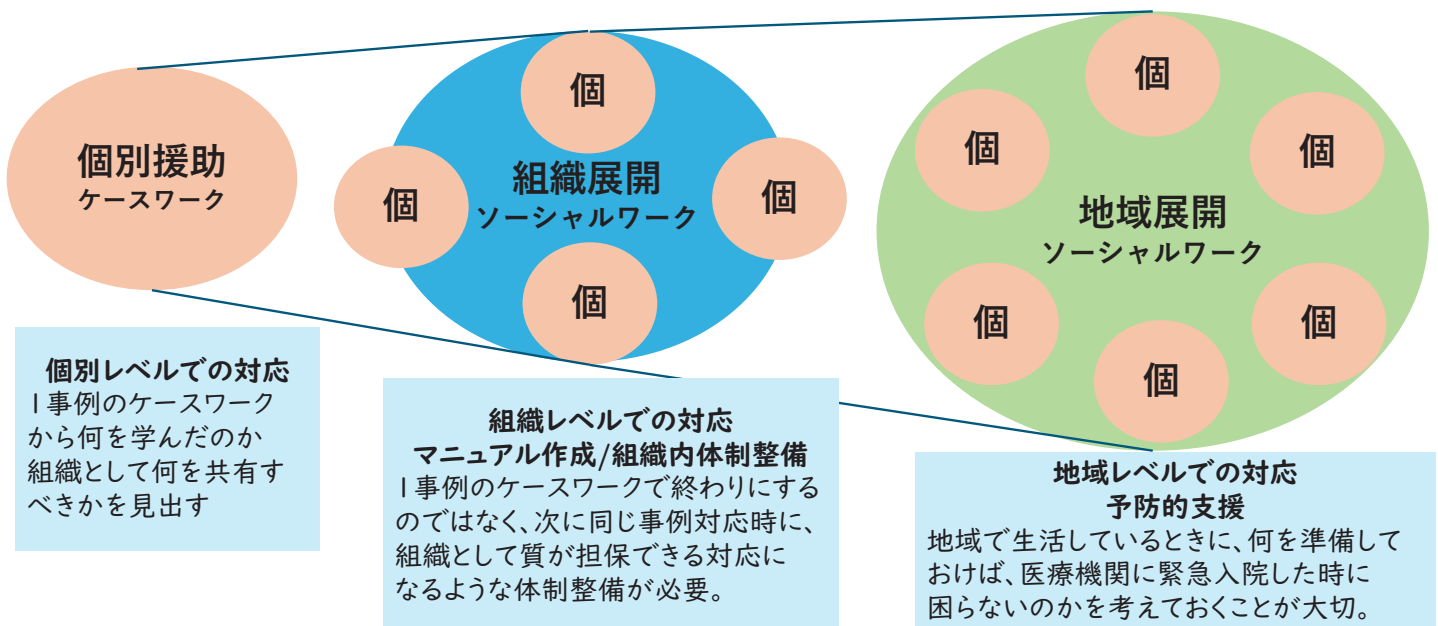
医療現場は、本人の意思だけで完結できないプロセスがある。本人が疾病やケガの当事者であること、死亡することもあることから、本人が本人の医療にかかわるすべてのプロセスを遂行できない事態が生じるため。しかもそれは、ある日突然に発生する。



個別から組織・地域レベルでの対応までを期待される職種

医療現場で社会的課題のあるクライアントに関わるMSWは、医療現場において必要な体制整備につなぐことができ、地域・社会に対して、入院前の時点で何をどうしておくことがよいのかもわかっている。

地域・社会で潜在化した課題は、医療現場で顕在化する



医療ソーシャルワーカー業務指針：趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、医療・介護サービスの需要が一層増大・多様化していく一方、生産年齢人口の減少が進んでいく中、国民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めている。また、今後、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や、これに伴う高齢者の救急搬送、在宅医療の需要の増加も見込まれる中、2040年やその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築することとしている。

一方、医療現場においては、生活困窮、孤独・孤立、依存症、自殺企図、虐待、災害等の生きづらさにつながる様々な課題が顕在化している。こうした中、入院・外来、在宅医療を提供する医療機関等において、社会福祉の立場から、患者の療養上の様々な課題解決のための調整や支援を行い、社会復帰の促進を図る「医療ソーシャルワーカー」の役割は多岐にわたり、その支援の幅と質の双方が求められている。

本指針は、上記のような医療現場の状況、今後の医療提供体制や地域包括ケアシステムの姿を見据え、医療ソーシャルワーカーの標準的な業務の範囲、方法等について示し、資質の向上を図るとともに、関係者の理解の促進に資することを目的とするものである。

なお、本指針は、上記のとおり医療ソーシャルワーカーに関する基本的な事項を示したものであり、実際に医療機関等において医療ソーシャルワーカーが業務を行うに当たっては、日本ソーシャルワーカー連盟が策定した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」や日本医療ソーシャルワーカー協会が策定した「医療ソーシャルワーカー業務基準」等を適宜参照すること。

医療ソーシャルワーカー業務指針改正の比較表

令和8（2026）年	平成14（2002）年
趣旨	趣旨
業務の範囲	業務の範囲
(1) 意思決定支援	(1) 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
(2) 心理的・社会的課題解決への支援	(2) 退院援助
(3) 入退院支援・療養支援	(3) 社会復帰援助
(4) 社会生活と治療の両立支援	(4) 受診・受療援助
(5) 受診・受療支援	(5) 経済的問題の解決、調整援助
(6) 経済的課題の把握と解決に向けた支援	(6) 地域活動
(7) 組織内活動	
(8) 地域・社会活動	
専門職としての姿勢と方法	業務の方法等
(1) 患者の主体性の尊重と権利擁護	(1) 個別援助に係る業務の具体的展開
(2) 個別支援に係る業務の具体的展開	(2) 患者の主体性の尊重
(3) 組織内活動に係る業務の具体的展開	(3) プライバシーの保護
(4) 地域・社会活動に係る業務の具体的展開	(4) 他の保健医療スタッフ及び地域の関係機関との連携
(5) 心理的・社会的・経済的課題の予測と予防的・計画的支援	(5) 受診・受療援助と医師の指示
(6) 記録の作成、共有等	(6) 問題の予測と計画的対応
(7) 受診・受療支援と医師の指示	(7) 記録の作成等
医療ソーシャルワーク部門の体制整備	その他
(1) 医療ソーシャルワーク部門におけるマネジメント	(1) 組織上の位置づけ
(2) 医療ソーシャルワークの普及・啓発・促進	(2) 患者、家族等からの理解
(3) 人材育成と養成	(3) 研修等
(4) 研鑽、調査及び研究の促進	

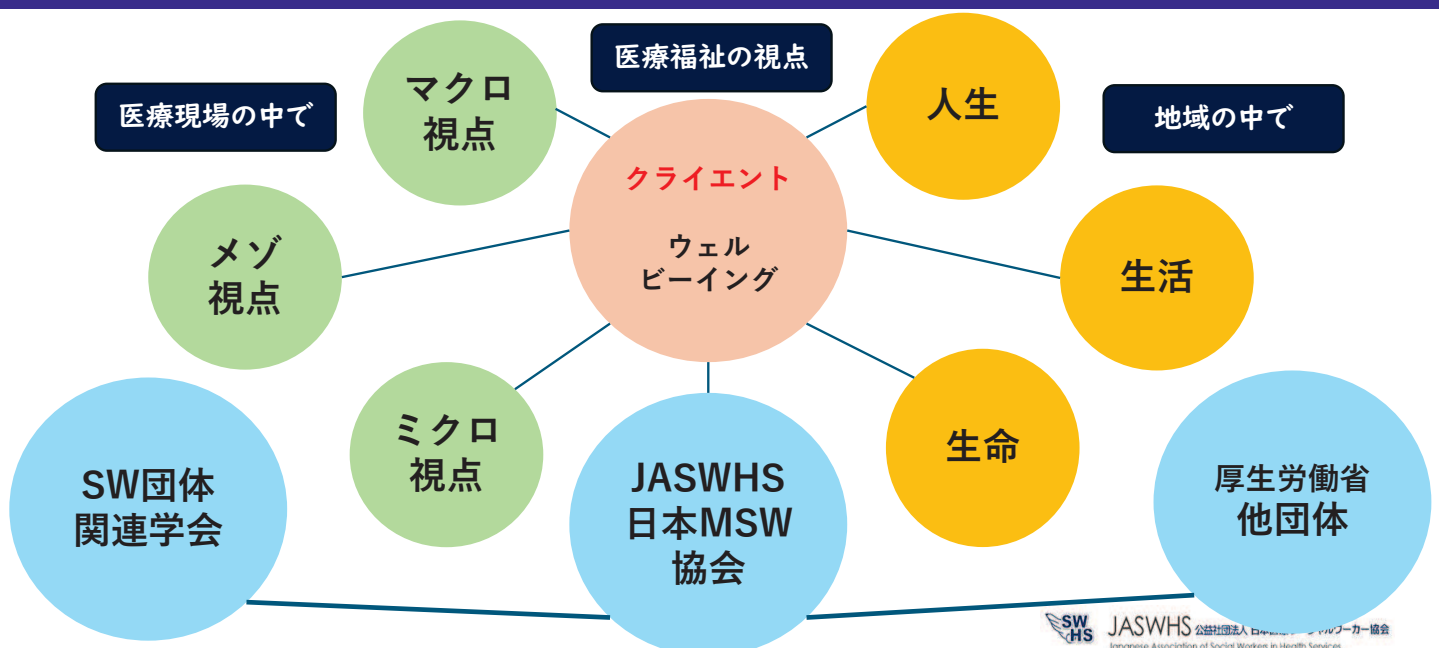
医療ソーシャルワークの「今」

変わらない原点「患者とともに、患者とその家族とともに」

- ・私たちの実践は、倫理綱領に基づいている。
- ・当事者の権利擁護の視点を考えた実践は、創設期から変わっていない。
- ・創設期から求めてきた身分法の問題は、現在は「社会福祉士」の国家資格を根拠に医療現場への配置を促進し、一つの帰着点を迎えている。
- ・業務内容は、厚生労働省から発出された「業務指針」と当協会から発出した「業務基準」に基づき、現場での実践展開が期待されている。
- ・社会的な課題を抱える人々の潜在化した課題は医療現場において顕在化している。MSWは、顕在化した課題をきちんと分析し、地域や社会に発信し、より良い制度・政策の実現につながることを目指し、当協会として今後も他の団体等と協力して活動していきたい。

SW HS JASWHS 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
Japanese Association of Social Workers in Health Services

顕在化した課題分析と、組織・地域社会への発信 (Social Action)
クライアントの本当のウェルビーイングを目指して (Social Change)



日本ソーシャルワーカー協会の歩みと展望

— 創設から現代、そして未来へ —

日本ソーシャルワーク学会 2026年度 第43回大会
大会校企画シンポジウム

氏名：保良 昌徳

所属：日本ソーシャルワーカー協会 会長

期日：2026年7月12日（日）

発表の目的と全体の概要

本日本お伝えしたいこと

本発表の目的

日本ソーシャルワーカー協会（JASW）の設立前後から65年の歩みを概観し、
創設・休眠・再建・NPO法人化・今日までの取り組みを貫く「理念」を捉える。
先達を守り育てた価値を、現代社会における協会の役割と未来への展望につなげる。

全体の概要

【第一部】 JASWの歩みと転機（スライド3～10）

草創期、東北時代、再建期、資格制度、4団体連携、倫理綱領・グローバル定義、市民への普及を概観する。

【第二部】 JASWの存立根拠と継承すべき資産（スライド11～15）

設立趣意書・定款・倫理綱領・グローバル定義に示された使命と、先達から受け継ぐ資産を整理する。

【第三部】 現代社会における役割と今後の展望（スライド16～19）

社会不安・人権・AI・災害等の課題を踏まえ、協会に求められる機能と研究・実践課題を提起する。

草創期（1950～1960年代）

第一部① — 創設にかけた期待と志

1958

第9回国際
社会事業会議
(東京で開催)

1960.8

「設立趣意書」
発出

1960.11.1

日本ソーシャル・ワーカー協会
設立総会
(大阪社会事業短期大学)

1962

機関誌
「SW」
創刊

1966

全社協の事務局が休眠
・東北SW協会に活動が移行

草創期の「声」

「全国のソーシャルワーカーを横につなぐ専門的
団体が必要」

(1960年設立趣意書)

「IFSWへの加盟を通じた国際連携の実現を」

(創設発起人一同)

創設の背景

- ・ 戦後社会福祉事業が進展し、三法の時代を経て専門化が進む中、SWの地位は低かった
- ・ 1958年第9回国際社会事業会議にてIFSW会長ジネー氏より加盟への要請を受ける
- ・ SWの地位確立とIFSWとの連携が不可分の目標となる

東北時代（1970年代～1980年代前半）

第一部② — 筑前甚七先生と東北の火種

全国組織の休眠と東北の自立的活動

東北が守り続けたもの

- ・ 1964年頃から全国的活動が低迷
- ・ 1969年：会報23号の発刊をもって停止
- ・ 東北ブロックが自力で研究集会・機関誌を継続
- ・ 「東北社会福祉研究」誌を全国に発送
- ・ 第1回東北SW研究集会（1968年）～第11回（1977年）まで連続開催
- ・ 参加者：80名→222名へ拡大

筑前甚七事務局長「ベコッコ」精神

- ・ 1982年6月：東北SW協会20周年記念セミナーの際、仲村・秋山・筑前・岡田氏らが再建の具体化について話し合う
- ・ 筑前氏を中心に趣意書・規約を作成
- ・ 1983年10月：発起人総会(日本社会事業大学)
- ・ 1983年11月：再建総会(日本社会事業大学)
会長：阿部志郎
副会長：板山賢治・黒川昭登・大阪譲治

再建期（1980年代）

第一部③ —

東北の自立的活動から東京へ

倫理綱領の重視

- ・ 規約に「専門職制度化のための運動」を
- ・ 明文化（第4条第1項）
- ・ 倫理綱領への誓約を入会の条件とする。
「倫理共同体」を確立を目指す

研修活動の取り組み

- ・ 1983年：規約制定・協会再建により、専門職団体として再出発。
- ・ 1986-87年：専門性向上と倫理共同体形成を背景に、職能団体活動を強化

国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟

- ・ 1984年7月：カナダ・モントリオールで開催されたIFSW総会に阿部志郎会長が出席。
JASWの加盟承認、国際社会への復帰

資格法制定運動

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法制定に向けた取り組み、成立へ寄与

専門職制度化の時代（1990年代）

第一部④ — 資格制度の確立と4団体連携

資格法・専門職4団体・連携に向けた動き（社会福祉専門職連絡会）

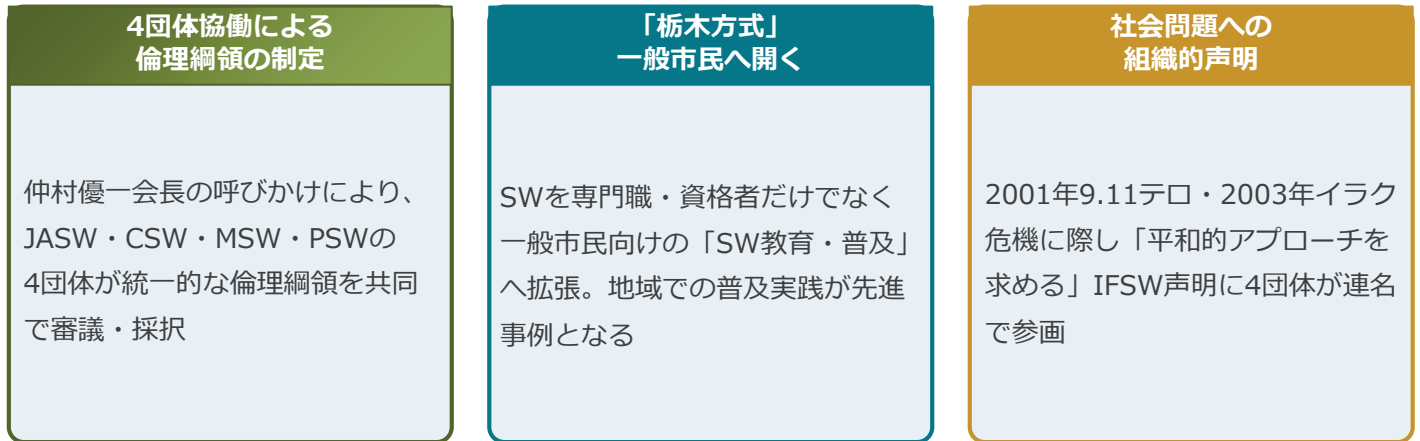
- **1987年** 「社会福祉士及び介護福祉士法」成立
- **1992年** 「精神保健福祉士法」成立
→日本精神保健福祉士協会の独立
- **1997年** 全米SW協会（NASW）会長 ジョセフィン・アレン氏を招聘
ソーシャルワーカー団体の連携を呼びかける
- **1998年** 日本4団体の「日本国調整団体」としてIFSWに加盟
「社会福祉専門職連絡会」

グローバル定義・倫理綱領統一（2000年代）

第一部⑤ — 仲村優一会長の呼びかけと「栃木方式」

2000年 IFSWソーシャルワークのグローバル定義発表

→「社会変革・問題解決・人々のエンパワーメント・社会正義と人権」を核心に



市民へ開かれた協会へ（2010年代～現在）

第一部a⑥ — 岡本会長の取り組みと今後への引き継ぎ

2010年代：岡本民夫会長のもとで「一般市民を対象とした取り組み」を本格化

IT社会の本格的到来への対応

2021年～：会員サービスの重視・時代を読み取りながら今後の模索

ここまでの軌跡まとめ

時代	キーワード	模索のキーワード
1960年代	創設・国際連携	「国際・IFSWとの連携」「倫理綱領を」
1970年代	東北・火種	「SWの価値」「日本にSWは必要」「SWの灯を消すな」
1980年代	再建・制度化	「社会福祉の資格制度充実」「SWの普及」「人材養成」
1990年代	資格・4団体	「SW専門職の連携」「NASW会長招聘」「連携の呼びかけ」
2000年代	定義・倫理	「グローバル定義」「連携」「倫理綱領による共通基盤の共有」
2010年代～現在	市民・普及	「市民・現場へのSW普及」「連携・協働」

JASWのあゆみ（充実年表①）

創設から再建・専門職制度化へ

時期	主な動き・意味
1958年	第9回国際社会福祉会議・IFSW総会が東京で開催。国際社会から専門職組織設立を要請される。
1960年	竹内愛二初代会長を中心に日本ソーシャルワーカー協会を組織。事務局を全国社会福祉協議会に置く。
1960年代	会員の資質向上・研修活動、機関誌・研究誌の発行を通じ、戦後日本の専門職基盤を形成。
1970年代	全国組織は一時休止し、東北ソーシャルワーカー協会へ活動が移る。東北の研究集会が火種を守る。
1980年代	協会再建と東京への事務局移転の動き。国際基準と日本の実践をつなぐ組織として再出発。
1984年	国際社会福祉会議での要請を受け、IFSWへの加入が正式に認められる。
1986-87年	社会福祉士及び介護福祉士法制定に向けて取り組み、専門職制度化の実現へ寄与。

JASWのあゆみ（充実年表②）

4団体連携から倫理綱領・グローバル定義へ

時期	主な動き・意味
1995年	阪神・淡路大震災への緊急支援活動。災害SW、心のケア、生活再建支援の重要性を示す。
1997-98年	4団体による国際加盟調整組織を形成。IFSW総会で日本の4団体連合加盟が正式承認。
2002年	社会福祉専門職団体協議会へ改称。4団体による協働。政策提言・発言力を強化。
2005年	NPO法人移行。法的根拠・方針の明確化。社会的信頼性と透明性が向上。
2005年	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を制定。共通の倫理基準と専門職の社会的責任を明文化。
2014年	IFSW「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を採択。世界共通の定義を共有。
2016-20年	JFSWへの改称で連帯を強化。2020年に倫理綱領を改定・採択。JASWも正式採択。

先達から学ぶもの

第二部① — 60余年の積み重ねが示すもの

JASWが積み上げてきた「6つの資産」

① SWの導入・普及をけん引

・一般SWの普及、SWによる社会変革を目指す

③ IFSWの傘下団体としての役割

・創設時の後押し・加盟・グローバル定義・遵守の誓約

⑤ 教育・研究・実践の重視

・人材養成、研究、政策提言・資格制度の実現

② 倫理綱領の重視：民間におけるSW人材の養成

・倫理綱領を基盤とする共同体。誓約が入会条件

④ 民間の力・自由な立場の重視・ベコッコ精神

・特定の国家・組織・思想から自由。草の根的活動

⑥ SWの普及・民間への呼びかけ

・現場従事者への信頼、朽木方式、団体の壁を越えた連携

JASWの存立根拠

設立趣意書・法人定款・グローバル定義・倫理綱領に示された核心

1. 設立趣意書

当協会は、これまで国際ソーシャルワーカー連盟の連携のもとに1982年から主として社会福祉従事者の専門性の向上を目指し人材養成を図ってきたが、その活動の延長上に、国家資格のソーシャルワーカー制度である社会福祉士、精神保健福祉士法を生み出してきた。(中略) その主たるテーマは「市民社会の再生」であり、ソーシャルワーカーは市民社会の構築との関係に最大の関心を払う必要性が強く強調されている。(中略) 社会福祉の発展と向上を期するためには、専門従事者のもとより、新たなコミュニティの形成とソーシャルワークが展開できる社会システムの構築に資する組織に発展させることを期するものである。

以上の観点から、この法人は、**広く一般市民を対象に、ソーシャルワーク実践に関する人材育成、ソーシャルワークに関する普及啓発事業、同種の目的を有する団体とのネットワーク構築事業等を通じて、地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。**(JASW定款 2005)

2. NPO法人「定款」

第3条（目的）

この法人は、**広く一般市民を対象に、ソーシャルワーク実践に関する人材育成、ソーシャルワークに関する普及啓発事業、同種の目的を有する団体とのネットワーク構築事業等を通じて、地域の社会福祉の増進に寄与する。**

第5条（事業）

① ソーシャルワーク実践に関する**人材育成事業**、② ソーシャルワークに関する**普及啓発事業**、③ ソーシャルワークに関する**調査研究及び情報提供事業**、④ 国内外の**同種の目的を有する団体とのネットワーク構築事業**

JASWの存立根拠

設立趣意書・法人定款・グローバル定義・倫理綱領に示された核心

3. 倫理綱領

(前文) われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。われわれは、・・・この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、ソーシャルワーカーの職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、・・・国際ソーシャルワーカー連盟・・・が採択した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。(JFSW 2020)

4. グローバル定義

〈ソーシャルワーク専門職のグローバル定義〉

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

※この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。(IFSW, 2014年7月)

JASWの存立根拠

設立趣意書・法人定款・グローバル定義・倫理綱領に示された核心

4つの根拠が示す共通軸：倫理綱領の重視、市民への開かれたSW、国際基準に依拠

設立趣意書	法人定款	グローバル定義	倫理綱領
IFSWとの連携を背景に、専門性向上・人材養成を進め、「市民社会の再生」とSWが展開できる社会システムの構築をめざす。	広く一般市民を対象に、人材育成・普及啓発・調査研究・国内外団体とのネットワーク構築を通じ地域福祉の増進に寄与する。	ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。	「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

倫理綱領の注記

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の注記

注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載している。
なお、アジア太平洋（2016年）および日本（2017年）における展開が制定されている。

注2. 本綱領にいう「ソーシャルワーカー」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、
ソーシャルワークに携わる者をさす。

注3. 本綱領にいう「クライアント」とは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に
照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および
変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

グローバル定義の「注釈」については省略

JASWの現在の取り組み

現在の取り組み

- **社会問題の検証とアクション**
福祉・人権問題を検証し、声明や提言として社会へ発信する。
- **ソーシャルワーク研究・概念整理**
理論に基づく実態把握・検証を通じ理論化を進める。
- **一般市民・現場へのSWの普及・教育活動**
一般市民や福祉現場に向けて、SWを学ぶ場の提供、啓蒙活動
- **関係団体との連携**
JFSWや他職種と連携し、SW専門団体として社会変革に取り組む。
- **人権侵害・災害・紛争危機への対応**
人権監視、災害・戦争リスクへの対応、平和構築に向けた取り組み

先人の意志（協会の意志）を踏まえながら、時代を読み取りながら進む

現代社会の動きと課題

私たちを取り巻く不安・危機感

多発する社会問題・人権侵害

- ・ 経済・就労環境等の変化
- 社会的承認よりも個人の満足が重視される傾向
- ・ 多文化・他民族共生社会の到来
- ・ 人間の孤立・相容れない価値観、生きがい喪失

AI等の技術革新による見えない不安

- ・ 生活様式・対人関係の大きな変化
- ・ 使用者と非使用者の格差・共有しにくい世界
- ・ 働き方の根本的な変容・格差

大規模災害・自然破壊・政治的不安

災害の多発、環境破壊・エネルギー・食料危機
一国主義・競争原理・力の論理による国際社会
大規模災害のリスク・戦争リスクの増大

様々な環境変化による人間性の危機

- ・ 親より友人、友人よりSNS、AIに生き方を学ぶ
- ・ 家族・地域・職業観の変化
- ・ グローバル化・様々な格差による不利益

本協会に求められている機能・役割

1. 人権監視機能 人権侵害や排除を察知する機能
2. 政策提言機能 制度改善を行政へ提案する機能
3. アドボカシー機能 社会的弱者を代弁する機能
4. 育成・研修機能 SWの普及、学びの場の提供
5. 調査研究・情報発信機能 課題分析と情報発信
6. 他職・団体との連携機能 協働による支援の拡大
7. 災害・危機対応機能 会員間および他団体との連携

当面の課題、研究テーマとして

組織として検討・取り組むべき課題

【整理】SWの概念整理

- SW = 相談援助・社会福祉支援か？ 逆も真か？
- SWとSW的取り組みの区別基準は？
- SW従事者の仕事は全てSWか？ 基準は？
操作的定義

【啓蒙】一般社会・現場へのSWの普及

- 社会的認知度が低い。見えない専門性
- 現場の職員、他職にも馴染みの薄いSW
- 研究・教育と現場の乖離
- 現場に活かされない研究の成果・知見等
原理に基づいて考える

【研究】学問としてのSWの確立

- 原理不在⇒原理に基づく実践の確立
- 固有の人間観、世界観の定位
- 専門家：実践を理論で説明する
- 日本における「民族固有の知」の検証
- 経験主義・営利主義的現場との競合

【実践】クライアント・会員・社会問題

- クライアント支援：相談・アドボカシー
- 会員サービス：相談・交流・学び・情報・検証
- 社会問題の検証、声明・提言、公開質問状
- 社会的役割：IFSWアジェンダ・他団体連携
- 平和構築への取り組み、リスク管理、BCP

ご清聴ありがとうございました

閉会式

閉会あいさつ

日本ソーシャルワーク学会 会長

日本ソーシャルワーカー連盟 代表

日本ソーシャルワーク学会第43回大会 大会長

小原 眞知子（日本社会事業大学）

次年度開催校あいさつ

自由研究発表

自由研究発表

【第1分科会 会場:教学A棟402】

座長:山野則子(大阪公立大学)

清水冬樹(東北福祉大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○川上浩司(兵庫県教育委員会 淡路教育事務所) スクールソーシャルワークにおける動的エコロジカル・ケースフォーミュレーションの理論的位置づけ -アセスメントと介入を統合する実践モデルの検討-
2	9:30-10:00	○樋口淳一郎(岡山大学大学院社会文化科学研究科) ソーシャルワークへの1・5型人間類型の導入 -各地域への配慮の一類型として-
3	10:00-10:30	○清水潤子(武蔵野大学) ソーシャルワークの評価軸を再考する -Thomas A. Schwandtの論考を手がかりに-
4	10:30-11:00	○清水冬樹(東北福祉大学) 参加が身体化する以前の参加 -応答関係に着目した子ども参加論の検討-

【第2分科会 会場:教学A棟301】

座長:新藤健太(日本社会事業大学)

荒井浩道(駒澤大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○平畑隆寛(兵庫県立大学大学院/社会福祉士事務所 FLAT) 成年後見業務に従事する独立型社会福祉士の孤独への向き合い方 —安心して語れる対話の場の役割—
2	9:30-10:00	○荒井浩道(駒澤大学) “専門性距離”としてのセルフケア —鎧を脱ぎ,余白を纏う—
3	10:00-10:30	○章琦(東京科学大学) 日本における社会福祉士の政治参加に関する研究 —三要因モデルによる再検討—
4	10:30-11:00	○上田大介(いわてリハビリテーションセンター) 小笠原由梨乃(いわてリハビリテーションセンター) 青山美音(いわてリハビリテーションセンター) 後藤敦博(いわてリハビリテーションセンター) 後藤杏奈(いわてリハビリテーションセンター) 和野真鈴(いわてリハビリテーションセンター) 巢内洋肇(いわてリハビリテーションセンター) ソーシャルワーク部門における倫理綱領の意識化に向けた取り組み —根拠に基づいた支援の実践を目指して—

【第3分科会 会場:教学 A 棟 302】

座長:池田雅子(北星学園大学)

黒木邦弘(熊本学園大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○奥田佳奈子 (ボストン大学社会福祉学部教育担当学部長兼臨床准教授) 米国ソーシャルワーク教育における専門実践教育を捉え直す —東海岸の実践教育ディレクターの経験と視点から—
2	9:30-10:00	○保正友子(日本福祉大学) 浅野貴博(武蔵野大学) 実践研究支援ワークショップ後の認識と行動の変化 —過去4年間の参加者への Web 調査に基づいて—
3	10:00-10:30	○黒木邦弘(熊本学園大学) 災害ソーシャルワーク教育の全体像 —講義・演習・専門科目の時系列分析—
4	10:30-11:00	○植田嘉好子(川崎医療福祉大学) ソーシャルワーカーが現象学的研究を実践するための研修モデルの構築 —2年間のワークショップ試行を通して—

【第4分科会 会場:教学C棟301】

座長:佐藤俊一(NPO 法人スピリチュアルケア研究会ちば)

加藤洋子(東京福祉大学・大学院)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○黒田由衣(京都府立大学) ユニットケアの共用空間における入居者の主体性生成のプロセス —不調和や摩擦を含む相互作用に着目したエスノグラフィー—
2	9:30-10:00	○加藤洋子(東京福祉大学・大学院) クリティカル児の母親が在宅ケアが95%の「限界」と示す実態 —高度医療的ケアする母親の健康被害の限界状況解決の為に— (勇美記念財団調査研究)
3	10:00-10:30	○田村三太(一般社団法人MHCリサーチ&コンサルティング) 産業ソーシャルワークとしての職場のwell-being実践の構造と専門性 —CWO(Chief Well-being Officer)を中心とした多層的アプローチ—
4	10:30-11:00	○林 真帆(関西学院大学) 臨床倫理コンサルテーションに参画するMSWの倫理観とその倫理的特徴 —SCATを用いた語りの分析—

【第5分科会 会場:教学C棟302】

座長:佐竹要平(日本社会事業大学)

小野セレストア摩耶(同志社大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○小河泰宏(こども家庭ソーシャルワーカーの会) こども家庭ソーシャルワーカー有資格者ネットワークの形成過程とその役割 -「こども家庭ソーシャルワーカーの会」参加者へのアンケート調査を通じて-
2	9:30-10:00	○福井由美子(東北福祉大学大学院博士課程) 大島 巖(東北福祉大学大学院客員教授) 家族ケアラー支援を起点としたひきこもり支援 -ライフプランを活用した家族ケアマネジメントモデルの開発-
3	10:00-10:30	○CHENG KAILIN(東京福祉大学社会福祉研究科) 加藤洋子(東京福祉大学・大学院) A市の日本版フリースクールの現状と課題 -外国にルーツをもつ児童の増加に伴う支援実態から-
4	10:30-11:00	○村田裕子 (日本社会事業大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程) 子育て世帯訪問支援事業におけるコーディネーター配置と事業成果認識との関連 -事業者に対するアンケート調査から-

【第6分科会 会場:教学C棟303】

座長:久保美紀(元・明治学院大学)

望月隆之(聖学院大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○望月隆之(聖学院大学) 知的障害者グループホームから地域生活への移行に伴う意思決定支援の構造 -サービス管理責任者を対象とした6因子モデルの検討-
2	9:30-10:00	○櫻井真一(武蔵野大学) 更生施設における個別支援計画の媒介研究に関する研究 -福祉事務所の援助方針と退所支援の接続に着目して-
3	10:00-10:30	○木村潤 (国際医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科) 障害者総合支援法に規定される「協議会」を介した社会資源の改良・開発プロセス -相談支援専門員の視点からの分析-

【第7分科会 会場:教学A棟202】

座長:贄川信幸(日本社会事業大学)

渡辺明夏(中部学院大学/同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○橋詰幸輝(立命館大学大学院 社会学研究科 博士課程後期課程) アルコール使用障害からの回復過程とステージ移行に関する研究 -人と環境の交互作用に着目して-
2	9:30-10:00	○渡辺明夏 (中部学院大学/同志社大学大学院 社会学研究科 博士後期課程) 治療中断経験のある統合失調症者が医療につながるまでのプロセスと支援 -複線径路・等至性モデリングを援用した分析から-
3	10:00-10:30	○小川裕子(駒澤大学) 在職精神障害者支援から捉える産業ソーシャルワークの可能性 -2000年代の精神障害者の雇用率制度適用をめぐる議論から-

【第8分科会 会場:教学C棟202】

座長:渡辺裕一(武蔵野大学)

栄セツコ(桃山学院大学)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○一條仁(明治学院大学) ペイフォワード活動の意義と可能性 ー地域活動団体の実践を通してー
2	9:30-10:00	○リ ショウ(東京福祉大学大学院) 加藤洋子(東京福祉大学・大学院) 都市公園における健康体操活動と地域交流に関する研究 ーA公園における第二次調査を通してー
3	10:00-10:30	○栄セツコ(桃山学院大学 社会学部) ヒューマンラブラリーにおける社会的メカニズムに関する一考察 ー経験的知識・共同創造・社会正義に着目してー
4	10:30-11:00	○福島喜代子(ルーテル学院大学) Kinlessnessとソーシャルワーク ー「身寄りのなさ」とソーシャルワークに関する国際的な研究動向ー

【第9分科会 会場:教学C棟203】

座長:岡田まり(立命館大学)

岸本尚大(東京都立大学大学院 博士後期課程)

	時間	発表者(所属)・発表テーマ
1	9:00-9:30	○工藤昭子(国際武道大学) 外国人支援における認識的不正義と多文化ソーシャルワークの課題 ー日本人支援者への専門家インタビュー分析よりー
2	9:30-10:00	○徐安琪(東京福祉大学 大学院) 加藤洋子(東京福祉大学・大学院) 養育・教育環境の変容が「移動する子ども」に与える影響要因の実証的研究 ー日本「転勤族の子ども」実態に着目してー
3	10:00-10:30	○岸本尚大(東京都立大学大学院 博士後期課程) 地域を基盤とした外国人支援ネットワークの形成プロセス ー社会福祉協議会と国際交流協会による連携の事例分析ー

**スクールソーシャルワークにおける
動的エコロジカル・ケースフォーミュレーションの理論的位置づけ
ーアセスメントと介入を統合する実践モデルの検討ー**

○ 兵庫県教育委員会 淡路教育事務所 川上 浩司（日本社会福祉士会・会員番号 57224）

キーワード：スクールソーシャルワーク、ケースフォーミュレーション、生態学的視点

1. 研究目的

本研究の目的は、スクールソーシャルワーク（以下、SSW）におけるアセスメントと介入を媒介する思考の枠組みとして「動的エコロジカル・ケースフォーミュレーション（Dynamic Ecological Case Formulation: DECF）」を提示し、その理論的位置づけを明らかにすることである。あわせて、SSW の専門性を可視化し、実践の再現性を高める理論的基盤の構築を目指すものである。

SSW 実践においては、子どもの問題行動や不登校、いじめなどの事象に関して、背景が複雑化してきており、多面的なアセスメントが求められている。しかし現場では、収集された情報が統合されず、SSW による支援が、個別対応や経験則に依存しやすいという課題がある。その結果、支援の根拠が曖昧となり、専門性の説明困難性が生じている。

2. 研究の視点および方法

本研究は、文献検討および理論比較、再構成的事例分析を通じて検討した。まず、生態学的視点（エコロジカルモデル）及びライフモデル、認知行動療法ケースフォーミュレーション概念に着目し、それぞれの理論的特徴と限界を比較し、整理していく。特に、個人要因と環境要因の統合、および時間的変化の取り扱いに焦点を当てる（表1を参照）。

【表1 統合的比較】

観点	CBT（認知行動療法）	ライフモデル	生態学	DECF
分析対象	個人	人×環境	多層環境	統合
構造化	高	中	低	高
時間視点	中	低	低	高

次に、DECFを「環境（マイクロ・メゾ・エクソ・マクロ）」「相互作用」「時間（クロノ）」の三軸から構成される動的モデルとして定義し、その構造を提示する（表2を参照）。さらに、不登校事例を対象にDECFを適用し、従来の理解との違いおよび支援方針の変化を検討することで、本モデルの有用性を理論的に検討する。

【表2 DECF視点の基本構造】

マイクロ	本人の発達、心理、認知、感情、身体状況
メゾ	家庭、学校、友人関係といった日常的な相互作用の場
エクソ	学校体制、支援制度、地域資源、専門職配置
マクロ	制度設計、文化、価値観、社会的規範
クロノ	時間軸、過去、現在、未来への視点

3. 倫理的配慮

本研究は、筆者がスクールソーシャルワーカーとして経験した実践事例をもとに、実践過程を再構成的に分析したものである。事例は研究目的に必要な範囲で加工し、学校名、地域名、その他の識別情報を変更または削除しており、個人を特定できる情報は含まれていない。なお、所属機関に倫理審査委員会が設置されていないため倫理審査は受けていないが、日本社会福祉士会倫理綱領および日本ソーシャルワーク学会の倫理指針に則り、個人情報保護およびプライバシーへの配慮を行った。また利益相反となる事項はない。

4. 研究結果

DECFは、従来の静的な問題理解とは異なり、問題を環境との相互作用の中で時間的に変化する構造として捉える枠組みであることが示された。具体的には、不登校事例において、個人の不安特性のみならず、家庭の対応、学校環境、関係性の変化が相互に影響し合い、状態が維持・強化される過程が可視化された（表3・4を参照）。また、支援は個人への直接的介入にとどまらず、環境調整や関係性の再構成を含む多層的アプローチとして再定義された。これにより、アセスメントと介入が一体的に構造化され、支援方針の一貫性が高まることが示唆された（表5を参照）。

【表3 中学1年女子のケース】

ミクロ（本人の体験）	・学校を想起すると不安になる ・欠席すると不安は一時的に軽減される
メゾ（関係の繋がり）	・家庭は「無理をさせたくない」 ・学校は「学習や集団からの離脱を心配」
エクソ（本人以外の環境）	・母親の就労により、朝の支度が限定的 ・学校側も個別対応に十分な余裕がない
マクロ（前提・価値観）	・「中学校は行くもの」という強い前提 ・欠席が続くことへの周囲の不安と焦り
クロノ（時間）	・進学直後という大きな環境変化

【表4 ケースフォーミュレーション】

形成要因	失敗を避けようとする傾向と不安を言語化しにくい特性
維持要因	回避による不安軽減と不登校への自己否定の強化
仮説（フォーミュレーション）	不登校は問題行動でなく、不安から身を守るための適応反応である

【表5 具体的な関わり（例）】

本人への関り	・別室への短時間登校を提示 ・「行けた/行けない」ではなく、「準備できた/学校に連絡できた」などの行動を評価する
家庭への支援	・母親に行かせる役割から安心を支える役割への転換を説明 ・朝の声掛けを「励まし」から「選択肢提示」に変更
学校への働きかけ	・担任・管理職とフォーミュレーションを共有 ・学校の遅れを理由に復帰を急がせない方針を合意
地域資源の検討	・学校以外で安心して過ごせる居場所の確保

5. 考察

DECFは、生態学的視点とライフモデル、ケースフォーミュレーション等を統合し、さらに時間軸を導入することで、SSW 実践における「動的理解」を可能にする枠組みであると位置づけられる。本モデルの意義は、第一に、SSW の専門的思考過程を可視化し、説明可能な形で提示できる点にある。第二に、アセスメントと介入の連続性を確保し、実践の説明可能性を高める点である。一方で、本研究は実証的検証が十分ではないため、今後は、複数事例の比較や支援効果の検討を通じて、DECF の有用性を検証していく必要がある。

【文献】

- ・The Ecology of Human Development(1979), Bronfenbrenner
- ・The Life Model of Social Work Practice(1980), Alex Gitterman & Carel B. Germain
- ・The Case Formulation Approach to Cognitive-Behavior Therapy(2008), J.B. Persons
- ・「社会福祉実践モデル開発の理論と実際」(2001) 芝野松次郎
- ・「福祉専門職のための統合的・多面的アセスメント」(2019) 渡辺律子
- ・「チーム学校を実現するスクールソーシャルワーク」(2020) 大塚・西野・峯本

ソーシャルワークへの1・5型人間類型の導入

ー各地域への配慮の一類型としてー

○ 岡山大学大学院社会文化科学研究科 樋口淳一郎 (会員番号 0400)

キーワード：ソーシャルワークの定義・倫理 1・5型人間類型 自己決定

1. 研究目的

ソーシャルワークは、普遍的汎人類的な観点に立脚する対人支援の方法である。一方、近年のソーシャルワーク世界における動向として、個別の地域生活領域に関する配慮の必要が表明されている (IAASW 及び IFSW)。

ソーシャルワーク実践における個人と共同体の関係・あり方・重点の置きかたに関して、確認される新しい動きである。ソーシャルワークの焦点は、個人にあるか、また、あるべきか、もしくは共同体にあるか、また、あるべきか、ソーシャルワーク原理論的な観点から考察する必要が感覚される。

本研究は、ソーシャルワーク実践における「自己決定」の観点から、日本型ソーシャルワーク構築において不可欠な観点である、日本人の本質としての「1・5型」人間類型に関する考察の提示である。

2. 研究の視点および方法

文献探索を中心的方法とする。ソーシャルワークの世界基準に照らしたとき、日本のソーシャルワークの本質がどのような状況にあるか、比較文化的な視点に立脚している研究である。

3. 倫理的配慮

多様な観点からの倫理に配慮している。差別的要素はなく、ソーシャルワークの観点からの交流と研究の発展的展開に関して促進的である。利益相反の要素は確認されない。本研究内容及び研究抄録は、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて研究し叙述している。

4. 研究結果

人間類型として、「1・5型」人間類型は、個人を「1」とした場合、共同体を構成する諸個人の集合の基礎を「1」としてではなく、第三者の集合体における「1・5型」としての本質を持つ。

日本社会における人間類型は、一人称としての存在ではなく、一人称的存在と三人称的存在によって構成されると考えられる。個人を「1」として想定した場合、一人称と三人称の中間である「1・5人称」として存在する (森有正)。

ゆえに、日本社会における個人と共同体の伝統的関係は、欧米の人間類型における一人称と三人称の総体としての伝統的関係と合同ではなく相似でもない、独自の人間類型の集合が形成する共同体である。

5. 考察

日本社会における固有のソーシャルワーク認識は、一人称と三人称の間である「1・5型」人間への着目と焦点化を必須とする。「1・5型」人間類型の集合体は、無責任構造や「甘え」の精神的淵源であると指摘を受ける可能性を有する。そのような当該社会における「自己決定」とは、どのようであり、また、どのようでなければならないか。

今回の報告においては、自己決定「個人への傾斜・共同体への傾斜」が、どうあるべきかについて、考察の原点をバイステックと森有正に求め、日本社会における人間類型への言及とあわせ、論考の端緒として提示した。

社会が、一人称と三人称の総体によって構成されるとき、当該社会における責任の所在及び自己決定の実態は、「1・5人称」の集合体において、欧米型のソーシャルワークにおける実態と同一の在り方を示しているだろうか。「1・5型」人間は、伝統的したがって海底以前のソーシャルワーク定義が前提していたと考えられる欧米中心のソーシャルワークにおける「個人」とは、異なる本質をもつ「個人」の存在の一つである。その構成する社会は、改定後のソーシャルワーク定義の受容的内容が、各地域社会への適切な改訂であることの証明でもある。

「1・5型」人間に関する認識の導入は、「1・5型」人間の集合としての日本社会が、環境内個人の在り方に大きく影響を与え、かつ、自己決定の原則において、微妙な、しかし決定的に異なる実態を現象させる淵源としての要素であることへの着目を促進させる。

土壌と生命体の相関関係は、いたるところで確認される。土壌の精査が、空間的構築を成功に導く必須の要素である。今回の報告は、土壌の精査の観点からの、「1・5型」人間類型の提示及び考察である。

多様な人間類型の形成する多様な諸地域社会における、共通点と相違点に関する相互作用の・交互作用的観点的観点からの着目は、「日本型ソーシャルワーク」の構築における重要な観点的提示・導入であると同時に、汎人類的な本質を有するソーシャルワークが、それぞれの地域社会へ本質的に適合を示すソーシャルワーク方法論を構築するために必要不可欠な観点的導入の提示である。

【文献】

『ソーシャルワークの定義・ソーシャルワークの倫理：原理についての表明・ソーシャルワークの教育・要請に関する世界基準』2009年 相川書房

『よくわかる ソーシャルワーカーの倫理綱領』2023年 学文社

『社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』2007年

『社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック 三訂』2022年

『ケースワークの原則』フェリックス・バイステック 尾崎新訳 誠信書房 2006年

『旅の空の下にて』森有正 筑摩書房 1970年 他

ソーシャルワークの評価軸を再考する

—Thomas A. Schwandt の論考を手がかりに—

○ 武蔵野大学 清水潤子 (0954)

評価・価値・ソーシャルワーク

1. 研究目的

今日のソーシャルワークの実践においては、多様な社会理論や哲学的パラダイムの影響を受けて発展した理論やアプローチが参照され、用いられている。しかし、そのような理論やアプローチを参照した多様な実践の評価においては、依然として実証主義・ポスト実証主義のパラダイムに依拠した評価観が支配的である。Alkin & Christie (2023) 等がけん引する近年の評価理論の体系的整理を参照すると、実証主義・ポスト実証主義以外のパラダイムに基づく評価理論やアプローチが数多く存在し、プラグマティズムや社会構築主義、変革主義や先住民の知というパラダイムに基づく評価手法が提示されている。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に照らしても、ソーシャルワーク実践や研究における「知」は専門知や実践知のみならず、先住民の知や当事者の知を重視していることが伺えるが、日本のソーシャルワーク領域における実践とその評価の関係性に目を向けると、実践理論・アプローチと評価方法との間に生じる齟齬を課題視する研究は限定的である。

本研究の目的は、この齟齬を理論的に再検討するために、評価学で議論される価値スタンスに着目し、Thomas A. Schwandt の議論を手がかりに、ソーシャルワークの評価軸を再構築する。

2. 研究の視点および方法

本研究は理論研究として、評価理論に関する文献レビューを基礎にソーシャルワークの評価軸について概念的再構成を試みる。具体的には評価哲学者である Thomas A. Schwandt の評価専門職観や価値スタンス論を精査し、「価値中立」、「価値関与」、「価値批判」という3つのスタンスとその評価における合理性に着目する。そしてこの3つスタンスに基づく評価実践と合理性がソーシャルワーク専門職の評価とどのように接続するかについて検討するものである。

3. 倫理的配慮

文献・理論研究のため所属機関の倫理審査は受審していないが、研究にあたっては日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程を遵守した。本研究に関連し開示すべき COI 関係にあたる企業等はない。なお本研究は、2024 年度武蔵野大学しあわせ研究費（研究テーマ：市民活動領域における評価手法の多様性—価値論のパラダイムに着目して—）の研究成果の一部である。

4. 研究結果

「評価」と「調査・研究」を分かち特徴としては「価値判断」の存在があり、そこには

対象となるものの善し悪しを判断する行為が伴い、本質的に評価者の価値観が大きく影響する。Schwandt (2015) は評価を価値判断を伴う批判的思考の一形態だと捉え、専門的な評価者のスタンスとして「価値中立」・「価値関与」・「価値批判」を提示した。本研究では、このスタンスを単に評価者の態度としてだけではなく、「何を良い判断・正当な判断とみなすのか」という判断を正当化する合理性を示すものとして再解釈した。具体的には価値中立は、成果や効率性を基準とする評価に求められるスタンス（＝技術的合理性）であり、価値関与は関係者との相互作用を通じた意味や解釈の形成を重視するスタンス（＝実践的合理性）と言える。価値批判は、実践や評価そのものが社会的権力関係を再生産していないかを問うスタンス（＝批判的合理性）だと言える。

さらに Banks (=2016) が提示するソーシャルワークの実践モデルと合理性との関係性を検討した結果、技術的＝官僚モデルや準ビジネスモデルは技術的合理性、専門職的モデルは実践的合理性、ラディカルモデルは批判的合理性にそれぞれ強く関係していると考えられた。

5. 考察

研究結果から、ソーシャルワークにおける評価の問題は、単に方法論の選択の問題ではなく、いかなる合理性に基づいて評価を行うのかという問題として再定位できる。従来、実証主義やポスト実証主義が求めてきた評価者像（評価者スタンス）は価値中立であり、ソーシャルワークの評価が技術的合理性に偏重してきた背景には、福祉制度や専門職教育が位置付けられている文脈が影響していると考えられる。一方で、現代のソーシャルワークの専門職性は実践的合理性および批判的合理性を含む多元的な評価軸を要請している。このことは、ソーシャルワーカーが評価において単に成果を測定することや、測れないことだけに悩むのではなく、まずそれが合理的な評価の課題であるかどうかを問う必要性を示していると考えられる。そして関係者との相互作用の中で意味や意義、価値を形成し、さらにその価値がいかなる社会的文脈に位置づくのかを問い続ける実践が求められることを意味する。

本研究によってソーシャルワーク実践の価値軸が概念的な輪郭を持つことは、福祉多元主義が進む社会において異なる主体の協働・共創を促す可能性がある。

【文献】

- Alkin, M. C. and Christie, C. A. eds. (2023) *Evaluation Roots: Theory Influencing Practice*, 3rd Ed., Guilford Press.
- Banks, S. (2012) *Ethics and Values in Social Work*, 4th Ed., Macmillan Publishers Limited. (=2016, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社.)
- Schwandt, T. A. (2015) *Evaluation Foundation Revisited: Cultivating a Life of the Mind of Practice*, Stanford University Press.

参加が身体化する以前の参加**—応答関係に着目した子ども参加論の検討—**

○ 東北福祉大学 氏名 清水冬樹 (1072)

キーワード：子ども参加、参加が身体化する以前の参加、応答関係

1. 研究目的

喜多（2009）は子どもの意見表明・参加権の前提として、子どもの意見表明・参加への意欲を高めていくプロセスの重要性を指摘してきた。Skivenes ら（2023）は参加をコミュニケーション過程として捉えなおし、意味をともに作るやりとりの重要性を指摘する。Horgan（2017）は子ども参加論における performative participation への偏重を批判し、日常的な相互作用を通じた生きられる社会参加（lived social participation）の軽視を指摘する。子ども参加は声を聴くだけでなく、相互作用の中で子ども自身が今とこれからの姿や取り組みを具体化していくことの重要性が示されるようになってきたといえる。

しかし、子どもはどのような環境等において自らの意見を表現したいと考え、行動へと移るのか。Hart（1992=2000）は参加の形態・段階や分類を示したものの、参加が成立する以前の条件は示していない。Papadopoulou and Sidorenko（2021）は、子どもを有能な社会的行為者として捉える参加論が、主体的な行動を可能にしたり制限したりする構造的・文脈的・関係的条件を見えなくしてきたと指摘する。

本研究では、子どもが意見を表明する以前に、他者との応答関係の中で自己決定の手応えが形成される過程に着目し、これを「参加が身体化する以前の参加」として提起する。これにより、子ども参加論が捉える範囲を「意思表示の保障」から「意思形成を可能にする応答関係の構築」へと拡張することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

ソーシャルワークは、自発的に助けを求めるクライアントを念頭に理論化されてきた経緯があり（Smith 2020）、援助関係論やエンパワメント理論もまた、支援の場につながったクライアントとの関係形成を基盤として展開されてきた（Lifintsev et al. 2018）。アウトリーチに関する研究においても初期の関係構築は着目されてきたが、クライアントが支援につながるプロセス、とりわけ応答関係の中で意思形成の土台がかたちづくられていく過程は十分に検討されていない。本テーマはソーシャルワーク実践の課題とも関わってくる。

子ども参加論はこれまで、何らかのかたちで支援や場につながった子どもの実態を基盤として議論を展開してきた。言い換えれば、つながっていない子どもの実態はそもそも見えにくく、その結果参加への意欲がいかに形成されるかという問いは十分に論じられてきたとは言いがたい。本研究では参加概念そのものを問い直すことを基盤としながら、①参加の起点への関心、②応答関係の位置づけ、③意思形成過程の理論化、の3つの観点から先行研究を検討し、概念の定義と理論枠組みを構築する。

3. 倫理的配慮

日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程及び日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を遵守し研究ならびに抄録を作成した。標記すべきCOI関係はない。

4. 研究結果

参加とは言語的な声の発信ではなく、身体を通じた他者や環境との結びつきによって具体化される。子どもは過去の経験の蓄積に基づき行動の可能性を見出す「指向性の弧」を形成し (Bailliard et al. 2018)、他者との身体的同期の反復がエージェンシー感覚の積み重なりに関わる (Pfänder et al. 2024)。

自己決定は個人に閉じた能力ではなく、他者との応答関係の中で育まれるものであり (Olsen 2023)、永野 (2024) が示す人生のコントロール権はその萌芽として位置づけられる。他者からケアされつながらっているという関係性のニーズが満たされることで参加への意欲が育まれる (Caffrey & Browne 2022)。参加とは自らの位置を定め、確認し、表明していく情動的なプロセスである (Ravn 2025)。

意思形成を可能にする応答関係の構築において、おとなには安全な空間を保障する責任があり (Olsen 2023; McMellon & Tisdall 2020)、子どもの微細なサインに応答して共に意味を作り上げる姿勢が求められる (Olsen 2023; Pfänder et al. 2024)。応答関係の継続的な経験を通じて、子どもは自分の表現が他者に届くという感覚を身体的に蓄積していく。「参加が身体化する以前の参加」とはこの蓄積の過程であり、言語的な意見表明が成立するための前提として、参加の一形態に位置づけられる。

5. 考察

Hart 以来展開されてきた子ども参加論では、参加の形態や段階の分類と意思表示の保障に注目が集まってきたが、近年、意見を伝えることができない／あるいはそうした場にアクセスできない子どもへの関心も高まってきた。本研究はこうした現状から、意思が形成されるに至る以前の過程を理論的に位置づけようとした。

結果、参加への意欲は他者との応答関係の反復を通じて身体的に蓄積されることが示された。これは、参加を「声の表明」としてではなく「関係の中で形成されるプロセス」として捉え直すことを求めており、子ども参加論の議論を問い直す契機として位置づけられる。子どもたちに関わる人々に求められるのは、意見表明を促す技法や場の提供以前に、日常的な応答関係の質を問うことである。今後はこうした応答関係が具体化できる場や環境のあり方を、実践を手がかりに示すことが求められる。

【文献】

- Hart, R. A. (1992) Children's Participation: From Tokenism to Citizenship, UNICEF. (=2000, 木下勇・田中治彦・南博文監修 IPA 日本支部訳『子どもの参画——コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社.)
- 喜多明人 (2009) 「意見表明権と子どもの参加」喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『逐条解説 子どもの権利条約』日本評論社, 99-106.
- 永野咲 (2024) 「社会的養護を必要とする若者の孤立・孤独と参画」『医療と社会』34 (1), 27-35.
- 清水冬樹 (2022) 「中高生世代の子どもへの社会福祉支援に関する研究——東日本大震災における子ども参加を手がかりにして」『2021 年度東洋大学審査学位論文』.
- (2026) 「災害を経験した子ども・若者の声を聴く——応答関係が支える「自分の人生を取り戻す」過程——」『生活協同組合研究』602, 43-53. ※文献多数のため、他の先行研究等は報告当日に示す

※本研究は JSPS 科研費 JP24K05451 の成果の一部です。

成年後見業務に従事する独立型社会福祉士の孤独への向き合い方**—安心して語れる対話の場の役割—**

○ 兵庫県立大学大学院／社会福祉士事務所 FLAT 平畑 隆寛（日本社会福祉士会・49712）

キーワード：独立型社会福祉士・支援者支援・セルフヘルプグループ

1. 研究目的

成年後見業務は、本人の財産や生活、家族関係など秘匿性が高い情報を扱うことに加え、本人の意思決定支援や他職種連携が求められる業務である。林田ら（2017）は、社会福祉士後見人の業務について、「財産管理と身上監護」に加え、「ソーシャルワーク技術を活かした支援」が重要であると指摘しており、成年被後見人の生活課題を俯瞰的に捉え、関係機関との連携や権利擁護を含めた支援を担うことが求められている。

一方で、このような実践は、支援者自身が「誰にも話せない」「一人で抱え込みやすい」といった、孤立や不安を抱える要因にもなり得る。発表者自身も、独立型社会福祉士として成年後見業務に従事する中で、支援者同士が安心して語り合える場の必要性を感じてきた。そこで本研究では、「孤独に陥りやすい独立型社会福祉士が、安心して語れる対話の場をどのように意味づけているのか」という問いを立て、検討することとする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、成年後見業務に従事する独立型社会福祉士の孤独経験に着目し、支援者同士が安心して語り合える対話の場の意味について検討する。

研究方法として、インタビュー調査を実施した。対象者は、ばあとなあ長崎に所属する成年後見業務が10年以上かつ受任件数15件以上の社会福祉士4名である。インタビューでは成年後見業務において孤独経験や対話による回復過程等を聴取し、すべて対面で実施した。分析にあたっては対象者の語りを、孤独感、対話経験、回復過程等の項目ごとに整理し、成年後見業務における孤独の構造性と対話による回復過程について検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会の研究倫理規定に基づき実施している。調査に際しては、研究の目的及び方法について口頭ならびに文書で説明し、同意を得た上で実施した。個人が特定されないよう匿名化し、データの管理には十分配慮した。なお、本報告に関連して開示すべきCOIに関する企業はない。

4. 研究結果

インタビューの結果、①独立型社会福祉士ならではの孤独感と、②対話の場の意味について、2点が確認された。①について、A氏は「隣の机の同僚がいない」「日常的な『ちょっと聞いて』ができない」といった、独立型ゆえの業務環境に起因していた。また、D氏は「後見人が孤立しているように感じ、『自分だけが頑張っている』というメンタル的な孤独感・不安を経験した」と語っており、B氏は「守秘義務が強く、業務上の困難を誰にで

も話せないため、一人で抱え込みやすく孤独になりがち」と述べている。背景には、秘匿性の高い成年後見業務の内容を共有しにくいことや、日常的に相談できる相手が限られており、「誰にも話せない」「ちょっと聞いてができない」「一人で抱え込みやすい」といった語りが確認された。また、家族や関係機関との関係性や業務量の多さによる精神的負担も挙げられた。

一方、②について、C氏は「複数の後見人同士で悩みを共有できる場ができたことで、『自分だけじゃない』と思える」と語り、B氏も「支援者同士が集まって悩みを語り合うことで、『一人じゃなかった』という共感と安心感が生まれた」と述べている。またA氏は、「価値観を共有できる仲間との対話が、アイデンティティの回復や原点回帰に重要」とであると語っていた。さらにD氏は、『「ちょっと聞いて」と事例を話せる関係性があったからこそ、自分は辞めずに続けてこられた」と、対話の場について述べていた。

5. 考察

①本研究では、独立型社会福祉士による成年後見業務において、組織に属さない業務形態による「孤独」と、秘匿性の高い成年後見業務における情報共有の困難性を伴う「孤独」によって、「二重の孤独」という固有の構造的課題を有していると考えられる。

②一方で、対象者は支援者同士の対話を通じて、孤独感が緩和されていた。対話の場が単なる情報交換ではなく、支援者同士のケアや心理的安定を支える機能を有していることが示唆された。

これら2点は、岡知史（1999）が示すセルフヘルプグループの「わかちあい」「ひとりだち」「ときはなち」の三過程によって理解することができる。対象者が語った「自分だけじゃない」「一人じゃなかった」という経験は、同様の悩みを抱える者同士が経験を共有し、孤独感を相対化する「わかちあい」に該当すると考えられる。また、「原点回帰」や「辞めずに続けてこられた」という語りには、他者との相互作用を通じて、自らの実践や立ち位置を見直し、再び主体的に成年後見業務へ向き合おうとする「ひとりだち」の過程として捉えられる。さらに、「ただ聞いてもらうことが支えになる」「癒される」という語りの背景には、否定や評価を受けずに語れる経験を通じて、自らの弱さや葛藤を受け止め、自分への尊敬を回復していく「ときはなち」が存在していたと考えられる。

以上より、安心して語れる対話の場は、独立型社会福祉士が成年後見業務に従事する上で抱える、構造的な「二重の孤独」を緩和するだけでなく、自らの実践や「正しさ」を問い直しながら、主体性や自己肯定感を回復していく機能を有していることが示唆された。

【文献】

岡知史（1999）『セルフヘルプグループ』星和書店

林田哲也・佐藤ゆかり・香川幸次郎（2017）『社会福祉士後見人の成年後見人に対する権利擁護に関する研究-後見業務の分析を通じて-』第64巻第13号「厚生」の指針」

竹端寛（2012）『枠組み外しの旅——「個性化」が変える福祉社会』青灯社

“専門性距離”としてのセルフケア**—鎧を脱ぎ、余白を纏う—**

○ 駒澤大学 荒井 浩道 (0011)

キーワード：ポストモダン・ソーシャルワーク，セルフケア，専門性距離

1. 研究目的

「支援」は、「専門性 (professional expertise)」に裏打ちされた営みとして説明される。ここでいう専門性とは、支援に必要とされる知識、技術、価値、倫理、経験を指す。専門性は、わたしたちにとって不可欠な資質であり、支援を適切に展開するためには、それを十分に身につけ、さらに高めていくことが求められる。

しかし近年、ナラティブ、ダイアログ、反抑圧などのポストモダン・ソーシャルワークの文脈では、この専門性に懐疑的な眼差しが向けられている。専門性は、支援における権力性や抑圧性を固定化させる危険を孕む。また、支援を正当化する巧妙なレトリックであり、思考停止を招くマジックワードでもある。さらに専門性は、支援者を防護する「鎧」としても機能する。より良い支援を志向するうえでは、この専門性の鎧を脱ぎ、丸ごとの自分をリソースとして支援に持ち込む必要がある（荒井 2024, 2025）。

一方で、この鎧を脱ぎ、生身で支援に向き合うことは、一定のリスクを伴う。支援者は、支援の場に立ち続けるなかで、他者の苦悩、沈黙、不確実性に触れ、迷い、揺らぎ、無力感、感情的負荷を抱え込む可能性がある。また、専門性の鎧を脱ぐことによって、支援の正当性を組織や社会に対して説明することが困難化し、負担が増大することも考えられる。

そこで重要性を増すのが、「セルフケア」である。「ソーシャルワークにおける倫理原則のグローバル声明」(IFSW/IASSW 2018)においても、ソーシャルワーカーは、支援者としてだけでなく、一人の人間としても自らをケアする責務を有するとされている。セルフケアは、疲労回復やストレス対処に限定されるものではなく、倫理的かつ持続可能な実践を支える課題として位置づけられる。

しかし、ソーシャルワーク研究において、セルフケアに関する議論は十分に蓄積されていない。とりわけ、専門性の鎧を脱ぎ、ノーガードで支援に向き合う支援者にとって、セルフケアがいかなる意味をもつのかについては、ほとんど検討されていない。そこで本研究では、そうした支援者にとってのセルフケアの可能性を理論的に検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、専門性の鎧を脱いでクライアントに向き合う支援者にとって、セルフケアがいかなる可能性を有するのかを理論的に検討するものである。研究の視点としては、ナラティブ、ダイアログ、反抑圧などのポストモダン・ソーシャルワークの議論を手がかりとする。これらの議論は、専門性にもとづく一方向的な支援を問い直し、支援関係における権力性、応答性、関係性に注目してきた。

本研究では、こうした視点をふまえ、専門性との距離を取り直すことによって生じる支援者の迷い、揺らぎ、無力感、感情的負荷に着目し、セルフケアを倫理的かつ持続可能な実践を支える基盤として検討する。方法としては、ソーシャルワークにおける専門性、ポストモダン・ソーシャルワーク、セルフケアに関する先行研究および関連文献を対象とした文献研究を行う。それらの検討を通じて、支援者にとってのセルフケアの理論的意味と可能性を明らかにする。

3. 倫理的配慮

本研究は、先行研究および関連文献にもとづく理論研究であり、個人を対象とした調査、面接、観察等は実施していない。研究の遂行にあたっては、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守した。また、本研究に関して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

本研究の検討から、専門性の鎧を脱ぐことは、専門性を放棄することではなく、専門性との関係を取り直す営みであることが明らかになった。支援者に求められるのは、専門性を保持しつつ、それに過度に同一化しない「専門性距離」を確保することである。

この専門性距離は、支援者にとってのセルフケアとして機能する。専門性と自分自身を重ねすぎると、支援者は専門職としての役割や責任を抱え込みやすくなる。それに対して、専門性との距離は、迷い、揺らぎ、無力感を抱えながらも、支援の場に立ち続ける余地を生み出す。すなわち専門性距離とは、専門職としての役割を引き受けながらも、その役割に回収されず、人間としての自分らしさを失わないための工夫である。

5. 考察

セルフケアは、疲労回復やストレス対処に限定されず、専門性との関係を組み替える実践として捉え直すことができる。支援者の困難は、業務量や感情的負荷だけでなく、専門職としての役割や責任に自分自身が過度に回収されることによっても生じる。そのためセルフケアとは、専門性に呑み込まれない距離を確保することで「余白」を生み出す営みでもある。

専門性距離は、専門性を否定するのではなく、それを保持しつつ、ひとりの人間としてクライアントの前に立ち続けるための余白を生み出す。セルフケアとは、この余白を纏い、弱さや揺らぎを抱えながらも、倫理的かつ持続可能に支援を続けるための実践である。

【文献】

荒井(2024)「専門性以前の支援」荒井・長沼ほか『ソーシャルワーカーのミライ』生活書院, 41-81.

荒井(2025)「弱い支援者の技法」安達編『N:ナレッジとケア』16, 遠見書房, 38-44.

IFSW & IASSW (2018) Global Social Work Statement of Ethical Principles.

【謝辞】

本研究は、JSPS 科研費 21K01956 の助成を受けた成果の一部である。

日本における社会福祉士の政治参加に関する研究

—三要因モデルによる再検討—

○ 東京科学大学 章琦 (1071)

キーワード：社会福祉士、政治参加、マクロ実践

1. 研究目的

ソーシャルワークには、個人の状況を改善するミクロな臨床実践と、社会正義を促進するマクロな政策提言や政治的行動という「二重の使命」が存在する。しかし、日本では「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条により、法定業務がミクロ・メゾレベルの「相談援助」に限定されており、マクロレベルの政治参加や政策提言は法定業務や国家試験の範囲から実質的に除外されている。この制度的・法的背景から、国内の先行研究は臨床的介入に偏重しており、社会福祉士の政治的行動は実証的に看過されてきた。

しかし現実には、多くの社会福祉士が地方議会等で活躍するなど、彼らは決して政治的に無関心ではない。本研究の目的は、Verbaらの「三要因モデル(Civic Voluntarism Model: CVM)」を日本の文脈に適用し、社会福祉士の政治参加の実態とその決定要因を実証的に明らかにすることである。これにより、法定業務の枠を超えてマクロ実践に向かう専門職の政治的エンパワメントに関する基礎的知見を提供する。

2. 研究の視点および方法

本研究はCVMに基づき、政治参加の決定要因を「資源(時間、資金、市民的スキル)」「心理的関与(政治的関心、政治的有効力感等)」「動員ネットワーク(組織への所属等)」の3要素から分析した。さらに、日本的文脈を考慮し「応用された市民的スキル(実践経験)」を独立変数として追加した。

調査対象は、全国で就労中の社会福祉士500名である。2025年2月に専門の学術調査会社を通じてアンケート調査を実施した(男性54.6%、女性45.4%、40~59歳が63.4%)。

従属変数は「投票行動」「選挙活動」「地域活動」「個別的接触」の4次元とした。分析には、各変数の影響力を検証するため階層的重回帰分析を用いた。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程に厳守した。本報告について開示すべき利益相反(COI)はない。対象者には、調査開始前の画面において、本研究の目的、参加の任意性、回答の中断による不利益がないこと、データの匿名性の保持および厳重な管理、結果を学術的な目的のみに使用することを明記し、同意チェックボックスへの入力をもってインフォームド・コンセントを得た。

4. 研究結果

分析の結果、日本の社会福祉士の政治参加には「二重構造」が存在することが明らかに

なった。

第一に、投票行動においては、直近の国政選挙および統一地方選挙の投票率が71～74%に達し、全国平均を15～21ポイントも有意に上回っていた。

第二に、選挙活動（19.8%）、地域活動（32.0%）、個別的接触（22.6%）といった非投票型の政治参加は非常に低調であった。また、63%の回答者が政治的文脈において市民的スキルを実践した経験（応用スキル）を全く持っていなかった。

階層的重回帰分析（ $R^2 = 0.473$ ）の結果、全体的な政治参加を予測する最強の要因は「応用された市民的スキル（ $\beta = 0.386$, $p < .001$ ）」であった。また、「動員ネットワーク（組織所属）（ $\beta = 0.191$, $p < .001$ ）」も有意な正の予測要因であった。一方で、欧米のCVM研究で最重要視される「主観的政治的有効力感（内的・外的）」は、本調査では有意な予測要因にならなかった。さらに、教育水準は非投票型の政治参加に対して有意な負の相関を示した。

5. 考察

本研究の結果は、欧米の理論的枠組みを日本に適用する際の「文化的ミスマッチ」を浮き彫りにした。

第一に、主観的政治的有効力感が機能しない点である。硬直化した政党政治や官僚主導のシステムにおいて、日本の社会福祉士の行動は「自分が政治を変えられる」という抽象的な自信（有効力感）よりも、現場の切実な必要性に駆動されていると考えられる。

第二に、「応用スキル」の絶対的な媒介的役割である。単に潜在的なスキルを「持っている」だけでは不十分であり、それを現実の課題解決に向けて「応用した経験」が政治行動を促進する最大の鍵であることが示された。

第三に、教育水準のパラドックスである。教育水準と非投票型参加の負の相関は、厳しい労働環境にある現場の最前線の実践者（相対的に低学歴層）が生存権的要求を直接的な政治チャンネルで訴える一方、高学歴の管理職層は制度内チャンネル（審議会等）を利用しているという職層の分化を示唆している。

第四に、職能団体の課題である。組織所属は政治参加を促すものの、社会福祉士の職能団体への所属は有意な予測要因ではなかった。これは、日本の職能団体が資格認定や研修に留まり、政治的動員のプラットフォームとして機能していない現状を示している。

社会福祉士法第2条は、対象者が「環境上の理由」により日常生活に支障がある場合に援助を行うとしている。この「環境」を根本から改善するには、ミクロな相談援助を超えたマクロな政治参加が不可欠である。今後のソーシャルワーク教育においては、抽象的な知識の付与から「市民的スキルの実践的応用」へと焦点を移し、職能団体の政策提言・動員機能を強化することが急務である。

ソーシャルワーク部門における倫理綱領の意識化に向けた取り組み

—根拠に基づいた支援の実践を目指して—

○ いわてリハビリテーションセンター 氏名 上田 大介 (1148)

小笠原 由梨乃(日本社会福祉士会・35019) 青山 美音(日本社会福祉士会・43443)

後藤 敦博(日本社会福祉士会・47895) 後藤 杏奈(日本社会福祉士会・76087)

和野 真鈴(日本社会福祉士会・76837) 巢内 洋肇(日本医療ソーシャルワーカー協会・10130)

キーワード：ソーシャルワーカー・倫理綱領・意識化

1. 研究目的

令和7年2月に新聞紙上で医療ソーシャルワーカーと施設紹介業者との不適切な関係が報道された。自部門ではそのようなことはなかったが、日頃から倫理綱領や行動基準が意識出来ていれば、このような事案は発生しなかったのではないかとということが部門内で共有された。では自部門のスタッフは日々の実践の中で倫理綱領や行動基準などの支援の根拠となるものと自身の支援との意識化や意味づけが、どれだけ出来ているのだろうか。管理者として自分はそれをスタッフが出来るようになる取り組みをしていただろうか。現状確認と改善の必要性を感じたのが、この取り組みを始めた動機である。本研究は、今回の事案をきっかけとして当センターのソーシャルワーク部門で開始した倫理綱領の意識化に向けた取り組みの効果確認と、今後の改善点を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

令和7年8月から令和8年1月にかけて部門として倫理綱領の意識化に向けた以下の3つの取り組みを実施した。1. 倫理綱領の輪読（週1回予定・計24回実施）、2. 倫理綱領の黙読（2ヶ月1回予定・計2回実施）、3. 倫理綱領を基盤としたグループスーパービジョン（月1回予定・計2回実施）、その後、部門に所属しているSW6名を集団①（経験2年目の2名）、集団②（経験10～15年の4名）の2集団に分けてそれぞれフォーカスグループインタビューを実施した。インタビューでは、3つの取り組みを実施してみたの感想・意見を聞いて、録音した内容について文字起こしを行い、77の文章として整理し、ポジティブな意見、ネガティブな意見、改善に向けての意見の3つにカテゴリー化した。

3. 倫理的配慮

本研究に関わる倫理的配慮については、院内の倫理委員会に審査の申請を行い、承認を得た。（いわり倫R7-18号）。また回答内容について個人を特定出来ないように匿名化すること、データの取り扱いや管理に関して口頭及び書面で説明し、同意書にて同意を得た。またインタビューに答えた内容やインタビューを断っても人事考課や職員評価に影響しないこと、その他の不利益も生じないことを口頭で説明し、協力の同意を得た。演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはない。

4. 研究結果

ポジティブな意見が41（内訳：集団①24、集団②17）、ネガティブな意見が17（内訳：集団①4、集団②13）、改善に向けての意見が19（内訳：集団①1、集団②18）であった。

内容を具体的に見ると、ネガティブな意見は「言語化が難しかった」、「本人・家族に根拠を説明する力というのは、まだまだ足りない」と言語化に関する内容が一番多く、特に集団①から出された4つの意見は全て言語化に関する内容であった。また集団②からは「倫理綱領をすごく学んでいるという意識があって、言葉かけ一つ、面談の一場面でもすごく悩むようになった」、「メゾ・マクロレベルっていうとなかなか具体的にイメージがつきづらい部分がある」、等のより具体的な意見が挙げられた。その一方で「他のスタッフの発言を聞いて、自分もこれを意識して関わりたいとか、昨日の面談の中で自分がどこまで目的などを説明していたかな、というように自分の中で内省するようになった」、「ジレンマを感じたときに倫理綱領の項目の何と何が拮抗してジレンマになっているのかっていうのが可視化できるようになってきていると思う」等のポジティブな意見もあった。

5. 考察

経験2年目の集団①、10～15年の集団②の2集団では、ポジティブな意見と改善に関する意見で違いが見られた。集団①でもポジティブ面の効果は感じており「業務の中でこういうことを意識しなきゃいけないとわかった」、「倫理綱領に当てはめて振り返ってみると、自分の実践の中にもこういう意図が含まれていたかなと自己実践と倫理綱領を結び付けて理解することが出来た」等の意見があった。集団②では同様に個人に関する意見も見られたが、「チームの支援方針は本当に患者の最善の利益を担保しているのかを考えるようになった」、「患者の最善の利益を達成するには、どこにどういう働きかけをしようかというふうに俯瞰してみるようになった」、「スーパービジョンの際のフィードバックの仕方を自分で工夫しなきゃいけないと感じた」等個人レベルに留まらず、部門全体や組織レベルにまで意識が及んでいた。また改善に関する意見では集団①からは具体的なものは出されなかったが、集団②からは「年単位での計画性が必要」、「倫理綱領だけでなく現在改訂作業が行われている医療ソーシャルワーカー業務指針も含めてはどうか」、「ソーシャルワークの理論やモデル、アプローチなども今後対象としてはどうか」、「限られた時間ではあるが、全員がコメント出来た方がいいのではないかな」等の具体的な改善案が出された。

インタビュー調査の結果から、集団①②共にネガティブな意見もあったが、倫理綱領の意識化に向けた以下の3つの取り組みはトータルとしてはポジティブな意見が多く、個人だけでなく部門全体への効果が認められ、今後は部内でのスーパービジョン体制にも波及していける可能性があることがわかった。また改善に向けての要素としては、「計画性」、「言語化の意識」、「リフレクション」、「メゾ・マクロレベルの実践の例示」、「倫理綱領が対立した際の対応方法」、「全員参加」等が示されており、今後に向けての具体的な改善点がわかった。

【文献】

・日本社会福祉士会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業報告書」2019年

主題：米国ソーシャルワーク教育における専門実践教育を捉え直す**副題：東海岸の実践教育ディレクターの経験と視点から**

○ ポストン大学社会福祉学部教育担当学部長兼臨床准教授 奥田佳奈子（会員番号 1158）

キーワード：米国ソーシャルワーク教育，実践教育，実践教育ディレクター

1. 研究目的

本報告は、米国ソーシャルワーク大学院教育における実践教育を対象として、東海岸の実践教育ディレクターの経験的知見、最新の研究、および認証の動向に基づき、その現状、意義、および課題を考察することを目的とする。また、本報告が日本のソーシャルワーク教育における情報共有と国際的な意見交換に資することを期待する。

2. 研究の視点および方法

本報告は、関連文献のレビュー、2022年に改定された最新のCSWE認証基準の検討に加え、実践経験をもとに構成した複合事例法を用いた省察的分析を通して、学生の人口構成の変化、COVID-19パンデミック後の社会福祉実践環境の変容、ならびにそれらがフィールド教育に及ぼす影響を考察し、今後の日米実践教育への示唆を提示する。

3. 倫理的配慮

本発表は、本学会研究倫理規程に基づいて研究を行った。外部資金の助成を受けておらず、著者に利益相反はない。なお、守秘義務および匿名性の確保のため、文献レビューと複合事例法を用い、事例対象者の識別につながる情報は修正・加工して提示している。

4. 研究結果

専門実践教育は、CSWEがソーシャルワーク教育の中核的教育方法と位置づける実践の場である。近年は、オンライン教育の拡大、学生の多様化、COVID-19後の社会福祉実践環境の変化、実習指導教員の不足などにより、実習現場を取り巻く状況が大きく変化している。その結果、実践教育ディレクターには、大学と実習先の調整を図りつつ、変化する環境に学生が適応できるよう支援する役割が一層求められている。

5. 考察

以上の結果から、現代のソーシャルワークにおける専門実践教育は、高等教育の変化、学生層の多様化、そしてCOVID-19後の社会福祉実践環境の変容が交差するなかで再編されつつあることが示唆される。このような状況において、実践教育ディレクターは、単なる実習配置の調整者にとどまらず、大学の要請、認証基準、地域実践機関の現実を媒介する役

割を担っている。学生の多様な学習ニーズや生活状況に対応するためには、より柔軟で包摂的な実践教育のあり方が求められる。専門実践教育は、今日においてもなおソーシャルワーク教育の中核的教育方法である。しかし、その実施を支える条件は大きく変化しており、従来のモデルだけでは十分に対応できない状況が生じている。今後は、大学院と実習先の連携を再構築しつつ、多様な学生の学びを支える柔軟で持続可能な実践教育の仕組みを再検討していく必要がある。

【文献】

Council on Social Work Education. (2021). CSWE department of social work accreditation response to COVID-19 FAQs & field guidance. CSWE. <https://www.cswe.org/about-cswe/covid-19-and-social-work-education/>

Council on Social Work Education. (2022). Education Policy and Accreditation Standards (EPAS 2022). <https://www.cswe.org/accreditation/policies-process/2022epas/>

Council on Social Work Education. (2023). 2022-2023 statistics on social work education in the United States. <https://www.cswe.org/Research-Statistics/Research-Briefs-and-Publications/2022-2023-Annual-Statistics-on-Social-Work-Education>

Okuda, K. (2023). Toward Decolonizing Social Work Practicum: From a Practicum Director's Perspective. *Smith College Studies in Social Work*, 93(2-4), 250-267. <https://doi.org/10.1080/00377317.2023.2256853>

Williamson, E. C. (2020). Guest editorial: Advancing field education as a key area of focus in the 2022 EPAS. *The Field Educator*, 10(1), 1-9. <https://fielddeducator.simmons.edu/article/>

実践研究支援ワークショップ後の認識と行動の変化

—過去4年間の参加者へのWeb調査に基づいて—

○ 日本福祉大学 保正 友子 (433)

武蔵野大学 浅野 貴博 (801)

キーワード：実践研究支援ワークショップ、認識変化、行動変化

1. 研究目的

日本ソーシャルワーク学会は2019年に『ソーシャルワーカーのための研究ガイドブック』を発行した。同時に、本書に基づき研究計画作成をゴールとする実践研究支援ワークショップ(以下、WS)を過去4年間にわたり開催し、これまで100人を超える修了者を輩出してきた。しかし、WS参加による効果や課題については、体系的に明らかにされていない。そこで本研究では、WS参加者に対してWeb調査を行い、WS終了後に認識や行動がどのように変化したのかを可視化し、WSの効果と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

WSは月1回、計3回の継続研修で構成され、毎回、次回までの課題が課される。1日目・2日目は研究者であるファシリテーターによる講義(研究とは何か、「問い」とは何か、研究方法の基礎、先行研究の調べ方、研究倫理、各種研究デザイン)とグループ討論で構成される。1グループは概ね4人程度で、1人のファシリテーターが研究計画の添削やコメントを行う。3日目には、全員が作成した研究計画を発表する。

研究方法については、2021～2024年度のWS受講生100人に対し、Googleフォームで作成した調査票のURLを送付し回答を依頼した。調査期間は2026年1月16日～2月28日で、回収数(率)は39人(39.0%)であった。収集したデータに基づき、記述統計により結果の可視化を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は日本福祉大学の倫理審査の承認を得ている(承認番号25-054-01)。調査依頼時にはデータ保管等に関する配慮を明示した。なお、本研究に関して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

①調査協力者の属性とこれまでの研究状況・WSの達成度

39人の属性を多数順に示すと、所属機関は「医療機関」(56.4%)、「社会福祉施設」(15.4%)、「行政機関」「大学院在籍を含む学校」(各7.7%)であった。年代は40代(43.6%)、50代(25.6%)、30代(23.1%)で、性別は女性(76.9%)、男性(23.1%)であった。

WS参加前の研究発表経験は、「実践のまとめを行い、職能団体の学会等で1～2回発表」(48.7%)、「他者の発表を聞いたことはあるが自分では発表なし」(12.8%)「実践のまとめを行い、職能団体の学会等で3回以上発表」「全く研究経験がなく、周囲にも研究者がいなかった」(各10.3%)であった。

論文執筆経験は、「全く書いたことがない」(46.2%)、「事例や実践報告を職場や職能団体等で活用した経験あり」(25.6%)、「事例や実践報告が職能団体や学会誌に掲載された経験あり」(17.9%)であった。

WS参加目的(複数回答)は、「研究方法を学びたかった」(74.4%)、「研究の手順を知りたかった」(71.8%)、「研究とは何かを学びたかった」(59.0%)が多かった。達成度は「やや達成」(48.7%)、「達成」(30.8%)、「どちらでもない」(10.3%)であった。

②WS後の認識と行動の変化

WS後の認識の変化を5件法(1全くそう思わない～5そう思う)で尋ねたところ、「5そう思う」「4ややそう思う」が多かった項目は、「研究についての理解が深まった」(87.2%)、「実際に研究をしてみようと思った」(79.5%)、「今後も研究について学ぼうと思った」(76.9%)であった。一方、「1全くそう思わない」「2あまりそう思わない」が多かったのは、「研究が嫌になった」(71.8%)、「研究への敷居が高くなった」(48.7%)、「研究への敷居が低くなった」(33.3%)であった。

行動の変化では、「実践上の課題に対して研究を行うことを検討(計画)している」(53.8%)、「WS受講前に比べ文献を調べる頻度が増えた」(51.3%)、「実践上の課題に対して研究に取り組んだ」(46.2%)が高かった。一方、「大学院に進学した、または進学が決まっている」(69.2%)、「研究論文を執筆した」(66.7%)、「実践報告や事例報告に基づく論文を執筆した」(61.5%)は低かった。

5. 考察

結果①から、医療機関に勤務する30代以上の参加者が多いことがわかった。多職種による研究発表が活発化する中、部下を指導する立場として研究実施が求められる状況が背景にあると考えられる。また、実践に基づく事例執筆や実践報告の経験はあるものの、本格的な研究には至っていない参加者が多く、研究手順や方法を学び、研究実施力を高めたいという意図がうかがえた。

結果②の認識の変化では、研究に対する肯定的な変化がみられた。研究が嫌になったわけでも敷居が高くなったわけでもない一方、敷居が大きく下がったわけでもないことから、WSは研究への入口としては適切であったが、それ以上の段階に進むには不十分であったと考えられる。行動の変化では、文献検索など研究的活動にはつながったものの、大学院進学や論文執筆といった次のステップには至りにくく、WSのみでは十分な支援とは言えないことが示唆された。

今後は、研究の各ステップに応じた支援体制を構築し、複線的な研究支援を行うことが課題である。

文献

日本ソーシャルワーク学会監修(2019)『ソーシャルワーカーのための研究ガイドブック～実践と研究を結びつけるプロセスと方法～』中央法規

災害ソーシャルワーク教育の全体像

-講義・演習・専門科目の時系列分析-

○熊本学園大学 黒木邦弘 (会員番号 196)

キーワード：災害ソーシャルワーク教育・7次元統合体モデル・専門職アイデンティティ形成

1. 研究目的

【背景】2025年・2026年の法改正により災害福祉の強化が急務となる中、福祉系大学での災害ソーシャルワーク関連科目の開講率は5.5%(2020時点)と低水準にある(三浦2021)。視聴覚教材に依存した教育の限界や被災地の経験を教育に還元する重要性も指摘されており、自然災害が頻発する熊本県においては、DWAT(災害派遣福祉チーム)の連携実績を踏まえたソーシャルワーク教育体系の構築が喫緊の課題である(大藪2018、小坂他2021)。

【目的と定義】本研究は、災害時に有効に機能するソーシャルワーク人材の養成を念頭に、教育体系モデルと課題の提示を目的とする。なお、本稿における「災害ソーシャルワーク教育」とは、防災や災害医療の定義を援用し、限られた資源の中で要配慮者を含む住民を支援し、復旧を図るソーシャルワーク人材の養成と定義する。

2. 視点および方法

分析枠組みとして、ソーシャルワークの認識構造モデルである「7次元統合体モデル」(平塚2022)を援用する。方法は、A大学社会福祉学部の開設科目「災害と社会」(1年次:2018年度~2025年度)、「社会共生演習I(災害と社会フィールドワーク)」(2年次:2026年度)、および「災害ソーシャルワーク」(3年次:2026年度)のシラバス及び関連資料を対象に、開設年次、形態、講師属性、授業キーワードの観点から内容分析を実施した。

3. 倫理的配慮

本研究は、公開済みシラバス、報告者が作成・監修した資料を用いているため、人を対象とする研究には該当しない。なお、公開すべきCOI関係はない。

4. 研究結果

分析の結果、以下の3段階による教育体系が抽出された(表1参照)。第1段階(1年次):「災害と社会」の基盤形成。社会福祉学、環境学、法学など多角的視点から災害を捉え、行政や被災者等のゲスト講話を通じて多機関・多職種連携の意義と災害観を醸成する。第2段階(2年次):「社会共生演習I」の実践経験。DWAT活動の経験者による福祉避難所設営訓練やD24Hアセスメント等の模擬訓練を通じ、初動対応(時間)や避難生活環境の整備(空間)を中心に、役割・機能、方法、技能を習得する。第3段階(3年次):「災害ソーシャルワーク」の専門性の深化。スフィア基準等の国際基準や災害救助法等の国内関連法制から人道主義等の諸価値と被災者中心の視点を内省する。最終的に、7次元統合体モデルを用いて、価値・目的、視点・対象認識、役割・機能、方法、時間、空間、技能の各次元の統合を図る。

表1 災害ソーシャルワーク教育体系

3年生:災害ソーシャルワークの知識
[2026年(予定を含む)]

科目:災害ソーシャルワーク(選択・11名履修*)
形態:講義・半期15回
講師:専任1名/ゲスト3名(MSW・有識者)

2年生:災害ソーシャルワーク実践経験
[2026年(予定を含む)]

科目:社会共生演習I(災害と社会フィールドワーク)
(選択・24名履修*)
形態:演習・模擬訓練・半期15回
講師:専任3名/ゲスト3名(DWAT)

1年生:災害ソーシャルワークのための知識
[2018年~2025年]

科目:災害と社会(選択・41名履修*)
形態:講義・半期15回
講師:専任5~3名/ゲスト4.35名
(被災者・行政・有識者等)

※2026年度履修登録者数

継続	専門分野	主な授業キーワード	
専任教員	スフィア基準など価値・倫理	人道の視点、レジリエンス、アンコンシャス・バイアスなど	
	災害関連法制度及び用語、ツールなど 視点・対象認識	災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画、個別避難計画、BCP、 DWATガイドライン、CSCATTT・CSCASS	
	ソーシャルワークの認識構造	7次元統合モデルに基づく災害ソーシャルワーク実践事例の解説	
ゲスト講師	医療福祉・MSW	MSWによる災害福祉支援、(能登半島地震)DMATとの連携の実態	
	障害者福祉・有識者	(熊本地震)被災地障害者センター(まもとの設置・運営の実態)	
	災害福祉・有識者	(東日本大震災など)災害復興と福祉の視点の実態~能登互再生事業	

	専門分野	主な授業キーワード	
専任教員	継続 未然に防ぐ(演習)	くまもとマイトタイムライン作成・熊本市実証事業に基づく個別避難計画作成	
	被書拡大を防ぐ(演習・模擬訓練)	初動参集、福祉避難所・車中泊設置、D24Hアセスメント、知的障害者への聞き取りなど	
ゲスト講師	継続 障害者福祉(講義・演習)	知的障害者とのコミュニケーション上の留意点	
	DWAT(講義・演習・模擬訓練)	被災障害者との基本的コミュニケーション技術、DWATによる実践報告、福祉避難所設置の実演指導	

	専門分野または所属機関	主な授業キーワード	
専任教員	継続 ソーシャルワーク	災害ソーシャルワーク、災害と地域共生、A大学避難所運営	
	環境化学(アスベスト被害)	災害とは何か、地震災害とアスベスト被害、福島第一原発事故と放射能汚染	
	水保学(看護)	A大学避難所でのケア、災害関連死を防ぐ、労働災害	
	経済学(社会政策)	熊本の災害の歴史、災害と社会連帯経済、A大学避難所運営	
	法 学(障害者福祉)	事前避難体制の現状と課題、発災後の支援体制の現状と課題	
ゲスト講師	継続 熊本県・危機管理防災企画室	行政による危機管理	人 道 学 術 被 災 者 ・ 住 民
	熊本気象台・台長	災害情報の入手と発信	
	阿蘇火山博物館・館長	大規模災害とは(地震・火山・水害)	スフィア基準 災害看護学 阪神淡路大震災・熊本地震・令和6年能登半島地震・南海トラフ地震(高知県)

5. 考察

(1) 法改正と社会的要請への適合：法改正に即応した正規科目のモデル提示は、福祉系大学の教育指針として意義がある。(2) 地域特性と多機関および多職種連携の重視：分野横断的な授業内容により、多職種連携に不可欠な共通言語（スフィア、D24H等）や、県防災部局や気象台など多機関連携の意義の理解を通じ、被災地の経験を教育へ還元している。(3) 理論と実践の架橋：DWAT 経験者との協働による能動的学習は、地域での実践対応力を有する専門職アイデンティティ形成を促す。(4) 学生の組織化の展望：専門職育成に留まらず、災害医療のDMAS（日本災害医学会学生部会）を倣い、災害福祉のDWAS（災害福祉支援学生チーム）の組織化など、災害時に重要な役割を果たす後方支援体制の構築を期待できる。

本教育体系は、近年の災害福祉の情勢に関わる人材養成、DWAT と福祉系大学の協働による教育実践の先例を示すものであり、かつ被災県における災害観の醸成に寄与すると考える。今後は、(1) 価値、知識（災害ソーシャルワークのための知識、災害ソーシャルワークの知識）、実践経験に基づくスキルの統合による共通基盤の検討、(2) 教育内容および方法(教材含む)の開発によるアイデンティティ形成の強化を図る必要がある。

【参考文献】・平塚良子編（2022）『ソーシャルワークを「語り」から「見える化」する-7次元統合モデルによる解析』ミネルヴァ書房。

・小坂未来・三浦まゆみ（2021）「看護基礎教育一年次の災害看護教育における学生の学び-身近な過去の災害を題材としたアクティブラーニングを実施して」『岩手看護学会誌』Vol.15, No.2, 41-49。

・三浦修（2021）「福祉系大学における災害ソーシャルワークに関する授業科目のシラバス分析」『新潟青陵学会誌』第14巻第2号, 1-10。

・大藪元康（2018）「社会福祉養成課程における帰納的学習に関する試論-災害ソーシャルワークの学習を例に」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部教育実践研究』第4巻, 221-226。

ソーシャルワーカーが現象学的研究を実践するための研修モデルの構築

ー2年間のワークショップ試行を通してー

○ 川崎医療福祉大学 植田 嘉好子 (0950)

キーワード：ソーシャルワーカー・現象学的研究・研修モデル

1. 研究目的

現象学とは認識の哲学原理であり、対人支援領域ではクライアントにとって疾病や障害、社会的抑圧等がどのように経験されているのかといった、人々の生きる上での意味を深く理解するための方法論として援用される。研究者のみならず、現場実践者が現象学の方法を身につけることで、日々の実践に省察の視座が得られると同時に、ソーシャルワークの学問としての発展にも寄与することが期待される。そこで本研究は「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の2年間の試行を通し、「ソーシャルワーカーが現象学的研究を実践するための研修モデル」を構築することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

ワークショップの内容は佐久川他（2013）並びにラングドリッジ（2007/2016）等の現象学的研究のテキストを基に筆者が考案した。全3回、1回あたり3時間で、各回は1か月程度間隔を空け、参加者が課題に取り組めるようにした。

研究方法はアクションリサーチを採用した。この方法は「計画」「行動と観察」「リフレクション」「評価」の4段階をらせん状に展開させ、課題解決を図るものである（岡本他2007：145）。本研究ではワークショップを計画・実施し、参加者の態度や言動を観察し、各回終了後に参加者が記入するリフレクションシートを用いて評価を行う。現象学に関する講義と事例分析の体験を通して、現場ソーシャルワーカーがどのように現象学を理解し、応用していくのかを解明する。

3. 倫理的配慮

本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会の承認を得て実施し、匿名性を確保するなどプライバシーに配慮して実施した（承認番号24-044）。本演題に関して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

ワークショップへの参加者は2年間で計13名、そのうち最終回まで参加したのは7名であった。計画した5つのプロセス〔Ⅰ. 現象学的研究の講義〕→〔Ⅱ. 事例の記述とコンテクスト化〕→〔Ⅲ. 実存的意味の取り出し〕→〔Ⅳ. 視点の変化の言語化〕→〔Ⅴ. 学会発表や論文執筆に向けて〕のうち、Ⅳまでは大よそ達成できたが、Ⅴは3日間では到達できなかった。3種類のワークシート「取り上げたい事例・場面の記述」「実存フレームワーク」「判断保留シート」を開発できた。現象学的研究の経験のあるファシリテーター2名に1

年目から協力を得ていたため、2年目は参加者が増加したが2グループで対応できた。

2年目のワークショップにおける改善点は、1回目の講義後に参加者間のグループワークを取り入れ、現象学に対する印象や期待、疑問等について共有した。また1年目の参加者の事例と分析を紹介し、現象学的研究への具体的なイメージを持ってもらうよう促した。

5. 考察

参加者のリフレクションシートからは、「事例選択そのものにも自分の関心や価値観が反映されている」「自分が普段まったく無自覚に職場の組織や役割を意識し、それに縛られている前提もありながら、対象者の話を受け取っている」「対象者がこちらに発信していても、自分に届いている情報はかなりフィルターを通したものになっていると痛感」「私は欲望を知ろうとする前に問題を見つけて解消しようとしていた」と参加者自身の主観が自覚され、相対化されたことを示した。また相互に事例について尋ね合うことで、「内容は違うが『こんな切羽詰まった状態なのにクライアントはなぜこの提案にのってこれられないのか』という事例間の共通点を感じた」と、ソーシャルワーカーとしての悩みのフェーズを共有し、自らの専門的役割を再認識する機会ともなった。一方で、これまで経験してきた事例検討との違いに戸惑い、「自分の質問が相手の事例をより深く理解するためのものになっているか分からなかった」という意見も出たが、「質問に答えていくうちに、自分がテキスト化した部分以外にもエピソードがあり、そこにクライアントの実存が含まれていることにも気づいた。質問のお陰でプロットが増え、前とは違う前提の書き換えが生まれた」と、参加者自身の事例の捉え方にも変容が生じたことが窺える。哲学者の西（2019）は、本質観取のプロセスを〈他者了解・自己了解・人間の生一般の了解を同時に深めていく作業〉と表現しており、本ワークショップも共同的探求を支える一つの場を提供したと考えられる。さらに職場に戻って本ワークショップの内容を報告した参加者や、他の事例に現象学を適用した参加者もあり、日常の実践における発展的な活用も見られた。

本研究の今後の課題としては、学会発表や論文執筆に向けたステップアップ講座の開設、参加者の拡大に伴うオンライン化やファシリテーターの養成等が挙げられる。

※本研究は、JSPS 科研費 21K01989 の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

【文献】 佐久川肇・植田嘉好子・山本玲菜（2013）『質的研究のための現象学入門—対人支援の「意味」をわかりたい人へ（第2版）』 医学書院。

ダレン・ラングドリッジ著、田中彰吾、渡辺恒夫、植田嘉好子訳（2016）『現象学的心理学への招待—理論から具体的技法まで—』新曜社。

岡本玲子・Julienne Meyer・Barbara Johnson（2007）「[6]アクションリサーチ」グレッグ美鈴他『よくわかる質的研究の進め方・まとめ方—看護研究のエキスパートを目指して』医歯薬出版、141-158。

モートン・クーパー他著、岡本玲子他訳（2005）『ヘルスケアに活かすアクションリサーチ』医学書院。

西研（2019）『哲学は対話する—プラトン、フッサールの〈共通理解をつくる方法〉』筑摩書房。

ユニットケアの共用空間における入居者の主体性生成のプロセス

—不調和や摩擦を含む相互作用に着目したエスノグラフィー—

○ 京都府立大学 黒田 由衣 (00897)

キーワード：ユニットケア、共用空間、主体性

1. 研究目的

これまでのユニットケアにおける研究は、ユニットケアがいかになじみの関係や良好な関係構築に寄与するかについて主に論じられてきた。一方で、小規模ケアは関係性の制約をもたらし、また入居者の重度化により関係構築自体が困難になっているという課題がある。既存の関係性を前提とした支援では、現在のユニットケアの状況を十分に捉えきれない。こうした課題を背景として、近年では個別の関係性にとどまらず、人やモノ、空間を含めた「場」に着目し、ケアを相互作用として捉える研究がある。しかしながら、これらの研究は調和的な相互作用に主に焦点をあてており、関係の揺らぎや不調和といったプロセスを含む相互作用の動態については、十分に検討がなされていない。入居者の重度化が進み、言語的關係を通じた良好な関係を構築することが難しい現在、揺らぎや不調和を含む相互作用にも着目することは、「支援される存在」に固定されがちな入居者がその場における主体性をいかに回復・生成していくのかを解明する上で不可欠である。

そこで本研究では、ユニットケアの共用空間という場で生じる入居者や職員、モノなどが織りなす相互作用に着目し、入居者の主体性が周囲との関係性のなかでいかに生成されているのかを、そのプロセスに着目して実証的に明らかにすることを目的とする。その際、関係の調和的側面にとどまらず、多様な相互作用のあり方に着目する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、共用空間という場における相互作用という視点から、入居者の主体性の生成過程を捉えることを試みる。三井は入居者らが集まる生活空間を「場」と表し、多様な人やモノが交錯する場には支援者個人の行為や能力に還元できない役割があることを指摘している（三井 2012:18）。三井の視点に依拠し、本研究では多様な人やモノが交錯する共用空間の相互作用に着目する。なお、本研究では、個人の内的属性として限定せず、他者やモノとの相互作用のなかで、自らの存在や役割を見出していく動的プロセスとして暫定的に捉える。

研究方法としては、特別養護老人ホームのユニットに調査者が15日間（8時間/日）入り込みエスノグラフィー調査を行った。調査を通して、ユニット内の共用空間において、入居者や職員それぞれのかかわりや交わり、さらに家具や日用品との関係を通じた相互作用により、入居者の主体性がいかに生成されているかについて観察した。

3. 倫理的配慮

「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理

指針」に基づいて研究を実施するとともに、抄録を作成した。また本研究における調査は、京都府立大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認済であり（承認番号：386号）、施設管理者の承諾を得て実施した。結果の公表にあたっては、個人情報保護の観点から、個人が特定できないように配慮した。なお、本研究に関連して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

エスノグラフィー調査を通じた参与観察と介護職員の「語り」の分析から、【1】他者が“いること”により主体性が支えられている事例、【2】不調和や摩擦のなかで主体性が立ち上がる事例、【3】相互作用を調整するなかで主体性が立ち現れる事例が見出された。

【1】では、見守る／見守られるという非言語的な関係を通じて主体性が支えられている様相が確認され、主体性は個人の内面にのみ帰属するのではなく、場における他者との相互作用を通じて生成・維持されることが示唆された。【2】では、入居者間の緊張や摩擦は、単なる対立や不調和ではなく、他者との関係を模索する過程として捉えられ、主体性は、心地よいなじみの関係のみならず、不快や拒否を含む関係においても立ち現れることが示唆された。【3】では、入居者どうしで解決に至るまで「待つ」過程において、入居者の主体性が生成・変容し、それに伴い、場の関係性が再編成されていく過程が捉えられた。

以上より、主体性は心地よいなじみの関係のみならず、他者の存在そのものや、不快や拒否を含む関係においても立ち現れることが示された。

5. 考察

本研究の結果から、入居者の主体性は個人の内面に帰属するものではなく、ユニットという多様な人やモノが交錯し関係が生まれる場において、相互作用の過程のなかで関係的かつ動的に立ち現れることが明らかになった。とりわけ、入居者間の摩擦や緊張が相互作用のなかで再編成されていく過程においては、職員が過度に介入せず、関係の再構築を「待つ」ことの意義も示唆された。ここでいう支援とは、関係の悪化を未然に防ぐために職員が介入、調整することにとどまらず、主体性が生成される余白を残し、入居者どうしの相互作用の展開を可能にする実践として理解される。この意味で、「待つ」ことは単なる消極的な関与ではなく、関係の生成を支える能動的なかわりとして位置づけられる。

他方で、本研究からは、相互作用が成立しにくい状況の存在も示唆された。すなわち、個別的な制約や支援上の判断により、共用空間における相互作用そのものが生じにくい場合には、主体性が生成される契機や条件自体が十分に成立しない可能性がある。このことから、場における相互作用はユニットにおいて自動的に生起するものではなく、支援のあり方や入居者をとりまく環境によって方向づけられ、主体性の生成にも影響を及ぼしていると捉えられる。

【文献】三井さよ（2012）「〈場〉のカーケア行為という発想を超えて」三井さよ・鈴木智之編『ケアのリアリティ—境界を問いなおす』法政大学出版局。

クリティカルケア児の母親が在宅ケアが95%の「限界」と示す実態**—副題：高度医療的ケアする母親の健康被害の限界状況解決の為に— (勇美記念財団調査研究)**

○ 東京福祉大学 大学院 加藤 洋子 (MSW 協会 10243)

キーワード：クリティカルケア児・健康被害・限界域

1. 研究目的

クリティカルケア児の母親はケアの「限界域」95%状態と示している。在宅ケア・医療実態調査等の結果を検証し、限界状況解決の為に支援について日米比較し明らかにする。

2. 研究の視点および方法

質問紙調査により母親の年齢、既往歴等を含めた健康状態、限界域のケア状況、児の在宅医療・生活、24時間ケア実態、医療環境、福祉サービス、教育等について質問紙による項目に沿ってインタビューや資料収集等訪問調査した。併せてBIC並びにHRQOL評価尺度により得た結果からケア負担と健康被害の関連とその理由を検証した。アメリカのクリティカルケア児[加藤洋子, 2022]と母親の実態は、米国小児科学会のアメリカ全土の小児を対象とした全数調査の複雑な医療が必要な小児の報告書からまとめ、比較検証した。高度医療が必要な状態は、超重症児・準超重症児スコアを使用し、11点以上の準重症児以上のスコアの医療的ケア児で知的障害と肢体不自由が重複する重症心身障害児を対象とした。しかし1名を除き超重症児で常時高度医療が必要な重症心身障害児ばかりであるクリティカルケア児であった。以下、対象児を「クリティカルケア児」¹とする。

3. 倫理的配慮

対象者に、書面および口頭にて研究内容と倫理的配慮について説明し、了承を得た。本件は、帝京科学大学「人を対象とする研究計画等審査申請書」(第16017号)において(承認番号20A038)の承認を得ている。利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

2011年度の重症心身障害児3000名を全数調査し有効数は1000名のうちクリティカルケア児197名と母親のケア実態を検証したところ、95パーセントがケアの限界であった。2016年度47件の在宅訪問調査し、2022年度は、コロナ禍であったが22件の協力を得た。「現在の家庭内の医療的ケアに負担を感じますか」の質問では、2016年97.87%が「限界である」と示した。主な要因は、3・5時間の恒常的な睡眠不足、慢性疲労、疾患があっても通院できない。高度医療があり、生命の危険にも瀕する。精神的負担・不安をいつも抱えるであった。BIC-11介護負担尺度では、介護をされていて体の痛みを感じるが最も高く2.45、介護のために自由に外出できない2.30、介護を誰かに任せてしまいたい1.9等、時間的負

¹脚注1) クリティカルケア児とは、医療的ケア児の中で呼吸器等を常時必要とし、最も医療が必要で重症な患児の超重症児者)であり、専門医療を24時間要する状態で在宅療養している為、医療的ケア児とは、定義を区別する。

担、心理的負担、身体的負担、実存的負担、サービス関連負担感、全体的負担感により、ケア負担感や健康被害状況が示された。限界要因との関連では、『介護を誰かに任せてしまいたい』などの限界状態が示された。また、加齢などの母親の年齢とは関係なく、高度医療依存度が高いクリティカルケア児の母親ほど BIC 評価や HRQOL 評価尺度の結果ではケア負担度や健康被害度の高さが示された。さらに BIC 評価尺度の日米比較では、日本人もアメリカ人もケアする母親の健康状態は一般女性よりも減少していた。日本人は、身体的健康面で大きく減少、アメリカ人は、日本人より疲労や活力低下、生活満足度など多くの健康面で減少度が高かった。日本人の HRQOL 評価尺度の標準偏差の平均は 10.1、最小は、14.1 で最大値は 62.4 と児の超重症スコア度により、大きな開きが見られ、また超重度スコアが高いほど、健康被害状況も高かった。なお、『疲労の限界の理由』に関する自由記述を **Berelson, Bernard**²「内容分析」(意味単位 (meaning unit) を 1 単位としてコード化し、ひとつの回答が複数の理由を含む場合は多重コードを付与した)の結果、最も頻出した理由は『睡眠不足』であり、夜間の医療的ケア(吸引・体位交換・注入)やオムツ交換により引き起こされ、ケア者の頭痛・腰痛・緑内障などの身体症状や休息不足と結びついていた。次に多かったのは『ストレス』であり、外出困難、精神的不安、ケア疲労、精神的ショックなどの心理社会的負担が多面的に表出していた。これらの結果から、ケア者の生活困難は単一要因ではなく、相互に関連する多層的構造で、その要因の悪循環により生活全体の疲弊を生み出していることが明らかとなった。

5. 考察

口分田政夫ら(2018)[口分田政夫ら、2018]は、「高度な医療的ケア児」の調査報告書において、家族を支えることのできる社会の仕組み作りを早急に整備する必要性を示していた。在宅ケア児数は、全国的には、5,930名、神奈川県は6.96%であった。高度医療が必要児は、生命の危険にも瀕する。そういった精神的負担・不安からの解消も必要である。医療的ケア児支援法はできたが、高度な医療が必要なクリティカルケア児の在宅生活・医療を維持するための医療関連施設でのショートステイなどの宿泊支援を充実させケア者の心身の健康被害を予防する必要があると考えられた。

【文献】

- 1) 口分田政夫ら(2018) 高度医療的ケア児の実態調査、日本小児医療保健協議会重症心身障害児(者)・在宅医療委員会報告, 日本小児科学会雑誌 122 巻 9 号 Pp1519~Pp1526.
- 2) Rita Mangione-Smith and Elizabeth A (October 1998, PartII), Assessing the Quality ofHealthcareProvidedtoChildren McGlynn1060 HSR: Health Services Research 33:4
- 3) Ehrlich. Leonard H. Karl Jaspers(1975): Philosophie als Glaube. Amherst: University of Massachusetts Press.

脚注² **Berelson, Bernard**(1952:55) 内容分析「コミュニケーションの明示的な内容を、客観的・体系的・量的に記述する研究技法」『Content Analysis In CoMMunicationResearch』1 5)

産業ソーシャルワークとしての職場の well-being 実践の構造と専門性**—CWO (Chief Well-being Officer) を中心とした多層的アプローチ—**

○ 一般社団法人 MHC リサーチ&コンサルティング 田村三太 (日本精神保健福祉士協会・017303)

キーワード：産業ソーシャルワーク・職場の well-being・専門性

1. 研究目的

近年、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性が高まる中、個人への支援にとどまらず、組織や環境への働きかけを含めた包括的支援の必要性が指摘されている (WHO, 2022)。しかし、産業保健分野におけるソーシャルワーク実践の位置づけや専門性については、必ずしも十分に整理されていない。一方で、産業精神保健分野における精神保健福祉士 (MHSW) の実践は、個人・職場・社会の各レベルにおける well-being を循環的に高める多層的アプローチ (産業精神保健ソーシャルワーク循環モデル) として理論化が試みられている (田村, 2024)。

本研究は、訪問看護ステーションにおける職場の well-being 向上を目的とした実践を対象に、MHSW かつ Certified Employee Assistance Professional (CEAP) が Chief Well-being Officer (CWO) として関与した多層的アプローチを、産業ソーシャルワーク実践として捉え、その構造と機能を明らかにし、産業ソーシャルワークにおける専門性のあり方を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、2025年に新設された訪問看護ステーション (職員14名) において実施された職場の well-being 向上実践を対象とする実践研究である。分析対象は、CWOとして実施した個別支援、組織施策、多職種連携および地域活動等の実践過程と、それに関する実践記録である。研究の視点として、ソーシャルワークにおける生態学的視点 (Gitterman & Germain, 2008) に基づき、多層的枠組み (micro・mezzo・macro) を用いて、職場の well-being 実践を捉えた。具体的には、従業員レベル (micro) におけるアセスメントと個別支援、組織レベル (mezzo) における産業保健体制の構築および多職種連携、地域レベル (macro) における地域資源との関係構築に着目し、それぞれの相互作用の観点から実践内容を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究は、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および関連指針に基づき実施した。対象者には本発表に関して、口頭および文書による同意を得た。個人情報保護に配慮し、データは匿名化して取り扱った。また、本研究に関して開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

本実践を通じて、MHSW が CWO として関与することにより、個人支援と組織支援を媒

介しながら、多職種および地域資源との連携を促進する機能が確認された。また、micro・mezzo・macroの各層における実践は相互に関連し合い、職場のwell-beingの形成に寄与する構造が示唆された。特に、組織レベルにおける体制整備は、個人支援の効果を高めるとともに、地域との関係構築を促進する基盤として機能していた。

これらの実践から、産業分野においてもMHSWが個人・組織・環境の相互作用に働きかける専門性を有することが示唆された。

5. 考察

本研究は、職場のwell-being実践を産業ソーシャルワークの一形態として位置づけ、MHSWがCWOとして担う多層的アプローチの構造と機能を示した点に意義がある。MHSWがCWOとして関与することは、個人・組織・コミュニティをつなぐ媒介的役割を担い、従来の個別支援中心の枠組みを超えた実践の可能性を示唆するものであり、産業ソーシャルワークにおける専門性の一端を示すものである。さらに、本実践は個人・組織・地域へと波及する多層的アプローチとして国際的にも報告されており（Tamura et al., 2025）、職場のwell-being向上を起点とした社会的変化（Social Change）を志向する実践として位置づけられる。これは、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（IFSW, 2014）に示される社会変革の志向とも理論的に整合する。さらに、ソーシャルワークは個人への支援と社会的変化を統合する専門性を有する実践である（Payne, 2006）とされており、本実践はその具体的展開として位置づけられる。今後は、個人・組織・コミュニティの相互作用を踏まえた多層実践の理論化を進めるとともに、well-beingが循環的に向上する実践モデルの構築が求められる。

【文献】

- 1) World Health Organization (2022). *WHO guidelines on mental health at work*. Geneva: WHO.
- 2) 田村三太 (2024) 「職場のwell-being向上のための精神保健福祉士(MHSW)の専門性—産業精神保健分野で活動するエキスパート MHSWのインタビュー調査から—」 *日本キャリア・カウンセリング学会第29回大会論文集*.
- 3) Gitterman, A., & Germain, C. B. (2008). *The life model of social work practice* (3rd ed.). Columbia University Press.
- 4) Tamura, S., Tamura, R., Kitagawa, F., Yaguchi, S., Uemura, K., & Ishiwatari, M. (2025). Comprehensive approaches to workplace well-being in a newly established organization. *Journal of Employee Assistance*, 55(3), 31.
- 5) International Federation of Social Workers (IFSW). (2014). *Global definition of social work*.
- 6) Payne, M. (2006). *What is Professional Social Work?* Revised 2nd ed. Policy Press.

臨床倫理コンサルテーションに参画する MSW の倫理観とその倫理的特徴**—SCAT を用いた語りの分析—**

○ 関西学院大学 氏名 林真帆 (0392)

キーワード：倫理的特徴・医療ソーシャルワーカー・倫理コンサルテーション

1. 研究目的

わが国の高齢化は、意思表示が困難な患者の治療方針が本人の価値観を十分に反映しないまま決定されるという課題を顕在化させている。この背景から ACP が推進され、MSW には意思決定支援の役割が期待されている。しかし、医療現場では医学的合理性が優勢で生活世界を重視する MSW の視点は十分に反映されにくい(Proctor, Howell & Lott 1993; 清水・比嘉・野原ら 2024)。とりわけ、臨床倫理コンサルテーションは医療倫理が強く働き医療と福祉の価値のずれが最も顕在化する場である。このような場で MSW はどのような倫理的特徴を示すのであろうか。本研究は、MSW の実践経験に基づく倫理観とその表出としての倫理的特徴を明らかにする。なお、本研究における倫理観とは「何を優先するか」を判断する際の価値観・原理を指し、倫理的特徴とは倫理観によって表出する実践行為を意味する。

2. 研究の視点および方法

1) 研究の視点

本研究は、MSW の語りを通して倫理的経験の構造を明らかにする視点に立つ。語りは、実践者が経験を意味づけ、倫理的立脚点を形成するプロセスを可視化するものであり医療と福祉の価値の相違が現場でどのように調整されているのかを理解するための重要な資料となる。この視点に基づき、本研究は MSW の語りを手がかりに MSW の倫理観がどのように実践のなかで立ち現れているかを検討していく。

2) 調査方法

調査対象者は、急性期病院において臨床倫理コンサルテーションチームに参画している MSW、1 名である。対象者の選定にあたっては、医療現場における倫理的問題の検討に関与した経験を有する MSW を対象とする必要があったため、目的抽出サンプリングを採用した。調査は、半構造化インタビューにライフストーリー的アプローチを取り入れた。

3) 分析方法

質的データ分析に適した手法である SCAT (Steps for Coding and Theorization) 分析法(大谷尚:2008)を用いた。分析は代表的な原文、注目語句、言い換え、概念、カテゴリーの手順で行いこれらの要素を統合しストーリーラインおよびテーマ理論記述を構築した。

3. 倫理的配慮

本調査研究では、日本ソーシャルワーク学会の研究倫理指針に基づき倫理的配慮を行った。また、関西学院大学「人を対象とする行動学系研究倫理審査部会」の承認を得て行っ

た。本研究において開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

析出したストーリーラインから語りの構造（理論的記述）を導出し、その構造が示す倫理的特徴を分析したうえで、それらの特徴を支える価値観を明らかにした（表1）。

表1：MSWの経験に基づく語りの構造と倫理観

語りの構造(理論記述)	倫理的特徴	倫理観
【医療の世界への衝撃】と【万層の業務】は【職業アイデンティティの揺らぎ】を生む 【飄忽な存在】としての扱いは【不協和音】となり、【専門職としての揺らぎ】となる	専門職としての自己への問い直し	専門職の在り方を問い続ける倫理観
【クライアントの脆弱性へのシンパシー】は【倫理的葛藤】と【生きづらさの発見】を生む	脆弱性への感受性	脆弱性への応答を基盤とする倫理観
【三人称の死の体験】は【未知なる生命の現場】への【探求心】を生む	生のあり方を問う姿勢	いのちを重視する倫理観
【いのちの所有者への権利侵害】は【医療の権威構造への批判】となり、やがて【人間存在への問い】になる 【制度的制約】のなかの【管理下の自己決定支援】は、【制度的問題への批判】となる	権力構造への批判性	抑圧構造への批判的志向
【科学的判断優先の医療】は【権威的意思決定】となる 【相互の関係の成立】は【つながりの力】による	関係的存在として捉える人間観	相互的関係性を基盤とする倫理観
【倫理的感受性】は【孤独化する死】をとらえる 【関係性の看取り】は【無縁者の死への応答責任】である	存在の意味を問う視点 人間存在への寄り添い	存在への応答を基盤とする倫理観
【周縁化された人々への倫理的責任】は【実践の再意味化】と【自己省察】から生じる 【精神科医との出会い】は【ターニングポイント】となる 【哲学的学び】は【共にいる姿勢】と【存在への応答性】を育む 【拠り所としての師】は【専門職アイデンティティ】を育てる	専門職として学び続ける姿勢	省察的実践を重視する倫理観
【医療の限界を補完するソーシャルワーク】は【専門職倫理】形成する 【承認と存在論的ソーシャルワーク】は【病者から人間への視点するし】を担う専門職にする	医療の価値観を広げる	医療を生活の文脈と接続しようとする倫理観
【対話による生活世界への接近】は【ソーシャルワーク固有の倫理的姿勢】を形成する	生活世界の重視	全人的視点に基づく専門職倫理

5. 考察

本研究で明らかになった倫理観は、倫理委員会や ACP の場面において本人の価値観・人生観・生活史を踏まえた意思決定支援を求める社会的要請と深く整合する。とりわけ、厚生労働省「人生会議（ACP）ガイドライン」が示す意思決定支援においては「本人の価値観・人生観・生き方の尊重」が中心に据えられている。MSW が有する倫理観は、この要請に応答しうる実践的基盤を提供するものであり、医療における選択と決定の場面で独自の専門性を発揮しうる根拠となる。さらに、MSW の倫理観は、医療と福祉の間に存在する倫理的立脚点の相違、すなわち「救命・合理性」を基軸とする医療の価値と「生活世界・関係性」を基軸とする福祉の価値を媒介し、両者の間に生じる緊張やずれを緩和しうる可能性を持つ。MSW の実践行為は、患者の語りや生活史を通じて両者の価値を接続し、意思決定過程における倫理的対話を促進する橋渡しの専門性として機能しうる。

【文献】

Proctor, H. K., Howell, M. H., Lott, L. C. (1993) *Classification and Correlates of Ethical Dilemmas in Hospital*, Social Work, 38(2), 166-177.

清水幸裕・比嘉肖江・野原良子・河合皓太・原浩美・村上真由美・重松理恵・林茂・大浦誠・吉崎達郎・佐藤幸浩・浦風雅春・清水一夫・藤村隆・比嘉勇人(2024)「共通模擬事例に対する倫理問題検討による合意内容の多職種間比較研究」『臨床倫理』12, 28-40

こども家庭ソーシャルワーカー有資格者ネットワークの形成過程とその役割

— 「こども家庭ソーシャルワーカーの会」参加者へのアンケート調査を通じて—

○ 日本社会福祉士会 (会員番号55478)

こども家庭ソーシャルワーカーの会 小河 泰宏

キーワード： こども家庭ソーシャルワーカー／ネットワーク／相互学習

1. 研究目的

令和6年の児童福祉法改正により創設された「こども家庭ソーシャルワーカー」（以下「本資格」という）は、こども家庭福祉分野におけるソーシャルワーク実践の向上を目的として創設された新たな専門職資格である。しかしながら、創設間もない資格であり、資格取得者の実像や、資格取得後にどのような学びや交流のニーズを有しているのかについては、十分に明らかになっていない。そのような中、資格取得者らによる自発的ネットワークである「こども家庭ソーシャルワーカーの会」（以下「当会」という）が形成され、継続的な交流や相互学習活動が行われている。

そこで本研究では、当会参加者の基本属性（専門領域、職種、経験年数、資格取得動機等）を整理したうえで、ネットワーク形成の過程やその効果について分析し、本資格の在り方と有資格者ネットワークの役割について考察する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、①有資格者ネットワーク参加者の実像把握、②ネットワーク形成過程の分析、の2点を研究対象とした。

①については、発表者らが運営する有資格者ネットワーク「こども家庭ソーシャルワーカーの会」に所属する、第1回および第2回認定試験受験者を対象として、オンラインフォームによる質問紙調査を実施した。

調査内容は、所属機関、職種、経験年数、資格取得動機、ネットワーク参加への期待、参加後の変化等に関するものであり、得られたデータについて単純集計を行った。また、自由記述については内容分析を行い、特徴的傾向を整理した。

②については、令和6年12月から令和8年3月までの当会におけるSNS上の参加者数の推移、月例会・学習会・外部発信等の活動履歴を整理し、ネットワーク形成過程について記述的分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉士会の倫理綱領に基づく。本研究は任意回答によるアンケート調査を用いており、回答者には研究目的を明示したうえで同意を得た。個人が特定される情報は収集せず、分析および公表に際しても匿名性を確保した。本研究において開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

第1回認定試験受験者151名中131名、第2回認定試験受験者205名中62名から回答

を得た。分析の結果、回答者は社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者が大多数を占めており、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、教育分野など多様な領域に分布しており、複数分野にまたがる専門職が参加していることが明らかとなった。また、回答者の多くが長期の相談援助経験を有していることがわかった。また、回答者は指定研修に対する満足度が高く、研修受講が肯定的に評価されていたことが確認された。資格取得の意味として、「自らの実践を言語化できるようになった」「他機関との連携意識が高まった」「他領域の専門職との接点に刺激を受けた」など、専門職としての認識の深化や実践の再構成につながる変化を挙げる回答が多数確認された。

また、当会への参加満足度も概ね高い水準であった。当会は、認定試験前の情報共有を契機として形成されたが、認定試験後もネットワークが継続し、有資格者の実践報告を中心とした毎月の交流・学習会を重ねている。学習会の内容は、こどもと家庭を巡る多様なテーマが扱われていた。令和8年3月現在では400名以上の資格取得者・受験者が関わるネットワークへと発展している。さらに、資格の周知活動や研究発表などの外部発信へと展開していった経過が確認された。

5. 考察

研究結果から、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者は、多様な実践領域に広がる専門職によって構成されていることが明らかとなった。また、資格取得による効果は、直接的な実践変化として表出しづらい一方で、実践の言語化や専門性の再認識、ネットワーク形成といった形で間接的に現れている可能性が示唆された。特に、指定研修への満足度が高い中でも継続的な交流や学習活動が維持されており、多領域の実践者同士による専門職ネットワークが、心理的安全性の確保や相互学習の場としての役割を果たしていることが示唆された。指定研修の充実や有資格者ネットワークの構築は、本資格取得に伴う専門性の向上や、こども家庭ソーシャルワーク実践の質的向上に寄与する可能性が考えられる。

6. 研究の限界

本調査の回答者は資格取得者のうちの限定された対象者であり、有資格者全体像を映し出したものではない。本資格の意義やネットワークの価値を評価するにあたっては、短期的な実践変化の有無だけでなく、専門職としての認識や関係性の変化といった側面にも着目する必要がある。

【参考文献】

樋澤 吉彦 (2023) 『子ども家庭福祉ソーシャルワーカー』資格化構想と『分立』資格を前提として職域拡大する精神保健福祉士との撞着の諸相

倉石 哲也 (2024) 「子ども家庭福祉専門職の養成に関する現状と課題」

みずほリサーチ&テクノロジーズ (2025) 『こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者向け学びの場に関する調査報告書』こども家庭庁委託調査.

灰谷 和代他 (2026) 「保育者がこども家庭ソーシャルワーカーを取得する意義について」

家族ケアラー支援を起点としたひきこもり支援

ーライフプランを活用した家族ケアマネジメントモデルの開発ー

○ 東北福祉大学大学院 博士課程 福井 由美子 (1100)

東北福祉大学大学院客員教授 大島 巖 (0637)

キーワード：ひきこもり・家族ケアラー支援・ライフプラン・

1. 研究目的

内閣府調査（内閣府 2022）により、生産年齢人口に対し、推計約 2%にあたる人がひきこもり状態（以下、この状態にある人を含めて「ひきこもり」と表記する）にあることが把握され、これは前回調査（内閣府 2016 2019）より明らかな増加傾向を示している。ひきこもりは個人の問題にとどまらず、家族関係との相互作用の中で形成・維持される側面を有する。とりわけ長期化の過程においては、いわゆる「ひきこもりシステム」（斎藤, 2020: 117）が形成され、状況の膠着化を招きやすい。また、こうした長期高齢化は、世帯全体に長期的な影響を及ぼす生活課題である。このような背景のもと、演者らは「親なきあと」を見据え家族ケアラーを対象としたライフプラン支援を行政主導で実施している。本支援は、将来生活の可視化および生活設計の共有を通じ関係機関との連携を促進し、家族ケアラーの不安軽減と支援途絶の防止を目的とするものである。また、家族ケアラーを支援環境の構成要素として位置づけることで、ひきこもり当事者の生活安定および社会参加の促進に間接的に寄与する効果が期待できる。しかし家族ケアラー支援が当事者の生活変化に効果を及ぼす過程を示した実践モデルは十分に整理されていない。以上を踏まえ、本研究は、家族ケアラーへの特にライフプラン支援を起点としたひきこもり支援の効果モデルの構築を目的とする。なお、自実践を暫定版効果モデルとして位置づけ、調査データを用いて検証・精緻化することで、一般化可能なモデルとして提示することを目指している。

2. 研究の視点および方法

本研究の対象は、ひきこもりを抱える世帯のうち、特に複合的な生活課題を有する世帯とする。具体的に世帯の複合的な生活課題として、①8050 世帯等の親の高齢化に伴う課題を有する世帯、②親の重篤疾患等により緊急対応を要する世帯、③家族ケアラーに対する虐待が疑われる世帯、④ダブルケア・トリプルケア等により負担が高い世帯等である。方法として、プログラム評価の一手法である CD-TEP 評価アプローチ（大島ら、2019）を援用する。本手法は、制度および支援体制が確立途上にある領域において、実践の形成改善および理論化を循環的に進める点で本研究に適していると判断した。本研究では CD-TEP の第 6 ステップ（暫定版効果モデルの構築）までを実施する。

3. 倫理的配慮

東北福祉大学大学院倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号 2025:198）。また、自組織および行政より調査データの研究使用許可を得て分析を行った。本研究に関して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

理論モデル構築を目的として先行研究を検討し、効果的援助要素を抽出した。さらに筆頭演者（FY）の実践および実態調査の結果を踏まえ、暫定版効果モデルを構築し、関係者間ワークショップにより修正を行った。

① 先行研究の整理

プログラム評価理論に基づく分析枠組みとしてプログラムスコープ（Chen, 2015:98-101）を用い、研究の焦点を明確化した。その結果、支援ニーズおよび課題として、セルフ・ネグレクト、生活困窮、孤独・孤立の深刻化が抽出された。また、早期段階から家族ケアラー支援を継続的に実施する重要性が示唆された。

② 効果的援助要素

抽出された援助要素は、6領域 25項目に構成した。支援体制・組織・支援プロセスの観点から整理された。これらはミクロ・メゾ・マクロの各レベルに連続的に位置づけられ、支援の持続化を志向する構造を有していた。

③ 暫定版効果モデルの構築

抽出された効果的援助要素を因果関係に基づき再配置し、家族ケアラー支援を起点とする効果モデルを構築した。本モデルは、支援関係の継続およびライフプラン支援を通じて、家族の対処能力向上や生活課題の解決といった短期的効果を生み出し、最終的に当事者の孤立緩和および社会参加の促進へと至る構造として整理された。

5. 考察

本研究の結果、家族ケアラーへのライフプラン支援を起点とすることで、当事者への直接支援のみに依存しない支援経路が構造化された。従来型支援では、関係形成に時間を要することや複合的生活課題への対応に限界が生じやすい。一方、本モデルは、家族ケアラーを支援対象として位置づけ、世帯全体への介入を起点とすることで、早期介入および支援継続を可能とする枠組みを示した。また、ライフプランによる将来生活の可視化は、生活課題の明確化と支援目標の共有を促進し、支援継続を高める媒介要因として機能する可能性が示唆された。さらに、家族環境の安定により当事者の環境改善や社会参加に間接的に寄与する構造も示唆された。本モデルは、制度と実践の乖離が指摘される現状に対し、支援プロセスを可視化する実践的枠組みとして意義を有する可能性がある。一方で、本研究は暫定モデル段階にとどまるため、今後は実証的検証を通じた精緻化が必要である。

【文献】

大島巖ら(2019)『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法 CD-TEP 法』日本評論社

斎藤環(1998)『社会的ひきこもりー終わらない思春期』PHP 研究所

Chen HT (2015). Practical program evaluation: Theory-driven evaluation and the integrated evaluation perspective. SAGE.

内閣府(2023)「こども・若者の意識と生活に関する調査」

A市の日本版フリースクールの現状と課題

ー外国にルーツをもつ児童の増加に伴う支援実態からー

○ 東京福祉大学 社会福祉研究科 氏名 CHENG KAILIN (1130)

加藤 洋子 (日本医療ソーシャルワーカー協会 10243)

キーワード：不登校支援 フリースクール 外国にルーツをもつ児童

1. 研究目的

第一研究では、A市における日本版フリースクールを対象とし、不登校児童に対する学習支援・居場所支援・相談支援の機能について検討を行った。また、その研究成果については、前回の日本看護・教育・福祉学会において抄録発表を行っている。その後の継続調査において、外国籍児童の利用増加が確認され、日本語能力、学校文化への適応、保護者の制度理解など、日本人利用者とは異なる支援課題が見られた。そこで本研究では、前回研究の継続調査として、外国にルーツをもつ児童の増加に伴うフリースクールの支援機能の変化について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、前回研究に引き続き、A市の日本版フリースクールを対象とした継続的フィールドワークである。調査期間は2026年1月から4月までであり、週3回程度、現場に参加しながら観察調査を行った。研究方法としては参与観察を中心とし、子どもたちと遊びや活動を共にしながら、日常的相互作用や利用実態を観察した。特に、外国にルーツをもつ児童の利用者数増加に着目し、子ども同士の関係性、日本語使用、学校適応、支援者との相互作用などを観察した。また、必要に応じて簡単な言語支援や通訳補助も行い、フリースクールがどのように「居場所」として機能しているのかを検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は東京福祉大学大学院社会福祉研究科倫理委員会の承認を得て研究を行った。(承認番号：2025-06号)。調査の実施にあたっては、研究の趣旨と目的、方法とプライバシーの保護、および拒否権について説明し、結果については論文に載せる旨を伝え、同意を得られた方のみを観察調査の対象とした。また、個人を特定しないように、対象者の氏名、関係者の氏名、関係機関等の固有名詞は、原則としてアルファベットで表記した。本研究に関して、著者には開示すべき利益相反は存在しない。

4. 研究結果

調査の結果、外国にルーツをもつ児童の利用者数は、前回調査時の5名から、2026年1月には18名へ増加していた。また、日本国籍を有するいわゆる「ハーフ」の児童3名を含

めると、外国にルーツをもつ児童は計 21 名であった。これらの児童のうち、15 名には日本語能力の不足が見られ、学校での授業理解や友人関係の形成に困難を抱えていた。また、6 名は学校における支援不足により自信を失い、不登校状態につながっていた。さらに、8 名は家族との考え方や文化的背景の違いによる心理的負担が大きく、家庭内での葛藤が不登校要因の一つとなっていた。加えて、6 名は放課後支援施設等の利用を希望していたものの、日本語対応や受け入れ体制の不足により利用できず、結果としてフリースクールを選択していた。支援体制については、ボランティアや高齢者が中心となって支援を担っており、外国にルーツをもつ児童への専門的支援が十分ではない状況も確認された。また、3 名の「ハーフ」の児童は、日本人集団と外国にルーツをもつ児童の双方において十分な帰属感を得にくく、自己の所属やアイデンティティに悩む様子が見られた。以上のことから、外国にルーツをもつ児童の不登校には、日本語能力、学校での支援不足、家庭内での文化的葛藤、既存福祉サービスへのアクセス困難、帰属意識の揺らぎなど、複数の要因が関係していることが示された。

5. 考察

以上の結果から、外国にルーツをもつ児童の不登校は、学校内部の適応問題だけではなく、学校外部の社会的・文化的環境、さらに支援制度の継続性・専門性不足とも関連していることが示唆された。前回研究では、フリースクールは不登校児に対する学習支援・居場所支援・相談支援の場として機能していることを明らかにした。しかし、本研究の継続調査により、外国にルーツをもつ児童の増加に伴い、フリースクールには従来型の不登校支援に加え、多文化的背景を有する子どもたちへの支援機能も求められていることが明らかとなった。特に、外国にルーツをもつ児童の不登校は、単なる学校不適應ではなく、言語、文化、制度、アイデンティティ、居場所形成など、多層的要因と関連している。また、既存の教育・福祉制度では十分に包摂することが困難な子どもたちが、比較的アクセスしやすいフリースクールへ流入している実態も確認された。そのため、フリースクールには、日本語学習支援だけではなく、多文化的背景を踏まえた居場所支援や文化的媒介機能が重要になっていると考えられる。

【文献】

- 1) 文部科学省 (2023) 『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策』.
- 2) 吉井健治 (1999) 「不登校を対象とするフリースクールの役割と意義」『社会関係研究』.
- 3) 佐川佳之 (2010) 「フリースクール運動における不登校支援の再構成—支援者の感情経験に関する社会学的考察—」『教育社会学研究』 87、47-67.
- 4) CHENG KAILIN (2025) 「A市の日本版フリースクールの現状と課題」『日本看護・教育・福祉学会抄録集』.

子育て世帯訪問支援事業におけるコーディネーター配置と事業成果認識との関連**－事業者に対するアンケート調査から－**

○ 日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科 博士後期課程 村田裕子 (1172)

子育て世帯訪問支援事業 コーディネーター 事業成果認識

1. 研究目的

児童福祉法の改正により、支援が必要な家庭に対して家庭訪問により家事や保育などの支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」が2024年度から開始された。「子育て世帯訪問支援事業市町村向け取組のポイント集」においては運営円滑化のためにコーディネーターの配置が推奨されており、実際に本事業の運営を担う職員としてコーディネーターを配置している事業者が存在している。しかし、コーディネーター配置と事業成果との関連については、定量的検証が十分に行われていない。本研究の目的は、子育て世帯訪問支援事業を実施する事業者を対象とした質問紙調査に基づき、コーディネーターの配置有無が事業成果認識とどのように関連しているかを明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

本研究では「事業者に所属し、訪問支援員・家庭・自治体との間に入り、連絡調整等の業務を行うスタッフ」を「コーディネーター」と定義し、子育て世帯訪問支援事業を実施している事業者のコーディネーターまたは管理者を対象に質問紙調査を実施した。子育て世帯訪問支援事業の目的は、支援が必要な家庭の家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことである。しかし、本事業の成果を客観的指標によって把握することは困難を伴うことから、本研究では事業実施事業者から見た評価を成果認識として位置づけた。その上で、事業の成果認識を家庭の変化や自治体・関係機関との関係など複数の側面から捉えるという視点で検討を行った。先行研究等を参考に家庭の変化、自治体・他機関との関係など事業成果認識に関する設問を10項目作成し「そう思わない1点」から「そう思う10点」までの10件法で尋ねた。

以上を踏まえ、こども家庭庁への情報公開請求により2024年度に子育て世帯訪問支援事業を実施した事業者のリストを入手した。事業者の自治体を人口区分に応じ5区分に分け、比例配分法による層別無作為抽出により600事業者を抽出し、郵送にて調査票を配布した。調査期間は2026年2月～3月であり、郵送またはWebフォームにより188事業者からの回答を得た（回収率32.6%）。統計解析にはIBM SPSS Statistics30を使用した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号25-0801）。調査概要、回答の任意性と拒否による不利益がないこと、同意撤回の手続きについて、情報の匿名化と結果の公表について明記した依頼状と調査票を合わせて送付し、

同意を得た上で調査を実施した。本研究に関連して、開示すべき COI はない。

4. 研究結果

成果認識に関する設問 10 項目のうち 8 項目以上回答があった 170 事業者を有効回答として分析対象とした。コーディネーター配置有無については、配置あり群=75、配置なし群=95 であった。コーディネーター配置有無による差について、分布に偏りのある項目が認められたことから、項目それぞれについてマン・ホイットニーの U 検定を実施した。結果、10 項目中 6 項目で有意差が認められた。各質問項目の平均値 (SD) は以下の通りである。

	配置あり M(SD)	配置なし M(SD)
(1) 家庭と訪問支援員との間に信頼関係が築かれている	8.36(1.82)	7.35(2.25)
(2) 支援家庭の孤立感が軽減されている	7.91(2.11)	6.76(2.30)
(3) 支援家庭の受援力が高まっている	7.04(2.35)	6.21(2.27)
(4) 支援家庭内の環境が改善している	7.05(2.18)	6.15(2.37)
(5) 支援を受けた保護者の養育力が向上している	6.27(2.34)	5.39(2.31)
(6) 支援を受けた子どもの情緒が安定している	6.49(2.27)	5.85(2.30)
(7) 本事業を安定的に継続して運営できている	7.03(2.45)	5.61(2.71)
(8) 家庭に関わる関係機関同士の連携が強まっている	6.09(2.49)	5.87(2.58)
(9) 自治体との関係が良好で調整を行いやすい	7.39(2.36)	7.08(2.34)
(10) 過去の支援家庭が支援者側に回る循環が生まれている	2.65(2.28)	2.49(1.98)

有意差が認められた項目の p 値および r は以下の通りである。

- (1) $p = .001$, $r = .25$ (2) $p < .001$, $r = .27$ (3) $p = .018$, $r = .18$
 (4) $p = .017$, $r = .18$ (5) $p = .018$, $r = .18$ (7) $p < .001$, $r = .26$

5. 考察

分析の結果、一部の項目においてコーディネーター配置有無により成果認識の差が生じていることが示された。この結果より、コーディネーター配置と関連する事業成果認識はすべての側面に一律に現れるのではなく、特に家庭との信頼関係や孤立感の軽減、事業利用の安定化という事業の基盤となる側面において認識されやすい可能性が示唆された。一方、家庭環境や養育面の変化に関する項目に関して有意差は認められたが、効果量は小程度にとどまっていたことから成果認識の差は限定的であること、また、自治体・関係機関との関係に関する項目では有意差が認められなかったことから、コーディネーター配置と事業成果認識は成果の側面によって異なる可能性が示唆された。研究の限界として、本研究において分析した成果は事業者による評価であり、客観的な指標で測定したものではない。また、横断調査であることからコーディネーター配置と成果の因果関係は明らかにできていない。さらに、コーディネーター配置以外の要因についても検討が必要である。

知的障害者グループホームから地域生活への移行に伴う意思決定支援の構造**ーサービス管理責任者を対象とした6因子モデルの検討ー**

○ 聖学院大学 氏名 望月 隆之 (会員番号 0881)

キーワード：知的障害者グループホーム・地域生活への移行・意思決定支援

1. 研究目的

近年、障害福祉領域において、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう障害者が自ら意思決定できるよう支援することの重要性が指摘されている（厚生労働省 2017）。また、障害者権利条約の対日審査において、障害者の自律と選択機会の確保等、自立した生活の促進及び支援の整備が問われている（障害者の権利に関する委員会 2022）。地域移行に関する先行研究では、本人の意思や能力に加え、保護者の意思決定とその背景要因が移行に影響することが指摘されている（松永ら 2008）。

本研究では、これらの課題を具体的に検討する場として、知的障害者グループホームに着目する。知的障害者グループホームは、地域生活を支える重要な居住の場である。しかし、知的障害者グループホームから地域生活への移行に伴う意思決定支援について、サービス管理責任者の認識を量的に検討した研究は十分ではない。

そこで本研究は、知的障害者グループホームから地域生活への移行に伴う意思決定支援の構造を、サービス管理責任者の視点から明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、意思決定支援を地域生活への移行に伴う支援の構成要素として把握する視点を採用した。神奈川県内の知的障害者グループホームに勤務するサービス管理責任者を対象に質問紙調査を実施し、199名から回答を得た（回答率 25.2%）。分析対象は、意思決定支援および地域生活への移行支援に関する19項目である。分析には主成分分析を用い、回転法には Kaiser の正規化を伴うバリマックス法を採用した。因子数の決定は固有値 1.0 以上を基準とし、因子負荷量および項目内容を踏まえて因子を解釈した。さらに、抽出されたモデルの妥当性を検討するため、確認的因子分析を実施した。

3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたっては、調査対象者に対して任意参加であることを依頼状で説明し、さらに Microsoft Forms の回答ページの冒頭に同意欄を設け、同意を得た上で回答できるように設定した。また、調査対象者が所属する事業所及び個人が特定されないように配慮した。本研究の実施にあたっては、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究等倫理委員会での承認を得た上で、実施した（承認番号 2024-S13S）。なお、本研究において開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

主成分分析の結果、KMO は 0.733、Bartlett の球面性検定は $\chi^2(171)=1226.27, p<.001$ であり、分析に適したデータであることが示された。6 因子を抽出し、累積寄与率は 65.39%

であった。抽出された因子はそれぞれ、①意思決定支援因子、②単身生活移行支援因子、③生活適応支援因子、④結婚生活移行支援因子、⑤意思調整支援因子、⑥家族関係支援因子と命名した。

第1因子「意思決定支援因子」は、個別支援計画作成時の意思表出支援、わかりやすい情報提供、意思決定支援の重要性の認識等に高い負荷を示し、本人の主体性と意思表出を支える基盤的な支援を示した。第2因子「単身生活移行支援因子」は、一人暮らしへの意向確認、ニーズの把握、ICT機器の活用、本人活動等から構成され、単身生活への移行に向けた支援を示した。第3因子「生活適応支援因子」は、グループホームへの適応、世話人等との関係性、終の棲家としての認識等からなり、現在の生活基盤の安定と適応を支える支援を示した。第4因子「結婚生活移行支援因子」は、結婚生活への意向確認やニーズの把握から構成され、結婚生活への移行に関わる支援を示した。第5因子「意思調整支援因子」は、利用者の代弁者としての役割に関する項目からなり、本人の希望を関係者との間で調整する支援を示した。第6因子「家族関係支援因子」は、家族の意向や家族が反対している場合の対応に関する項目から構成され、本人と家族の調整を含む支援を示した。

確認的因子分析を行った結果、CMIN/DF=1.92、GFI=0.875、AGFI=0.826、CFI=0.886、RMSEA=0.068であり、6因子モデルは概ね許容可能な適合度を示した。

5. 考察

以上の結果から、知的障害者グループホームから地域生活への移行に伴う意思決定支援は、本人の意思形成や意思表出を支えることにとどまらず、グループホームへの適応、単身生活や結婚生活への移行に関わる支援、本人の意思をめぐる調整、家族関係の調整を含む多面的な構造として捉えられていることが示唆された。これは、意思決定支援が本人の意思形成や意思表出を支える個別的な支援であると同時に、生活基盤や関係性の調整を含むソーシャルワーク実践として展開されていることを示している。

また、「結婚生活移行支援因子」が独立した因子として抽出されたことは、地域生活への移行を単身生活への移行のみに限定せず、知的障害者のライフステージの多様性を踏まえて捉える必要性を示している。サービス管理責任者は、本人の意思を支えるだけでなく、本人・家族・支援者の間で代弁や調整を担う役割を果たしていることが示唆された。

本研究の意義は、サービス管理責任者の視点から意思決定支援を構造的に可視化した点にある。一方で、神奈川県内のサービス管理責任者に限定した横断的調査であり、一般化には慎重な判断が必要である。今後は、質的研究の知見と接続しながら、各因子が支援過程の中でどのように展開されるのかを検討していく予定である。

【文献】

厚生労働省（2017）「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて」

障害者の権利に関する委員会（2022）「日本の第1回政府報告に関する総括所見」（外務省仮訳）

松永千恵子他（2008）「地域移行の際の保護者の意志決定に関する調査研究」『国立のぞみの園紀要』1, 41-49

更生施設における個別支援計画の媒介研究に関する研究

－福祉事務所の援助方針と退所支援の接続に着目して－

○ 武蔵野大学 氏名 櫻井 真一 (0228)

キーワード：更生施設、個別支援計画、援助方針

1. 研究目的

令和6年厚生労働省令第118号による基準改正により、救護施設および更生施設について、入所者ごとの個別支援計画の作成が義務化された。更生施設については、従来の更生計画が個別支援計画に改められ、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう、各人の精神および身体に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導を行うことが求められている。したがって、個別支援計画は、施設内生活の安定にとどまらず、退所後の生活を見据えた支援を具体化する文書として位置づけられる。

報告者はこれまでに、救護施設・更生施設における個別支援計画について、制度文書および計画様式の文書分析を行い、福祉事務所の援助方針と施設の個別支援計画との接続が、書式上必ずしも明確に構造化されていないことを指摘した。本報告では、その検討を踏まえ、更生施設におけるインタビュー調査を通して、個別支援計画が福祉事務所の援助方針、施設内支援、退所支援の間でどのように媒介機能を果たしているのかを明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、個別支援計画を、施設内支援の内容を整理する文書としてだけでなく、福祉事務所が策定する援助方針、施設における日常的支援、利用者の退所後生活の見通しをつなぐ媒介として捉える。調査では、更生施設職員および更生施設を運営する法人本部職員を対象に、半構造化インタビューを実施した。主な質問項目は、個別支援計画の作成過程、援助方針の把握方法、利用者本人の意向の位置づけ、福祉事務所との共有・確認の実態、退所支援における個別支援計画の活用である。分析では、逐語録を作成し、援助方針との接続、退所支援に向けた見通しの共有、福祉事務所との情報共有の方法に着目して内容を整理した。なお、本報告では更生施設に関するデータのみを分析対象とし、救護施設に関するデータは扱わない。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程および研究倫理指針に基づき実施した。また、武蔵野大学人間科学研究所倫理審査委員会の承認を受けて実施した研究の一部である（承認番号：2025-36-01）。調査協力者には、研究目的、録音の方法、個人情報保護、研究協力の任意性、同意撤回の権利、成果公表の方法を文書および口頭で説明し、同意を得た。逐語録作成後は匿名化を行い、施設名、個人名、地域名等が特定されないよう配慮した。本研究に関して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

分析の結果、第一に、個別支援計画の作成において福祉事務所の援助方針は参照されているものの、その内容が計画全体を構造化するほどには明確に共有されていない場合が確認された。入所時の申し送りや援助方針は把握される一方で、長期的にどのような生活段階への移行を想定しているのか、何をもって退所支援の進展とみなすのかは、施設側に十分に示されていないことがあった。

第二に、個別支援計画は、施設内で観察可能な生活課題を中心に構成されやすい傾向がみられた。金銭管理、通院、生活リズム、対人関係、就労準備などは支援目標として設定されやすい一方、それらが退所後の生活条件や地域生活への移行可能性とどのように結びつくのかは、必ずしも明確ではなかった。

第三に、施設側は個別支援計画を福祉事務所と共有し、援助方針との整合を図ろうとしているものの、施設側の語りにおいては、福祉事務所からの具体的なフィードバックは限定的であった。そのため、計画は施設職員のアセスメントに基づいて実践的に機能する一方で、措置委託の目的や援助方針との関係は見えにくくなる傾向が確認された。

5. 考察

本研究の結果から、更生施設における個別支援計画は、制度上は退所後の社会生活を見据えた支援計画として位置づけられているものの、実践上は施設内生活の安定を図る計画として運用されやすいことが示された。この背景には、福祉事務所の援助方針と施設の個別支援計画との間で、支援目標、期間、退所に向けた条件が十分に共有されていないことがある。

個別支援計画が媒介機能を果たすためには、援助方針を施設内支援の目標に置き換えるだけでなく、施設での支援経過を援助方針の見直しに反映させる仕組みが必要である。とりわけ更生施設では、利用者の課題を「できないこと」として列挙するのではなく、どのような環境や支援条件のもとで地域生活への移行可能性が高まるのかを記述することが重要である。個別支援計画は、施設職員による日常的支援の管理文書にとどまらず、福祉事務所、施設、利用者の中で退所後生活の見通しを共有する文書として再定位される必要がある。

【文献】

岡部卓（2024）「救護施設等における個別支援計画の意義」『生活と福祉』2024年7月号、3-6。

厚生労働省（2024）「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」昭和41年厚生省令第18号、最終改正：令和6年厚生労働省令第118号。

全国社会福祉協議会（2024）『救護施設・更生施設における個別支援計画策定導入マニュアル』。

障害者総合支援法に規定される「協議会」を介した社会資源の改良・開発プロセス**－相談支援専門員の視点からの分析－**

国際医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 木村 潤 (1015)

キーワード：相談支援専門員・社会資源・協議会

1. 研究目的

障害のある人々が地域で安心して暮らし続けるためには、個々のニーズに応じた多様な社会資源の存在が不可欠である。しかし、多様化・複雑化する生活課題に対し、既存の福祉サービス等の社会資源だけでは十分に対応できないケースも少なくない。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に位置づけられる「協議会」は、当事者を主体として関係機関の連携や社会資源の改良と開発により支援体制を構築することを目指しているが、実際の取り組みには地域格差があり、本来の役割を果たせず形骸化している課題が指摘されている。本研究は、協議会における社会資源の開発・改良機能に着目し、障害のある人々の個別のニーズを地域の課題として共有し、実際の社会資源の改良・開発へとつなげる具体的なプロセスを分析することで、協議会が機能を発揮するための実践的な課題と要件を明確にすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、ソーシャルワークの視点から、協議会を介してどのように社会資源の改良・開発を行うことができるかについて、直接当事者に関わる相談支援専門員の視点から、具体的な成功プロセスを探索的に調査・分析した。調査対象は、厚生労働省の調査研究事業でグッド・プラクティスとして選定された10の協議会である。これらの協議会において社会資源の改良・開発に直接関与した、あるいは過程を把握する相談支援専門員など11名を対象として選定した。データ収集は対面およびオンラインにて2021年8月から2022年3月にかけて行った。1人あたり約1時間の半構造化インタビューを実施し、逐語録を作成し、得られたデータは、社会的相互作用のプロセスの説明に適している修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)に基づいて分析を行なった。

3. 倫理的配慮

研究対象者に対しては、研究開始前に書面および口頭にて研究目的、研究経過、データ分析方法について説明を行い、研究参加への同意を得た。また、対象者がいつでも同意の撤回ができることや、話したくない内容については話さなくてもよいことを保証した。対面でのインタビュー実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策として換気、マスク着用、十分な間隔の確保、仕切りの設置などを行った。なお、本研究は国際医療福祉大学研究倫理審査委員会での承認(承認番号21-Ig-89)を得て実施されている。

4. 研究結果

M-GTAによる分析の結果、16の概念と5つのカテゴリーおよび2つのサブカテゴリーが生成され、結果図とストーリーラインを作成した。協議会を介して社会資源の改良・開発を実現するプロセ

スは、まず支援者が個別の支援や当事者の訴えなどから《未解決課題を見出す》ことから始まる。次に、それらの見出された課題が協議会という場を介して《課題の共有》として地域ニーズへと昇華される。共有されたニーズに対しては、「したいこと」や「できること」といった、当事者を含めた様々な人や機関の積極的な意見を反映させ、多様な分野の物的資源や情報を活用することで《人や組織の強みを活かす計画の作成と実施》へとつながる。この際、新しいつながりを積極的に作り、対象に合わせたアプローチを行うことや、地域づくりに関わる時間を確保することが《取り組みの促進》として機能し、継続的なモニタリングによる改善のサイクルが構築される。そして、これらの一連のプロセスのすべてに影響を与える基盤として、支援者が課題解決への使命感を醸成し、地域課題へつながり当事者の課題に真摯に向き合うことや、当事者の参画を当然とし、一人ひとりの力が発揮できるようかかわる〈当事者参加を重視する〉、《当事者中心のかかわり》が存在することが明らかになった。

5. 考察

社会資源の改良・開発に至った成功事例においては、協議会を介して関係機関や個人の「したいこと」や「できること」といったストレンクス(強み)を見出し、多分野の資源をつなぐコーディネーションが鍵となることが示された。本研究で明らかになった、個別支援の起点から《未解決課題を見出す》こと、協議会での《課題の共有》を経て地域づくりへ至る一連のプロセスは、地域福祉分野で重視される「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」を一体的に推進する実践モデルであると言える。特に、個別のアセスメントを地域のニーズへつなげる行為は日々の援助を地域課題へと展開する重要な「転換点」として機能している。

本研究の貢献は、協議会の場において「ストレンクス」の視点を重視することが、改めて形骸化しがちな課題解決の場をより創造的な地域づくりの場へと変容させる原動力となることを提示した点にある。専門職には、目の前の利用者に既存の福祉サービスを当てはめるだけでなく、制度の狭間のニーズを発見し、多様な資源を紡ぎ合わせて新たな資源を創出する地域づくりのコーディネーターとしての役割が求められる。本研究が提示したプロセスモデルは、協議会の運営に対する実践的なガイドラインとして、また「個から地域へ」の連携強化を推進するための方向性を示すものとして寄与することが期待される。

【文献】

厚生労働省(2017)「平成 28 年度障害者総合福祉推進事業 障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策(改善・開発) 調査研究事業報告書」

笠原千絵(2018)「地域自立支援協議会における障害者の参加の条件と機会」『教育総合研究叢書』(11), 119-133

木下 康仁(2020)「定本 M-GTA : 実践の理論化をめざす質的研究方法論」医学書院

※本研究は令和 3 年度日本ソーシャルワーク学会・会員研究奨励費(助成期間 2021 年 7 月~2022 年 3 月)の助成による研究成果であり記してお礼申し上げます。

アルコール使用障害からの回復過程とステージ移行に関する研究

一人と環境の交互作用に着目して

立命館大学大学院社会学研究科博士課程後期課程 橋詰 幸輝 (1077)

キーワード：アルコール使用障害・回復過程・変化のステージ

1. 研究目的

物質使用障害（依存症）とは，アルコールや薬物などの使用により健康や日常生活に日常生活に困難をきたす精神障害である¹。そのなかでもアルコール使用障害からの回復過程は再発を含む長期的かつ螺旋的な過程とされる。この過程を理解する理論として，Prochaska らのトランスセオレティカル・モデル⁵があり，行動変容は無関心期，関心期，準備期，実行期，維持期の 5 段階を経て進行するとされる。また，変化のプロセスとして 10 の方法が示されており⁵，依存症からの回復にも応用可能である。

しかし，回復過程においては，関心期から実行期への移行が特に困難であることが先行研究⁵から示唆されている。そこで本研究では，アルコール使用障害からの回復はいかにして起こるのかを問いとし，とりわけ関心期から実行期への移行に関連する要因を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は，アルコール使用障害からの回復過程を人と環境の交互作用³の観点から捉える点である。回復過程の理解には，Prochaska⁵らのトランスセオレティカル・モデル⁵が有用であるが，行動変容は個人の内的要因のみならず，家族や支援機関，自助グループなどの社会環境との交互作用のなかで形成されると考えられる。したがって，回復過程の理解には人と環境の交互作用³に着目する必要がある。

研究方法は，断酒 3 年以上のアルコール使用障害当事者 7 名を対象に，60～90 分の半構造化インタビューを実施した。インタビューでは，①回復過程，②なぜ断酒できたのか，③どのようにして断酒したのか，④断酒するなかで難しかったことの 4 点である。得られたデータは逐語録化し，SCAT (Steps for Coding and Theorization)⁴を用いて分析した。

3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては，研究の目的・方法，個人情報保護，参加の任意性について口頭と文書で説明し同意を得た。インタビュー内容は匿名化し，個人が特定されないよう配慮した。対象者には研究者が所属する回復施設の同僚が含まれるため，調査への参加の有無は今後の業務等に影響しないことを説明した。また，本研究における利益相反はない。なお，本研究は所属機関の研究倫理審査の承認を得て実施している（ERHSS-2025-10-2）。

4. 研究結果

分析の結果，アルコール使用障害からの回復過程においては，当事者の内的な変化の

みならず、周囲の人間関係や環境との相互作用が重要な役割を果たしており、特に関心期から実行期への移行に関連する要因として、主に以下の点が示された。

第1に、問題認識の形成と気づきの深化である。身体的危機や生活機能の低下、家族関係の悪化を契機に問題認識が生じ、その後、仲間との対話や再発経験を通して、飲酒問題を自己の生き方や対人関係の問題として捉え直していた。ここでは、具体的な目標形成を伴っており、これらが断酒の価値という結果期待を強固にしていた。

第2に、回復資源への接続と環境調整である。医療機関や依存症回復施設、自助グループへの接続、生活リズムの再構築を通して、断酒を可能にする環境を整える過程である。環境条件の変化は行動変容を支える要因として作用していた。

第3に、他者との関係を通じた動機づけの変化である。仲間や支援者、家族との関係のなかで回復への認識や動機づけが変化し、特に回復している仲間の存在はモデリング²を通じた行動学習を促していた。対人関係は断酒を媒介する重要な要因であった。

また、回復を阻害する要因として、飲酒を促進する環境や対人関係、支援環境との不適合、孤立やスティグマ、生活基盤の不安定さ、断酒意思と飲酒欲求の葛藤などが挙げられ、これらは再飲酒や回復の停滞を引き起こし、関心期への逆戻りにつながっていた。

5. 考察

本研究の結果から、アルコール使用障害からの回復は個人の意思や努力のみで成立するものではなく、人と環境の相互作用³のなかで形成される過程であることが示された。特に、問題認識の形成と気づきの深化、回復資源への接続と環境調整、他者との関係を通じた動機づけの変化が交互に作用し、関心期から実行期への移行を支えていた。

また、回復の促進要因と阻害要因は固定的なものではなく、生活状況や環境との関係のなかで変化することが示唆された。したがって、回復支援においては、個人の変化だけでなく、環境との適合³を重視するソーシャルワーク実践が重要であると考えられる。

本研究の限界として、対象者が7名であり一般化には限界がある点が挙げられる。今後はサンプル数を拡大し、回復を促進する要因の多角的な検討を行うとともに、環境要因に着目した有効な支援方法を明らかにする評価研究へと発展させる必要がある。

【文献】

(1) American Psychiatric Association (2013) *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (5th ed.)*, American Psychiatric Publishing.

(2) Bandura, A. (1977) 「Self-efficacy: Toward a unifying theory of behavioral change」 *Psychological Review*, 84 (2), 191-215.

(3) Gitterman, A. & Germain, C. B. (2014) *The life model of social work practice: Advances in theory and practice (4th ed.)*, Columbia University Press.

(4) 大谷 尚 (2019) 『質的研究の考え方—研究方法論から SCAT による分析まで』名古屋大学出版会。

(5) Prochaska, J. O. & Norcross, J. C. (2007) *Systems of Psychotherapy: A Transtheoretical Analysis (6th ed.)*, Thomson Brooks/Cole. (=2010, 津田 彰・山崎久美子監訳『心理療法の諸システム—多理論統合的分析 [第6版]』金子書房.)

治療中断経験のある統合失調症者が医療につながるまでのプロセスと支援**ー複線径路・等至性モデリングを援用した分析からー**

中部学院大学/同志社大学大学院 社会学研究科博士後期課程 渡辺 明夏 (1002)

キーワード：統合失調症・治療中断・精神保健福祉士

1. 研究目的

本研究では、①治療中断経験のある統合失調症者が医療につながるまでにどのようなプロセスを経るのか、その変容プロセスに影響を与える要因は何かを明らかにすること、②精神科医療機関の精神保健福祉士が統合失調症者の治療中断とその支援についてどのような認識を有し、支援を担っているのかについて明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、治療中断経験があり、その後受診の再開（または再入院）に至った統合失調症者6名とその支援者である精神科医療機関の精神保健福祉士6名を調査参加者とし、半構造化インタビュー調査を実施した。インタビューは、報告者が調査参加者である統合失調症者およびその支援者である精神保健福祉士に対し1名ずつ、個別に実施した。

インタビュー時には調査参加者の同意を得てICレコーダーで音声を録音、逐語録を作成し、複線径路・等至性モデリング (Trajectory Equifinality Modeling: 以下 TEM) を援用して TEM 図を作成し、分析を行った。TEM は「人間の発達や人生径路の多様性・複線性の時間的変容を捉える分析・思考の枠組みモデル」であり、「対象や現象の変容プロセスを捉える」(荒川・安田・サトウ 2012: 97) 点に特徴がある。分析方法の選定にあたっては、本研究目的に照らし、非可逆的な時間軸上で調査参加者である治療中断経験のある統合失調症者の経てきたプロセスやその様相を捉え描き出す点で適していると考えた。

3. 倫理的配慮

調査参加者へは文書及び口頭による十分な説明を行い、書面にて同意を得た。なお、統合失調症者の調査参加者については、その主治医よりインタビュー協力についての同意が得られることを選定要件に加え、体調面や精神的負担に配慮して実施した。

研究の実施にあたっては、中部学院大学研究倫理審査委員会の承認 (C21-0040-4) を得て行った。また、本抄録は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。なお、本研究に関連して開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

TEM の概念ツールである分岐点 (Bifurcation Point: 以下 BFP) は、本研究では治療中断経験のある統合失調症者が医療につながるまでに関与したと考えられる経験や出来事が

あった地点として適用した。分析の結果、BFP としては副作用の体験、通院しない（受診中断）、服薬しない（服薬中断）、再入院体験、経口薬から持続性注射剤への変更、障害年金の受給、支援サービスの利用、支援者との定期的な対面、統合失調症の症状を知る、統合失調症の症状と照合する、統合失調症の症状を自覚する、他の患者から気づきを得る、病気と付き合う必要性の認識、精神保健福祉士との出会いなどがあった。特に、経口薬から持続性注射剤への変更は6名中4名が経験しており、服薬アドヒアランスに影響していた。また、等至点に向かう径路においては、服薬の負担感及び副作用の軽減や精神保健福祉士による制度・サービス利用の支援や生活面全般について話せる関係性の構築に加え、統合失調症者個々の体験の蓄積の過程において障害認識が変容していることなどが影響していた。

精神保健福祉士は統合失調症者の治療中断について、症状悪化などのリスクは認識しながらも共感的理解のスタンスで、当然あり得るし、よくあることという認識を有していた。一方で、医療機関の精神保健福祉士として制度的、時間的、マンパワー的な制約によりアプローチが難しい、またはできないことへのもどかしさやジレンマを有しており、限られたなかでできることを模索しながら、経験の蓄積を活かした支援を行っていた。

5. 考察

統合失調症者が治療中断経験を経て医療につながるまでの過程において辿る径路は、単線的な回復過程ではなく、複数の分岐点と体験の蓄積からなるもので、等至点へ向かう過程で変容していく障害認識に影響を受けていると考えられた。精神保健福祉士は統合失調症者が生活を立て直し、安定した地域生活の継続に向けた支援など本人の状況に合わせた支援を行うが、そのような支援者として統合失調症者と出会い、支援者として認識される地点は本研究参加者6名については精神科初診時（他の精神科を含む）より数年から20年近くが経過していた。精神科初診から治療中断を経て医療につながるまでのプロセスがもつ意味とともに支援者側にある制度的、体制的な現状と課題について今後も検討される必要があるのではないかと考えた。

付記 本稿は、JSPS 科研費 22K02048 による成果の1部である。

【文献】

荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ（2012）「複線径路・等至性モデルの TEM 図の描き方の一例」『立命館人間科学研究』25, 95-107.

サトウタツヤ・安田裕子・木戸彩恵ほか（2006）「複線径路・等至性モデル—人生径路の多様性を描く質的心理学の新しい方法論を目指して」『質的心理学研究』5, 255-275.

安田裕子・サトウタツヤ（2017）『TEM でひろがる社会実装—ライフの充実を支援する』誠信書房.

在職精神障害者支援から捉える産業ソーシャルワークの可能性

—2000年代の精神障害者の雇用率制度適用をめぐる議論から—

○ 駒澤大学 小川裕子 (日本ソーシャルワーク学会1176)

キーワード：在職精神障害者・障害開示・産業ソーシャルワーク・

1. 研究目的

発表者は、生活保護施設や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所で多くの利用者と出会う中で、かなりの割合の障害、特に精神障害が可変的な状態を指しているにも関わらず、ソーシャルワークとしては手帳取得や障害者雇用への移行など障害を固定化させるような実践が多いことに問題意識を抱いてきた。特に就労支援の現場で、メンタルヘルス不調からの回復が難しく休職・離職を経て障害者雇用での再就職を検討する上で、精神障害者保健福祉手帳の取得を勧める支援が一般化している現状に疑問を感じていた。

このような支援の端緒は、2006年、障害者雇用促進法改正により従来の身体・知的障害に加えて精神障害者が実雇用率算定の対象となった時に見られる。当時の「福祉から雇用へ」の潮流の中で、精神障害者においても一般就労の機運が高まったことを受けての悲願であったが、同時に、既に在職でありながらメンタルヘルス不調の結果として精神疾患を発症した採用後精神障害者の存在もあり、その時点で障害開示や手帳取得、雇用管理上の検討課題が多々、指摘されていた（江本 2010）。

そこで本研究では、その当時の精神障害者の雇用率制度適用をめぐり企業・労働組合・行政の間で展開された議論を分析することで、現在につながる手帳取得や障害開示、その雇用理上の課題を整理し、同時期に進展がみられた職場のメンタルヘルス施策との関連の中でソーシャルワークのあり方を整理したい。その上で、展望としてメンタルヘルス施策との連続性を意識した、産業ソーシャルワークの枠組みを提案することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

2000年代前半に厚生労働省で開催された、①「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」、②「障害者雇用問題研究会」、③「労働政策審議会・障害者雇用分科会」の議事録および報告書を分析対象とした。これらの会議体では、精神障害者への雇用率制度適用に向けて検討しておくべき諸課題について、行政、企業経営者、労働組合、医療・福祉関係者らによる議論が行われている。分析にあたっては、江本（2010）や宮澤（2022）による採用後精神障害者に関する研究を参照した。江本は、採用後精神障害者においても障害の医療モデルを前提にした診断・手帳至上主義が存在することを指摘し、宮澤は、職場復帰時の配慮やリワーク支援実施率、安定勤務継続への再発防止など具体的な課題を抽出していた。

そこで、①企業における在職精神障害者への負担（休職対応・復職支援）、②障害者手帳と障害開示をめぐる議論、③メンタルヘルス施策との連続性、の3点に着目し、下記のような分析を行なった。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および関連指針に基づき実施し、厚生労働省等により公表されている議事録等の文献資料を用いた研究のため倫理審査は要せず、引用・参照にあたっては出典を明示している。また、開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

分析の結果、第一に、精神障害者の雇用率制度適用にあたって、企業における在職精神障害者への対応負担が大きな課題と認識されていたことが確認された。企業関係者からの長期休職者への対応や復職支援、医療機関との連携、復職後の雇用管理等に対する負担感に関する言及は多く、特に身体・知的障害と比較して症状の変動が大きい点などから職場復帰支援体制や外部支援機関との連携の必要性も指摘されていた。

第二に、在職精神障害者の把握をめぐり、精神障害者保健福祉手帳の取得を通じた障害の「掘り起こし」への懸念が示されていた。企業側からは、雇用率達成のために手帳取得を促す可能性やプライバシーへの影響が問題視され、また労働組合からも障害開示によって人事評価や処遇への不利益が生じる可能性が懸念されていた。

第三に、当時の現場では、精神障害者雇用施策とメンタルヘルス施策との連続性が一定程度認識され、予防から復職支援までを含めた対応の必要性が示されていた。また、産業精神保健分野と職業リハビリテーション分野との連携や、企業内のメンタルヘルス対策と障害者雇用施策を一体に進める必要性も言及されていた。

5. 考察

以上より、2000年代の精神障害者雇用率制度適用に際して、特に在職精神障害者への対応が、障害者雇用施策としてのみではなく、企業内のメンタルヘルス施策と連続した課題として理解されていたことが明らかとなった。実際、当時の議論では、復職支援や外部支援機関との連携など、現在の就労支援実践にも通じる論点が既に共有されていた。一方で、精神障害者保健福祉手帳を媒介とした雇用率制度適用に関しては、支援へアクセスしやすくなる反面、障害開示や「障害の掘り起こし」に伴う不利益への懸念も示されていた。また、在職精神障害者を「障害者」として支援することと、「労働者」として支援することとの間で支援対象理解の揺らぎが存在していたと考えられる。

今後は、そのような支援対象の連続的な理解に基づく、予防から復職、就労継続までを包括的に支える支援体制が必要であり、そうした実践のあり方として、メンタルヘルス施策との接点を意識した産業ソーシャルワークの役割を検討していく必要があると考える。

【文献】

江本純子 (2010) 「精神障害者の雇用をめぐる政策課題—「採用後精神障害者」の問題を切り口に—」『社会福祉学 51』

宮澤史穂 (2022) 「採用後に障害者となった従業員に対する企業対応や課題」『日本労働研究雑誌』2022年8月号 (No. 745)

第8分科会-1

ペイフォワード活動の意義と可能性

—地域活動団体の実践を通して—

明治学院大学 氏名 一條 仁 (会員番号 1162)

キーワード：ペイフォワード、コミュニティ形成、地域福祉実践

1. 研究目的

本報告の目的は、ペイフォワードカフェに関わる参加者および実施者の参加動機を調査し、ペイフォワード活動の意義と可能性を考察することである。ペイフォワードは、くれた恩をその人に返すのではなく別の誰かに送るプロセスを指し、日本語では“恩送り”と翻訳されることもある（尾崎 2013）。しばしば恩返しと対比され、例えばコーヒーをご馳走されたらその人にお礼をするのが恩返し、その人ではなく別の誰かにコーヒーをご馳走するのが恩送りである。筆者は、これを仕組みに取り入れた「ペイフォワードカフェ」を開催してきた。調査実施時点（2022年9月）で、当該活動を計6回開催し、参加延人数は580名に上る。本研究は、当該実践で得られた知見に基づき、ペイフォワード活動の意義と可能性を考察するため、その後の活動展開も踏まえ報告するものである。

2. 研究の視点および方法

以下の2つの調査を実施した。調査1ではカフェ参加者を対象に、調査2ではカフェ運営スタッフを対象にした。

調査1（アンケート調査）：2022年9月開催の第6回ペイフォワードカフェの参加者68名を対象に、Webアンケートを実施した。調査項目は、ペイフォワードの認知タイミング、参加流入経路、参加動機である。

調査2（インタビュー調査）：コアメンバー2名・サポートメンバー2名を対象に、2022年7月から9月にかけて半構造化インタビューを実施した。調査項目は、参加動機、参加による心の変容、活動の捉え方、今後の関わり方である。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学専門職大学院在籍時に実施した。侵襲性の低い対象者のため所属機関の規定により倫理審査は経ていないが、研究倫理eラーニングを受講し、指導教員の下で倫理的配慮を遵守した。調査1では依頼書で説明し回答をもって同意とし、調査2では同意書・同意撤回書を用いて書面で承諾を得た。本抄録は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程及び同指針を遵守し作成した。開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

(1) 調査1（アンケート調査）の結果

ペイフォワードの認知タイミングは、「活動を通じて知った」が44.1%と最も多く、参加流入経路は「友人・知人」が79.4%と最多であった。参加動機は「ペイフォワードしたかったから」が51.5%と最多となっている。また、年代による差をクロス集計を用いて分析した。認知タイミングについては、10代・20代は「活動を通じて知った」「参加するまで知らなかった」が81.8%で、50代は「活動より前から知っていた」が53.8%出会った。参加動機については年代による明確な差は見られなかった。

(2) 調査2 (インタビュー調査) の結果

音声データを文字起こし後、KJ法を援用して分析した。150のコードから79のサブカテゴリ、11のコアカテゴリを生成した。参加動機は4名それぞれ異なり、ペイフォワードへの共感のほか、孤独感の解消など多様であった。参加による心の変容では、「自己肯定感の向上」等、ウェルビーイング向上が示された。活動の捉え方では、「大切な居場所」等、イベントとしてだけでなくコミュニティとしての側面が語られた。今後の関わり方では、4名全員が「ペイフォワードを広めたい」という共通の思いを有していた。

5. 考察

調査1の結果から特に若年層へのペイフォワード認知拡大への寄与が示唆された。また、ペイフォワードのプロセスに関わりたいという動機がいずれの世代においても最多であったことから、活動趣旨が参加行動に結びついていたといえる。調査2の結果からは、実施者は異なる動機で参画しながらも、「ペイフォワードを広めたい」という共通の思いを持つことがわかった。同時に、ペイフォワードカフェをコミュニティとして捉える語りが見られ、コミュニティとしての可能性が示唆された。これらのことから、地域に広めるだけでなく、コミュニティ活動としても展開する可能性が示唆された。

その後の経過として、2026年6月時点で計10回のイベントを開催し参加延人数は922名に達している。調査実施時点から活動が継続・拡大しており、他地域への広がりも展開されている。なお理論研究(Horita et al., 2016)においては、ペイフォワードの持続可能性の低さが指摘されている。今後はペイフォワードに関する理論的予測と本実践の差を生む要因を分析することで、活動の一般化可能性を探ることが求められる。

最後に、本報告の限界として、筆者が団体代表を務めており十分な客観性の確保に制約があること、一団体の実践に基づく知見であり一般化には慎重を要することを付記する。

【文献】

尾崎真奈美 (2013) 「ペイ・フォワード『与える喜び』実践の向社会的行動促進効果」『人間社会研究』10, 59-70.

Horita, Y., Takezawa, M., Kinjo, T. et al. (2016) "Transient nature of cooperation by pay-it-forward reciprocity" *Scientific Reports*, 6, 19471.

都市公園における健康体操活動と地域交流に関する研究

—A公園における第二次調査を通して—

○ 東京福祉大学大学院 リ ショウ (1149)

加藤 洋子 (日本ソーシャルワーカー協会 10243)

キーワード：健康体操，都市公園，地域交流

1. 研究目的

これまでの研究では、中国における広場ダンス活動を対象に、中高年女性の主観的幸福感および心身の健康との関連性について追究してきた。本研究は、その第二次調査として、日本の都市公園における健康体操活動に着目するものである。高齢化の進展に伴い、高齢者の健康維持と社会的孤立の予防は重要な課題となっている。健康体操は、地域住民が身近な場所で継続的に参加できる身体活動であるが、同時に、参加者同士の挨拶や会話を生み出す地域活動としての側面も有している。本研究の目的は、健康体操活動が地域における緩やかな関係形成とどのように関わるのか、また身体活動、地域交流、主観的幸福感および心身の健康の関連性について追究し明らかにすることである。本報告では、公園における健康体操活動の実態と活動後の交流場面を観察し、都市公園における健康体操活動を通じた交流が地域コミュニティ創生の場として機能する可能性を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、健康体操を身体機能の維持を目的とする活動としてだけでなく、地域住民が同じ時間・同じ場所に反復的に集まる社会的活動として捉えた。第二次調査は、A公園で実施した。観察日は2026年4月29日、5月1日、5月4日、5月6日、5月8日の計5回であり、主に早朝6時頃から活動終了後まで観察した。観察項目は、参加者数、男女比、活動の流れ、実施形態、活動終了後の行動、参加者同士および通行者との交流場面である。記録はフィールドノートにより行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、東京福祉大学大学院社会福祉学研究科倫理審査委員会の承認（承認番号：2025-10）を得て実施した。観察は公共空間における活動状況を対象とし、個人情報収集、録音、介入は行っていない。記録においては個人が特定されないよう配慮した。また、本抄録は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程および研究倫理指針を遵守して作成した。報告者に開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

観察の結果、A公園では早朝6時頃から参加者が集まり始め、6時15分頃から準備運動、6時25分頃から健康体操が行われ、6時40分頃に終了するという一定の流れが確認された。参加者数は概ね100名以上であり、男女ともに参加していた。

活動は、台の上に立つリーダーが動作を先導し、その周辺には統一した服装を着用した参加者がみられた。このことから、活動には一定の組織性がある一方、参加者はA公園内の広い空間に分散し、自由な距離を保ちながら参加していた。また、参加者の立ち位置や

参加方法には大きな制約がみられず、参加者以外のA公園利用者にも開かれた雰囲気のみられた。

活動終了後には、参加者が2~3人程度でA公園内を歩いたり、ベンチで会話したりする様子がみられた。また、男性参加者は「毎日来ている」と述べており、活動が日常生活の一部として定着していることがうかがわれた。さらに、体操が行われる広場、活動後に歩く園路、会話が生じるベンチなど、A公園内の空間的要素が活動後の交流を支えている様子も確認された。

以上から、A公園における健康体操活動は、身体活動の場であると同時に、活動後の散歩、会話、挨拶を通じて、地域内の緩やかな関係形成を促す場となっている可能性が示された。

5. 考察

公園における健康体操活動は、同じ場所・同じ時間に地域住民が反復的に集まる活動であり、参加者同士が互いの存在を認識する契機となっていると考えられる。また、リーダーを中心とする一定の組織性がみられる一方で、参加形態には自由度があり、地域住民が比較的低い心理的負担で参加できる活動であると考えられる。

さらに、活動終了後の散歩、会話、挨拶は、健康体操が運動時間内だけで完結するものではなく、活動後の交流を伴う地域活動であることを示している。これらの交流は、強い人間関係ではないが、日常生活における安心感や社会的孤立の予防に関わる「緩やかな関係形成」として重要である。

ただし、本調査は一公園における調査であり、調査回数や対象地域には限界がある。今後は質問紙調査を通じて、健康体操への参加頻度、参加年数、活動後の会話や挨拶、顔見知りの増加、地域活動への参加意識などを把握し、健康体操参加と地域における関係形成との関連を検討する必要がある。

【文献】

- 1) 肥後梨恵子 (2014) 「都市部の公園を活用した高齢者の運動グループが形成するプロセス」『神奈川県立保健福祉大学誌』11巻1号、22-33.
- 2) 保田玲子 (2011) 「都市部における住民主体の健康づくりグループ活動の参加期間との関連」『札幌市立大学研究論文集』5巻1号、61-67.
- 3) 渡辺みどり・征矢野あや子・上原ます子 (2007) 「健康体操教室に長期参加し続けた地域高齢者の経験」『身体教育医学研究』8巻1号、45-52.

ヒューマンライブラリーにおける社会的メカニズムに関する一考察

— 経験的知識・共同創造・社会正義に着目して —

○桃山学院大学 社会学部 栄セツコ (会員番号 224)

ヒューマンライブラリー・知の生成・共同創造

1. 研究目的

近年、ソーシャルワーク実践において、当事者参加や共同創造の重要視されている。しかし、その一方で、マイノリティの経験的知識は依然として周縁化されやすく、公共空間における認知的不正義 (M.フリッカー) が課題となっている。特に、専門家がもつ知識 (専門的知識) が優位に位置づけられるなかで、当事者の生きられた経験を通して獲得した知識は、十分に社会化されにくい現状にある。

本研究では、ソーシャルワークの究極的価値である社会正義を規範的目標とし、認知的不正義を構造的障壁、経験的知識を変容のための知的資源として捉える。そして、共同創造を実践的プロセスとして位置づけた理論的枠組みに基づき、公共の場におけるマイノリティの語りを媒介とするヒューマンライブラリー (以下、HL) に着目する。

本研究の目的は、マイノリティの語りとマジョリティの対話が、いかに社会関係の再編成や共同創造を生み出しうるのかを明らかにし、その知見を通して、社会正義へ接続する社会的メカニズムについて考察することである。

2. 研究の視点および方法

2000年にデンマークで始まった HL は、多様性や包括性を重視する対話型実践であり、マイノリティにある当事者が「本」となってライフストーリーを語り、参加者である「読者」と対話を行うイベントである、読者はブックリストから読みたい「本」を選択し、30分間の「読書」を通して対話を重ねる。HL の特徴は、マイノリティの語りを単なる体験談として消費するのではなく、「本」と「読者」が相互に認識を問い直す点にある。そのため HL は、偏見低減の実践にとどまらず、経験的知識を媒介とした共同創造の場として捉えることができる。本研究では、筆者が2025年度に実践した HL (9回) のフィールドワークをもとに、マイノリティの語りと対話が、どのように社会関係の変容や共同創造へ接続していくのかを分析した。そして、その過程を社会的メカニズムとして整理するとともに、それを支える条件について検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は、桃山学院大学の倫理審査委員会の承認を得て行った (2024-46)。本発表に関して、開示すべき利益相反 (COI) 関連事項はない。

4. 研究結果

分析の結果、HL における対話の構造は、①経験的知識の可視化、②解釈資源の拡張、③社会関係の再編成、④共同創造、⑤公共性への接続と言う5つの過程として整理された。第一に、「本」が自らの生きづらさの経験をブックリストとして言語化することで、経験的知識が可視化されていた。この過程は、個人的な経験を公共の語りへと転換する契機となっていた。第二に、その語りが読者と共有されることで、既存の理解枠組みが揺さぶられ、解釈的資源が拡張されていた。読者は、これまで接触する機会の少なかった経験的知識に触れることで、自らの価値観や前提を問い直していた。第三に、「本」と「読者」の対話を通して、読者側が保持していた固定化されたカテゴリーの理解や偏見が問い直され、当事者を「支援される存在」としてのみ捉える関係から、相互に学び合う関係への変化が確認された。そこでは、対話を通して社会関係の再編成が生じていた。第四に、対話による相互の問い直しは、マイノリティの経験的知識とマジョリティ側の社会的知識を接続し、新たな理解や共同創造の可能性を生成していた。第五に、その気づきが公共性への問い直しへと接続し、既存のドミナント・ストーリーに影響を与える可能性を有していた。すなわち、HL は個人間の対話にとどまらず、公共的理解の変容へ接続する可能性を有していた。以上のように、HL における社会的メカニズムとは、経験的知識が対話を通して共同創造へと転化され、その過程を通して、社会関係の再編や公共性への影響を促進される実践であると考えられる。

5. 考察：ヒューマンライブラリーの社会的メカニズムを支える条件

HL が意図する社会的メカニズムは、マイノリティが経験する認知的不正義を是正する営みとして理解できる。そこでは、経験的知識の可視化、解釈資源の拡張、対話による社会関係の再編成、共同創造による新たな知の形成を経て、社会正義への接続が試みられていた。すなわち、HL は、マイノリティの経験的知識に基づく公共の語りが、マジョリティ側の認知的不正義を揺るがし、相互理解と共同創造を媒介として社会正義へ接続する実践として位置づけられる。しかし、この社会的メカニズムは、単にマイノリティが語るだけで自動的に成立するものではない。特に、心理的安全性は、当事者が自らの脆弱性や葛藤を語るための前提条件であり、その保障なしには経験的知識は十分に共有されない。また、多元的な語りが保障されなければ、特定のマイノリティ像が固定化され、新たなドミナント・ストーリーを生み出す危険性もある。したがって、HL が社会正義へ接続するためには、語りの場における心理的安全性、多元的な語りの場の保障、互いの知の相互承認、継続的な対話関係といった条件が不可欠である。これらの条件が整うことで、HL は経験的知識を公共性へ接続しうる実践として機能すると考えられる。

【文献】

坪井健 (2020) 『ヒューマンライブラリーへの招待』明石書店。

本研究は、JSPS 科研費 JP23K01865 の成果の一部である。

Kinlessness とソーシャルワーク

—「身寄りのなさ」とソーシャルワークに関する国際的な研究動向—

ルーテル学院大学 福島喜代子 (0417)

キーワード：Kinlessness 身寄りのない 家族機能

1. 研究目的

日本で最も死亡者数の多い年齢は男性が 88 歳、女性が 92 歳である(厚生労働省、2024)。85 歳以上人口のうち 22.2%が一人暮らし、19.1%が施設入所、2.9%が入院していた(総務省、2021)。2023 年度に、引き取り手がいないために自治体が火葬等を実施した数は約 4 万 2000 人(年間死亡者数の 2.7%)に達した(厚労省 2025)。人生の最終盤に身近な家族・親族が不存在で、支援を受けられない人は相当な数おり、従来家族が担ってきた機能を、誰がどのような形で代替するかが課題となっている。こうした状況を受け、国は社会福祉法改正案を国会に提出し、同法第 2 条第 12 号に「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を位置づけ、保健医療サービス又は葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービスを従来の福祉サービス利用援助に加えて実施する方針を出している。

このような課題については、国際的にも近年「Kinlessness」という概念で研究がなされるようになってきている。身寄りのない人に対するソーシャルワークは、単なる事務の代行にとどまらず、対象者のウェルビーイングを高めるための支援として位置づける必要がある。そこで本研究では、Kinlessness(身寄りのなさ)と Social Work に関する国際的な研究動向を整理し、その基礎的概念と関連要因を探ることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究では探索的文献レビューを行った。ProQuest および SocINDEX のデータベースを用い、「Kinlessness」×「Social Work」を検索した。SocINDEX では該当文献がなかったため「Kinlessness」のみでも検索を行った。その結果、ProQuest で 23 件、SocINDEX で 21 件のうち重複 1 件を除いた合計 43 件が得られた。このうち、①学会抄録(17 件)、②研究のプロトコル(1 件)、③特定の疾患に限定されたものおよび内容が Kinlessness に焦点をあてていないもの(6 件)の 24 件を本研究の目的に照らし合わせて除外し、残った 19 件の学術論文を分析対象とした。

3. 倫理的配慮

本研究は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程に基づき実施した文献研究である。ルーテル学院大学研究倫理委員会の承認(25-16)を受けて行った。なお利益相反関係はない。

4. 研究結果

(1) 定義：Kinlessness の定義は狭義から広義まで幅がある。Verdery ら(2017; 2019)

は「配偶者なし+生物学的子なし」を基本とし、さらに親・兄弟姉妹の不在を加えた2段階で定義した。その後の研究では継子・義理の子を含めるもの(Plickら、2021)、配偶者・子・孫・親・兄弟姉妹すべての不在まで段階的に定義するもの(Pittavinoら、2024)など、対象範囲は研究によって異なる。

(2) 出現率: Verderyら(2019)は34か国の調査から出現率を算出した。50歳以上の「配偶者なし+子なし」は、アイルランド(10.98%)、スイス(10.48%)、オランダ(10.25%)、カナダ(10.21%)が10%を超える一方、韓国(1.41%)や日本(3.42%)など東アジア諸国では低い傾向にあった。米国におけるPlickら(2021)の調査では、亡くなる前の1年間にインタビュー対象となった高齢者の7.4%がkinlessであった。

(3) ソーシャルワークに関係の深い関連要因: Kinlessnessと社会的つながり・友人関係については、Mair(2019)が、欧州で親族を欠く高齢者ほど友人ネットワークが豊かである傾向を示し、とりわけ「友人は非常に重要」とする価値観が高い国ほどその傾向が顕著であることを明らかにした。Tosiら(2025)は、欧州において、社会的つながりが豊かな男性では配偶者不在による主観的ウェルビーイングの低下が緩和されることを示した。Mairら(2026)は、欧州における調査で、西ヨーロッパの一部の国ではkinlessであることと認知機能低下リスクの上昇に関連がみられたものの、社会的つながりの水準が高い国において、個人レベルでも結びつきが強いkinless高齢者には認知機能上の不利は認められなかったと報告した。施設・在宅ケアとの関連については、Plickら(2021)が、地域在住のkinless高齢者は終末期の週あたり介護時間が少なく、施設で亡くなる可能性が高いことを示した。Koら(2026)はオーストラリアにおいて、フォーマルケアは家族関係の乏しさに伴う孤独感を十分に緩和しないことを明らかにした。Jones-Cobbら(2026)のスコopingレビューでは、ケアパートナーを持たない高齢者の特有のニーズに対応する介入研究はいまだ乏しいことが示された。

5. 考察

“Kinlessness”と“Social Work”を掛け合わせた文献はほとんど抽出されなかった。しかし、社会的つながりや友人関係がkinlessnessの否定的影響を緩和しうること、フォーマルケアのみでは孤独感への対応が不十分であることは、ソーシャルワーク実践の必要性を示唆する。本研究の限界として、“Older Orphans”や“Older Adults without families”など関連概念を検索対象に含めていない点があげられ、今後の課題である。

【文献】 Verderyら(2019) “Kinlessness around the world.” *The Journals of Gerontology: Series B: Psychological Sciences and Social Sciences*, 74(8), 1394-1405. ; Plickら(2021) “A national profile of kinlessness at the end of life among older adults” *J of the American Geriatrics Society*, 69 (8), 2143-2151. ほか*本研究はJSPS科研費の助成を受けた「身寄りのない高齢者等への終身サポートにおけるソーシャルワーク支援モデルの構築」の研究の一部をまとめたものである。

外国人支援における認識的不正義と多文化ソーシャルワークの課題**—日本人支援者への専門家インタビュー分析より—**

○ 国際武道大学 工藤 昭子 (会員番号 1079)

キーワード：多文化ソーシャルワーク・外国人支援・認識的不正義

1. 研究目的

本研究は、日本に居住する外国人母子家庭・ムスリム家庭等への支援に携わる日本人支援者へのインタビュー調査を通して、支援の実態と多文化ソーシャルワークの課題を明らかにすることを目的とする。

近年、日本社会では外国人住民の増加に伴い、多文化共生支援の必要性が高まっている。しかし、支援制度や専門職実践は、日本人中心の制度設計や文化的前提のもとで構築されており、宗教的・文化的背景をもつ当事者の経験やニーズが十分に理解されない状況が存在している。

本研究では、Fricker (2007) の「認識的不正義 (epistemic injustice)」概念に着目する。認識的不正義とは、特定の社会集団に属する人びとの語りや経験が、偏見や社会構造によって正当に理解・評価されない状態を指す。本研究では、特に「証言的不正義」と「解釈的不正義」の視点から、日本人支援者が外国人当事者の文化的・宗教的背景をどのように理解し、また理解しきれないことでどのような支援上の困難や構造的課題が生じているのかを検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、博士論文全体を構成する調査の一部（調査4）であり、多文化ソーシャルワーク実践における支援者側の認識と支援課題に焦点を当てる。

調査対象は、日本人支援者 13 名である。内訳は、産婦人科医、助産師、管理栄養士、保育園園長、保育士、都立小学校教員、児童館館長、弁護士、社会福祉協議会職員、多文化共生 NPO 法人代表、子育て支援 NPO 法人代表、生活支援 NPO 法人職員等である。

方法は、半構造化インタビューを実施し、逐語録を作成したうえでテーマ分析を行った。分析に際しては、Fricker (2007) の認識的不正義概念を理論的枠組みとし、「証言的不正義」「解釈的不正義」「構造的排除」の視点から、日本人支援者の語りを検討した。

3. 倫理的配慮

調査対象者には、事前に「研究協力者への説明文書」を用いて、研究の趣旨、研究参加の任意性、匿名化によって個別事例が特定されないよう配慮すること、データの適切な管理・取り扱い等について文書および口頭で説明し、書面にて同意を得た。また、本研究は

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査・承認を得て実施した（承認番号22-1102）。なお、本研究に関して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

分析の結果、日本人支援者は外国人当事者への支援必要性を認識しつつも、制度的・文化的制約のなかで支援の限界を経験していた。

第1に、証言的不正義として、外国人当事者の語りやニーズが、言語や文化の違いを理由に十分に理解・信用されにくい状況が確認された。特に、食文化、礼拝、ジェンダー規範、家族観などに関する訴えは「特殊なケース」として扱われやすく、支援者自身も「どこまで対応すべきか分からない」と葛藤を抱えていた。

第2に、解釈的不正義として、外国人当事者の文化的・宗教的経験を適切に理解するための制度的枠組みや概念が不足していることが示された。保育・教育・医療・福祉の各現場では、日本語能力や日本の生活様式を前提とした制度運用がなされており、外国人家庭が必要な支援につながりにくい現状が語られた。

第3に、構造的排除として、宗教的・文化的ニーズへの配慮が制度上位置づけられておらず、現場の支援者個人の努力に依存している実態が確認された。一方で、NPO や地域支援では、宗教的背景への理解や共感的関係を通して、制度では補えない支援が実践されていた。

5. 考察

本研究から、日本人支援者は多文化共生の必要性を認識しながらも、日本社会の制度構造や文化的前提によって十分な支援実践が困難になっている実態が示唆された。

Fricker (2007) の認識的不正義概念からみると、外国人当事者の経験や語りは、単なる「文化差」ではなく、制度的・構造的に理解されにくい位置に置かれていると考えられる。また、支援者自身も制度的制約のなかで葛藤しながら支援を行っており、多文化ソーシャルワークにおける実践知の不足や制度的支援基盤の脆弱性が課題として浮かび上がった。

今後は、文化的・宗教的背景を含めて当事者の経験を正當に理解するための支援者教育、多職種連携、制度的配慮の整備が求められる。また、当事者の声を支援制度や政策形成へ反映させる仕組みづくりが、多文化ソーシャルワークにおける社会正義の実現に不可欠である。

【文献】

Fricker, M. (2007) *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*, Oxford University Press

養育・教育環境の変容が「移動する子ども」に与える影響要因の実証的研究**ー日本「転勤族の子ども」実態に着目してー**

○東京福祉大学大学院 博士3年 徐 安琪 (1127)

加藤 洋子 (10243)

キーワード: 子どもの養育環境・教育環境・転勤族子ども

1. 研究目的

経済活動の広域化に伴い、親の就労都合により生活拠点の移動を経験する「移動する子ども」の適応は、日中両国においても重要な課題である。第一研究において、中国の大都市へ移住する「流動児童」を対象に、急激な環境変化が子どもの心理的適応に及ぼす影響を実証的に明らかにした。

本研究では、第一研究を基盤とし、対象者は日本の「転勤族の子ども」へと広げ、養育および教育環境の変化が子どもに与える影響要因を検討する。

具体的には、子どもの適応を左右する具体的な規定要因を特定することを目的とする。社会システムや文化背景の異なる日本における実態を解明することで、将来的な日中比較研究の端緒とし、移動子どもへの効果的な支援を目指す。

2. 研究の視点および方法

第一研究では、中国の「流動児童」を対象に、M-GTA を用いた質的分析を行った。その結果、学校や生活環境変化に直面する子どもにとって、教員や学校側のサポート（心理的・学習的）は移動を適応する重要な要因であることが明らかとなった。

本研究では、この発見を日本の「転勤族の子ども」へと適用する。具体的には、ブロンフェンレンナーの生態学システム理論を理論的枠組みとして援用する。転勤に伴う環境変容を、マイクロシステム（家庭・学校）からマクロシステム（社会文化）に至る重層的な構造の中で捉え、特に日本特有の「転勤文化」や「学校教育の同質性」が、子どもの適応プロセスにどのような特異性をもたらすのかを比較の視点から探究する。

3. 倫理的配慮

本研究は、東京福祉大学大学院教育学研究科の研究倫理審査委員会に申請を行い、承認(2304 - 03)を得た上で調査を実施した。

調査の実施には、研究の主旨と目的、方法とプライバシーの保護、および拒否権について説明し、結果については論文に載せる旨を伝え、同意を得られた方のみを観察調査の対象とした。また、本研究に関して、著者には開示すべき利益相反は存在しない。

4. 考察

移動する子どもの適応要因として、日本では主に「学校文化への同質化（長島，2000）」

や「家族・友人のサポート（小林・中澤，1998）」、さらには移動経験がもたらす「自己概念の変容（山越，2013）」といった、心理・社会的側面からの研究が蓄積されてきた。

第一研究においては、中国の「流動児童」を対象とした調査を行い、彼らが直面する困難が、主に「戸籍制度などの制度的障壁」や「方言・学習内容の非連続性」ということを明らかにした。

このように、移動する子どもが抱える課題は社会文脈によって大きく異なるが、日中両国の事例を同一の理論的枠組みで統合的に捉え、その適応メカニズムの特異性を解明する実証研究は行いたいと考える。

そこで本研究では、第一研究の知見を比較の「鏡」とし、日本の「転勤族の子ども」に焦点を当てる。具体的には、経済的・制度的障壁が比較的少ない日本において、「学校教育の同質性」や「企業の転勤文化」という日本固有のマクロシステムが、子どものマイクロシステム（家庭・学校）における適応にいかなる心理的・構造的な影響を及ぼしているのかを研究の焦点を当てる。

5. 研究結果

日本の転勤族家庭において、父親の職務上の都合による移動は、母親のキャリア断絶や孤立を伴うケースが多い。保護者（主に母親）の心理的適応状態が子どもに伝播するという現象が顕著に現れると予想される。

中国の流動児童における課題が「学習内容や言語の非連続性」であったのに対し、日本の学校教育における高い同質性は、転入生に対して「周囲と同じであること」を暗黙のうちに要求する。このため、子どもは新しい環境において、自身のアイデンティティを一時的に抑制し、周囲に同質化しようとする心理的葛藤を経験するプロセスが抽出されると予測される。

子どもの直接的な関与はないが、企業の転勤制度（エクゾシステム）や、「転勤は当然である」とする日本社会の規範（マクロシステム）が、子どもの移動体験を意味づけている。この構造の中で、移動が「自己成長の機会」として肯定的に捉えられるか、あるいは「拒否できない強制的な変化」として受容されるかが、子どものレジリエンス形成に寄与すると予想される。

【文献】

- 1) 長島 啓子、2000、「転校経験をもつ子どもの学校適応過程に関する質的研究 —語られた語り(ナラティブ)の分析を通して—」、『教育心理学研究』48 (3) : 313-322.
- 2) 小林 朋子・中澤 潤、1998、「転勤族の子どものソーシャル・サポートと学校適応」、『発達心理学研究』9 (1) : 54-63.
- 3) 山越 範子、2013、「転勤族家庭の子どもの地域移動にともなう適応と自己概念」.
- 4) 徐安琪、2025「中国における「流動児童」に関する臨床教育学研究」、『日本看護・教育・福祉学研究』8 (1)

地域を基盤とした外国人支援ネットワークの形成プロセス**—社会福祉協議会と国際交流協会による連携の事例分析—**

○ 東京都立大学大学院 博士後期課程 氏名 岸本 尚大 (0995)

キーワード：外国人支援 支援ネットワーク形成プロセス 社会福祉協議会

1. 研究目的

近年、日本では、外国人材受け入れ政策等を背景に在住外国人（以下「外国人」）は増加傾向にある。日本で生活する外国人には特有の生活課題（言語的課題、制度利用の課題、心理的課題、文化的課題、情報アクセスの課題、アイデンティティの課題など）が存在し、国ではこうした課題に対応するために外国人との共生社会の実現に向けた施策が推進されている。一方、地域を基盤とするソーシャルワーク実践においては、外国人支援や支援ネットワーク形成の必要性は認識されつつも、実践方法や体制構築は模索されている段階にある。特に、効果的な支援ネットワークがどのような過程を経て形成されるのかは十分に明らかにされていない。そこで本研究は、先進的な外国人支援ネットワークの事例を対象に、ネットワーク形成プロセスとその要因を明らかにし、地域を基盤とした多職種連携によるソーシャルワークのあり方を展望することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、質的アプローチによる事例分析を採用した。分析対象は、社会福祉協議会（以下、社協）と国際交流会協会を中心に地域を基盤とした外国人支援ネットワークを形成しているA市（以下、A市ネットワーク）である。A市ネットワークでは、月例ミーティングを通じた外国人支援の事例検討や合同シンポジウム等を通じて、個別相談から地域支援までネットワーク機能を活かした外国人支援が展開されている。A市ネットワークの検討にあたり、本研究ではA市社会福祉協議会職員2名（マネジメント職、地域福祉実践職）を調査対象に、対面による半構造化インタビューを実施した。調査では、ネットワーク形成の契機、ネットワークの形成過程とその要因、各組織の役割、転機となった出来事等を尋ねた。また、関連報告書等も分析対象とした。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守している。また、東京都立大学南大沢キャンパス研究安全倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号 H8-128）。開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

インタビュー調査の結果、A市ネットワークの形成プロセスは、①連携の必要性の認識段階、②ネットワーク形成段階、③個別支援への展開段階、④地域支援への発展段階として整理された。第一に、連携の必要性の認識段階では、新型コロナウイルス感染症拡大下における生活福祉資金特例貸付対応が契機となっていた。社協では外国人住民への対応に

において言語的困難や制度説明の難しさが顕在化しており、国際交流協会側でも福祉分野との連携の必要性が認識されていた。また、メゾレベルの外部組織による媒介が、組織間接点の形成を後押しとなっていた。第二に、ネットワーク形成段階では、合同セミナーの開催が組織間連携の出発点となっていた。その後、社協と国際交流協会による月例ミーティングが継続され、相互理解や関係構築が進展していた。ミーティングでは事例検討に加え、「外国ルーツ住民に支援機関をどう可視化するか」という地域課題も共有され、多言語・やさしい日本語による相談窓口チラシ作成等の協働実践が展開されていた。第三に、形成されたネットワークは個別支援の充実へと展開していた。個別事例では、社協、国際交流協会、学校、地域住民等が連携し、文化的背景を踏まえた支援が実施されていた。その過程で、外国ルーツ住民の行動を単なる問題として捉えるのではなく、文化的背景を踏まえて理解する視点が地域の関係者に共有されていた。また、既存のネットワークが存在していたことで、従来であれば連携先と想定し難かった国際交流協会の介入も実現することができた。第四に、ネットワークは地域支援・地域づくりへ発展していた。子ども食堂や学校、地域住民組織なども関与し始め、外国人支援を契機とした地域ネットワークの拡大がみられた。また、社協内部では、新任職員研修において本実践が事例化され、「多様な主体をつなぐ社協の役割」を学ぶ機会として位置づけられていた。一方で、キーパーソンへの依存や通常業務との両立、後継者育成などの課題も認識されていた。

5. 考察

本研究から、地域を基盤とした外国人支援ネットワークの形成には、社会情勢に伴う課題の顕在化、外部支援者による媒介、協働した企画運営の経験などが重要な契機となる可能性が示唆された。また、本事例では、ネットワーク形成が個別支援や地域づくりへ波及していく特徴的なプロセスが確認された。初期段階から多機関連携の場を形成することで、個別支援や地域支援が円滑に展開される効果がある可能性がある。さらに、本事例では、社協が進行管理やファシリテーションを担うことで、多職種・多主体間の協働を支えていた。特に、「必要性を言語化すること」が重視されていた点は、ネットワーク内外の合意形成を進める上で重要な実践能力であると考えられる。一方で、当事者参加の限定性やキーパーソン依存などの課題も確認された。本研究は単一事例の検討に基づくものであり、知見の一般化には限界がある。今後は、他都市における先進事例に対しても調査及び分析を行い、外国人支援ネットワーク形成プロセスの理論化を進める必要がある。

【付記】

本研究は、日本ソーシャルワーク学会会員研究奨励費「地域を基盤とした外国人支援のソーシャルワーク実践プロセスに関する質的研究 ―文化的コンピテンスに基づく支援と支援ネットワーク形成―」により実施された。

ポスター報告

ポスター報告

会場: 教学 A 棟 101

	報告種別	発表者(所属)・発表テーマ
P1	研究報告	○伊藤大介(日本福祉大学) 地域包括支援センターへの初回相談の内容・種類数とその後の虐待対応の発生 —5年分の相談支援記録を用いた定量分析—
P2	研究報告	○高泉一生(新見公立大学/北星学園大学大学院社会福祉学研究科博士課程) 医療ソーシャルワーカーの地域・社会活動と Grit 概念の理論的統合 —文献レビューに基づく領域特異型 Grit への再定位—
P3	研究報告	○黄盈(東京福祉大学大学院 社会福祉研究科) 加藤洋子(東京福祉大学大学院 社会福祉研究科) 中国における大学生の ICT 学習に伴う学習倦怠の構造と影響要因に関する研究
P4	研究報告	○田中結香(山梨学院短期大学) 中村成一郎(地域医療機能推進機構山梨病院) 司法と福祉の連携に関する文献レビュー
P5	研究報告	○浅野貴博(武蔵野大学) 保正友子(日本福祉大学) 「実践研究支援ワークショップ」の成果と課題 —終了後アンケートの結果から—
P6	研究報告	○鈴木美乃里(株式会社 LITALICO パートナーズ) 脇佳宏(株式会社 LITALICO パートナーズ) 一宮沙希(株式会社 LITALICO パートナーズ) 就労移行・定着支援事業所における AOP(Anti-Oppressive Practice) の実践の難しさの可能性に関する研究 II —AOP 実践ワークショップ参加者に対するインタビュー調査から—
P7	研究報告	○熊澤利和(高崎経済大学・地域政策学部) 佐藤公俊(高崎経済大学・地域政策学部) がん患者における年代・性別による心理社会的経験の差異
P8	研究報告	○李美佳(東北福祉大学) 加藤洋子(東北福祉大学・大学院) 幼稚園・保育所年長組児の小学校適応に関する日中比較研究 —保育者・保護者の意識調査を通して—

P9	研究報告	○種橋征子(関西大学) 高齢者介護施設における理念浸透を目指す施設長による実践共同体のモデル構築 ー理念浸透研修を通した施設長の変化ー
P10	実践報告	○池田紀子(福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター) 高橋歩莉(福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター) 原子力災害の被災者への電話支援に従事する社会福祉士へのスーパーヴィジョン ースーパーヴァイジーの発達段階モデルからの考察ー
P11	実践報告	○伊藤龍之介(東京都立つばさ総合高等学校 3年次) 田村祥子(東京都立つばさ総合高等学校 福祉科教諭) 加藤佑樹(東京都立つばさ総合高等学校 福祉科教諭) 心響き合うために ー盲ろう者のみなさんとのふれあいから感じたことー

地域包括支援センターへの初回相談の内容・種類数とその後の虐待対応の発生**－5年分の相談支援記録を用いた定量分析－**

○ 日本福祉大学 氏名 伊藤 大介 (0960)

キーワード：高齢者虐待，相談，リスク，予防，生存時間解析

1. 研究目的

養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、一時期の微減を除いて年々増加しており、2024年度は41,814件にのぼる（厚生労働省老健局2026：53）。事実確認の結果、虐待と判断されずとも、高齢者や養護者が抱える困難の深刻化を反映している可能性は高い。すでに支援者が関わっているケースの場合、変化を早期に発見して虐待の相談・通報に至らぬよう支援体制・内容を調整することで、高齢者や養護者の生活の質の低下を予防できる。

そこで本研究は、地域包括支援センター（以下、包括センター）への相談内容・種類数からみた初回相談時の状況と虐待の相談・通報に関する対応（以下、虐待対応）の発生の関連を定量的に検証する。関連が示されれば、各ケースの担当者やモニタリング方法・頻度などを決める際のリスク評価に活用できる。包括センターに着目するのは、地域の高齢者等からの相談に幅広く応じる総合相談支援と虐待対応の両者を担っているからである。

2. 研究の視点および方法

A市包括センターの相談支援記録の二次分析を行った。対象は、2019年4月1日から5年間の新規登録ケースである。匿名で追跡できないケースなどを除く3,913ケースを分析した。本研究では、ケースの基本情報の一部と項目式で記録された相談経路や相談内容種別などのデータを用いた。相談内容種別は、介護保険サービス利用、認知症、経済問題、医療に関する相談など32種類から複数選択する形となっている。

目的変数は、観察期間中の虐待対応の発生である。説明変数は、初回相談時状況である。これは、初回相談の内容に認知症の相談を含むか否かと相談内容種別の種類数に基づく変数で、「1種類」、「認知症を含まない2種類以上」、「認知症を含む2種類以上」の3カテゴリとなる。認知症の相談のみの「1種類」で虐待対応が発生したのは5ケースであったことをふまえ、推定の安定性を確保するためにこの分類とした。調整変数は、ケースの本人の年齢・性別、相談経路、追跡期間中の介護予防支援の利用・居宅介護支援の利用である。

分析は、虐待対応の発生をエンドポイントとする生存時間解析（コックス比例ハザードモデル）を行った。記録した職員内の相関を考慮し、推定にはクラスターロバスト標準誤差を用いた。感度分析でブートストラップ法（再標本化9,999回）による再推定も行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉大学の「『人を対象とする研究』に関する倫理審査委員会」で承認を受けた（承認番号25-069-01）。使用したデータは、A市包括センターによって匿名化され、個人を識別し得る情報は含まれていない。本稿は、日本ソーシャルワーク学会研究倫

理規程及び研究倫理指針に則り作成した。また、開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

対象別の追跡期間は、平均 1034.6 日 (standard deviation : SD=617.6) であった。観察期間中に虐待対応が発生したのは、84/3,913 ケース (2.1%) であった。初回相談時状況のカテゴリ別にみると、「1 種類」で 48/2,865 ケース (1.7%)、「認知症を含まない 2 種類以上」で 25/799 ケース (3.1%)、「認知症含む 2 種類以上」で 11/249 ケース (4.4%) 発生した。初回相談から虐待対応が発生するまでの期間は、平均 512.3 日 (SD=574.9) であった。

コックス比例ハザードモデルを用いた生存時間解析の結果、相談経路などの変数を調整しても、初回相談時状況は虐待対応の発生と有意 ($p<0.05$) に関連していた。「1 種類」を参照カテゴリとした場合のハザード比は、「認知症を含まない 2 種類以上」で 1.72 (95% confidence interval : CI=1.14-2.59)、「認知症を含む 2 種類以上」で 2.81 (CI=1.70-4.65) であった。虐待対応が発生するリスクは、初回相談時に 2 種類以上の相談内容を有するケースで高く、その中に認知症の相談が含まれていると一層高くなることが示された。感度分析として行ったブートストラップ法による再推定の結果も、これらと齟齬はなかった。

5. 考察

分析の結果、初回相談時に 2 種類以上の相談内容を有するケースは、1 種類のみケースに比べて虐待対応が発生するリスクが高かった。説明変数の初回相談時状況は、対応した職員による簡易アセスメントの一端と言える。正式なアセスメントほどではないにせよ、一定の予測力はあることが示唆された。可能なら、妥当性のある指標群で詳細に虐待リスクを評価するのが望ましい。しかし、様々な内容の新規相談に日々応じる包括センターで、全ケースに実施するのは現実的でない。加えて、指標群を用いた場合でも、職員の経験年数や職種によって着目する指標に差異が生じるという問題がある (上羽・ほか 2006)。

これらをふまえると、詳細なリスク評価の要否をスクリーニングするツールとして、初回相談時の相談支援記録を組織単位の業務マネジメントに活かすのが有効だと考えられる。センター長等の管理職が、全新規ケースの全容を把握するのは難しいが、項目式の端的な情報なら確認しやすい。ケースを絞ることで、確度を担保するために異職種の複数の職員でリスク評価を行うといった組織単位の方策が講じやすくなる。そのうえで、担当者やモニタリング方法・頻度などの支援体制・内容を吟味すれば、各ケースのリスクにより適した支援が可能になる。ひいては、虐待の相談・通報に至りづらくなると期待できる。

なお、本研究は 1 市のデータに基づく結果であり、他市町村における再現性の確認を要するほか、分析で扱えていない要因が影響している可能性も残るなどの限界がある。

【文献】

厚生労働省老健局 (2026) 「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」。
上羽累理・岡本玲子・塩見美抄・ほか (2006) 「高齢者虐待予防のためのリスクアセスメント表の作成」『日本地域看護学会誌』8 (2), 43-50。

医療ソーシャルワーカーの地域・社会活動と Grit 概念の理論的統合**—文献レビューに基づく領域特異型 Grit への再定位—**

新見公立大学／北星学園大学大学院社会福祉学研究科博士課程 氏名 高泉 一生 (1057)

キーワード：医療ソーシャルワーカー，地域・社会活動，Grit

1. 研究目的

医療ソーシャルワーカー（以下，MSW）の業務指針に明示される地域・社会活動は，ミクロの課題をメゾ・マクロに反映させる実践として理論されてきたものであり（田中,2008），地域共生社会の実現に向けて重要性が高まっている．しかし実践現場において，地域・社会活動は十分に実践されていないことが指摘され，その活動の普及や定着に向けて，院内の業務環境整備や院外での役割の確立等が重要視されてきた（加藤ら 2021）．こうした院内外の環境整備による地域・社会活動の促進は重要であるものの，現実には地域・社会活動の必要性や意欲を見出せない MSW の存在が想定され，環境整備のみでは MSW の地域・社会活動の実践行動を十分に喚起し切れない懸念がある．

すなわち，MSW の地域・社会活動の普及や定着に向けては，地域・社会活動への「情熱」や「粘り強さ」といった MSW 自身の内面特性の働きを無視できない．近年，心理学ではこの内面特性に当たる Grit（＝やり抜く力）が注目され，逆境下における行動継続や成果を喚起する性質から，教育・スポーツ・組織等の多様な分野への応用と検討がみられる（Duckworth et al., 2007）．しかし，ソーシャルワーク領域での Grit 研究は乏しく，地域・社会活動の継続と成果を支える Grit の知見は欠けたままである．そこで本研究は，MSW の地域・社会活動の継続と成果を説明するうえで，Grit がいかに位置づけられるかを検討し，Grit 導入の留意点や今後の研究の方向性を明らかにすることを目的とする．

2. 研究の視点および方法

本研究は文献レビューによって，MSW の地域・社会活動の実践困難性を整理し，Grit 概念との親和性を導いた後に，心理学における Grit の先行研究を整理し，MSW の地域・社会活動の文脈における導入可能性とその際の留意点を検討する．そのうえで，MSW の地域・社会活動の継続と成果を説明する枠組みとして，Grit 概念をいかに再構成し得るかを論じ，MSW の地域・社会活動への Grit 概念の導入に伴って想定される今後の研究の方向性を提示する．

3. 倫理的配慮

本研究は情報公開されている資料を基に分析し個人情報扱っていないため，研究倫理審査は受けていない．研究の遂行にあたっては，日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定及び指針を遵守している．なお，本報告に関連し開示すべき COI 関係にある企業等はない．

4. 研究結果

MSW の地域・社会活動の実践困難性は、制度的・組織的制約、実践知の未標準化、役割期待の偏在や多職種連携の未成熟といった環境的要因に加え、政治性・不確実性に起因する反復性と長期性の実践構造によって生じていることが確認できた。この実践構造から、地域・社会活動は長期的な関心の維持（「興味の一貫性＝情熱」）と、反復的調整への耐性（「努力の持続＝粘り強さ」）を要する実践であり、これら二因子から構成される Grit は、MSW の地域・社会活動の継続と成果を説明する概念として理論的親和性が示唆された。また、従来の一般 Grit (General grit) 概念は特定の領域を前提としない一般特性として提示されており、勤勉性やレジリエンスとの概念重複や弁別性をめぐる議論の中で限界が指摘される。そのため近年は、適用にあたって領域の特性に応じた領域特異型 Grit (Domain-Specific Grit) が提唱されている。以上を踏まえ、本研究は MSW の地域・社会活動という実践文脈に着目し、その特性を反映した領域特異型 Grit として「地域・社会活動 Grit」を概念提示した。

5. 考察

「地域・社会活動 Grit」は、MSW の地域・社会活動と一般 Grit の二領域に横たわる理論的断絶を架橋し、双方の限界を補完的に乗り越える新たな中核構成概念として位置づけられる。特有の反復性と長期性を持つ地域・社会活動において、環境条件が不十分でも継続と成果を喚起し、環境条件に還元されない形で継続と成果の予測可能性を持つ点にその理論的な価値が考えられる。他方、Grit を個人の努力や資質に過度に還元することは、バーンアウトや自己犠牲の強化といった負の側面を招く危険性も否定できない。そのため、地域・社会活動の継続と成果の説明においては環境条件の重要性を認めつつも、環境条件に固執しない姿勢を明確にし、Grit を個人への責任転嫁に繋げるツールとして誤用することは避ける必要がある。今後は、測定／形成要因の解明／介入設計／継続と成果の順に段階的検証を進め、地域包括ケア時代の MSW の実践を支える文脈適合的で実証可能な理論装置として「地域・社会活動 Grit」を成熟させることが期待される。

【文献】

Duckworth, A. L., Peterson, C., Matthews, M. D., & Kelly, D. R. (2007) Grit: Perseverance and passion for long-term goals. *Journal of Personality and Social Psychology*, 92(6), 1087–1101.

加藤大輔・塩路直子・池田朋広 (2021) 「医療ソーシャルワーカー業務における地域活動の定着に関する研究—希望する在宅生活の継続を可能とする地域医療体制の構築に向けて—」 *日農医誌* 69-5, pp.516-524.

田中千枝子 (2008) 『地域に貢献できる医療ソーシャルワーカー—保健医療ソーシャルワーカーの地域活動の現代的意味—』『医療社会福祉研究』16, pp.71-78.

中国における大学生の ICT 学習に伴う学習倦怠の構造と影響要因に関する研究

○東京福祉大学大学院 社会福祉研究科 黄 盈 (1129)

東京福祉大学大学院 社会福祉研究科 加藤 洋子 (10243)

キーワード：学習倦怠、ICT 学習負荷、バーンアウト

1. 研究目的

現代の高等教育において、ICT（情報通信技術）の活用は教育の基盤として機能している。中国では「教育情報化 2.0 行動計画」に基づき、デジタル学習環境への移行が急速に進められてきた。しかし、この転換は利便性を高める一方で、学生に新たな心理的負荷をもたらしている。特に中国の大学生は「内卷（ネイジュアン）」と称される苛烈な学業競争環境にあり、デジタルツールを介した 24 時間体制の課題提出や常時接続が日常化し、ICT が競争圧力を増幅させる装置として機能している。筆者の既往研究では ICT 学習が心身の健康に有意な影響を及ぼすことが示されたが、その心理的摩耗のプロセスは未解明である。本研究では、ICT 学習特有のストレス要因が学習倦怠の三次元（情緒的消耗、学業的冷笑、達成感の欠如）に及ぼす影響を、JD-R モデル等の理論を援用して解明することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

理論的枠組みとして「ジョブ要求度－資源（JD-R）モデル」を採用し、ICT 負荷を「学習要求」、習熟度やサポートを「学習資源」として位置づけた。

調査は、中国の大学生を対象にオンラインプラットフォーム「問券星（WJX）」を用いて実施した（2026 年 1 月～4 月）。有効回答 504 名（男性 45.2%、女性 54.8%）を分析対象とした。尺度は MBI-SS（Schaufeli, 2002）の中国語版および独自設定した 8 つの ICT 学習要因（F1～F8）を用いた。分析には SPSS 31.0 および Amos 31.0 を用い、記述統計、ANOVA、重回帰分析、および共分散構造分析（SEM）を実施した。

3. 倫理的配慮

調査開始画面において、研究目的、データの匿名処理、学術利用に限定した使用方針、および途中中断の自由について明記し、同意した者のみが回答フォームに進む仕組みとした。本研究は東京福祉大学社会福祉学研究倫理審査 2025-04 号の承認を得ており、利益相反(COI)は存在しない。

4. 研究結果

1) 学習倦怠の実態：三次元すべての平均値が 4 点前後（5 点満点）と高い。特に「次元 A: 情緒的消耗」(M=4.12) が最も高く、要因別では「常時接続の心理的圧力 (F8)」(M=4.35) が最大であった。

2) 属性別差異：学年別では、進路プレッシャーがピークとなる大学 3 年生 (M=4.25) が有意に高かった ($p < .001$)。専攻別では、医学類 (M=4.22) および理工系 (M=4.15) が文

科系より有意に強かった ($p=.002$)。

3) 次元別の規定因：重回帰分析の結果、「情緒的消耗」には「常時接続の圧力 (F8)」 ($\beta=.32$) が、「学業的冷笑」には「同級生との交流欠如 (F5)」 ($\beta=.25$) が、「達成感の欠如」には「操作難易度の高さ (F2)」 ($\beta=.24$) が最も強い予測因子となった。

4) 因果モデルの検証：SEMの結果、「ICT学習要求 → 学習倦怠 → 健康状態」の因果パスが適合した (CFI=.945, RMSEA=.056)。学習要求は健康に直接影響するだけでなく、学習倦怠を媒介して健康被害を増幅させる「部分媒介」の構造が実証された (間接効果 $\beta=.37$)。

5. 考察

1) 自己効力感の損傷と達成感：F2 (操作難易度) が達成感次元に特異的に作用した結果は、Bandura (1997) の自己効力理論で説明される。高度な技能を求められる分野での「努力と成果の乖離」体験が、有能感の評価を損なわせている。

2) 資源保存理論 (COR) と常時接続：F8 (常時接続圧力) が情緒的消耗を招く背景には、Hobfoll (1989) の資源保存理論が示すように、時間的・精神的エネルギーの慢性的な枯渇がある。Z世代の接続文化と競争圧力が、回復のための「心理的切断」を構造的に妨げている。

3) ソーシャルワーク的介入：本研究は、ICT学習倦怠が個人の問題ではなく、「社会福祉課題」であることを示している。提言として、①「接続切断の権利」の制度化、②スクールソーシャルワーカーによる対面的な支援システムの再構築 (ストレス緩衝機能の回復)、③相対評価の競争構造から個人の内発的動機を育む評価パラダイムへの転換が必要である。ICTを「監視」から「包摂とケア」のツールへと転換する介入設計が求められる。

【文献】

- 1) Schaufeli, W. B., et al. (2002). Burnout and engagement in university students. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 33(5), 464-481.
- 2) Bakker, A. B., & Demerouti, E. (2007). The job demands-resources model: State of the art. *Journal of Managerial Psychology*, 22(3), 309-328.
- 3) 佐藤和紀 (2023). 高等教育におけるデジタル・ウェルビーイング. *日本教育工学会論文誌*, 47(2), 195-206.
- 4) Liu, A. C., et al. (2025). Academic involution and mental internal friction of college students. *The Asia-Pacific Education Researcher*, 34(3).
- 5) 黄盈 (2025) 「中国某大学において ICT 学習を受けた大学生の心身的健康状態に関する研究」東京福祉大学大学院教育学研究科 2025 年度修士論文

司法と福祉の連携に関する文献レビュー

○ 山梨学院短期大学 田中 結香（日本社会福祉士会 35351）

地域医療機能推進機構山梨病院 中村 成一郎（日本社会福祉士会・53460）

キーワード：司法ソーシャルワーク 法福連携 権利擁護

1. 研究目的

日本司法支援センター（法テラス）では、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者、生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取り組みである「司法ソーシャルワーク」を推進している。司法専門職と福祉専門職が有機的に協働実践する「法福連携」は拡大しており、クライアントの権利擁護活動のためには欠かせない概念となっている。本研究は、司法と福祉の連携に関して、これまでどのような研究が進められてきているかを概観して整理し、今後の権利擁護業務における法福連携の研究の方向性を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

先行研究では、従来の司法福祉の軸である青少年の保護や矯正、高齢者や障がい者等の触法行為、刑を終えた方への再犯防止や社会復帰を目指した支援、被疑者・被告人段階における入口・出口支援等を中心とした刑事司法領域におけるソーシャルワークに焦点を当てた研究が多い。一方、経済的困窮者の負債対応や虐待への介入、成年後見制度の利用支援等、生活上の課題解決に向けた支援を中心とした法律専門職と保健医療福祉専門職の連携による司法ソーシャルワークの研究は少ない。また、刑事司法分野以外での司法ソーシャルワークについて調査した文献に焦点を当てて、レビューした先行研究は見当たらない。

司法ソーシャルワークに関連する文献を抽出するために医学中央雑誌（医中誌）Web版とCiNii（オープンアクセス）のデータベースで探索した。キーワード検索で、「司法 AND（ソーシャルワーク or 福祉）AND 連携」と入力して出力された文献のうち、採用基準は①学術雑誌に掲載されている査読付き論文、②研究目的に司法と福祉の連携に関する内容または司法ソーシャルワークに関する内容が記載されている論文とした。除外基準は会議録及び解説とした。なお、発行期間を限定せずに選定し、分析の対象とした。選定した文献について、年代、研究目的、対象、研究方法、分析方法、主な結果、連携の促進因子と阻害因子をマトリックス表に整理した。

3. 倫理的配慮

すでに一般公開されている文献を利用するが、検索結果の管理と著作権等における情報の取り扱いには十分留意するとともに、分析対象とした論文の論旨や文脈の意味を損なわないよう知見を整理した。また、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソ

ーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成した。なお、開示すべき COI はない。

4. 研究結果

検索により医中誌では 255 本、CiNii では 429 本が抽出され（2026 年 4 月 17 日時点）、適格条件を満たしたのは 6 本であった。論文種別は「一般論文（原著）」3 本、「報告・研究ノート・自由研究」3 本であった。発行年は 2010 年から 2024 年であった。研究方法は、量的調査が 4 本、質的調査が 2 本であった。研究目的では、犯罪被害や触法行為、地域生活定着支援センター等司法領域と関連する内容が 3 本、介護・福祉・健康・医療等の総合相談窓口である地域包括支援センターである福祉領域と関連する内容が 3 本であった。調査対象では、警察や民間被害者支援団体、地域生活定着支援センター管理者、触法行為のあった知的障害者の支援経験がある障害者総合支援センター職員、自治体の被害者対応窓口担当者等司法領域の者及びそれに近い領域の者や、医療機関のソーシャルワーカーや地域包括支援センター職員である保健医療福祉領域の者等、司法分野及び福祉分野の両方であった。また、弁護士・司法書士を対象に調査した論文は 1 本のみであった。

連携の促進因子では、「交流会・研修会・ケース検討会等情報共有できる機会を設ける」「関係機関の役割や特性、業務内容を理解し、相互信頼を確立する」「協働した交流や人材育成を継続的に行える運営管理」が抽出された。一方、連携の阻害因子では、「触法問題や障害への理解不足」「業務の理解不足による連携意欲の差」「多忙により連携時間の確保が困難」「専門職未配置による連携業務の停滞」が抽出された。

5. 考察

1) 司法と福祉の連携に関する文献の概観

司法と福祉の連携に関する研究においては、査読付きの学術雑誌に掲載された論文は少なかった。今後は研究方法や分析方法を明確にした研究や原著論文が拡大することが望まれる。

2) 研究されている分野の概観

司法ソーシャルワークは法テラスの定義が浸透しつつある。しかし法テラスは司法領域の機関であり、司法分野から見た、犯罪や触法行為に関連する刑事司法に焦点を当てたソーシャルワークの必要性に関する報告は散見するものの、福祉分野から見た司法の知識や技術の重要性に関する視点の報告は少ない。今後は、虐待対応や負債等の生活困窮、認知症や精神疾患等による成年後見制度の活用等日常生活における法的な支援の必要性に関連する法福連携についての研究が拡大することが望まれる。

3) 円滑な法福連携に向けた今後の動向

調査対象は様々でも、円滑な法福連携の阻害因子は共通するものがある。理解不足や連携意欲、時間の確保、専門職未配置等の課題について、今後はどのように改善していくのか、その方策を検討する研究を進めていくことが必要と考えられた。

本研究は、「JSPS 科研費 JP26K05460」の助成を受けて実施した。

「実践研究支援ワークショップ」の成果と課題

— 終了後アンケートの結果から —

○ 武蔵野大学 浅野 貴博 (801)

日本福祉大学 保正 友子 (433)

キーワード：実践研究支援ワークショップ・終了後アンケート・成果と課題

1. 研究目的

ソーシャルワーカー（以下、SWer）の専門性を高める、または可視化する上で、「実践（practice）」－「研究（research）」－「理論（theory）」のサイクルに SWer 自身が関与することは重要である（Fouché, 2015）。しかし、現任の SWer にとって実践研究は敷居が高いと捉えられることが多く、隣接領域である医療職等と比べると実践研究への取り組みは少ない（竹森ほか, 2024）。日本ソーシャルワーク学会（以下、本学会）では、SWer に実践研究の面白さをわかってもらい、実践研究に取り組む際のガイドになることを目指し、2019 年に『ソーシャルワーカーのための研究ガイドブック－実践と研究を結びつけるプロセスと方法－』を出版した。本学会の研究推進第3委員会出版・教材開発班では、2021 年度にトライアルの位置付けで2日間のワークショップをオンラインで実施し、その後2022 年度からは3日間のプログラムで「実践研究支援ワークショップ」（以下、WS）をオンラインで毎年開催してきた。本報告では、WS の終了後に実施したアンケートのまとめを通して、WS のこれまでの成果と課題を明らかにして今後の WS をよりよいものにするための基礎資料とすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

WS では様々な現場で働く参加者が日々の実践の中で生じる疑問や気づき等をもとに、自身の「問い」を言語化して研究計画書を作成し、プレゼンテーションを行うことを目標としている。WS は講義と小グループ（4人程度）でのワークで構成され、WS での学びを効果的なものにするために、参加者に事前に取り組んでもらった課題を小グループで共有し、意見交換を行う。

（調査方法）2022 年度～2024 年度の WS 参加者に対して、WS の終了後に Google フォームを用いてアンケートを実施した。アンケートは選択回答と自由記述回答からなり、回答期間は WS 終了後の約2週間とした。参加者にはアンケートへの回答は自由であり、匿名性が担保されることを示し、回答は今後の WS の参考のために活用することを明記して協力を依頼した。アンケートの分析方法については、選択回答の項目は記述統計を用い、自由記述回答の項目は質的記述的分析（グレッグ美鈴、2007）により結果をまとめた。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定」及び「同研究倫理指針」を遵守しており、ルーテル学院大学研究倫理審査委員会の承認（承認番号 24-30）を受け実施した。

なお、本研究に関して開示すべき COI 関係事項はない。

4. 研究結果

2022年度のWS参加者の26名中16名(回収率62%)、2023年度は22名中15名(同68%)、2024年度は26名中10名(同38%)で計74名中41名(同55%)からアンケートの回答を得た。WS全体の満足度については、2022年度のWS参加者では「満足」(75%)・「やや満足」(25%)、2023年度は「満足」(93.3%)・「やや満足」(6.7%)、2024年度は「満足」(80%)・「やや満足」(10%)・「普通」(10%)であった。

自由記述回答を分析した結果、1) WSに参加した目的は、【職場からの要請】【実践研究への関心】【自らの実践の言語化】【実践研究の方法を学びたい】【学会発表や論文投稿へのチャレンジ】【大学院への進学】の6つのカテゴリーに分類できた。また、2) WS全体を通しての感想を分析した結果、【WSを通しての自身の変化】【WSを通して学んだこと】【今後学びたいこと】【今後WSに望むこと】の4つのカテゴリーに分類できた。2)のカテゴリーのうち【WSを通しての変化】に関しては、サブカテゴリーとして〈SWerとしての軸の確認〉〈研究が身近になる〉〈研究に取り組むことへの意欲の高まり〉に分けられ、【WSを通して学んだこと】のサブカテゴリーは〈研究の“問い”の重要性〉〈研究の作法〉〈実践と研究の連関〉〈研究に取り組むことの大変さ〉に分けられた。

5. 考察

参加者のWS全体の満足度は、ほとんどの参加者が「満足」・「やや満足」と答えていることから概ね高かったといえる。WSに参加した目的は様々であるが、多くの参加者にとって実践研究に取り組むことのハードルは高く、「研究の門外漢が参加してもいいものだろうか、と悩みながら」、「研究はしてみたいが右も左もわからない状態の中」で参加した者も多かった。WSへの参加を通して、〈研究の“問い”の重要性〉や〈研究の作法〉、〈実践と研究の連関〉について学んだことで〈研究が身近になり〉、SWerとして〈研究に取り組むことへの意欲が高まった〉といえる。その一方で、参加者が実際に研究を進めていくためにはWSだけでは不十分であり、参加者からWS後のフォローアップを望む声が多くあったため、2023年度からWS参加者を対象にした「実践研究支援フォローアップ研修」を1日のプログラムで毎年実施している。今後は、研究の各ステップに応じたフォローアップのために継続的な学びの場を設けることが課題である。

【文献】

- ・Fouché, C. (2015) Practice research partnerships in social work: Making a difference, Policy Press.
- ・竹森美穂・森保純子・小椋智子・ほか(2024)「社会福祉士の実践研究・報告の阻害要因-A 県社会福祉士会会員の取り組みの分析を通して-」『社会福祉士』31, 48-55.
- ・グレッグ美鈴(2007)「質的記述的研究」グレッグ美鈴・麻原きよみ・横山美江編著『よくわかる質的研究の進め方・まとめ方-看護研究のエキスパートをめざして』医歯薬出版, 54-72.

**就労移行・定着支援事業所における
AOP (Anti-Oppressive Practice) の実践の難しさと可能性に関する研究Ⅱ
—AOP 実践ワークショップ参加者に対するインタビュー調査から—**

○ 株式会社 LITALICO パートナーズ 鈴木 美乃里 (1052)
脇 佳宏 (1132)
一宮 沙希 (1133)

キーワード：就労移行・定着支援事業所、AOP (Anti-Oppressive Practice)、SCAT

1. 研究目的

日本における AOP (Anti-Oppressive Practice: 以下 AOP) の実践を促進するにあたり、坂本ほか (2021) が指摘する通り、日々多忙な福祉の現場においてどのようにして AOP に基づく実践を行ったり、興味があるソーシャルワーカーの横のつながりを築いたりすることができるのか。著者らは、AOP に関心のある就労移行・定着支援事業所に勤務する支援者同士で、同一法人内の各事業所を越えて AOP を学び、実践するためのワークショップを行った。本研究では、ワークショップ参加者にインタビューを行い、支援者の AOP に基づく実践に関する捉え方や日常業務の中で実践を行う難しさと可能性について探索的に分析し、支援者が AOP を学ぶ機会の在り方を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

X 年 6 月～X+1 年 2 月に実施した「X 年度 AOP スタッフ向けワークショップ」(鈴木・脇・一宮, 2025) に参加し、終了後アンケートに回答した方のうち本研究への協力を承諾した方を対象に、個別でオンラインにて 1 時間程度の半構造化インタビューを行った。インタビューでは「実施の頻度や時間の設定は適切でしたか」「AOP に基づき実践できたことはありましたか」「(できた場合は) なぜできたと思いますか」「AOP に基づく実践で難しかったことはありましたか」「今後アクションを続けていきたい場合の課題となりそうなことは何ですか」等を中心に聞き取りを行った。得られたインタビューデータを大谷 (2019) の質的データ分析手法 SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いて分析し、生成されたテーマ・構成概念を〈〉にて記述した。

3. 倫理的配慮

本抄録は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。また、研究の実施にあたっては LITALICO 倫理委員会の承認を得た (承認番号: 25001B)

4. 研究結果

参加者からは「自分も当事者だ、みたいなの」「なんかちょっと封印が解かれるみたいなきっかけになった気が、今してます」と〈自身に内在化された抑圧に気づき受容してもらった経験を得る機会〉になったという語りがあった。実際にアクションを試みた参加者からは「ひと声かければみんな」「話そう話そうっていう人たちだった」と〈問題意識や支援へ

の姿勢を共有する既存の繋がりや関係性が AOP 実践の芽になる可能性)や、「このワークショップを受けている人の感覚と、受けていない人の感覚にすごいやっばり差が出てくる」と〈AOP の前提知識となる学びの機会の必要性〉が語られた。実践において「でも、勇気が出ないんですよね」「ワークショップを受けた方がそれぞれのセンターで同じように何とかしようと思って頑張ってるからなんか自分もちよっと頑張りたいなとか」「1 回きりの研修だけじゃなくって半年以上、みんなで喋ってきたってのはたぶんよかったんだろうな」と、継続的な研修参加が〈似た境遇で葛藤するアクティビスト仲間との存在実感と自身のアクションへの後押し〉になったという語りもあった。また、日常の支援場面において「前までも別に（中略）葛藤がなかったかという、たぶん葛藤はあったと思うんですよね」「でも、私が本人に強いてることもかもしれない、みたいなのはたぶん AOP（の研修）を受けて増えた視点かもしれないですね」と〈自身の言動に対する批判的視点の獲得に基づく支援場面での言動の変化〉が起きたり、「メンバーさん（※利用者を指す。以下同じ）と抑圧の話をしたんですよ」「そのメンバーさんが『そういうことを知ってる支援者ってあんまりいないっすよね』みたいな」と〈当事者と支援者が抑圧概念を共有できたことによる支援関係における無力感の変化の兆し〉を経験した支援者もいた。一方で「こっから（中略）少しずつこう、環境とか状況を変えていくために、具体的にどう行動に移していくかとかは、まだ AOP（の研修）に参加しても難しいなと思うところもあります」と〈アクションを試みたことによるワークショップ受講のみで AOP 実践を行う限界の実感〉も語られた。

5. 考察

今回のワークショップは支援者自身がケアされ背負っているものを一旦置き、仲間とつながり、普段できていることを意識化し、アクションに移すといった段階として機能していた可能性がある。支援者が AOP を学ぶ機会の在り方として〈内省的なワークショップ〉において仲間と葛藤を共有できたことが〈コミュニティの中での心理的安全性〉につながっていた。また、AOP 実践を促進するためには、社会学的なインプットの場を多様に設定することや、身近に連帯できる仲間をつくることが重要であると考えられる。

【文献】

大谷尚（2019）『質的研究の考え方—研究方法論から SCAT による分析まで』名古屋大学出版会。

坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか（2021）『脱「いい子」のソーシャルワーク—反抑圧的な実践と理論』現代書館。

鈴木美乃里・脇佳宏・一宮沙希（2025）「就労移行・定着支援事業所における AOP (Anti-Oppressive Practice) 実践の難しさと可能性に関する研究—支援者が事業所を越えて学び、実践するワークショップの実施から—」日本ソーシャルワーク学会 第 42 回大会 プログラム抄録集。

*COI 開示: 報告者は、株式会社 LITALICO パートナーズに雇用され給与を受け取っている。

がん患者における年代・性別による心理社会的経験の差異

○ 高崎経済大学・地域政策学部 熊澤 利和（会員番号 No.0187）

高崎経済大学・地域政策学部 佐藤 公俊（会員番号 No.1165）

キーワード：がん患者・意思決定支援・日本のケア

1. 研究目的

米国においてアドバンス・ケア・プランニング（以下、ACP）は、終末期ケアの質の向上と患者の自律的意思決定を支援する取り組みとして発展してきた（Carr & Luth, 2017）。我が国でも ACP の導入が進められているが、ACP が前提とする個人主義的な自律概念は、家族中心の意思決定が重視される日本の文化的文脈とは必ずしも適合しない。そのため、日本社会に文化的に適応させた ACP の定義が提案されている（Miyashita et al., 2022）。

本研究は緩和ケアにおける日本の意思決定支援（以下、日本のケア）構想のための基礎研究の一環であり、調査全体の記述統計は別途報告を行った（第14回日本精神保健福祉学会）。本報は患者データに焦点を絞り、年代・性別による心理社会的経験の差異を明らかにし、日本社会の構造の帰結として作動している支援の課題をソーシャルワーク視点から検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究は構造的ソーシャルワークの視点に立ち、患者個人の心理特性ではなく、家族構造・ジェンダー構造・医療制度といった重層的な社会構造のなかで生成される経験として、がん患者の心理社会的苦痛を捉える。意思決定支援は元来、各社会の文化・制度のなかで埋め込まれて成立しており、日本社会にも固有の支援様式が形成されてきたことを前提として議論する。

対象はがん（悪性新生物）の治療中または治療後5年以内の患者(患者群)と、そのキーパーソンとなる家族・支援者(家族群)。日本リサーチセンターに委託し、患者群はWEBパネル本人回答、家族群は個人宛郵送依頼・WEB回答で実施。両群の回答が相互に影響しないよう設計上の配慮を行った。スクリーニング予備調査を2026年2月7～11日、本調査を2月15日～3月22日に実施。回収数は患者群509件・家族群192件(うちペア180組)、計521ケース。心理社会的経験34項目および基本属性をリッカート5段階(1=とてもそう感じる⇔5=まったくそう感じない)で調査。年代・性別と各設問のクロス集計、 χ^2 独立性検定、必要に応じて Fisher's exact test、効果量 Cramer's V を算出。有意項目は Top2 Box 率と調整済み残差で事後分析した(jamovi 2.6.44.0)。

3. 倫理的配慮

本研究は、高崎経済大学研究倫理審査の承認(承認番号: 2025-18)を得て実施した。調査は

日本リサーチセンターに委託し、同社の患者パネルに対し研究目的・方法・任意性・撤回権を文書で説明し、家族への調査依頼の内諾を含む協力同意を取得した。内諾を得た家族にも同社から依頼し、患者・家族とも調査票冒頭で同意を再確認した。ヘルシンキ宣言および本学会研究倫理規程に準拠した。なお本研究における利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

有効回答 509 名(男性 72.3%、60～70 代が 74%)。年代別では 34 項目中 6 項目に有意差(Cramer's V .15-.19)。心理的苦痛(遠慮・罪悪感・葛藤・喪失感)は 40 代に集中(遠慮:40 代 57.1%/80 代 14.3%、罪悪感:40 代 52.4%/80 代 19.0%)。一方、Q4「看護師への話しやすさ」のみ年代の勾配が逆転し、肯定率は 50 代 74.1%・80 代 42.9%、80 代で「どちらともいえない」が有意に多かった(残差+2.02)。性別では 34 項目中 8 項目に有意差(Cramer's V.15-.22)。女性は医師の決定スタイル尊重感(Q8)、家族との対話(Q13)、チーム支援感(Q32)が低く、遠慮(Q15)、決断困難(Q22)、未解決感(Q26)は高かった。医師等に決定を委ねたい志向は女性で弱く(Q34:男 20.6%/女 12.7%)、自己決定志向は強いにもかかわらず支援が乏しいことが観察された。

5. 考察

(1) 働き盛り世代と家族主義依存：40 代に心理社会的苦痛が集積する傾向は、家族による私的ケアに依存する制度設計の帰結として解釈でき、就労との両立支援の拡充が必要であると考える。

(2) 後期高齢者の届かない声：80 代において看護師への話しやすさの肯定率が低く、「どちらともいえない」が有意に多い構造は、医療現場における時間的制約と家族中心の意思決定文化の複合的な影響が背景にあると推察される。この結果は、形式的な ACP 導入だけでは後期高齢者の意向を十分に汲み取ることが困難であることを示唆しており、関係性に基づく支援と MSW の橋渡し機能の制度化が求められる。

(3) 性別による支援格差：女性は自己決定志向が強い一方、医師の尊重感やチーム支援感が低く、自律を支える基盤の不足が示唆された。

[文献]

- 1) Carr, Deborah and Luth, Elizabeth A. (2017) Advance Care Planning: Contemporary Issues and Future Directions, *Innovation in Aging*, 1 (1), igx012.
- 2) Miyashita, Jun, Shimizu, Sayaka and Shiraishi, Ryuto et al. (2022) Culturally Adapted Consensus Definition and Action Guideline: Japan's Advance Care Planning, *Journal of Pain and Symptom Management*, 64 (6), 602-613.

幼稚園・保育所年長組児の小学校適応に関する日中比較研究

—保育者・保護者の意識調査を通して—

○ 東京福祉大学 李美佳 (1135)

東京福祉大学・大学院 加藤 洋子 (日本医療ソーシャルワーカー協会 10243)

キーワード：幼小接続・学校適応・日中比較

1. 研究目的

近年、日本と中国の両国において、幼児教育から小学校教育への円滑な移行、いわゆる「幼小接続」の重要性が指摘されている。特に、幼児期から学齢期への移行は、生活環境、人間関係、学習環境などが大きく変化する時期であり、子どもの学校適応に影響を及ぼす重要な移行期であると考えられる。

本研究は、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への移行期に着目し、日本と中国の保育者および保護者を対象として、年長組幼児の小学校適応に関する意識の特徴を明らかにすることを目的とした。

具体的には、「社会性・生活習慣」「知識・能力」「心理的安定」など、小学校適応に必要と考えられる側面について、日本と中国の保育者・保護者間の認識差を比較・検討した。また、自由記述の分析を通して、就学前に求められる資質や支援に関する特徴を整理し、学校適応を支える上で重視される要素について検討した。

2. 研究の視点および方法

研究方法は質問紙調査法である。

調査対象者は、日本の保育者 152 名、日本の保護者 57 名、中国の保育者 261 名、中国の保護者 263 名であった。

調査内容は、「小学校の生活に慣れるために重要であると思うこと」に関する 50 項目、「小学校入学後の子どもにとって重要であると思うこと」に関する 4 項目、自由記述および対象者属性で構成した。

回答形式は 4 件法を用い、「全く重要ではない」から「大変重要である」までの選択肢を設定した。また、自由記述では、就学前に身につけておきたいことについて記述を求めた。

分析には SPSS Statistics 26 を用い、因子分析、 χ^2 検定、群間比較を行った。また、自由記述については、意味内容の近い記述を整理・統合し、カテゴリー分析を行った。

3. 倫理的配慮

質問紙調査に際して、研究目的及び内容を明記し、回答者の自由意見により参加を選択でき、参加しない場合でも何の不利益も生じないこと、回答は無記名であり、答えたくない項目には答えなくてもよいこと、データは厳重に管理し、論文作成にのみ使用し、その後廃棄処理する旨を記載した調査実施説明書を添付した。

本研究に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

東京福祉大学大学院社会福祉学研究科内研究倫理委員会の承認第(2023-13号)を受けて実施した。

4. 研究結果

因子分析の結果、「社会性・生活習慣」「知識・能力」「心理的安定」の 3 因子が抽出された。

4 群間比較の結果、中国側は日本側と比較して、「知識・能力」に対する重視傾向が高く、特に中国の保護者は「良い成績をとること」や「学習準備」を重視していた。一方、日本側では、「社会性・生活習慣」に加え、「新しい環境で自分を表現すること」「友だちと仲良くすること」など、対人関係や心理社会的側面を重視する傾向が見られた。

また、「良い成績をとること」に関しては、日本側より中国側の重視度が有意に高かった。一方、「友だちと仲良くすること」「小学校を好きになること」については、日本側・

中国側ともに高い重視傾向が確認された。

自由記述の分析では、日本側において「援助要請」「自己表現」「対人関係」に関する記述が比較的多く確認されたのに対し、中国側では「読み書き」「計算」「学習習慣」など、学習準備に関する記述が多く見られた。

さらに、中国では保護者が保育者よりも「知識・能力」を重視する傾向が認められ、保育者と保護者間の認識差が示唆された。

5. 考察

本研究から、日本と中国では小学校適応に対する捉え方に相違があることが示された。

中国側では、「知識・能力」や「学習準備」が重視される傾向が見られた一方、日本側では、「社会性・生活習慣」に加え、「自己表現」「援助要請」「対人関係」など、心理社会的側面を重視する傾向が確認された。

また、日本では保育者と保護者の認識差が比較的小さいのに対し、中国では「知識・能力」に関して保護者と保育者の間に認識差が見られた。これは、学校適応に対する期待や教育観に違いが存在する可能性を示している。

さらに、自由記述では、日本側で「困った時に助けを求める」「気持ちを言葉で伝える」といった内容が比較的多く確認された。このことから、日本側では学校適応を対人関係や心理的安定を含むものとして捉える傾向があることが考えられる。

以上のことから、幼小接続期における学校適応支援には、学習面だけではなく、子どもが安心して新しい環境へ移行できるよう、心理的安定や対人関係を含めた包括的な支援の視点が重要であることが示唆された。

【文献】

文部科学省 (2023) 『幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き』.

文部科学省 (2010) 『子ども期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)』.

中国教育部 (2021) 『教育部关于大力推进幼儿园与小学科学衔接的指导意见』.

丹羽さかの・酒井朗・藤江康彦 (2004) 『幼稚園・保育所・小学校教員と保護者の意識調査』 『お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要』 2, 39-50.

王小英・邓宏・曹书楷 (2013) 『日本幼小衔接的新举措』 『比較教育研究』 277(2), 22-27.

Fabian, H., & Dunlop, A. W. (2007). *Informing Transitions in the Early Years*. Open University Press.

高齢者介護施設における理念浸透を目指す

施設長による実践共同体のモデル構築

—理念浸透研修を通じた施設長の変化—

○ 関西大学 氏名 種橋征子 (0322)

キーワード：理念浸透 施設長 実践共同体

1. 研究目的

介護現場では慢性的な人材不足が続き、離職理由として「理念や運営に対する不満」が指摘されている（介護労働安定センター2025）。この問題の解決には、介護現場に理念を浸透させ、理念に基づく施設経営が必要となる。理念浸透を推進するのは施設長の役割であるが、各施設に一人であり、理念経営に関する疑問や迷いを抱えても共有ができず、孤立する可能性がある。そのため、異なる法人に所属する施設長間で、理念浸透に向けて学び合い、精神的にも支え合う「実践共同体」が有効であると考えた。そこで、理念浸透を目指す施設長に対し、1年間の理念浸透研修を実施し、参加者の認識する自身の変化や気づきを分析することによって、施設長による実践共同体構築の有効性を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、大阪府老人施設協議会老人福祉施設部会の研修として実施した。研修の目標は、「理念を体現すること」である。参加者は、施設長、中間管理職クラス職員全16名で、うち3名はグループワーク（GW）のファシリテーターを兼ねた。研修は全6回、各回2時間で実施した。第4回までは報告者の講義（約30分）とGWを組み合わせ、3つの固定したグループで議論を行った。研修内容は表のとおりである。ファシリテーターとは毎回、講義内容、GWの進行について事前打ち合わせを行った。参加者には、毎回、研修の振り返りと次回に向けた事前課題を提出して

回数	日程	テーマ	講義	グループワーク内容	出席人数
1	5/23	事業計画と理念の関係	理念浸透策とその影響、経営戦略	事業計画と理念の関係の確認	13
2	7/18	理念を体現するために	ミッション・バリュー・ビジョン	自事業所の理念浸透の課題、事業所理念の意味	14
3	9/19	理念の伝え方・概念化	「わかる」「伝える」、リフレクションと概念化	理念が腑に落ちた時を振り返る	15
4	11/21	理念を体現する（計画作成）	リーダーシップ、理念の伝え方	理念を体現する実践計画の作成	14
5	1/23	中間報告	なし	理念を体現する実践の中間報告	10
6	3/13	最終報告	なし	理念を体現する実践の最終報告	13

もらった。本報告で用いた分析データは、第2回事前課題「理念浸透における自身の課題」、第5回振り返り「取り組みを実施して感じる自身・部下の変化」、第6回振り返り「1年間の振り返り」である。データの類似した内容の文章をまとめ、ラベルを付与した。

3. 倫理的配慮

調査対象者に対し、調査結果は学会報告や論文の形で公表するが、話した内容や基本属性については個人を特定できないようにすること、研究以外の目的に使用しないこと、研究への協力は途中で辞退ができること、ICレコーダーで録音したGWの内容、記入済みの振り返りシート等の記録は研究終了後に破棄することを説明し、同意書に署名してもらった。なお、本研究は関西大学人間健康学部・人間健康研究科研究倫理委員会の承認を得て

実施した(2024-21)。また、本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」も順守している。開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

『理念浸透における課題』のラベルは、【自身の理念理解の不足・説明の難しさ】【中間層が理念を説明できない】【現場職員に理念が伝わっていない】【理念を語り合う機会の不足】【業務優先で理念が後回しになる】が挙げられた。

『部下の変化』は、「何を根拠に判断すべきかの指針として理念を捉える意識が一定程度共有されているように感じる」など、【理念を意識した言動の増加】とまとめられた。

『研修を通して得た学び』は、【理念の理解は実践を通して深まる】【理念と日常業務を結びつける重要性】【管理職の理念理解・伝える力・行動の必要性】【経験の共有・概念化・伝達】【理念実践が支援の質や組織に及ぼす影響】【理念を伝える難しさ】が挙げられた。

『研修を通じた自身の変化・気づき』として、【理念への当事者意識の向上】、【理念が判断基準になった】【理念を伝える力・概念化の課題と成長】【聴く力・対話の重要性の理解】【指導方法の変化】【自分のあり方の変化】【視野の拡大】が挙げられた。

『研修の良かったところ』として、【意見交換による学び】【理念を継続的に考える機会】【理念を日常業務に結びつける機会】を得たことが挙げられた。

5. 考察

理念や支援の価値など抽象的な概念を言語化し、経験を内省して意味づけることは、業務に追われる現場職員には容易ではない(種橋 2022)。また、一般介護職員は、理念を実践する上司を尊敬し、その上司の言動の背後にある支援の価値・原理を学んでいる(種橋 2022)。そのため、本研修では、理念が腑に落ちた経験を言語化し、原体験を部下に語り、理念を反映した言動を行うなど理念を体現することを重視し、研修プログラムを設定した。その結果、参加者は講義や理念を体現する実践、振り返り、報告を繰り返すプログラムを通して、理念に対する意識を高めたり、理念を判断基準に用いるようになったなどの変化がみられた。

また、参加者の実践を通して、部下たちも理念を意識した言動が生まれたなど変化がみられ、研修のプログラムの一定の効果が確認された。さらに、この研修を通じた、他施設の事例からの学びや、課題の共有、関係性の深化が研修の価値として挙げられていた。これらの結果から、法人を超えた同じ立場の施設長による「実践共同体」は、学び合い、精神的な支えの双方を提供する有効な取り組みであることが示唆された。

【文献】

介護労働安定センター(2025)『令和6年度介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査 結果報告書』

種橋征子(2022)「高齢者介護施設における経営理念の実態-地域密着型サービス事業所職員に対するインタビュー調査から-」『関西社会福祉研究』8, 39-53.

原子力災害の被災者への電話支援に従事する社会福祉士へのスーパーヴィジョン —スーパーヴァイジーの発達段階モデルからの考察—

○ 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 池田 紀子 (0873)

福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 高橋 歩莉 (日本社会福祉士会 82667)

キーワード：スーパーヴィジョン、原子力災害、支援者支援

1. 実践目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、いまだに多くの福島県民が不安やストレスを抱えながら生活している。福島県立医科大学では、福島県からの委託を受け、県民の健康状態と生活習慣などを把握し適切な支援を提供するため、避難区域等に指定された市町村等の住民約21万人を対象に「こころの健康度・生活習慣に関する調査（ここから調査）」を実施している（倫理申請承認番号2020-239）。調査では対象者に調査票を送付し、調査回答者のうち、こころの健康度や生活習慣に関して相談や支援が必要だと判断された対象者に、社会福祉士、保健師、看護師、公認心理師等からなる多職種のここから健康支援チーム（以下、「支援チーム」と略）が架電による電話支援を行っている。2023年度に実施した電話支援では、子どもの場合、1,661人の回答者から支援が必要と判断した229人のうち68人に電話支援を実施した。相談内容は、学校に関する事、日常生活や習慣、身体面の健康、睡眠、将来への不安等であった。16歳以上の一般の支援対象者の場合、31,372人の回答者から支援が必要と判断した7,600人のうち1,957人に電話支援を実施した。相談内容は、身体面の健康、睡眠、抑うつ、運動、食習慣等であった（福島県 2025）。

支援チームは概ね15名から構成され、社会福祉士Aのほか、保健師、看護師、公認心理師が配置されている。社会福祉士A（以下、「SVee」と略）は、入職時に他県で3年間被災者支援に従事した経験があったが、当時の保健師や看護師は臨床経験が15年以上のベテランであった。「ここから調査」の部門には、スーパーヴィジョン（以下、「SV」と略）を担当する公認心理師の他、社会福祉士B（以下、「SVor」と略）が配置されており、社会福祉士が対応する相談や支援に対してSVを実施する体制が整っている。本報告では、同職種の社会福祉士間で行われたSVの一部を報告し、原子力災害の被災者への電話支援に従事する社会福祉士の葛藤体験について、「SVのプロセスにおける発達段階モデル」（Leeら=2011）から考察する。倫理的配慮については、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に基づき抄録を作成した。筆頭発表者の所属機関においても学会報告する旨の承認を得ており、参加者全員が発表することに同意している。また、本取り組みにおいて開示すべき利益相反はない。

2. 実践の概要

社会福祉士Aは、支援チーム内で電話支援の報告を受け内容を集約する役割を主に担っている。SVでは、社会福祉士Aから社会福祉士Bに対して、「10年前に入職した時、他

の職種のメンバーは精神保健医療のベテランばかりだった。社会福祉士として何ができるのかと思い悩んだ時期があった」と葛藤体験が語られた。現在の他のメンバーとのやりとりを確認すると、「電話支援のスキルについて聞かれることがあるが、期待に応えられない。そのまま話を聞いていたらメンバーの方から『こういう風にしようと思う』と話してくれる。私はそれを尊重するだけ」と語った。SVorは、過去と現在の発言の間にSVeeの成長過程があると考え、SVeeに対し「スーパーヴァイジーの達成課題の例」を提示し、現在の達成課題を確認したところ、SVeeは「第一移行期」の「専門家としてのスキルに自信をつけていくこと」だとの認識を示した。SVorからは、最初にSVor自身の過去の体験を伝えた。「自分も、原発事故の発生直後、医療社会福祉士として勤務していた時に、被災された一般住民からの電話相談を受けたことが多くある。様々な情報が交錯し原子力災害の訓練も知識もないなかで被災者の放射線不安に対応しなくてはならず、被災者に『害を与えないこと』の初級レベルの課題に取り組むのに精一杯だった」。次に、「他のメンバーを上級レベルと捉えたと、第一移行期のSVeeとしてはスキルについて答えられないと葛藤が生じるのは当然のことだと思う。しかし、異職種の専門性に意識を向けるのではなく、社会福祉士としての軸を大事にしてはどうか。既に人の尊厳尊重というソーシャルワークの原則を遵守できている。専門職としてのスキルに自信をもってほしい」と伝えた。SVeeは、「被災者が語ったことに対して、価値判断をしないことが社会福祉士として大切なことだと思う」と述べた。SVorはこれを「中級レベル」の「臨床的な介入」に関する自律的な発言と考え、「SVeeは既に次のレベルの達成課題に取り組んでいるのではないかと伝えた。

3. 実践の成果

多職種チーム内の葛藤体験を、原子力災害による甚大な社会的影響と専門職としての発達段階を関連させて振り返ることで、SVeeに新たな課題に取り組む前向きな変化が生じた。

4. 考察

災害支援現場の社会福祉士には支援者支援やSVの実施が役割として求められている(上野谷 2013)。しかし、災害発生直後は高い専門性と経験を有するベテランによる対応が続くため、初任者への支援やSVを十分に実施できない可能性がある。また、中堅者やベテランでも原子力災害では住民から直接電話で相談を受けた支援者のメンタルヘルスにストレスが生じたとの報告(友常 2023)もあり、支援者支援やSVの必要が考えられる。

【文献】

- 福島県(2025)『第56回「県民健康調査」検討委員会(令和7年7月25日)資料2-1 令和5年度「県民健康調査」こころの健康度・生活習慣に関する調査結果報告』(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/700898.pdf>, 2026.2.6).
- Lee, R.E. and Everett, C.A. (2004) *The Integrative Family Therapy Supervisor: A Primer*, Taylor & Francis Book. (=2011, 福山和女・石井千賀子監訳『家族療法のスーパーヴィジョン—統合的モデル—』, 金剛出版.)
- 友常祐介・矢嶋まゆみ・奥野浩・山本一也(2023)「東日本大震災に伴う原子力災害の住民対応に携わった原子力の研究開発機関職員のメンタルヘルス対策」『労働安全衛生研究』16(1), 29-43.
- 上野谷加代子監修『災害ソーシャルワーク入門—被災地の実践知から学ぶ—』, 中央法規, 2013年, 96-99.

心響きあうために

—盲ろう者のみなさんとのふれあいから感じたこと—

- 東京都立つばさ総合高等学校 伊藤 龍之介（3年次）
 田村祥子（福祉科教諭）
 加藤佑樹（福祉科教諭）

キーワード：ふれあい・絆・コミュニケーション

1. 実践目的

知的・精神障害者移動支援従業者養成研修、全身性障害者移動支援従業者養成研修、同行援護従業者養成研修本校で実施しているが、それに加えて「点字実習」「手話実習」などのコミュニケーションにつながる学びを深める中で、知的や視覚、聴覚、特に盲ろう者を含めた盲重複障害者の方々とのかかわりから、コミュニケーションの根幹に触れる活動を行っている。様々なふれあいから、絆を大切に、心が響きあえるコミュニケーションを目的として活動実践をしている。

本発表は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定」及び「同研究倫理指針」を遵守しており、関係者の同意を得て実施した。なお、本発表に関して開示すべき COI 関係事項はない。

2. 実践の概要

- (1) 本校での福祉の学びの概要
- (2) 様々なボランティア活動
- (3) 盲ろう者とのかかわり
 - ①NPO 法人 A の皆さんとのかかわり
 - ②NPO 法人 B の皆さんとのかかわり
 - ③社会福祉法人 C における家庭福祉科合宿での盲重複障害の皆さんとのかかわり

3. 実践の成果

学校での授業や部活動を通して学習している内容が、資格取得につながるだけでなく、授業や部活動、家庭福祉科合宿などを通して様々な触れ合いを経験することで、それまでは気が付かなかったことや、意識をもって感じようとしていなかったことがたくさんあることに気づかされた。盲ろう者には先天性や後天性、盲ベースやろうベースなど、その方の障害によっても、コミュニケーション方法が、音声、点字・指文字・手書き文字、アルファベットや 50 音の指文字、手話・近接手話・触手話など、一人ひとりに合ったコミュニケーション方法で触れ合っていくことの大切さを学んだ。さらに、盲ろう者に、知的、精神、肢体不自由など様々な障害が重複している方々との触れ合いが自分を大きく成長させてくれた。

4. 考察

8月実施の社会福祉法人Cの2度目参加の合宿に向けて、さらに成長した自分で参加できるように準備を進める。同行援護従業者養成研修で2学期から演習が始まるため、安心安全な同行援護の知識や技術の習得について、さらに学習を深める。盲ろう者向け通訳介助者養成研修についても考察を深め、様々なコミュニケーションの知識や技術についても考えていきたい。

【文献】

『指点字ガイドブック—盲ろう者と心をつなぐ』

認定NPO法人東京盲ろう者友の会 編著（2012年、読書工房）

『新版 同行援護従業者養成研修テキスト』

中央法規出版 著 者

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合＝監修／中野泰志＝編集代表

日本ソーシャルワーク学会第43回大会 実行体制

主催	日本ソーシャルワーク学会 第43回大会実行委員会
大会長	小原 眞知子(日本社会事業大学)
実行委員長	木村 容子(日本社会事業大学)
実行委員	有村 大士(日本社会事業大学)
	ヴィラーク ヴィクトル(日本社会事業大学)
	上村 勇夫(日本社会事業大学)
	宇野 耕司(日本社会事業大学)
	大部 令絵(日本社会事業大学)
	木戸 宜子(日本社会事業大学)
	倉持 香苗(日本社会事業大学)
	佐竹 要平(日本社会事業大学)
	新藤 健太(日本社会事業大学)
	瀧脇 憲(日本社会事業大学)
	永嶋 昌樹(日本社会事業大学)
	贄川 信幸(日本社会事業大学)
	菱沼 幹男(日本社会事業大学)
共催団体	公益社団法人 日本社会福祉士会
	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
	公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
	特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会
後援団体	一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
	公益社団法人 東京社会福祉士会
	一般社団法人 東京精神保健福祉士協会
	一般社団法人 東京都医療ソーシャルワーカー協会
	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
	清瀬市
	社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会

日本ソーシャルワーク学会第43回大会 抄録集

- 発行日■ 2026(令和8)年6月29日
- 編集・発行■ 日本ソーシャルワーク学会第43回大会実行委員会
- 事務局■ 日本社会事業大学 竹丘キャンパス
〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30
メール jsssw.seminar2026@gmail.com